

防災基本計画修正（令和8年7月）の概要（案）

■ 防災基本計画

災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する我が国の防災に関する総合的かつ長期的な計画で、指定行政機関や指定公共機関が作成する防災業務計画や、地方公共団体が作成する地域防災計画の基本となるもの

主な修正項目

関連する法令の改正を踏まえた修正

<気象業務法・水防法の改正>

- ・ 河川氾濫に係る特別警報の新設
- ・ 河川管理者等による都道府県知事等への氾濫に係る通報
- ・ 国（気象庁・国交省）・都道府県共同での高潮の予報・警報

【関連】新たな防災気象情報の運用開始

- ・ 警報・注意報の情報名に「レベル」を付記して発表
- ・ 「警戒レベル4相当」の情報を「危険警報」として発表

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル1	早期注意情報			

- ・ 気象防災速報（記録的短時間大雨等）、時系列情報の提供

令和7年度に発生した災害を踏まえた修正

<カムチャツカ半島東方沖を震源とする地震に伴う津波>

○指定緊急避難場所における避難環境の確保等

- ・ 熱中症対策・防寒対策のためのテント・飲料水・防寒具等の備蓄等
- ・ 衛星電話や監視カメラ、ドローン等の活用による避難者把握

<集中豪雨による三重県四日市市の地下駐車場の浸水>

- ・ 市街地の道路地下構造物の浸水対策の推進

その他の最近の施策の進展等を踏まえた修正

- ・ 防災×テクノロジー官民連携プラットフォームを通じた、企業の先進技術と企業の防災ニーズとのマッチングの推進
- ・ 地方公共団体によるLアラート（災害情報共有システム）を通じた迅速・正確な情報発信
- ・ 要配慮者の円滑な避難のための、指定緊急避難場所におけるバリアフリー環境の整備
- ・ 保健医療福祉調整本部の役割の追加（保健医療福祉活動に必要な物資支援の調整、傷病者の搬送調整）、平時からの国の助言等
- ・ 罹災証明コーディネーター登録制度に関する、平時の登録呼び掛け、発災時の派遣調整
- ・ 自然災害等と武力攻撃事態等との双方を想定した避難施設のデュアルユースの推進

- ・ 訓練を企画・実施する際の基本方針、国の訓練事項、地方公共団体の訓練への留意点等を示すもの
- ・ 継続的・計画的に取り組むべき事項に加え、既往災害からの教訓や社会状況の変化等を反映
- ・ 年度末から年度当初の時期に、中央防災会議で決定するもの

既往災害等を踏まえた災害対応力向上

- スフィア基準等に沿った避難所の生活環境の向上（ベッド・パーティション・トイレ等の設置）や、在宅・車中泊避難者等の状況把握に関する訓練の実施
- 地方公共団体間の広域応援・受援訓練の実施
- 指定緊急避難場所での熱中症や低体温症のリスク等に留意した訓練の実施
- 物資の調達・輸送等の訓練の実施
- 災害時に孤立することが想定される地区への対応訓練の実施
- NPO、ボランティア等、多様な主体と連携した訓練の実施
- 男女共同参画及び要配慮者の視点に立った訓練の実施
- 発災時の情報共有や意思決定に実際に活用できるよう、システムの操作習熟等を図る訓練の実施
- 防災訓練の実施に当たっては、国民保護の取組の紹介や防災訓練に続けた国民保護訓練の実施等、国民保護訓練との連携に留意



要配慮者が参加した避難訓練
（提供：神奈川県平塚市）



避難所宿泊訓練
（提供：北海道広尾町）



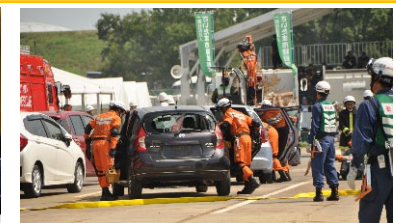
防災訓練に続けた国民保護訓練
（提供：青森県平川市）

より実践的、効果的な訓練

- 「防災の日」（9月1日）に、千島海溝地震、日本海溝地震を想定し、関係地方公共団体と連携した政府本部運営訓練の実施
- 「防災の日」（9月1日）に、首都直下地震を想定し、九都県市合同防災訓練と連携した現地調査訓練の実施
- 南海トラフ地震を想定し、関係地方公共団体や災害派遣医療チームと連携した医療活動訓練の実施
- 大規模災害時を想定し、関係府省庁・地方公共団体や医療関係団体等が連携した船舶医療活動訓練の実施
- 大規模な火事災害等が発生したことを想定し、関係府省庁が連携した事故災害対処訓練の実施



政府本部運営訓練
（出典：首相官邸HP）



九都県市合同防災訓練
（提供：さいたま市）



医療活動訓練



船舶医療活動訓練

火山に関する観測、測量、調査及び研究の進むべき方向性

- **主な目標**として、火山に関する観測、予測、対策の一体的な調査研究の推進により
 - 火山活動の状態や火山ハザードの適切な把握
 - 噴火の時期、場所、規模、様式、推移の予測、及びこれらに基づく火山ハザードの予測を行えるようにすること

- **成果の活用に係るあるべき姿**として、火山活動、火山ハザードの把握や予測に基づく、防災計画の策定や警戒避難対策、噴火発生後の被災対応、復興に資する適切な情報の発信
- 火山研究・実務人材の育成と継続的な確保の取組や、成果を適切に国民、防災関係機関等に提供する取組の推進

当面10年間に推進する火山調査観測に関する事項

火山調査観測の推進

- | | | | |
|--|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 基盤的な調査観測 <ul style="list-style-type: none"> - 陸上観測体制の整備・運用・更新・高度化 - 海域観測体制の整備・運用・高度化 - 噴火履歴、火山体構造等の基礎情報調査 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 機動的な調査観測 <ul style="list-style-type: none"> - 常時観測がしにくい項目や集中的な観測点配置等 - 「機動的な調査観測・解析グループ」による一元的な調査観測の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○ リモートセンシング技術の活用 <ul style="list-style-type: none"> - 衛星、航空機、ドローン、気象レーダー、地上設置カメラ等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 物質科学分析体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> - 即時的・一元的な分析のための中核拠点として「火山噴出物分析センター」の整備・運用 |
|--|--|--|--|

火山に関するデータベース・データ流通

- **データベース**（地球物理学的・物質科学的情報、基礎調査情報、火山ハザード情報）**及びデータ流通プラットフォーム**（連続観測データや即時解析結果等）の整備・運用・更新・高度化

当面10年間に推進すべき火山に関する調査及び研究

火山活動評価手法に関する調査及び研究

- **火山活動評価のための基礎情報に関する調査及び研究**
 - 噴火事象系統樹、階段ダイアグラム、噴火発生場、数十年単位の火山活動状態等
 - 火山活動度の客観的な評価指標の構築
 - 活火山等の選定、活火山の活動度のランク分け など
- **火山活動の状態の把握と予測に関する調査及び研究**
 - 噴火前兆の即時把握に基づく噴火発生予測手法及び噴火発生時の即時把握手法
 - 噴火準備過程や噴火切迫性、火山活動推移過程の評価手法 など

火山ハザード評価手法に関する調査及び研究

- **火山ハザード把握手法に関する調査及び研究**
 - リモートセンシング技術等を活用した火山ハザードの影響範囲の即時把握
 - 火山ハザード把握の即時性向上のための、噴火発生時の即時把握手法との連携 など
- **火山ハザード予測手法に関する調査及び研究**
 - 火山ハザードの影響範囲を予測するためのシミュレーション技術
 - 即時把握した噴火の情報と火山ハザードのシミュレーション技術等を統合した即時火山ハザード予測図の作成手法

総合的な評価を活動火山対策に活用するための調査及び研究

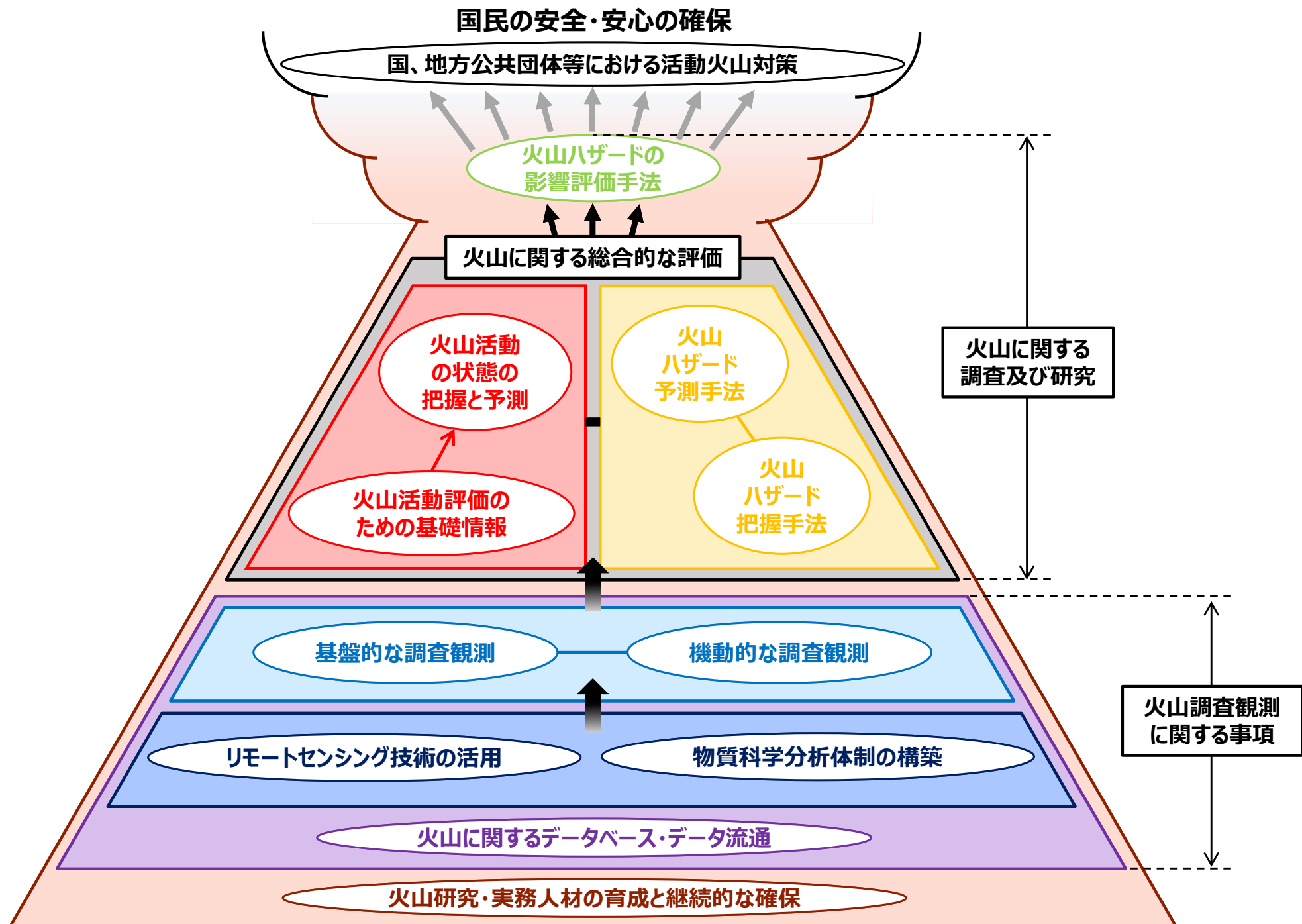
- **火山ハザードの影響評価手法に関する調査及び研究** - 火山ハザード情報を効果的に活用する手法、火山ハザードが社会に与える影響の評価手法

人材の育成と継続的な確保

- **火山研究人材の育成と継続的な確保** - 大学教育、社会人等への学び直し機会提供、関連分野研究者等の参画、大学や研究機関における研究人材の継続的な確保 など
- **火山実務人材の育成と継続的な確保** - 地方公共団体、民間企業等における実務者への専門知識・技能取得支援、地方公共団体等における実務人材の継続的な確保 など

横断的な事項

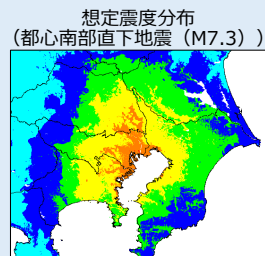
- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 予算の確保・調整等 ○ 火山に関する観測、測量、調査及び研究の成果に関する広報活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地震調査研究推進本部、地震火山観測研究計画（建議）等との連携 ○ 地方公共団体、関係行政機関等との連携 ○ 国際的な連携 |
|---|--|



- **首都直下地震緊急対策推進基本計画**（以下、「基本計画」。）は、首都直下地震対策特別措置法に基づき、**首都直下地震に係る地震防災上緊急に講ずべき対策の推進に関する方針・施策等を定める計画。**
- 平成27年3月の基本計画の策定から約10年が経過することから、中央防災会議の**首都直下地震対策検討ワーキンググループ**において、**被害想定の見直し、新たな防災対策の検討**を実施。同ワーキンググループ報告書（令和7年12月19日公表。以下、「WG報告書」。）を踏まえ、基本計画を変更。（令和8年6月12日閣議決定）

基本計画変更の前提となる新たな被害想定（都心南部直下地震の場合）

新たな被害想定



○ 東京圏は、人口・建物数が極めて膨大。 〔人口：約3,690万人、建物棟数：約965万棟〕			
○ 死者数と全壊・焼失棟数の約7割は、火災によるもの。			
	全体	揺れ等による被害	火災による被害
【人的被害】死者	約1.8万人	約0.6万人	約1.2万人
【建物被害】全壊・焼失	約40万棟	約13万棟	約27万棟
避難者：約480万人、避難所の食料不足（7日間）：約1,300万食			
帰宅困難者：約840万人 ※災害関連死者：約1.6万～4.1万人			

被害の特徴

首都中枢機能
への影響



巨大過密都市を
襲う被害

首都直下地震について

- **首都直下地震は東京圏及びその周辺地域で発生する大規模な地震。**
- **M7クラスの地震はいつどこで発生してもおかしくなく、地震の発生が切迫していると考えて防災対策を行う必要がある。**
- **被害想定の対象とする地震は、発生可能性や首都中枢機能への影響を考慮し、被害が甚大となる「都心南部直下地震」を選定。**

<WG報告書より>

基本計画変更のポイント

機能目標（※）

※首都中枢機能、ライフライン、インフラが
防災直後においても最低限果たすべき目標

- **首都中枢機能（政治中枢・行政中枢・経済中枢）が実施すべき非常時優先業務の継続に係る目標を充実**
- **ライフライン・インフラの復旧等に係る目標を充実**

追加目標例：首都中枢機能の重要設備を有する建物の非常用発電設備への燃料供給を絶やさない。

新たな今後10年の減災目標

想定される死者数 **約1万8千人 から 半減以上**
想定される建築物の全壊・焼失棟数 **約40万棟 から 半減以上**

上記に加え、災害関連死や経済的被害を最大限減らすことを目指す。

具体目標

○「首都直下地震緊急対策区域」を対象とした具体目標を充実
⇒ 具体目標の数：47個 → **189個に拡充**

○国土強靱化実施中期計画等を踏まえた具体目標を設定
（このほか、WG報告書等を踏まえた具体目標※を設定）

※災害に備えた食料品を3日以上備蓄している家庭の割合、感震ブレーカーの設置率 等

基本的方針

緊急に実施すべき主な対策

防災意識の醸成と社会全体での体制構築

- 各個人の防災対策の啓発活動
 - 国民の防災意識の向上
- 企業活動等の維持・早期回復のための備え
 - 事業継続の取組の推進
- 総合的な防災力の向上に資する多様な連携
 - 消防団の充実・強化
 - 避難行動要支援者の避難支援等対策の推進
 - 企業等との協力関係の構築
 - ボランティア活動の実施に向けた環境整備
- 防災DXの加速化
 - 防災分野におけるデジタル技術等の活用等の推進

首都中枢機能の維持

- 首都中枢機能の維持
 - [行政]執行体制及び執務環境の確保
※東京圏において首都中枢機能の維持が困難な事態も想定し、代替拠点を検討。詳細は政府業務継続計画において定める。
 - [金融]金融決済機能の継続性の確保
 - [企業]企業の本社系機能の確保
※企業等のBCPにおける代替拠点の検討促進。
- ライフライン・情報通信インフラ維持
 - 発電・送電システムの耐震化等
 - 燃料の供給体制の確保
 - 通信機能の確保
- 緊急輸送に係る機能維持
 - 鉄道の機能維持に向けた対策
 - 効果的な道路啓開に係る関係機関の連携の強化等

膨大な人的・物的被害への対応強化

- | 予防による被害軽減 | 災害対応力の強化 | 災害対応ニーズの抑制と役割の分担 |
|---|--|---|
| 建築物・施設の耐震化等 <ul style="list-style-type: none">○ 住宅等の耐震化 火災対策 <ul style="list-style-type: none">○ 電気起因する出火の防止○ 密集市街地の整備 ライフライン・インフラの強靱化等 <ul style="list-style-type: none">○ 上下水道施設の耐震化等○ 道路の機能維持・強化に向けた対策○ 港湾・空港の機能維持に向けた対策 新たなライフスタイル定着による被害軽減 <ul style="list-style-type: none">○ 二地域居住・テレワークの推進 | 防災関係機関相互の連携による災害応急体制の整備 <ul style="list-style-type: none">○ 緊急消防援助隊等の充実○ TEC-FORCE活動の強化○ 首都直下地震における応急対策職員派遣制度アクションプランの策定等○ 地方公共団体の受援体制の確保 的確な情報収集・発信 <ul style="list-style-type: none">○ 適時的確な情報の発信○ 外国人等への情報発信の実施 災害時の医療・保健・福祉機能 <ul style="list-style-type: none">○ DMATやDPAT等の充実 物資調達・輸送 <ul style="list-style-type: none">○ 備蓄の充実、物資情報管理の整備 避難生活環境の向上 <ul style="list-style-type: none">○ 避難生活環境の整備等 | 在宅避難の促進 <ul style="list-style-type: none">○ 在宅避難の必要性の普及啓発○ マンション防災 広域的避難への対応 <ul style="list-style-type: none">○ 広域的避難の推進 膨大な数の帰宅困難者等への対応 <ul style="list-style-type: none">○ 一斉帰宅抑制の普及啓発○ 一時滞在施設の確保○ 徒歩帰宅への支援 |

迅速な復興・より良い復興への備え

- 災害廃棄物処理対策
 - 一般廃棄物・災害廃棄物対策
- 地籍調査の加速化
 - 地籍調査の推進
- 事前復興計画等の推進
 - 事前復興に向けた取組の充実

その他

- 国は、各分野の専門家の意見を聞きながら、減災目標を達成するために必要な施策の**具体目標又は定性的な目標の進捗の把握**や課題の共有等のフォローアップを毎年実施。

会長専決事項の処理について

中央防災会議運営要領（以下「運営要領」という。）第5及び第6の規定に基づき、下記のとおり会長専決事項の処理を行ったので、運営要領第7の規定に基づき報告する。

令和8年7月14日

中央防災会議 会長 高市 早苗

記

件 名	年 月 日	事 項
令和7年度「防災週間」及び「火山防災の日」について	R7.8.8	中央防災会議会長通知「令和7年度「防災週間」及び「火山防災の日」について」を各指定行政機関の長、関係都道府県防災会議会長及び指定公共機関の代表宛通知
	小 計	1件
令和7年度「津波防災の日」について	R7.10.10	中央防災会議会長通知「令和7年度「津波防災の日」について」を各指定行政機関の長、関係都道府県防災会議会長及び指定公共機関の代表宛通知
	小 計	1件
降積雪期における防災態勢の強化等について	R7.12.2	中央防災会議会長通知「降積雪期における防災態勢の強化等について」を各指定行政機関の長、関係都道府県防災会議会長及び指定公共機関の代表宛通知
	小 計	1件
融雪出水期における防災態勢の強化について	R8.3.6	中央防災会議会長通知「融雪出水期における防災態勢の強化について」を各指定行政機関の長、関係都道府県防災会議会長及び指定公共機関の代表宛通知
	小 計	1件
梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について	R8.5.29	中央防災会議会長通知「梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について」を各指定行政機関の長、関係都道府県防災会議会長及び指定公共機関の代表宛通知
	小 計	1件
地域防災計画の修正について	R7.12.22	青森県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、富山県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、島根県、岡山県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
	R8.3.16	岩手県、宮城県、福島県、静岡県、三重県、兵庫県、広島県、山口県、福岡県、大分県
	小 計	38件
激甚災害の指定	R7.7.11	令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令
	R7.11.5	令和七年八月五日から九月二十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
	R7.11.14	令和七年十月八日から同月十三日までの間の暴風雨による東京都八丈町及び青ヶ島村の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
	R8.2.9	令和八年一月六日の地震による鳥取県境港市の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
	R8.2.10	令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令
	R8.2.26	令和七年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
	R8.5.12	令和七年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令
	R8.5.18	令和八年四月二十二日に発生した大火による岩手県上閉伊郡大槌町の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
	小 計	8件
合計		51件

防災基本計画修正 新旧対照表（案）

令和8年7月

防災基本計画修正 新旧対照表（案）

第 1 編 総則

修正前	修正後
第 1 編 総則 （略） 第 3 章 防災をめぐる社会構造の変化と対応 ○人口の偏在、少子高齢化、グローバリゼーション、情報通信技術の発達等に伴い我が国の社会情勢は大きく変化しつつある。国、公共機関及び地方公共団体は、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図ることとする。 （略） ・地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、地方防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。 ・新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。 （新設） （略） 第 4 章 防災計画の効果的推進等 （略） 第 2 節 国土強靱化の基本目標を踏まえた防災計画の作成等 ○国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのた	第 1 編 総則 （略） 第 3 章 防災をめぐる社会構造の変化と対応 ○人口の偏在、少子高齢化、グローバリゼーション、情報通信技術の発達等に伴い我が国の社会情勢は大きく変化しつつある。国、公共機関及び地方公共団体は、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図ることとする。 （略） ・地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、地方防災会議の委員への任命、<u>地域における意見の聴取</u>など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や<u>子ども・若者</u>、高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。 ・新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。 ・<u>国際社会の時代を画する変化を踏まえ、防災に関する各種ソフト施策について、国民保護に関する取組も対象とするなど、武力攻撃事態等と自然災害等の双方を想定した避難施設のデュアルユースを推進する環境整備に取り組む必要がある。</u> （略） 第 4 章 防災計画の効果的推進等 （略） 第 2 節 国土強靱化の基本目標を踏まえた防災計画の作成等 ○国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのた

修正前	修正後
め、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、国土強靱化基本計画に基づき、<u>令和2年度に策定した防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策及び</u>令和7年度に策定した第1次国土強靱化実施中期計画による国土強靱化の取組の更なる加速化・深化を踏まえつつ、引き続き、安全、安心かつ災害に屈しない国土づくりをオールジャパンで強力に進めていく。その際、大規模地震後の水害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第11条においては、国の計画は、国土強靱化に関する部分は国土強靱化基本計画を基本とするとされており、国、指定公共機関及び地方公共団体は、国土強靱化に関する部分については、国土強靱化基本計画の基本目標である、 ① 人命の保護が最大限図られる ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 ④ 迅速な復旧・復興 を踏まえ、防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。 (略)	め、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、国土強靱化基本計画に基づき、令和7年度に策定した第1次国土強靱化実施中期計画による国土強靱化の取組の更なる加速化・深化を踏まえつつ、引き続き、安全、安心かつ災害に屈しない国土づくりをオールジャパンで強力に進めていく。その際、大規模地震後の水害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第11条においては、国の計画は、国土強靱化に関する部分は国土強靱化基本計画を基本とするとされており、国、指定公共機関及び地方公共団体は、国土強靱化に関する部分については、国土強靱化基本計画の基本目標である、 ① 人命の保護が最大限図られる ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 ④ 迅速な復旧・復興 を踏まえ、防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。 (略)

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
第2編 各災害に共通する対策編 第1章 災害予防 (略) 第3節 国民の防災活動の促進 (略) 2 防災知識の普及、訓練 (略) (2) 防災訓練の実施、訓練 (略) ○地方公共団体は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。 (新設) (略) 3 国民の防災活動の環境整備 (1) 消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化 (略)	第2編 各災害に共通する対策編 第1章 災害予防 (略) 第3節 国民の防災活動の促進 (略) 2 防災知識の普及、訓練 (略) (2) 防災訓練の実施、訓練 (略) ○地方公共団体は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。 <u>○地方公共団体等は、その実施する防災訓練において、国民保護の取組を紹介することや防災訓練に続けて国民保護訓練を実施することなど、国民保護訓練との連携に留意するものとする。</u> (略) 3 国民の防災活動の環境整備 (1) 消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化 (略)

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
○市町村（都道府県）は、自主防災組織の育成、強化を図り、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとし、住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努めるものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。 （略） 第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え （略） ○国〔内閣府〕は、「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」等の取組を通じて、地方公共団体等のニーズと民間企業等が持つ先進技術とのマッチング支援等を行うことにより、地方公共団体等の災害対応における先進技術の導入を促進するものとする。 （略） 1 災害発生直前対策関係 （略） (2) 住民等の避難誘導體制 ○市町村は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水<u>との</u>同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。 （略） 2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係 (1) 情報の収集・連絡体制の整備 （略）	○市町村（都道府県）は、自主防災組織の育成、強化を図り、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとし、住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努めるものとする。その際、女性<u>や子ども・若者</u>の参画の促進に努めるものとする。 （略） 第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え （略） ○国〔内閣府〕は、「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」等の取組を通じて、地方公共団体・<u>民間企業</u>等のニーズと民間企業等が持つ先進技術とのマッチング支援等を行うことにより、地方公共団体・<u>民間企業</u>等の災害対応における先進技術の導入を促進するものとする。 （略） 1 災害発生直前対策関係 （略） (2) 住民等の避難誘導體制 ○市町村は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水、<u>大規模な火事災害や林野火災と津波の</u>同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。 （略） 2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係 (1) 情報の収集・連絡体制の整備 （略）

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
○国〔内閣府等〕、地方公共団体及び指定公共機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）に集約できるよう努めるものとする。また、国〔内閣府等〕は、本システムを中核に防災情報を共有し災害対応を行うことができる「防災デジタルプラットフォーム」の<u>構築</u>を図るものとする。 （略） 5 救助・救急、医療及び消火活動関係 （略） (3) 保健衛生活動関係 ○都道府県は、大規模災害時に保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（以下、<u>「保健医療福祉調整本部」</u>という。）の整備に努めるものとする。 ○都道府県は、平時から保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の<u>開催等</u>により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努めるものとする。 ○国〔厚生労働省〕は、被災地方公共団体からの公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援派遣並びに物資支援に関する要請に基づき、被災地方公共団体以外の地方公共団体との調整を行う体制を整備するとともに災害時の保健医療福祉活動に関する研究や研修を推進する。 （略） 6 緊急輸送活動関係 （略）	○国〔内閣府等〕、地方公共団体及び指定公共機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）に集約できるよう努めるものとする。また、国〔内閣府等〕は、本システムを中核に防災情報を共有し災害対応を行うことができる「防災デジタルプラットフォーム」の<u>利活用</u>を図るものとする。 （略） 5 救助・救急、医療及び消火活動関係 （略） (3) 保健衛生活動関係 ○都道府県は、大規模災害時に保健医療福祉活動チームの派遣調整、<u>保健医療福祉活動に必要な物資支援の調整、傷病者の搬送調整</u>、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（以下「保健医療福祉調整本部」という。）の整備に努めるものとする。 ○都道府県は、<u>国〔厚生労働省〕の技術的助言等の支援を受けつつ</u>、平時から保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議を<u>開催するなど</u>により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努めるものとする。 ○国〔厚生労働省〕は、<u>都道府県等に対し、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者の連携強化に資する情報提供や技術的助言等の支援を行うものとする。また、</u>被災地方公共団体からの公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援派遣並びに物資支援に関する要請に基づき、被災地方公共団体以外の地方公共団体との調整を行う体制を整備するとともに災害時の保健医療福祉活動に関する研究や研修を推進するものとする。 （略） 6 緊急輸送活動関係 （略）

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
○道路管理者は、自然災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害においては火山噴出物等の道路の障害物除去、雪害においては道路の除雪を含む。）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、道路啓開、応急復旧等（以下「道路啓開等」という。）に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結を推進するものとする。 （新設） （略） ○国〔国土交通省、水産庁〕、港湾管理者及び漁港管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関と連携の下、発災時の港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討するものとする。また、その検討に基づき、その所管する発災後の港湾及び漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。 （略） 7 避難の受入れ及び情報提供活動関係 （略） (1) 避難誘導 （略） ○市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、<u>日本工業</u>	○道路管理者は、自然災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害においては火山噴出物等の道路の障害物除去、雪害においては道路の除雪を含む。）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、道路啓開、応急復旧等（以下「道路啓開等」という。）に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結を推進するものとする。 <u>○国〔国土交通省〕は、災害時の緊急車両の通行確保のため、道路啓開計画に位置付けられた道路啓開ルート上の踏切について災害時優先開放踏切としての指定を進め、災害発生後の踏切の状況等を共有する緊急連絡体制の整備のための取組を推進するものとする。</u> （略） ○国〔国土交通省、水産庁〕、港湾管理者及び漁港管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関と連携の下、発災時の港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討するものとする。また、その検討に基づき、その所管する発災後の港湾及び漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。<u>加えて、港湾管理者は、災害時に港湾の災害応急対策の拠点としての機能を確保するため、必要な民有港湾施設の使用について所有者等との協定の締結に努めるものとする。</u> （略） 7 避難の受入れ及び情報提供活動関係 （略） (1) 避難誘導 （略） ○市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、<u>日本産業</u>

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
<u>規格</u>に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。 (略) (2) 指定緊急避難場所 (略) ○指定緊急避難場所については、市町村は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定するものとする。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。 (新設) (新設) (略) (3) 指定避難所等 (略) ○都道府県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設<u>やホテル・旅館等の民間施設等</u>と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう要請するものとする。 (略)	<u>規格</u>に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。 (略) (2) 指定緊急避難場所 (略) ○指定緊急避難場所については、市町村は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定するものとする。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく<u>とともに、発災後速やかに避難者を把握できるよう衛星電話の配備や監視カメラの設置に努める</u>ものとする。 <u>○市町村は、指定緊急避難場所への避難が長時間にわたることも想定し、熱中症対策及び防寒対策として、指定緊急避難場所においてテントや飲料水、防寒具等の備蓄に努めるものとする。また、民間施設を指定緊急避難場所として活用する場合は、災害時に空調の確保や避難者への備蓄品の提供等が行われるよう、あらかじめ施設管理者との調整に努めるものとする。</u> <u>○市町村は、指定緊急避難場所の整備に当たっては、高齢者や障害者等の要配慮者が円滑に避難を行えるよう、スロープを設置するなど、バリアフリー環境の整備に努めるものとする。</u> (略) (3) 指定避難所等 (略) ○都道府県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう要請するものとする。 (略)

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
○市町村（都道府県）は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。 （新設） （略） （6） 帰宅困難者対策 ○首都圏を始めとする大都市圏においては、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、国〔内閣府、国土交通省等〕及び地方公共団体は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、火山災害において降灰の影響がある場合を含め、必要に応じて、一時滞在施設の確保等を推進するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。 （略） （7） 被災者等への的確な情報伝達活動関係 （略） ○国〔総務省〕は、地方公共団体等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。	○市町村（都道府県）は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。 <u>○都道府県（市町村）は、指定避難所について、武力攻撃事態等においても使用可能な場合には使用することを想定するものとする。</u> （略） （6） 帰宅困難者対策 ○首都圏を始めとする大都市圏においては、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、国〔内閣府、国土交通省等〕及び地方公共団体は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、火山災害において降灰の影響がある場合を含め、必要に応じて、一時滞在施設の確保等を推進するものとする。<u>その際、武力攻撃事態等との避難施設のデュアルユースの推進を図るものとする。</u>また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。 （略） （7） 被災者等への的確な情報伝達活動関係 （略） ○国〔総務省〕は、地方公共団体等と協力し、研修を通じて、<u>地方公共団体等が設置する災害多言語支援センター等の拠点において、</u>災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
(略) 8 物資の備蓄、調達、供給活動関係 (1) 物資の備蓄 (略) ○都道府県は、避難生活に必要な物資について、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、市町村が推計した想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）と市町村により備蓄される量とを勘案し不足が懸念される物資や、市町村の区域を越えた利用が想定される物資を備蓄するよう努めるものとし、その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。 (新設) (略) 11 災害復旧・復興への備え (略) (3) 罹災証明書の発行体制の整備 (略) ○都道府県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。 (新設)	(略) 8 物資の備蓄、調達、供給活動関係 (1) 物資の備蓄 (略) ○都道府県は、避難生活に必要な物資について、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、市町村が推計した想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）と市町村により備蓄される量とを勘案し不足が懸念される物資や、市町村の区域を越えた利用が想定される物資を備蓄するよう努めるものとし、その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。 <u>○地方公共団体は、防災に必要な備蓄と国民保護に必要な備蓄を相互に兼ねることができるとの認識の下、備蓄に取り組むものとする。国〔内閣府等〕は、そうした取組を地方公共団体に促すものとする。</u> (略) 11 災害復旧・復興への備え (略) (3) 罹災証明書の発行体制の整備 (略) ○都道府県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。 <u>○国〔内閣府〕は、被害認定調査や罹災証明書交付に関して経験や知見を有する罹災証明コーディネーターの派遣を通じて、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、地方公共団体に対して、罹災証明コーディネーター登録制</u>

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
(略) 第2章 災害応急対策 (略) 第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 (略) 5 広域的な応援体制 (略) ○国〔国土交通省〕は、非常災害等の発生により港湾の機能に支障が生じ、<u>又は生ずる</u>おそれがある場合において、港湾管理者からの要請があったときには、当該港湾管理者が行う利用調整等の管理業務を実施するものとする。 (略) 第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 (略) 2 交通の確保 (略) (3) 道路啓開等 ○国〔国土交通省〕は、自転車やバイク、無人航空機等の多様な手段の活用による現地調査の実施、経路情報等の収集を行うITSスポットや可搬型路側機等の増強、SNS等を用いた民間から被害情報を収集するシステムの活用、ETC2.0や民間が収集したプローブデータ、AIwebカメラの情報等により得た交通情報と地理空間情報とのデータ連携により、道路の被害状況を効果的かつ効率的に収集・把握し、道路啓開等を行うとともに、道路利用者に道路の通行可否に関する情報が確実に伝わるようICT技術を活用し、<u>ビーコン</u>、E	<u>度の周知や、職員の登録の呼びかけ等を行うものとする。</u> (略) 第2章 災害応急対策 (略) 第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 (略) 5 広域的な応援体制 (略) ○国〔国土交通省〕は、非常災害等の発生により港湾の機能に支障が生じ、<u>若しくは生じる</u>おそれがある場合<u>又は当該非常災害等に係る緊急輸送のために寄港する船舶の隻数が著しく増加することが見込まれる場合</u>において、港湾管理者からの要請があったときには、当該港湾管理者が行う利用調整等の管理業務を実施するものとする。<u>また、国〔国土交通省〕は、必要に応じ、港湾管理者に対し、要請を行うか否かの判断に資する情報を提供するものとする。</u> (略) 第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 (略) 2 交通の確保 (略) (3) 道路啓開等 ○国〔国土交通省〕は、自転車やバイク、無人航空機等の多様な手段の活用による現地調査の実施、経路情報等の収集を行うITSスポットや可搬型路側機等の増強、SNS等を用いた民間から被害情報を収集するシステムの活用、ETC2.0や民間が収集したプローブデータ、AIwebカメラの情報等により得た交通情報と地理空間情報とのデータ連携、<u>人工衛星画像の活用</u>により、道路の被害状況を効果的かつ効率的に収集・把握し、道路啓開等を行うとともに、道路利用者に道路の通行可否に関する情報が確実に伝わるようICT技術

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
TC2.0、情報板、インターネット等により迅速に情報提供するものとする。また、国〔国土交通省、農林水産省〕は、被災地方公共団体等他の道路管理者等に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示するものとする。その場合、緊急輸送道路の確保を最優先に、応急復旧や代替路の設定等を実施することとする。 (略) 第6節 避難の受入れ及び情報提供活動 (略) 2 指定緊急避難場所 ○市町村は、災害時には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。 (新設) 3 指定避難所等 (1) 指定避難所の開設 (略) ○市町村は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、<u>ホテル・旅館等を実質的に</u>福祉避難所として開設するよう努めるものとする。 (略) 7 要配慮者への配慮 ○市町村は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、<u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画</u>を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。	を活用し、ETC2.0、情報板、インターネット等により迅速に情報提供するものとする。また、国〔国土交通省、農林水産省〕は、被災地方公共団体等他の道路管理者等に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示するものとする。その場合、緊急輸送道路の確保を最優先に、応急復旧や代替路の設定等を実施することとする。 (略) 第6節 避難の受入れ及び情報提供活動 (略) 2 指定緊急避難場所 ○市町村は、災害時には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。 <u>○市町村は、指定緊急避難場所に備えられた衛星電話や監視カメラのほか、無人航空機等の活用により、避難者の把握に努めるものとする。</u> 3 指定避難所等 (1) 指定避難所の開設 (略) ○市町村は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、<u>社会福祉施設</u>を福祉避難所として開設するよう努めるものとする。 (略) 7 要配慮者への配慮 ○市町村は、災害時には、<u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画について、避難行動要支援者本人等</u>の同意の有無に関わらず、<u>避難支援等に携わる関係者に対して必要な範囲で躊躇なく速やかに提供するなど、これを効果的に利用し、</u>

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
(略) 9 被災者等への的確な情報伝達活動 (略) (1) 被災者への情報伝達活動 (略) ○国、地方公共団体等は、情報伝達に当たって、防災行政無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。 (略) 第8節 保健衛生、福祉、防疫、遺体対策に関する活動 (略) 1 保健衛生 (略) ○国〔厚生労働省〕は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援派遣計画の作成など保健衛生活動の調整を行うものとする。 (略) ○被災都道府県は、必要に応じ、その地域内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努めるものとする。	避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。 (略) 9 被災者等への的確な情報伝達活動 (略) (1) 被災者への情報伝達活動 (略) ○国、地方公共団体等は、情報伝達に当たって、防災行政無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るものとする。<u>その際、地方公共団体等は、Lアラート（災害情報共有システム）を通じた災害関連情報等の迅速かつ正確な発信に努めるものとする。</u>また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。 (略) 第8節 保健衛生、福祉、防疫、遺体対策に関する活動 (略) 1 保健衛生 (略) ○国〔厚生労働省〕は、<u>被災都道府県の保健医療福祉調整本部による保健医療福祉活動チームの派遣調整や物資支援等の調整が円滑に行われるよう、情報を収集・分析し、必要な情報提供や助言等を行うものとする。</u>また、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援派遣計画の作成など保健衛生活動の調整を行うものとする。 (略) ○被災都道府県は、<u>保健医療福祉調整本部において、保健医療福祉活動チームの派遣調整や物資支援等の調整が円滑に行われるよう、国〔厚生労働省〕からの</u>

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
(略) 第3章 災害復旧・復興 (略) 第3節 計画的復興の進め方 (略) 2 防災まちづくり ○地方公共団体は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努めるものとする。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。 (略) ○国及び地方公共団体は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。 第4節 被災者等の生活再建等の支援 (略) ○都道府県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の	<u>情報提供や助言等を踏まえつつ、必要な措置を講じるものとする。また、必要に応じ、その地域内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努めるものとする。</u> (略) 第3章 災害復旧・復興 (略) 第3節 計画的復興の進め方 (略) 2 防災まちづくり ○地方公共団体は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努めるものとする。併せて、障害者、高齢者、女性<u>や子ども・若者</u>等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。 (略) ○国及び地方公共団体は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。併せて、障害者、高齢者、女性<u>や子ども・若者</u>等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。 第4節 被災者等の生活再建等の支援 (略) ○都道府県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。 (新設)	市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。 <u>○国〔内閣府〕及び都道府県は、住家被害の調査や罹災証明書の交付に関し、被災市町村に経験のある職員が少ないなど円滑な事務の実施体制に懸念がある場合には、必要に応じて、調査の実施に係る計画の策定等に関する支援を行う罹災証明コーディネーターの派遣について調整を行うものとする。</u>
(略)	(略)

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
第3編 地震災害対策編 第1章 災害予防 (略) 第2節 地震に強い国づくり、まちづくり (略) 3 地震に強いまちづくり (略) (2) 建築物の安全化 (略) ○国〔国土交通省〕、地方公共団体及び建築物の所有者等は、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、<u>エレベーターにおける閉じ込め防止</u>等を図るものとする。また、国〔国土交通省、気象庁〕は、超高層建築物等における長周期地震動対策として、新築時に長周期地震動を考慮した設計を求めるとともに、既存の超高層建築物等の長周期地震動対策としての診断・改修の推進や、長周期地震動に関する情報提供を図るものとする。 (新設) (略) 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え (略) 4 緊急輸送活動関係 (略) ○国〔国土交通省〕及び港湾管理者は、緊急輸送等災害時に必要な<u>航路等</u>の機能を確保するため、<u>航路等の水域沿い</u>の港湾施設を管理する民間事業者等に対し	第3編 地震災害対策編 第1章 災害予防 (略) 第2節 地震に強い国づくり、まちづくり (略) 3 地震に強いまちづくり (略) (2) 建築物の安全化 (略) ○国〔国土交通省、<u>内閣府、消防庁</u>〕、地方公共団体及び建築物の所有者等は、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策等を図るものとする。また、国〔国土交通省、気象庁〕は、超高層建築物等における長周期地震動対策として、新築時に長周期地震動を考慮した設計を求めるとともに、既存の超高層建築物等の長周期地震動対策としての診断・改修の推進や、長周期地震動に関する情報提供を図るものとする。 <u>○国〔国土交通省〕、地方公共団体は、地震時管制運転装置の設置、関係事業者における閉じ込め者の早期救出体制の整備、施設管理者によるエレベーター内への防災備蓄品の配置を促進するなどによりエレベーターの安全対策を推進するものとする。</u> (略) 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え (略) 4 緊急輸送活動関係 (略) ○国〔国土交通省〕及び港湾管理者は、緊急輸送等災害時に必要な<u>船舶の交通又は臨港交通施設</u>の機能を確保するため、<u>損壊又は倒壊した場合にこれら機能に</u>

第3編 地震災害対策編

修正前				修正後			
て、施設の維持管理状況の報告を求めるとともに、必要に応じて立入検査を行うものとする。また、施設の維持管理が適切に行われず、災害時に船舶の航行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、適正な維持管理のため措置を講ずべきことを命じ、又は勧告を行うものとする。 (略) 第2章 災害応急対策 (略) ○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合の対応については、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」に定めるところによる。 ○大規模地震が発生したときに行う応急対策活動は、本章に定めるところに加え、「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」に定めるところによるほか、別表の上欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表の下欄に掲げる計画等に定めるところによるものとする。 (略) 別表（第2章関係）				支障を及ぼすおそれのある港湾施設を管理する民間事業者等に対して、施設の維持管理状況の報告を求めるとともに、必要に応じて立入検査を行うものとする。また、港湾管理者は、施設の維持管理が適切に行われず、災害時に必要な船舶の交通又は臨港交通施設の機能に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、適正な維持管理のため措置を講ずべきことを命じ、又は勧告を行うものとする。 (略) 第2章 災害応急対策 (略) ○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合の対応については、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」に定めるところによる。 ○大規模地震が発生したときに行う応急対策活動は、本章に定めるところに加え、「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」に定めるところによるほか、別表の上欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表の下欄に掲げる計画等に定めるところによるものとする。 (略) 別表（第2章関係）			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和7年6月改定）	・「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成28年3月29日中央防災会議幹事会決定、令和7年6月改定）	・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（令和5年5月23日中央防災会議幹事会決定、令和7年6月改定）	(略)	・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和8年7月改定）	・「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成28年3月29日中央防災会議幹事会決定、令和8年7月改定）	・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（令和5年5月23日中央防災会議幹事会決定、令和8年7月改定）

第4編 津波災害対策編

修正前	修正後
第4編 津波災害対策編 第1章 災害予防 (略) ○大規模地震に伴う津波が発生したときに行う応急対策活動は、本章に定めるところに加え、「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」に定めるところによるほか、別表の上欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表の下欄に掲げる計画等に定めるところによるものとする。 (略) 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え (略) 1 災害発生直前対策関係 (略) (2) 住民等の避難誘導體制 (略) ○ただし、各地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市町村は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討に当たっては、都道府県警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。 (略) 4 緊急輸送活動関係 (略) ○国〔国土交通省〕及び港湾管理者は、緊急輸送等災害時に必要な<u>航路等</u>の機能	第4編 津波災害対策編 第1章 災害予防 (略) ○大規模地震に伴う津波が発生したときに行う応急対策活動は、本章に定めるところに加え、「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」に定めるところによるほか、別表の上欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表の下欄に掲げる計画等に定めるところによるものとする。 (略) 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え (略) 1 災害発生直前対策関係 (略) (2) 住民等の避難誘導體制 (略) ○ただし、各地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市町村は、<u>各地域による自動車利用や避難経路の事前選定、指定緊急避難場所の駐車スペースの拡充など</u>、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する<u>とともに、平時から避難訓練の実施に努める</u>ものとする。検討に当たっては、都道府県警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。 (略) 4 緊急輸送活動関係 (略) ○国〔国土交通省〕及び港湾管理者は、緊急輸送等災害時に必要な<u>船舶の交通又</u>

第4編 津波災害対策編

修正前	修正後				
を確保するため、<u>航路等の水域沿いの</u>港湾施設を管理する民間事業者等に対して、施設の維持管理状況の報告を求めるとともに、必要に応じて立入検査を行うものとする。また、施設の維持管理が適切に行われず、災害時に船舶の<u>航行</u>に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、適正な維持管理のため措置を講ずべきことを命じ、又は勧告を行うものとする。 (略) 第2章 災害応急対策 (略) ○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、北海道・三陸沖後発地震注意情報が<u>発信</u>された場合の対応については、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」に定めるところによる。 (略) 別表（第2章関係） <table border="1" data-bbox="89 906 1084 1150"> <tr> <td data-bbox="89 906 622 1150">(略) ・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和<u>7</u>年<u>6</u>月改定)</td><td data-bbox="624 906 1084 1150">・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(令和5年5月23日中央防災会議幹事会決定、令和<u>7</u>年<u>6</u>月改定)</td></tr> </table>	(略) ・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和 <u>7</u> 年 <u>6</u> 月改定)	・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(令和5年5月23日中央防災会議幹事会決定、令和 <u>7</u> 年 <u>6</u> 月改定)	<u>は臨港交通施設</u>の機能を確保するため、<u>損壊又は倒壊した場合にこれら機能に支障を及ぼすおそれのある</u>港湾施設を管理する民間事業者等に対して、施設の維持管理状況の報告を求めるとともに、必要に応じて立入検査を行うものとする。また、<u>港湾管理者は、</u>施設の維持管理が適切に行われず、災害時に<u>必要な</u>船舶の<u>交通又は臨港交通施設の機能</u>に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、適正な維持管理のため措置を講ずべきことを命じ、又は勧告を行うものとする。 (略) 第2章 災害応急対策 (略) ○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、北海道・三陸沖後発地震注意情報が<u>発表</u>された場合の対応については、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」に定めるところによる。 (略) 別表（第2章関係） <table border="1" data-bbox="1131 906 2148 1150"> <tr> <td data-bbox="1131 906 1664 1150">(略) ・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和<u>8</u>年<u>7</u>月改定)</td><td data-bbox="1666 906 2148 1150">・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(令和5年5月23日中央防災会議幹事会決定、令和<u>8</u>年<u>7</u>月改定)</td></tr> </table>	(略) ・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和 <u>8</u> 年 <u>7</u> 月改定)	・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(令和5年5月23日中央防災会議幹事会決定、令和 <u>8</u> 年 <u>7</u> 月改定)
(略) ・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和 <u>7</u> 年 <u>6</u> 月改定)	・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(令和5年5月23日中央防災会議幹事会決定、令和 <u>7</u> 年 <u>6</u> 月改定)				
(略) ・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和 <u>8</u> 年 <u>7</u> 月改定)	・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(令和5年5月23日中央防災会議幹事会決定、令和 <u>8</u> 年 <u>7</u> 月改定)				

第5編 風水害対策編

修正前	修正後
第5編 風水害対策編 第1章 災害予防 第1節 風水害に強い国づくり、まちづくり (略) 2 風水害に強いまちづくり (1) 風水害に強いまちの形成 (略) ○市町村は、<u>立地適正化計画による都市のコンパクト化</u>及び防災まちづくりの推進に<u>あ</u>たっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定<u>するとともに、同計画に</u>ハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。 (略) ○国〔環境省〕は、盛土による災害防止に向けた総点検を踏まえ、都道府県等が行う人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれがある盛土のうち、産業廃棄物の不法投棄等の可能性がある盛土に関する詳細調査、<u>及び</u>崩落の危険があり、かつ産業廃棄物の不法投棄等が確認された盛土に対する支障除去等の対策を支援するものとする。 (略) ○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は、アンダーパス部等<u>の道路の</u>冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。さらに、国〔国土交通省〕は、応急復旧資機材の確保や貸与等による地方公共団体への支援を推進するものとする。 (略)	第5編 風水害対策編 第1章 災害予防 第1節 風水害に強い国づくり、まちづくり (略) 2 風水害に強いまちづくり (1) 風水害に強いまちの形成 (略) ○市町村は、<u>コンパクト・プラス・ネットワークの形成</u>及び防災まちづくりの推進に<u>当</u>たっては、<u>立地適正化計画において、</u>災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定<u>し、</u>ハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。 (略) ○国〔環境省〕は、盛土による災害防止に向けた総点検を踏まえ、都道府県等が行う人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれがある盛土のうち、産業廃棄物の不法投棄等の可能性がある盛土に関する詳細調査<u>の結果</u>、崩落の危険があり、かつ産業廃棄物の不法投棄等が確認された盛土に対する支障除去等の対策を支援するものとする。 (略) ○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は、<u>道路の</u>アンダーパス部等<u>や市街地の道路地下構造物における冠水等</u>を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。さらに、国〔国土交通省〕は、応急復旧資機材の確保や貸与等による地方公共団体への支援を推進するものとする。 (略)

修正前	修正後
○国〔農林水産省、国土交通省〕及び地方公共団体は、下記の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。 (略) ・国〔国土交通省、国土地理院〕及び地方公共団体は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。 (略) ・国〔国土交通省〕及び都道府県は、洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川（以下「洪水予報河川等」という。）等について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。また、都道府県は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定情報を提供するように努めるものとする。 (略) 第2節 国民の防災活動の促進 (略) 2 防災知識の普及、訓練 (1) 防災知識の普及 (略) ○国〔国土交通省、気象庁〕は、河川の洪水時の状況を住民が容易に理解できるよう、河川情報や、洪水<u>警報の危険度分布</u>などの気象情報及び起こりうる洪水等の現象の解説に努め、報道機関等の協力を得て、国民に正確な知識を普及するものとする。	○国〔農林水産省、国土交通省〕及び地方公共団体は、下記の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。 (略) ・国〔国土交通省、国土地理院〕及び地方公共団体は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスク<u>情報</u>の提供に努めるものとする。 (略) ・国〔国土交通省〕及び都道府県は、洪水予報を実施する河川又は<u>洪水</u>特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川（以下「洪水予報河川等」という。）等について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。また、都道府県は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定情報を提供するように努めるものとする。 (略) 第2節 国民の防災活動の促進 (略) 2 防災知識の普及、訓練 (1) 防災知識の普及 (略) ○国〔国土交通省、気象庁〕は、河川の洪水時の状況を住民が容易に理解できるよう、河川情報や、洪水<u>キキクル（洪水の危険度を地図形式で示した情報）</u>などの気象情報及び起こりうる洪水等の現象の解説に努め、報道機関等の協力を得て、国民に正確な知識を普及するものとする。

修正前	修正後
○国〔国土交通省、気象庁〕は、土砂災害の状況を住民が容易に理解できるよう、<u>土砂災害警戒情報・大雨警報（土砂災害）の危険度分布</u>などの気象情報及び起こりうる土砂災害等の現象の解説に努め、報道機関等の協力を得て、国民に正確な知識を普及するものとする。 ○国〔内閣府、気象庁〕は、台風等による暴風時や竜巻等突風の発生時の状況を住民が容易に理解できるよう、暴風警報や<u>竜巻注意情報</u>等の暴風や竜巻等突風に関する情報の解説に努める。国〔気象庁〕は、報道機関等の協力を得て、国民に正確な知識を普及するものとする。 （略） 第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え （略） 1 災害発生直前対策関係 （1） 警報等の発表及び伝達 ○国〔国土交通省、気象庁〕及び都道府県は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。 ○国〔気象庁〕は、気象特別警報、警報及び注意報については、警戒・注意の必要な<u>市町村</u>を明確にし、効果的な防災対応につながるよう、市町村ごとに発表するものとする。その際、災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝える<u>洪水警報の危険度分布</u>等の情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足するものとする。 （新設）	○国〔国土交通省、気象庁〕は、土砂災害の状況を住民が容易に理解できるよう、<u>土砂キキクル（土砂災害の危険度を地図形式で示した情報）</u>などの気象情報及び起こりうる土砂災害等の現象の解説に努め、報道機関等の協力を得て、国民に正確な知識を普及するものとする。 ○国〔内閣府、気象庁〕は、台風等による暴風時や竜巻等突風の発生時の状況を住民が容易に理解できるよう、暴風警報や<u>気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）</u>等の暴風や竜巻等突風に関する情報の解説に努める。国〔気象庁〕は、報道機関等の協力を得て、国民に正確な知識を普及するものとする。 （略） 第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え （略） 1 災害発生直前対策関係 （1） 警報等の発表及び伝達 ○国〔国土交通省、気象庁〕及び都道府県は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、<u>これらの特別警報、危険警報、警報及び注意報については、警戒レベルに合わせた数字を付記した名称で発表することで</u>住民の自発的な避難判断等を促すものとする。 ○国〔気象庁〕は、気象<u>等</u>の特別警報、<u>危険警報</u>、警報及び注意報については、警戒・注意の必要な<u>範囲</u>を明確にし、効果的な防災対応につながるよう、市町村<u>又は河川</u>ごとに発表するものとする。その際、災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を呼びかける情報や<u>気象状況の見通しを示す情報</u>、危険度やその切迫度を伝える<u>キキクル</u>等の情報を分かりやすく提供することで、気象<u>等</u>の特別警報、<u>危険警報</u>、警報及び注意報を適切に補足するものとする。 <u>○国〔気象庁〕は、記録的短時間大雨や線状降水帯、竜巻等の顕著な現象が発生又は発生しつつある場合には、「気象防災速報（記録的短時間大雨）」等の気象防災速報を発表することで、気象等の特別警報、危険警報、警報及び注意報を</u>

修正前	修正後
(略) ○国〔気象庁〕は、地方公共団体における迅速かつ適切な避難指示等の発令及び避難誘導の判断並びに住民等の適切な避難行動に資するよう、警報等の伝達内容についてあらかじめ検討しておくものとする。併せて、<u>洪水警報の危険度分布</u>や<u>大雨</u>警報などの防災気象情報について利活用状況の把握に努め、その結果を踏まえた防災気象情報の改善及び更なる利活用の推進を図るものとする。 (略) (2) 住民の避難誘導体制 (略) ○市町村は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等について、国〔国土交通省、気象庁等〕、都道府県及び水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や<u>判断</u>基準、伝達<u>方法を明確にしたマニュアルを作成する</u>ものとする。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。 (略) ○市町村は、<u>気象</u>警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。 (略) ○市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、<u>洪水</u>警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水<u>警報の危険度分布</u>等により具	<u>適切に補足するものとする。</u> (略) ○国〔気象庁〕は、地方公共団体における迅速かつ適切な避難指示等の発令及び避難誘導の判断並びに住民等の適切な避難行動に資するよう、警報等の伝達内容についてあらかじめ検討しておくものとする。併せて、<u>キキクル</u>や警報などの防災気象情報について利活用状況の把握に努め、その結果を踏まえた防災気象情報の改善及び更なる利活用の推進を図るものとする。 (略) (2) 住民の避難誘導体制 (略) ○市町村は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等について、国〔国土交通省、気象庁等〕、都道府県及び水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や<u>具体的な発令</u>基準、伝達<u>手段等を設定する</u>ものとする。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。 (略) ○市町村は、警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。 (略) ○市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、<u>レベル4 氾濫危険</u>警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水<u>キキクル</u>等によ

修正前	修正後
体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。国〔国土交通省、気象庁〕及び都道府県は、市町村に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。 ○市町村は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、<u>土砂災害警戒情報</u>等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂<u>災害の危険度分布</u>等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。国〔国土交通省、気象庁〕及び都道府県は、市町村に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行うものとする。 ○市町村は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の対象区域を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。国〔国土交通省、気象庁〕は、市町村に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。 (略) (3) 災害未然防止活動	り具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。国〔国土交通省、気象庁〕及び都道府県は、市町村に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。 ○市町村は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、<u>レベル4土砂災害危険警報</u>等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂<u>キキクル</u>等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。国〔国土交通省、気象庁〕及び都道府県は、市町村に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行うものとする。 ○市町村は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、<u>レベル4高潮危険警報</u>等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の対象区域を段階的に定めておくなど、<u>レベル4高潮危険警報</u>等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。国〔国土交通省、気象庁〕は、市町村に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。 (略) (3) 災害未然防止活動

修正前	修正後
(略) ○国〔国土交通省〕及び道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察機関及び消防機関等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。 ○国〔海上保安庁〕は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域等において、監視体制の強化を図るとともに、必要に応じて、船艇による指導、船舶交通の規制を行うものとする。さらに、三大湾等において、異常気象等により船舶交通の危険が生じるおそれがある場合には、船舶に対し湾外等の安全な海域への避難勧告等の船舶交通の規制を行うものとする。 (略) 2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係 (1) 情報の収集・連絡体制の整備 (略) ○国〔気象庁〕は、台風、前線の活動、集中豪雨、線状降水帯、竜巻等突風等に係る動向を観測し、<u>気象</u>、高潮、波浪、<u>洪水</u>の警報等、台風、大雨、線状降水帯、竜巻等突風の現象に関する情報等を迅速かつ確実に発表するための体制及び施設・設備の充実を図るものとする。また、台風等による高潮の常時監視・観測を行う体制及び施設、設備の充実を図るものとする。 (略) ○国〔国土交通省〕は、多重無線、光ファイバー、移動通信回線、テレメーター化した通信網等を利用し、河川・水路の水位情報、流域の浸水情報、レーダー雨（雪）量計情報、道路の冠水情報等を把握するとともに、水門、排水機場等の河川管理施設や水文観測所等のデータの収集、監視カメラシステム等によるモニタリング、警報設備、<u>ビーコン</u>及び情報板による情報提供等、これらを集中管理するシステムを構築するものとする。 (略)	(略) ○国〔国土交通省〕及び道路管理者は、道路の冠水<u>等</u>による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察機関及び消防機関等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。 ○国〔海上保安庁〕は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域等において、監視体制の強化を図るとともに、必要に応じて、船艇<u>等</u>による指導、船舶交通の規制を行うものとする。さらに、三大湾等において、異常気象等により船舶交通の危険が生じるおそれがある場合には、船舶に対し湾外等の安全な海域への避難勧告等の船舶交通の規制を行うものとする。 (略) 2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係 (1) 情報の収集・連絡体制の整備 (略) ○国〔気象庁〕は、台風、前線の活動、集中豪雨、線状降水帯、竜巻等突風等に係る動向を観測し、<u>大雨、暴風、土砂災害</u>、高潮、波浪、<u>河川氾濫</u>の警報等、台風、大雨、線状降水帯、竜巻等突風の現象に関する情報等を迅速かつ確実に発表するための体制及び施設・設備の充実を図るものとする。また、台風等による高潮の常時監視・観測を行う体制及び施設、設備の充実を図るものとする。 (略) ○国〔国土交通省〕は、多重無線、光ファイバー、移動通信回線、テレメーター化した通信網等を利用し、河川・水路の水位情報、流域の浸水情報、レーダー雨（雪）量計情報、道路の冠水情報等を把握するとともに、水門、排水機場等の河川管理施設や水文観測所等のデータの収集、監視カメラシステム等によるモニタリング、警報設備、<u>ETC 2. 0</u>及び情報板による情報提供等、これらを集中管理するシステムを構築するものとする。 (略)

修正前	修正後
第2章 災害応急対策 (略) 第1節 災害発生直前の対策 (略) 1 風水害に関する警報等の伝達 ○国〔国土交通省、気象庁〕及び都道府県は、防災気象情報の提供にあたり、参考となる警戒レベルも併せて提供するものとする。 ○国〔気象庁〕は、風、降雨等の気象現象により災害が発生する可能性がある場合には、地方公共団体等における避難指示等の発令等の災害応急対策の実施や住民の自主的防災活動に資するため、現象の状況に応じて、大雨、<u>暴風</u>、高潮等の特別警報、警報及び注意報並びにその補足的な情報等の防災気象情報を都道府県等に伝達するとともに、報道機関等の協力を求めて住民等に周知する。 (略) ○国〔気象庁〕は、迅速な水防活動等災害応急対策の実施等を支援するために、流域雨量指数の予測値、洪水<u>警報の危険度分布</u>及び降水短時間予報等の雨量予報情報の提供に努めるものとする。 ○国〔気象庁〕は、竜巻等突風による被害の軽減に資するために、<u>竜巻注意情報</u>等の竜巻等突風に関する予測情報の提供に努めるものとする。 (略) ○都道府県又は市町村は、都道府県又は市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したもののにおいて、雨水出水特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは、水位を示し、その状況を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに都道府県にあっては関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。	第2章 災害応急対策 (略) 第1節 災害発生直前の対策 (略) 1 風水害に関する警報等の伝達 ○国〔国土交通省、気象庁〕及び都道府県は、防災気象情報の提供にあたり、参考となる警戒レベルに<u>合わせた数字を付記して</u>提供するものとする。 ○国〔気象庁〕は、風、降雨等の気象現象により災害が発生する可能性がある場合には、地方公共団体等における避難指示等の発令等の災害応急対策の実施や住民の自主的防災活動に資するため、現象の状況に応じて、大雨、<u>土砂災害</u>、高潮、<u>河川氾濫</u>等の特別警報、<u>危険警報</u>、警報及び注意報並びにその補足的な情報等の防災気象情報を都道府県等に伝達するとともに、報道機関等の協力を求めて住民等に周知する。 (略) ○国〔気象庁〕は、迅速な水防活動等災害応急対策の実施等を支援するために、流域雨量指数の予測値、洪水<u>キキクル</u>及び降水短時間予報等の雨量予報情報の提供に努めるものとする。 ○国〔気象庁〕は、竜巻等突風による被害の軽減に資するために、<u>気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）</u>等の竜巻等突風に関する予測情報の提供に努めるものとする。 (略) ○都道府県又は市町村は、都道府県又は市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したもののにおいて、雨水出水特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは、水位を示し、その状況を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに都道府県にあっては関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。

修正前	修正後
(新設) ○都道府県は、区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、高潮特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは、水位を示し、その状況を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者、量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。 (新設) ○国〔気象庁〕及び都道府県は共同して、大雨による土砂災害の危険度が高まったときに、市町村長が防災活動の実施や住民等への避難指示等の発令を適時適切に判断することができるよう、<u>土砂災害警戒情報を作成・発表し</u>、市町村長等に通知及び一般へ周知するとともに、避難指示等の発令対象区域を特定するための参考情報<u>として、土砂災害警戒情報を補足する情報</u>の提供に努めるものとする。 (略) ○市町村、放送事業者等は、伝達を受けた警報等を市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。以下本節中同じ。）等により、住民等への伝達に努めるものとす	<u>○国〔国土交通省、気象庁〕と都道府県は共同して、高潮により国民経済上重大な損害が生じるおそれがあるものとして国土交通大臣が指定した海岸において、高潮のおそれがあると認められるときは、水位を示し、その状況を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。</u> ○都道府県は、区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、高潮特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは、水位を示し、その状況を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者、量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。 <u>○河川管理者、下水道管理者又は海岸管理者は、その管理する河川、下水道又は海岸について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその状況を関係都道府県知事等に通報するものとする。通報を受けた都道府県知事（通報者が国土交通大臣である場合は国土交通大臣）は、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、当該通報に係る事項を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。</u> ○国〔気象庁〕及び都道府県は共同して、大雨による土砂災害の危険度が高まったときに、市町村長が防災活動の実施や住民等への避難指示等の発令を適時適切に判断することができるよう、<u>レベル4土砂災害危険警報</u>を市町村長等に通知及び一般へ周知するとともに、避難指示等の発令対象区域を特定するための参考<u>となる</u>情報の提供に努めるものとする。 (略) ○市町村、放送事業者等は、伝達を受けた警報等を市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。以下本節中同じ。）等により、住民等への伝達に努めるものとす

第5編 風水害対策編

修正前	修正後
る。なお、市町村は、大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達するものとする。 (略) 第3節 災害の拡大・二次災害・複合災害の防止及び応急復旧活動 1 災害の拡大防止と二次災害の防止活動 (略) ○国〔気象庁〕及び都道府県は、地震等により土砂災害等に係る諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった場合には、必要に応じて<u>大雨警報及び土砂災害警戒情報</u>等の発表基準の引下げを実施するものとする。 (略)	る。なお、市町村は、大雨、暴風、<u>土砂災害</u>、高潮、<u>河川氾濫</u>等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達するものとする。 (略) 第3節 災害の拡大・二次災害・複合災害の防止及び応急復旧活動 1 災害の拡大防止と二次災害の防止活動 (略) ○国〔気象庁〕及び都道府県は、地震等により土砂災害等に係る諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった場合には、必要に応じて<u>レベル4土砂災害危険警報</u>等の発表基準の引下げを実施するものとする。 (略)

第7編 雪害対策編

修正前	修正後
第7編 雪害対策編 (略) 第2章 災害応急対策 (略) 第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 (略) 2 交通の確保 (略) (3) 道路啓開等 (略) ○国〔国土交通省〕は、道路の通行規制等が行われている場合、ICT技術を活用し、道路利用者に対して<u>ビーコン</u>、情報板、インターネット等により道路啓開等の状況を、迅速に情報提供することとする。 (略)	第7編 雪害対策編 (略) 第2章 災害応急対策 (略) 第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 (略) 2 交通の確保 (略) (3) 道路啓開等 (略) ○国〔国土交通省〕は、道路の通行規制等が行われている場合、ICT技術を活用し、道路利用者に対して<u>ETC 2.0</u>、情報板、インターネット等により道路啓開等の状況を、迅速に情報提供することとする。 (略)

第12編 原子力災害対策編

修正前	修正後
第12編 原子力災害対策編 第1章 災害予防 (略) 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え (略) ○国〔内閣府、関係省庁〕、地方公共団体等は、各地域の地域原子力防災協議会において、避難計画を含むその地域の緊急時における対応（以下本編において「緊急時対応」という。）が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることを確認するものとする。内閣府は、原子力防災会議の了承を求めるため、同協議会における確認結果を原子力防災会議に報告するものとする。 (略) 1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係 (略) (9) <u>緊急事態応急対策等拠点施設</u>の指定、整備 (略) (10) 緊急時モニタリング体制の整備 (略) ○国〔海上保安庁〕は、海上における緊急時モニタリングに関し、原子力災害対策本部が国〔海上保安庁〕に対し要請を行ったとき又は都道府県知事が管区海上保安本部長に対し要請を行ったときは、船艇を出動させるなど、緊急時モニタリングのための海上行動に関し、対応可能な範囲で、必要な支援をするための適切な体制を整備するものとする。 (略) 2 避難の受入れ及び情報提供活動関係	第12編 原子力災害対策編 第1章 災害予防 (略) 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え (略) ○国〔内閣府、関係省庁〕、地方公共団体等は、各地域の地域原子力防災協議会において、避難計画を含むその地域の緊急時における対応（<u>対象となる原子力発電所の緊急時における対応のほか、当該原子力発電所の原子力災害対策重点区域内に所在する他の原子力事業所の緊急時における対応を含むことができる。</u>以下本編において「緊急時対応」という。）が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることを確認するものとする。内閣府は、原子力防災会議の了承を求めるため、同協議会における確認結果を原子力防災会議に報告するものとする。 (略) 1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係 (略) (9) <u>オフサイトセンター</u>の指定、整備 (略) (10) 緊急時モニタリング体制の整備 (略) ○国〔海上保安庁〕は、海上における緊急時モニタリングに関し、原子力災害対策本部が国〔海上保安庁〕に対し要請を行ったとき又は都道府県知事が管区海上保安本部長に対し要請を行ったときは、船艇<u>等</u>を出動させるなど、緊急時モニタリングのための海上行動に関し、対応可能な範囲で、必要な支援をするための適切な体制を整備するものとする。 (略) 2 避難の受入れ及び情報提供活動関係

修正前	修正後
(略) (1) 避難誘導 (略) 第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び活動体制の確立 (略) 2 警戒事態発生時の連絡等 (略) ○原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、UPZ内の地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請するものとし、UPZ外の地方公共団体（PAZ外であり、かつUPZ外である区域を管轄する地方公共団体をいう。以下同じ。）に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）<u>に協力するよう</u>要請するものとする。その際併せて、気象情報を提供するものとする。 (略) 3 施設敷地緊急事態発生時の連絡等 (1) 施設敷地緊急事態発生情報等の連絡 (略) ○原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、UPZ内の地方公共団体に対し、屋内退避等の防護措置の準備を行うよう要請するものとし、UPZ外の地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）<u>に協力するよう</u>要請するものとする。 (略) 5 施設敷地緊急事態発生及び全面緊急事態発生後における情報収集活動	(略) (1) 避難誘導<u>及び屋内退避</u> (略) 第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び活動体制の確立 (略) 2 警戒事態発生時の連絡等 (略) ○原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、UPZ内の地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請するものとし、UPZ外の地方公共団体（PAZ外であり、かつUPZ外である区域を管轄する地方公共団体をいう。以下同じ。）に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）<u>への協力をPAZ内の地方公共団体を通じて要請（防護措置や協力などが必要と判断された場合に限る。）</u>するものとする。その際併せて、気象情報を提供するものとする。 (略) 3 施設敷地緊急事態発生時の連絡等 (1) 施設敷地緊急事態発生情報等の連絡 (略) ○原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、UPZ内の地方公共団体に対し、屋内退避等の防護措置の準備を行うよう要請するものとし、UPZ外の地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）<u>への協力をPAZ内の地方公共団体を通じて要請すること</u><u>ができる</u>ものとする。 (略) 5 施設敷地緊急事態発生及び全面緊急事態発生後における情報収集活動

修正前	修正後
(1) 緊急時モニタリング (略) ○国〔海上保安庁〕は、海上における緊急時モニタリングに関し、原子力災害対策本部が海上保安庁に対し要請を行ったとき又は都道府県知事が管区海上保安本部長に対し要請を行ったときは、船艇を出動させるなど、緊急時モニタリングのための海上行動に関し、対応可能な範囲で、必要な支援をするものとする。 (略) 第 2 節 避難、屋内退避等の防護及び情報提供活動 1 避難、屋内退避等の防護措置の実施 (略) ○原子力災害対策本部は、UPZ 内の地方公共団体に対し、屋内退避の実施を指示するとともに、OIL（原子力災害対策指針に基づく運用上の介入レベルをいう。以下同じ。）に基づく防護措置の準備（避難・一時移転先、輸送手段、避難退域時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの場所の確保等）を行うよう指示するものとする。また、UPZ 外の地方公共団体に対しては、PAZ 内の地方公共団体から避難してきた住民等の受入れや、UPZ 内の地方公共団体が行う防護措置の準備への協力を要請するほか、事態の進展などに応じて、屋内退避の実施を指示するものとする。 (新設) (新設)	(1) 緊急時モニタリング (略) ○国〔海上保安庁〕は、海上における緊急時モニタリングに関し、原子力災害対策本部が海上保安庁に対し要請を行ったとき又は都道府県知事が管区海上保安本部長に対し要請を行ったときは、船艇等を出動させるなど、緊急時モニタリングのための海上行動に関し、対応可能な範囲で、必要な支援をするものとする。 (略) 第 2 節 避難、屋内退避等の防護及び情報提供活動 1 避難、屋内退避等の防護措置の実施 (略) ○原子力災害対策本部は、UPZ 内の地方公共団体に対し、屋内退避の実施を指示するとともに、OIL（原子力災害対策指針に基づく運用上の介入レベルをいう。以下同じ。）に基づく防護措置の準備（避難・一時移転先、輸送手段、避難退域時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの場所の確保等）を行うよう指示するものとする。また、UPZ 外の地方公共団体に対しては、PAZ 内の地方公共団体から避難してきた住民等の受入れや、UPZ 内の地方公共団体が行う防護措置の準備への協力を要請するほか、事態の進展などに応じて、屋内退避の実施を指示するものとする。 <u>○屋内退避中は、屋内にとどまることが原則であるが、生活の維持に最低限必要な住民等の一時的な外出や住民等の生活を支える屋内外の民間事業者等の活動は、屋内退避中にも実施できる。この際、国〔原子力災害対策本部〕は、放射性物質の放出見込みなど、屋内退避中の一時的な外出等の行動判断に必要な情報の提供を随時行うとともに、原子力施設の状態等に応じて、放射性物質が放出されるおそれが高いと判断した場合には、一時的な外出等を控えて屋内退避を徹底する旨の注意喚起を速やかに行うものとする。</u> <u>○原子力災害対策本部は、屋内退避実施後 3 日目を目安として、屋内退避の継続</u>

修正前	修正後
(略) ○地方公共団体は、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、地方公共団体独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、国は、地方公共団体と緊密な連携を行うものとする。 (新設) (略)	<u>の判断を行うものとする。また、それ以降は毎日継続の判断を行うものとし、物資の不足等により生活の維持が困難となる場合や、プルームの長時間又は断続的な到来により屋内退避場所に屋外大気が流入して被ばく低減効果が失われた懸念がある場合等には、地方公共団体と緊密な連携を行いながら、避難への切替えを判断し、指示するものとする。</u> (略) ○地方公共団体は、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、地方公共団体独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、国は、地方公共団体と緊密な連携を行うものとする。 <u>○原子力施設の状態が安定して一定の要件を満たすとともに、新たなプルームが到来する可能性がないこと及び既に放出されたプルームが滞留していないことが確認できた場合は、原子力災害対策本部は、屋内退避を解除するものとする。</u> (略)

第 15 編 林野火災対策編

修正前	修正後
第 15 編 林野火災対策編 第 1 章 災害予防 (略) 第 6 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え (略) 2 救助・救急、医療及び消火活動関係 (略) (3) 消火活動関係 (略) ○国〔消防庁〕及び地方公共団体は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプター、活動拠点、熱源探査装置を含む資機材等の整備を推進するものとする。 (略) 第 2 章 災害応急対策 (略) 第 2 節 救助・救急、医療及び消火活動 (略) 3 消火活動 (略) (2) 被災地域外の地方公共団体による応援 (略) ○被災地方公共団体は、消防防災航空隊及び自衛隊による迅速かつ効果的な空中消火を行うため、ヘリコプター機数、給水拠点、燃料補給方法などの調整を行う<u>とともに</u>、地上及び空中の消火活動の連携強化に努めるものとする。	第 15 編 林野火災対策編 第 1 章 災害予防 (略) 第 6 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え (略) 2 救助・救急、医療及び消火活動関係 (略) (3) 消火活動関係 (略) ○国〔消防庁〕及び地方公共団体は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプター、活動拠点、熱源探査装置を含む資機材等の整備を推進するものとする。<u>また、地方公共団体は、大型ヘリ等の活動基盤の確保に努めるものとする。</u> (略) 第 2 章 災害応急対策 (略) 第 2 節 救助・救急、医療及び消火活動 (略) 3 消火活動 (略) (2) 被災地域外の地方公共団体による応援 (略) ○被災地方公共団体は、消防防災航空隊及び自衛隊による迅速かつ効果的な空中消火を行うため、ヘリコプター機数、給水拠点、燃料補給方法などの調整を行う<u>とともに、応援要請に先立ち大型ヘリ等の活動基盤を選定するほか</u>、地上及び空中の消火活動の連携強化に努めるものとする。<u>また、ヘリコプターの散水能力に応じ応援部隊の活動区域や役割の分担の調整を行うものとする。</u>

第 15 編 林野火災対策編

修正前	修正後
(略)	(略)

以上

令和 8 年度総合防災訓練大綱案

新旧対照表

令和 8 年 7 月

新旧対照表

令和 7 年度総合防災訓練大綱	令和 8 年度総合防災訓練大綱案
令和 7 年度総合防災訓練大綱	令和 8 年度総合防災訓練大綱
令和 7 年 7 月 1 日 中央防災会議決定	令和 8 年 7 月 1 日 中央防災会議決定
1. 総合防災訓練大綱の意義	1. 総合防災訓練大綱の意義
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）においては、国の行政機関、地方公共団体、その他の公共機関等の防災関係機関が一体となって、国民と連携しつつ対応することが求められる。 このような防災関係機関の災害への対応に関しては、災害対策基本法、防災基本計画、その他の各種規定等に基づき防災訓練を行うことが定められている。 本大綱は、令和 7 年度において、防災関係機関が相互に連携して、防災訓練を総合的かつ計画的に実施する際の指針を示すものである。また、令和 6 年 8 月に発生した日向灘の地震、同年 9 月の能登地方における記録的な大雨など、昨今の社会状況等を踏まえ、防災訓練を通じて、より多くの国民が防災や減災に関する意識を高めることができるよう、訓練を実施する際の基本的な考え方について示すものである。	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）においては、国の行政機関、地方公共団体、その他の公共機関等の防災関係機関が一体となって、国民と連携しつつ対応することが求められる。 このような防災関係機関の災害への対応に関しては、災害対策基本法、防災基本計画、その他の各種規定等に基づき防災訓練を行うことが定められている。 本大綱は、令和 8 年度において、防災関係機関が相互に連携して、防災訓練を総合的かつ計画的に実施する際の指針を示すものである。また、令和 7 年 7 月に発生したカムチャツカ半島東方沖を震源とする地震に伴う津波、同年 1 2 月の青森県東方沖を震源とする地震など、昨今の社会状況等を踏まえ、防災訓練を通じて、より多くの国民が防災や減災に関する意識を高めることができるよう、訓練を実施する際の基本的な考え方について示すものである。
2. 防災訓練の目的	2. 防災訓練の目的
防災訓練の目的は、防災関係機関の災害時の応急対策に関する検証・確認と住民の防災意識の高揚であり、具体的には以下のとおりとする。	防災訓練の目的は、防災関係機関の災害時の応急対策に関する検証・確認と住民の防災意識の高揚であり、具体的には以下のとおりとする。
(1) 防災訓練を通じて、防災関係機関の平時からの組織体制の機能確認、評価等を実施し、実効性について検証すること。	(1) 防災訓練を通じて、防災関係機関の平時からの組織体制の機能確認、評価等を実施し、実効性について検証すること。
(2) 防災訓練を通じて、災害時における各防災関係機関の適切な役割分担と相互に連携協力した実効性ある対応方策を確認するとともに、災害発生に備え、特に国と地方公共団体の関係強化を始め、平時からの防災関係機関等相互の連携強化を図ること。	(2) 防災訓練を通じて、災害時における各防災関係機関の適切な役割分担と相互に連携協力した実効性ある対応方策を確認するとともに、災害発生に備え、特に国と地方公共団体の関係強化を始め、平時からの防災関係機関等相互の連携強化を図ること。
(3) 防災訓練の実施に当たっては、防災計画等の脆弱点や課題の発見に重点を置き、防災計画等の継続的な改善を図ること。	(3) 防災訓練の実施に当たっては、防災計画等の脆弱点や課題の発見に重点を置き、防災計画等の継続的な改善を図ること。
(4) 住民一人一人が、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動等をとれる社会の構築に向け、防災訓練に際して、日常及び災害時において「自らが何をするべきか」を考え、災害に対して十分な準備を講じることができることとなるよう、住民の防災に関する意識の高揚と知識の向上を図る機会とすること。	(4) 住民一人一人が、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動等をとれる社会の構築に向け、防災訓練に際して、日常及び災害時において「自らが何をするべきか」を考え、災害に対して十分な準備を講じることができることとなるよう、住民の防災に関する意識の高揚と知識の向上を図る機会とすること。
(5) 行政機関、民間企業を通じた防災担当者の平時からの自己研鑽・自己啓発等が社会の災害対応力向上に直結することに鑑み、各防災担当者が日常の取組について検証し、評価する機会とする	(5) 行政機関、民間企業を通じた防災担当者の平時からの自己研鑽・自己啓発等が社会の災害対応力向上に直結することに鑑み、各防災担当者が日常の取組について検証し、評価する機会とする

こと。 3. 防災訓練実施に当たっての基本方針 防災訓練は、以下の基本方針に沿って実施することとする。 (1) 東日本大震災等の既往災害を踏まえた災害対応力の向上 東日本大震災、令和5年5月から9月の大雨や台風、令和6年能登半島地震等の既往災害から得られた多くの防災対策に関する課題への対応力向上を図るため、考え得る様々な被害への応急対応や複数の地方公共団体にわたる広域的な対応等を訓練内容に取り入れる。 (2) 実践的、効果的な訓練の推進 実際に災害が発生した時に、行政機関、民間企業、住民等、それぞれが的確な対応をとることができるよう、災害時に発生する状況をシミュレーションしてその対応を図るなど、各主体が実践的に訓練を実施することが重要である。 訓練実施において最も重要となる状況設定及び被害想定並びに応急対策として講ずるべき事項（いわゆるシナリオ）については、<u>南海トラフ地震や首都直下地震</u>をはじめとする大規模地震対策や<u>広域降灰対策等</u>の検討成果も踏まえ、より実践的かつ起こり得る最悪事態の想定（複合災害や、寒冷期、休日、発生時間帯や避難方法など）、災害時に現地で対応した者の知見の反映、防災行動計画（タイムライン）等への対応を踏まえて作成し、訓練進行上からの必要性等に捕らわれたり、見せることのみを目的としたりすることのないように訓練を行う。 訓練の準備段階では、国の行政機関、地方公共団体、その他の公共機関、住民、ライフライン・インフラ事業者等と、それぞれの役割を確認しつつ協力し、中央防災無線等の情報通信手段、資機材の試用等を含めた物資の備蓄状況や運送手段の確認の機会とするとともに、防災組織体制及び災害応急対策に係る問題点等の抽出・発見に努め、実効性を検証する。 訓練の方法については、人・物を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に判断を行わせる図上訓練等、実際の判断・行動を伴う方式により実施する。 また、参加者の知識・経験に応じた段階的かつ継続的な訓練となるよう配慮する。 (3) 事前の教育研修の推進 実際に災害が発生した時に的確な対応をとるためには、各人が災害時の状況を正しくイメージできることが重要である。そのため、事前に、災害対応に必要な知識や技術の習得をするとともに、防災行動計画（タイムライン）を活用するなどして、地域の災害リスクやそれに応じた避難行動等の確認が不可欠である。 防災担当者は、日頃からの自己研鑽・自己啓発の積み重ねが期待される。国は、特に災害時にリーダーシップを発揮することが求められる地方公共団体の危機管理・防災責任者等に対して、初動対応や災害対応の各フェーズで必要となる知識・技術を付与するための研修等の充実を図る。 さらに、防災関係機関の防災部門以外の職員や地域住民に対しても、必要な知識やリスクに応じた行動等が確認・理解できる教育研修を、防災訓練に先立って実施し、その成果を訓練で確認・検証するよう努める。 (4) 多数の主体が参加・連携する訓練の実施 組織を超えた防災対策を推進していくためには、各主体単独による訓練だけでなく、できる限り多くの主体と連携した訓練の実施が期待され、多数の主体が参加・連携した訓練の実施を通じ	こと。 3. 防災訓練実施に当たっての基本方針 防災訓練は、以下の基本方針に沿って実施することとする。 (1) 東日本大震災等の既往災害を踏まえた災害対応力の向上 東日本大震災、令和5年5月から9月の大雨や台風、令和6年能登半島地震等の既往災害から得られた多くの防災対策に関する課題への対応力向上を図るため、考え得る様々な被害への応急対応や複数の地方公共団体にわたる広域的な対応等を訓練内容に取り入れる。 (2) 実践的、効果的な訓練の推進 実際に災害が発生した時に、行政機関、民間企業、住民等、それぞれが的確な対応をとることができるよう、災害時に発生する状況をシミュレーションしてその対応を図るなど、各主体が実践的に訓練を実施することが重要である。 訓練実施において最も重要となる状況設定及び被害想定並びに応急対策として講ずるべき事項（いわゆるシナリオ）については、<u>千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震や南海トラフ地震</u>をはじめとする大規模地震対策や<u>広域降灰対策等</u>の検討成果も踏まえ、より実践的かつ起こり得る最悪事態の想定（複合災害や、寒冷期、休日、発生時間帯や避難方法、北海道・三陸沖後発地震注意情報発表や南海トラフ地震臨時情報の想定など）、災害時に現地で対応した者の知見の反映、防災行動計画（タイムライン）等への対応を踏まえて作成し、訓練進行上からの必要性等に捕らわれたり、見せることのみを目的としたりすることのないように訓練を行う。 訓練の準備段階では、国の行政機関、地方公共団体、その他の公共機関、住民、ライフライン・インフラ事業者等と、それぞれの役割を確認しつつ協力し、中央防災無線等の情報通信手段、資機材の試用等を含めた物資の備蓄状況や運送手段の確認の機会とするとともに、防災組織体制及び災害応急対策に係る問題点等の抽出・発見に努め、実効性を検証する。 訓練の方法については、人・物を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に判断を行わせる図上訓練等、実際の判断・行動を伴う方式により実施する。 また、参加者の知識・経験に応じた段階的かつ継続的な訓練となるよう配慮する。 (3) 事前の教育研修の推進 実際に災害が発生した時に的確な対応をとるためには、各人が災害時の状況を正しくイメージできることが重要である。そのため、事前に、災害対応に必要な知識や技術の習得をするとともに、防災行動計画（タイムライン）を活用するなどして、地域の災害リスクやそれに応じた避難行動等の確認が不可欠である。 防災担当者は、日頃からの自己研鑽・自己啓発の積み重ねが期待される。国は、特に災害時にリーダーシップを発揮することが求められる地方公共団体の危機管理・防災責任者等に対して、初動対応や災害対応の各フェーズで必要となる知識・技術を付与するための研修等の充実を図る。 さらに、防災関係機関の防災部門以外の職員や地域住民に対しても、必要な知識やリスクに応じた行動等が確認・理解できる教育研修を、防災訓練に先立って実施し、その成果を訓練で確認・検証するよう努める。 (4) 多数の主体が参加・連携する訓練の実施 組織を超えた防災対策を推進していくためには、各主体単独による訓練だけでなく、できる限り多くの主体と連携した訓練の実施が期待され、多数の主体が参加・連携した訓練の実施を通じ
--	---

て相互補完性を高めていく必要がある。 このため、国と地方公共団体、地方公共団体相互、行政と民間、分野（業界）単位、地域単位、実動部隊相互等様々な連携や、在日米軍等との国際的な連携の枠組みにより、多数の主体が参加する訓練の実施に努める。 (5) 防災関係機関等相互の連携強化 災害時、特に初動対応の段階では、国の行政機関と被災した地方公共団体を始めとした防災関係機関等が相互に連携を密にし、正確な情報の収集とそれに基づく迅速かつ的確な対応が不可欠である。 このため、国や地方公共団体の幹部を含めた防災担当者による合同訓練を定期的に実施するとともに、国は、各地域や業界等で実施される防災訓練に積極的に参画し、地方公共団体やその他の公共機関、ライフライン・インフラ事業者等の防災関係機関等との平時を含めた幅広い協力・連携体制の構築を図る。 地方公共団体等は、消防、警察、自衛隊、海上保安庁、安全規制担当省庁、指定公共機関、他の地方公共団体、ライフライン・インフラ事業者等との緊密な連携の下、広域的なネットワークを活用した訓練や、地方公共団体間において締結されている協定等に基づく広域的応援・受援訓練の推進に努める。 (6) 災害被害を軽減する国民運動に寄与する防災訓練の工夫・充実 住民が積極的に防災訓練に参加することや、訓練を報道により見ることを通じて、自らの災害に対する準備を充実させることができるよう、また、地域、学校、職場等における幅広い層が参加するよう、訓練内容を工夫・充実するとともに、マスコミ等との連携を図りつつ、より多くの者が参加できるよう防災訓練の実施時期・実施場所・実施内容・申込方法等を具体的に明示した広報の充実に努める。防災訓練の内容については、ハザードマップを活用した想定される災害リスクの確認やそれに応じた避難行動、避難場所、避難経路等の確認、転倒防止器具による家具や備品の固定、ガラスの飛散防止、感震ブレーカーの設置等、被害減少のための予防的な取組、避難指示等や緊急地震速報等による危険回避行動を積極的に加えるとともに、住民一人一人が防災に関する正しい知識を身につけ、日頃から具体的な「備え」を実践することや被災時に的確な行動を促すことを呼びかけ、自ら「日常においていかに備え、災害時に何をするべきか」について考える機会となるよう工夫する。 また、訓練の実施にあたり、住民が適切な避難・行動を判断するのに必要な情報をスマートフォンアプリ等様々なツールを用いて発信する訓練に努める。 「自らの命は自らが守る」という意識が醸成された地域社会の構築に向け、子供の頃から地域の災害リスク等を知り、命を守る行動を実践的に学ぶことが重要であることを踏まえ、防災関係機関は、小学校、中学校等において実施される避難訓練と合わせた防災教育を積極的に支援する。 (7) 男女共同参画及び要配慮者の視点に立った訓練の実施 訓練計画の作成、訓練の実施等に当たっては、男女共同参画の観点のもと、女性の積極的な参加が得られ、かつ、女性の視点を取り入れた訓練内容となるよう努めるとともに、様々な特性を有する要配慮者（高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人（在留外国人及び訪日外国人旅行者等）等）をいう。以下同じ。）の視点に立ち、要配慮者本人の参加を得て避難場所への避難誘導訓練等を行うことなどに努める。 (8) 訓練の客観的な分析・評価の実施 訓練終了後には、訓練準備の途上で判明した問題点の分析、参加者の意見交換、訓練見学者及び外部有識者からの意見聴取等を通じ、訓練の客観的な分析・評価を行い、課題等を明らかにし	て相互補完性を高めていく必要がある。 このため、国と地方公共団体、地方公共団体相互、行政と民間、分野（業界）単位、地域単位、実動部隊相互等様々な連携や、在日米軍等との国際的な連携の枠組みにより、多数の主体が参加する訓練の実施に努める。 (5) 防災関係機関等相互の連携強化 災害時、特に初動対応の段階では、国の行政機関と被災した地方公共団体を始めとした防災関係機関等が相互に連携を密にし、正確な情報の収集とそれに基づく迅速かつ的確な対応が不可欠である。 このため、国や地方公共団体の幹部を含めた防災担当者による合同訓練を定期的に実施するとともに、国は、各地域や業界等で実施される防災訓練に積極的に参画し、地方公共団体やその他の公共機関、ライフライン・インフラ事業者等の防災関係機関等との平時を含めた幅広い協力・連携体制の構築を図る。 地方公共団体等は、消防、警察、自衛隊、海上保安庁、安全規制担当省庁、指定公共機関、他の地方公共団体、ライフライン・インフラ事業者等との緊密な連携の下、広域的なネットワークを活用した訓練や、地方公共団体間において締結されている協定等に基づく広域的応援・受援訓練の推進に努める。 (6) 災害被害を軽減する国民運動に寄与する防災訓練の工夫・充実 住民が積極的に防災訓練に参加することや、訓練を報道により見ることを通じて、自らの災害に対する準備を充実させることができるよう、また、地域、学校、職場等における幅広い層が参加するよう、訓練内容を工夫・充実するとともに、マスコミ等との連携を図りつつ、より多くの者が参加できるよう防災訓練の実施時期・実施場所・実施内容・申込方法等を具体的に明示した広報の充実に努める。防災訓練の内容については、ハザードマップを活用した想定される災害リスクの確認やそれに応じた避難行動、避難場所、避難経路等の確認、転倒防止器具による家具や備品の固定、ガラスの飛散防止、感震ブレーカーの設置等、被害減少のための予防的な取組、避難指示等や緊急地震速報等による危険回避行動を積極的に加えるとともに、住民一人一人が防災に関する正しい知識を身につけ、日頃から具体的な「備え」を実践することや被災時に的確な行動を促すことを呼びかけ、自ら「日常においていかに備え、災害時に何をするべきか」について考える機会となるよう工夫する。 また、訓練の実施にあたり、住民が適切な避難・行動を判断するのに必要な情報をスマートフォンアプリ等様々なツールを用いて発信する訓練に努める。 「自らの命は自らが守る」という意識が醸成された地域社会の構築に向け、子供の頃から地域の災害リスク等を知り、命を守る行動を実践的に学ぶことが重要であることを踏まえ、防災関係機関は、小学校、中学校等において実施される避難訓練と合わせた防災教育を積極的に支援する。 (7) 男女共同参画及び要配慮者の視点に立った訓練の実施 訓練計画の作成、訓練の実施等に当たっては、男女共同参画の観点のもと、女性の積極的な参加が得られ、かつ、女性の視点を取り入れた訓練内容となるよう努めるとともに、様々な特性を有する要配慮者（高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人（在留外国人及び訪日外国人旅行者等）等）をいう。以下同じ。）の視点に立ち、要配慮者本人の参加を得て避難場所への避難誘導訓練等を行うことなどに努める。 (8) 訓練の客観的な分析・評価の実施 訓練終了後には、訓練準備の途上で判明した問題点の分析、参加者の意見交換、訓練見学者及び外部有識者からの意見聴取等を通じ、訓練の客観的な分析・評価を行い、課題等を明らかにし
---	---

た上、必要に応じ、訓練の在り方、防災マニュアル、防災協力協定、防災行動計画（タイムライン）等の見直し等を行って、実効性ある防災組織体制等の維持・整備、防災関係機関相互の連携強化を図る。 (9) 計画的・体系的訓練の推進 防災関係機関及びその防災担当者は、本大綱で示した多様な防災訓練について、年度を通じて計画的に準備・実施するとともに、訓練内容も体系的に検証・確認できるように実施し、組織的に災害対応力の向上が図られるよう努める。 なお、多数の主体が参加する大規模な訓練をより実践に即した状況で実施するなど、日程調整や訓練準備、段階的な訓練実施などに複数年度を要する訓練については、実施年度以前より円滑に準備を行えるよう、次年度以降の訓練計画（中期計画）を定め、計画的・体系的な訓練実施に努める。 (別紙1 「防災訓練中期計画」参照) (10) 国からの支援 国においては、地方公共団体等における防災研修、訓練等の充実に資するため、マニュアルや教材等の提供に努める。 (11) デジタル等の新技術の活用 デジタル等の新技術の活用は、人命救助、被害最小化等の災害対応力の向上に資するものとして、大きな期待が寄せられている。このため、デジタル技術等を活用した災害対応に備え、電子地図を用いた関係機関相互の情報共有等、特に初動期に有用な情報収集・共有や、緊急支援物資の調達・輸送、被災者支援手続等の各分野に係るデジタル技術等を活用した災害対応手順を確認し、発災時の情報共有や意思決定に実際に活用できるようシステムの操作習熟等を図る実践的な訓練の実施に努める。 また、訓練参加者が、より現実性をもって訓練に臨むこと、災害発生時の行動の適否を事後的に評価すること、任意の時間に訓練を行うこと等を可能とする観点から、スマートフォンアプリ等のデジタルツールを活用した訓練の実施に努める。 さらに、初動対応・応急対策の強化に資する新技術についても、発災時に実際に活用できるよう操作習熟等を図る実践的な訓練の実施に努める。 (12) 感染症に配慮した訓練の実施 実災害の災害対応時に必要となる感染症対策を踏まえ、デジタル技術等も活用しながら、感染症に配慮しつつ訓練を実施する。 また、訓練内容の企画に際しては、必要に応じ、感染症対策に関する項目を取り入れるよう努める。 (13) 社会的影響が特に深刻な大規模インフラ障害に係る訓練の実施 自然災害等と異なり、その原因自体による直接的な物理的被害が発生しない中で生じるインフラ障害（原因が不明な場合を含む）であって、大規模かつ複合的に発生し、社会的影響を及ぼす大規模インフラ障害を想定した防災訓練を実施するよう努める。 4. 政府における総合防災訓練等 (1) 地震・津波災害に関する防災訓練	た上、必要に応じ、訓練の在り方、防災マニュアル、防災協力協定、防災行動計画（タイムライン）等の見直し等を行って、実効性ある防災組織体制等の維持・整備、防災関係機関相互の連携強化を図る。 (9) 計画的・体系的訓練の推進 防災関係機関及びその防災担当者は、本大綱で示した多様な防災訓練について、年度を通じて計画的に準備・実施するとともに、訓練内容も体系的に検証・確認できるように実施し、組織的に災害対応力の向上が図られるよう努める。 なお、多数の主体が参加する大規模な訓練をより実践に即した状況で実施するなど、日程調整や訓練準備、段階的な訓練実施などに複数年度を要する訓練については、実施年度以前より円滑に準備を行えるよう、次年度以降の訓練計画（中期計画）を定め、計画的・体系的な訓練実施に努める。 (別紙1 「防災訓練中期計画」参照) (10) 国からの支援 国においては、地方公共団体等における防災研修、訓練等の充実に資するため、マニュアルや教材等の提供に努める。 (11) デジタル等の新技術の活用 デジタル等の新技術の活用は、人命救助、被害最小化等の災害対応力の向上に資するものとして、大きな期待が寄せられている。このため、デジタル技術等を活用した災害対応に備え、電子地図を用いた関係機関相互の情報共有等、特に初動期に有用な情報収集・共有や、緊急支援物資の調達・輸送、被災者支援手続等の各分野に係るデジタル技術等を活用した災害対応手順を確認し、発災時の情報共有や意思決定に実際に活用できるようシステムの操作習熟等を図る実践的な訓練の実施に努める。 また、訓練参加者が、より現実性をもって訓練に臨むこと、災害発生時の行動の適否を事後的に評価すること、任意の時間に訓練を行うこと等を可能とする観点から、スマートフォンアプリ等のデジタルツールを活用した訓練の実施に努める。 さらに、初動対応・応急対策の強化に資する新技術についても、発災時に実際に活用できるよう操作習熟等を図る実践的な訓練の実施に努める。 (12) 感染症に配慮した訓練の実施 実災害の災害対応時に必要となる感染症対策を踏まえ、デジタル技術等も活用しながら、感染症に配慮しつつ訓練を実施する。 また、訓練内容の企画に際しては、必要に応じ、感染症対策に関する項目を取り入れるよう努める。 (13) 社会的影響が特に深刻な大規模インフラ障害に係る訓練の実施 自然災害等と異なり、その原因自体による直接的な物理的被害が発生しない中で生じるインフラ障害（原因が不明な場合を含む）であって、大規模かつ複合的に発生し、社会的影響を及ぼす大規模インフラ障害を想定した防災訓練を実施するよう努める。 4. 政府における総合防災訓練等 (1) 地震・津波災害に関する防災訓練
---	---

ア 「防災の日」総合防災訓練 「防災の日」（９月１日）に、以下の訓練を実施する。 a 「防災の日」政府本部運営訓練 内閣総理大臣を始めとする全閣僚の参加の下、<u>南海トラフ</u>地震を想定し、関係地方公共団体等と連携して、<u>南海トラフ</u>地震における具体的な応急対策活動に関する計画を踏まえた災害時の地震災害応急対策の実施体制の確保等を図る訓練を実施する。 b 首都直下地震を想定した九都県市合同防災訓練と連携し、被災地（<u>さいたま市</u>）への現地調査訓練を実施する。 c 首都直下地震を想定し、閣僚の徒歩等による官邸への参集訓練を実施する。 イ 「津波防災の日」・「世界津波の日」地震・津波防災訓練 国民の間に広く津波対策についての理解と関心を深めるため、「津波防災の日」・「世界津波の日」（11 月 5 日）の前後に以下の訓練を実施するとともに、地方公共団体、民間企業等に広く呼びかけを行い、地震・津波防災訓練の実施を促す。 a 緊急地震速報の訓練 地方公共団体等と連携して、広く国民の参加の下、緊急地震速報を見聞きした際の行動訓練を実施する。 b 地震・津波防災訓練 ○関係地方公共団体等と連携し、各地域で、地震に備えた制度や防災対応に関する周知・広報を行うとともに、地域住民を対象にした地震・津波防災訓練を実施する。 ○大規模地震による津波を想定し、関係地方公共団体、その他の公共機関等と連携して、被災者の救助・救出活動訓練、活動支援のための TEC-FORCE（国土交通省緊急災害対策派遣隊）による緊急排水訓練、道路・航路啓開や緊急物資輸送訓練、船舶への非常災害発生周知措置及び伝達等に係る訓練を実施する。 ウ 政府図上訓練 a 緊急災害対策本部事務局運営訓練 首都直下地震を想定し、関係地方公共団体、関係指定公共機関等と連携して、具体的な応急対策活動に関する計画等に基づき緊急災害対策本部事務局運営訓練を実施し、その業務遂行能力の向上を図るとともに、応急対策の有効性等に係る検証を行う。また、必要に応じて、座学や参集訓練を実施する。 b 緊急災害現地対策本部運営訓練 <u>首都直下地震や南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震</u>を想定し、各地域で、関係地方公共団体、関係指定公共機関等と連携して、具体的な応急対策活動に関する計画等に基づき緊急災害現地対策本部運営訓練を実施し、その業務遂行能力の向上を図るとともに、応急対策の有効性等に係る検証を行う。また、必要に応じて、座学や参集訓練を実施する。 c 自衛隊統合防災演習 <u>首都直下地震を想定し、関係府省庁、関係地方公共団体等が連携して、総合的な防災訓練（指揮所活動）を実施する。</u> d 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対処訓練 南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関連する各種情報の発表と伝達及び	ア 「防災の日」総合防災訓練 「防災の日」（９月１日）に、以下の訓練を実施する。 a 「防災の日」政府本部運営訓練 内閣総理大臣を始めとする全閣僚の参加の下、<u>千島海溝地震、日本海溝地震</u>を想定し、関係地方公共団体等と連携して、<u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震</u>における具体的な応急対策活動に関する計画を踏まえた災害時の地震災害応急対策の実施体制の確保等を図る訓練を実施する。 b 首都直下地震を想定した九都県市合同防災訓練と連携し、被災地（<u>神奈川県</u>）への現地調査訓練を実施する。 c 首都直下地震を想定し、閣僚の徒歩等による官邸への参集訓練を実施する。 イ 「津波防災の日」・「世界津波の日」地震・津波防災訓練 国民の間に広く津波対策についての理解と関心を深めるため、「津波防災の日」・「世界津波の日」（11 月 5 日）の前後に以下の訓練を実施するとともに、地方公共団体、民間企業等に広く呼びかけを行い、地震・津波防災訓練の実施を促す。 a 緊急地震速報の訓練 地方公共団体等と連携して、広く国民の参加の下、緊急地震速報を見聞きした際の行動訓練を実施する。 b 地震・津波防災訓練 ○関係地方公共団体等と連携し、各地域で、地震に備えた制度や防災対応に関する周知・広報を行うとともに、地域住民を対象にした地震・津波防災訓練を実施する。 ○大規模地震による津波を想定し、関係地方公共団体、その他の公共機関等と連携して、被災者の救助・救出活動訓練、活動支援のための TEC-FORCE（国土交通省緊急災害対策派遣隊）による緊急排水訓練、道路・航路啓開や緊急物資輸送訓練、船舶への非常災害発生周知措置及び伝達等に係る訓練を実施する。 ウ 政府図上訓練 a 緊急災害対策本部事務局運営訓練 南海トラフ地震を想定し、関係地方公共団体、関係指定公共機関等と連携して、具体的な応急対策活動に関する計画等に基づき緊急災害対策本部事務局運営訓練を実施し、その業務遂行能力の向上を図るとともに、応急対策の有効性等に係る検証を行う。また、必要に応じて、座学や参集訓練を実施する。 b 緊急災害現地対策本部運営訓練 <u>千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震や南海トラフ地震</u>を想定し、各地域で、関係地方公共団体、関係指定公共機関等と連携して、具体的な応急対策活動に関する計画等に基づき緊急災害現地対策本部運営訓練を実施し、その業務遂行能力の向上を図るとともに、応急対策の有効性等に係る検証を行う。また、必要に応じて、座学や参集訓練を実施する。 c 自衛隊統合防災演習 <u>大規模災害対処能力の向上を図るため、南海トラフ地震を想定し、関係府省庁の参画の下、防衛省（自衛隊）と関係地方公共団体等が連携し、総合的な防災訓練（指揮所活動）を実施する。</u> d 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対処訓練 千島海溝地震、日本海溝地震及び南海トラフ地震 に関連する各種情報の発表と伝達及び
---	--

発表された際の政府の対応に関する訓練を実施する。 e 首都直下地震に関する初動訓練 首都直下地震を想定し、初動対応を確認する訓練を実施する。 エ 地域ブロック広域訓練 首都直下地震や南海トラフ地震等を想定し、地域ブロックにおいて、関係府省庁、関係省庁地方支分部局、関係地方公共団体、その他の公共機関、ライフライン・インフラ事業者、マスコミから構成される協議会等が主体となって広域的な実動・図上訓練を実施する。 a 九都県市合同防災訓練 b 中部ブロック南海トラフ地震防災対策推進連絡会広域連携防災訓練 c 近畿府県合同防災訓練 d 南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会合同防災訓練 オ 地方公共団体等と連携して実施する実動訓練等 警察庁（警察災害派遣隊）、消防庁（緊急消防援助隊）、国土交通省（TEC-FORCE）、海上保安庁、防衛省（自衛隊）及び災害派遣医療チーム（DMAT）等が、関係地方公共団体等と連携し、実動訓練等を実施する。 a 各管区警察局等における広域緊急援助隊合同訓練 b 緊急消防援助隊 地域ブロック合同訓練 c 離島等における自衛隊による統合防災訓練 d 各都道府県における総合防災訓練 (2) 風水害に関する防災訓練 ア 総合水防演習 5月（水防月間）を中心に、関係地方公共団体等と連携し、各地域で水防団による水防活動の実践訓練と住民参加の避難訓練、情報伝達訓練等を組み合わせた総合的な演習を実施する。 イ 土砂災害・全国防災訓練 6月（土砂災害防止月間）を中心に、関係地方公共団体等と連携し、全国の土砂災害警戒区域等で、住民参加による避難訓練、情報伝達訓練等を実施する。 ウ 大規模水害対処訓練 大規模な河川流域において浸水被害が発生したことを想定し、大規模水害対処図上訓練を実施する。 エ 広域避難に関する訓練 首都圏における大規模水害からの広域避難の実施を想定し、関係機関が連携した図上訓練を実施する。 (3) 火山災害に関する防災訓練 活動火山対策特別措置法を踏まえ、関係府省庁等が参加する各地の火山防災協議会等が策定した避難計画に基づき、又はその検討状況に応じて、火山ハザードマップに即した避難訓練や住民、登山者、旅行者への情報伝達体制を確認する訓練等を実施する。	発表された際の政府の対応に関する訓練を実施する。 e 首都直下地震に関する初動訓練 首都直下地震を想定し、初動対応を確認する訓練を実施する。 エ 地域ブロック広域訓練 首都直下地震や南海トラフ地震等を想定し、地域ブロックにおいて、関係府省庁、関係省庁地方支分部局、関係地方公共団体、その他の公共機関、ライフライン・インフラ事業者、マスコミから構成される協議会等が主体となって広域的な実動・図上訓練を実施する。 a 九都県市合同防災訓練 b 中部ブロック南海トラフ地震防災対策推進連絡会広域連携防災訓練 c 近畿府県合同防災訓練 d 南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会合同防災訓練 オ 地方公共団体等と連携して実施する実動訓練等 警察庁（警察災害派遣隊）、消防庁（緊急消防援助隊）、国土交通省（TEC-FORCE）、海上保安庁、防衛省（自衛隊）及び災害派遣医療チーム（DMAT）等が、関係地方公共団体等と連携し、実動訓練等を実施する。 a 各管区警察局等における広域緊急援助隊合同訓練 b 緊急消防援助隊全国合同訓練・地域ブロック合同訓練 c 離島等における自衛隊による統合防災訓練 d 各都道府県における総合防災訓練 (2) 風水害に関する防災訓練 ア 総合水防演習 5月（水防月間）を中心に、関係地方公共団体等と連携し、各地域で水防団による水防活動の実践訓練と住民参加の避難訓練、情報伝達訓練等を組み合わせた総合的な演習を実施する。 イ 土砂災害・全国防災訓練 6月（土砂災害防止月間）を中心に、関係地方公共団体等と連携し、全国の土砂災害警戒区域等で、住民参加による避難訓練、情報伝達訓練等を実施する。 ウ 大規模水害対処訓練 大規模な河川流域において浸水被害が発生したことを想定し、大規模水害対処図上訓練を実施する。 エ 広域避難に関する訓練 首都圏における大規模水害からの広域避難の実施を想定し、関係機関が連携した図上訓練を実施する。 (3) 火山災害に関する防災訓練 活動火山対策特別措置法を踏まえ、関係府省庁等が参加する各地の火山防災協議会等が策定した避難計画に基づき、又はその検討状況に応じて、火山ハザードマップに即した避難訓練や住民、登山者、旅行者への情報伝達体制を確認する訓練等を実施する。
--	--

(4) 雪害に関する防災訓練 道路管理者、関係機関等が連携し、大雪時に大規模な車両滞留等が発生したことを想定し、道路交通を確保するための合同実働訓練を実施する。 (5) 事故災害対処訓練 様々な事故災害に迅速かつ的確に対応するため、以下の訓練を実施する。 ア 海上災害対処訓練 大規模な海上災害が発生したことを想定し、関係府省庁が連携した図上訓練を実施する。 イ <u>航空</u>災害対処訓練 大規模な<u>航空</u>災害が発生したことを想定し、関係府省庁が連携した図上訓練を実施する。 ウ 道路災害対処訓練 大規模な道路災害が発生したことを想定し、関係府省庁が連携した図上訓練を実施する。 エ 林野火災対処訓練 <u>大規模な林野火災</u>が発生したことを想定し、関係府省庁が連携した図上訓練を実施する。 (6) 原子力総合防災訓練 原子力災害発生時の対応体制を検証すること等を目的として、原子力災害対策特別措置法に基づき作成された訓練計画を踏まえ、原子力緊急事態等を想定し、国、地方公共団体、原子力事業者等が合同で行う訓練を実施する。 (7) 業務継続計画検証訓練 ア 情報伝達・官邸参集図上訓練 首都直下地震発生時に閣僚が速やかに官邸に参集できるよう、所在の違いに応じ、利用可能な通信手段を用いた安否確認、参集手段確保の訓練を実施する。 イ 業務継続計画実効性確認訓練 各府省庁において、業務継続計画の実効性を検証・確認するため、首都直下地震等発生時に自ら被災し、非常参集要員の参集が困難な場合や、地上系の通信回線が使用できないなど、執行体制、執務環境等が制約された場合を想定して、以下の訓練を実施する。 a 非常時優先業務に係る訓練 関係機関との連携を念頭に置いて、本庁舎及び代替庁舎における災害対策本部の設置・運営等の訓練を実施する。 b 管理事務に係る訓練 庁舎管理、職員の安否確認、情報システムの継続確保、帰宅困難者対応等の訓練を実施する。 (8) 分野（業界）別訓練 首都直下地震等大規模災害発生時に、中央銀行や主要な金融機関等の経済中枢機関及びライフライン・インフラ事業者等の業務継続性を確保するとともに関係機関が連携して迅速にライフライン等を復旧させることが重要である。このため、電力・通信に係る事業者間で連携した訓練を	(4) 雪害に関する防災訓練 道路管理者、関係機関等が連携し、大雪時に大規模な車両滞留等が発生したことを想定し、道路交通を確保するための合同実働訓練を実施する。 (5) 事故災害対処訓練 様々な事故災害に迅速かつ的確に対応するため、以下の訓練を実施する。 ア 海上災害対処訓練 大規模な海上災害が発生したことを想定し、関係府省庁が連携した図上訓練を実施する。 イ <u>鉄道</u>災害対処訓練 大規模な<u>鉄道</u>災害が発生したことを想定し、関係府省庁が連携した図上訓練を実施する。 ウ 道路災害対処訓練 大規模な道路災害が発生したことを想定し、関係府省庁が連携した図上訓練を実施する。 エ <u>大規模火事災害</u>対処訓練 <u>大規模な火事災害</u>が発生したことを想定し、関係府省庁が連携した図上訓練を実施する。 (6) 原子力総合防災訓練 原子力災害発生時の対応体制を検証すること等を目的として、原子力災害対策特別措置法に基づき作成された訓練計画を踏まえ、原子力緊急事態等を想定し、国、地方公共団体、原子力事業者等が合同で行う訓練を実施する。 (7) 業務継続計画検証訓練 ア 情報伝達・官邸参集図上訓練 首都直下地震発生時に閣僚が速やかに官邸に参集できるよう、所在の違いに応じ、利用可能な通信手段を用いた安否確認、参集手段確保の訓練を実施する。 イ 業務継続計画実効性確認訓練 各府省庁において、業務継続計画の実効性を検証・確認するため、首都直下地震等発生時に自ら被災し、非常参集要員の参集が困難な場合や、地上系の通信回線が使用できないなど、執行体制、執務環境等が制約された場合を想定して、以下の訓練を実施する。 a 非常時優先業務に係る訓練 関係機関との連携を念頭に置いて、本庁舎及び代替庁舎における災害対策本部の設置・運営等の訓練を実施する。 b 管理事務に係る訓練 庁舎管理、職員の安否確認、情報システムの継続確保、帰宅困難者対応等の訓練を実施する。 (8) 分野（業界）別訓練 首都直下地震等大規模災害発生時に、中央銀行や主要な金融機関等の経済中枢機関及びライフライン・インフラ事業者等の業務継続性を確保するとともに関係機関が連携して迅速にライフライン等を復旧させることが重要である。このため、電力・通信に係る事業者間で連携した訓練を
--	--

(1) 地方公共団体等の総合防災訓練の重要性 災害時における初動対応を直接担うのは、地方公共団体であり、その業務継続の確保に努めることや、国を始め防災関係機関及び住民、事業所等との連携、協力を得て、地域の防災体制が十分その機能を発揮するよう努めることが求められる。 このため、地方公共団体においては、災害時における職員の参集、非常用電源の確保、情報システムのバックアップ、多様な手段を活用した情報伝達、災害対策本部の設置・運営、国との連携の確認等の初動対応訓練や、避難所の開設訓練、スフィア基準に沿った避難所における段ボールベッドやエアーマット等の簡易ベッド・パーティション・簡易トイレ・シャワー・仮設風呂等の設置、近隣の地方公共団体等との連携によるトイレカー等の災害対応車両の派遣、飲食業共同組合との連携によるキッチンカーやキッチン資機材を活用した温かい食事の提供、在宅避難者・車中泊避難者・二次避難者等を含む避難生活環境の把握・向上、避難生活支援の人材育成等を目標とした避難所運営訓練、輸送事業者等と連携した支援物資の調達・輸送訓練等各年ごとに訓練を実施する上での重点的なテーマを明確にして、毎年定期的な訓練の実施に努める。 また、地方公共団体、指定地方公共機関等の地域の防災関係機関は、自衛隊、海上保安庁等、国の機関とも協力し、また、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、障害者団体、NPO・ボランティア及び住民等とも相互に適切な役割分担を行いつつ、連携した訓練を一体的に実施するとともに、訓練の客観的な分析・評価結果を参加機関で共有し、必要に応じて連携の在り方を見直すなどして、地域の災害対応力が向上するよう努める。 さらに、大規模災害の発生を想定し、広域的ネットワークを活用した訓練や地方公共団体間の緊密な連携の下に地方公共団体相互に締結されている協定等に基づく広域的応援・受援訓練の実施に努める。その際、滞在施設の確保や役割分担など、受援計画や応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の受け入れ、さらには、職員が被災した場合を想定し、地域住民や地元企業による支援活動についても訓練メニューに含めるよう努める。 (2) 国や地方公共団体相互、民間企業、関係団体の連携の重要性 災害時において、地方公共団体は国の関係機関や他の地方公共団体、民間企業、関係団体と連携して対応することが重要である。このため、国と地方公共団体の災害対策本部間や民間企業、関係団体の連携が円滑に構築されるよう、国、都道府県、市区町村、民間企業及び関係団体の連携並びに隣接した地方公共団体間の連携を想定した訓練の実施に努める。 (3) 地域の実情に応じた訓練 各地域により訓練が必要とされる災害の種類等が異なることから、地震災害、津波災害、風水害、竜巻災害、土砂災害、火山災害、雪害、原子力災害_____等の過去の災害発生履歴等を踏まえ、当該地域において特に訓練の必要性が高い災害を想定し、多数の住民の参加による、地域の実情に応じた訓練の積極的な実施に努める。 特に、水害や土砂災害の危険性のある地域においては、出水期前の実施に努める。また、大規模水害等からの広域避難計画を策定済みの地域においては、避難元や避難先の市区町村等の関係者が連携して、避難行動を促す住民への周知、及び円滑な実施に資する関係者間の情報伝達等の習熟のため、必要な訓練を実施するよう努める。 津波災害が発生するおそれがある地域においては、地震の揺れが収まり次第直ちに津波からの避難行動を開始する早期避難意識の定着・向上を図るとともに、津波発生時の避難方法について、徒歩によることを原則とすることとしつつ、_____やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合、_____市区町村は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策を市区町村においてあらかじめ検討することとし、必要な訓練を実施するよう努める。さらに、積	(1) 地方公共団体等の総合防災訓練の重要性 災害時における初動対応を直接担うのは、地方公共団体であり、その業務継続の確保に努めることや、国を始め防災関係機関及び住民、事業所等との連携、協力を得て、地域の防災体制が十分その機能を発揮するよう努めることが求められる。 このため、地方公共団体においては、災害時における職員の参集、非常用電源の確保、情報システムのバックアップ、多様な手段を活用した情報伝達、災害対策本部の設置・運営、国との連携の確認等の初動対応訓練や、避難所の開設訓練、スフィア基準に沿った避難所における段ボールベッドやエアーマット等の簡易ベッド・パーティション・簡易トイレ・シャワー・仮設風呂等の設置、近隣の地方公共団体等との連携によるトイレカー等の災害対応車両の派遣、関係団体等_____との連携によるキッチンカーやキッチン資機材を活用した温かい食事の提供、在宅避難者・車中泊避難者・二次避難者等を含む避難生活環境の把握・向上、避難生活支援の人材育成等を目標とした避難所運営訓練、輸送事業者等と連携した支援物資の調達・輸送訓練等各年ごとに訓練を実施する上での重点的なテーマを明確にして、毎年定期的な訓練の実施に努める。 また、地方公共団体、指定地方公共機関等の地域の防災関係機関は、自衛隊、海上保安庁等、国の機関とも協力し、また、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、障害者団体、NPO・ボランティア及び住民等とも相互に適切な役割分担を行いつつ、連携した訓練を一体的に実施するとともに、訓練の客観的な分析・評価結果を参加機関で共有し、必要に応じて連携の在り方を見直すなどして、地域の災害対応力が向上するよう努める。 さらに、大規模災害の発生を想定し、広域的ネットワークを活用した訓練や地方公共団体間の緊密な連携の下に地方公共団体相互に締結されている協定等に基づく広域的応援・受援訓練の実施に努める。その際、滞在施設の確保や役割分担など、受援計画や応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の受け入れ、さらには、職員が被災した場合を想定し、地域住民や地元企業による支援活動についても訓練メニューに含めるよう努める。 (2) 国や地方公共団体相互、民間企業、関係団体の連携の重要性 災害時において、地方公共団体は国の関係機関や他の地方公共団体、民間企業、関係団体と連携して対応することが重要である。このため、国と地方公共団体の災害対策本部間や民間企業、関係団体の連携が円滑に構築されるよう、国、都道府県、市区町村、民間企業及び関係団体の連携並びに隣接した地方公共団体間の連携を想定した訓練の実施に努める。 (3) 地域の実情に応じた訓練 各地域により訓練が必要とされる災害の種類等が異なることから、地震災害、津波災害、風水害、竜巻災害、土砂災害、火山災害、雪害、原子力災害、<u>林野火災、大規模火災等</u>の過去の災害発生履歴等を踏まえ、当該地域において特に訓練の必要性が高い災害を想定し、多数の住民の参加による、地域の実情に応じた訓練の積極的な実施に努める。 特に、水害や土砂災害の危険性のある地域においては、出水期前の実施に努める。また、大規模水害等からの広域避難計画を策定済みの地域においては、避難元や避難先の市区町村等の関係者が連携して、避難行動を促す住民への周知、及び円滑な実施に資する関係者間の情報伝達等の習熟のため、必要な訓練を実施するよう努める。 津波災害が発生するおそれがある地域においては、地震の揺れが収まり次第直ちに津波からの避難行動を開始する早期避難意識の定着・向上を図るとともに、津波発生時の避難方法について、徒歩によることを原則とすることとしつつ、<u>津波到達時間や指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合、地域による自動車利用者の選定や避難経路の確保など避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策を市区町村においてあらかじめ検討することとし、必要な訓練を実施するよう努める。さらに、避</u>
--	---

雪寒冷地においては、避難に時間を要することや _____ 低体温症のリスク等に留意した _____ 訓練の実施に努める。 また、災害時に交通通信等が途絶して孤立することが想定される地区について、孤立時の状況把握、救助救出活動や物資の輸送、交通の確保、通信の確保など、関係機関が連携して訓練を実施するよう努める。 大規模地震に伴う公共交通機関の広域的な運転見合わせにより、 _____ 大量の帰宅困難者の発生が想定される地域においては、市区町村を中心に、主要駅に設置されている駅前滞留者対策協議会の参加団体が連携し、災害時の体制づくりのため、PDCA サイクルに基づいた継続的な訓練の実施に努める。 実施に当たっては、地域の防災関係機関と連携し、平時から危険箇所や訓練の手法等について意見交換が行えるような関係の醸成に努める。なお、避難所の開設や運営の訓練においては、施設・敷地の浸水等の被害状況に留意する。 (別紙2 「地方公共団体等における防災訓練の実施例」参照) (4) 地域住民が防災を考え、具体的な行動をとる機会の提供 地域住民が災害対策の主役であり、「自らの命は自らが守る」という意識を持つことが重要との観点から、地域住民等に対して、その地域の災害リスク情報や災害時にとるべき避難行動等の周知徹底に努める。 訓練計画の作成、訓練結果の分析・評価に当たっては、地域住民の意見、提案等が反映されるよう努める。その際、男女共同参画の視点を取り入れ、女性の積極的な参加が得られるよう努める。 防災訓練は、近隣の安全な場所への避難や屋内での安全確保、早い段階での自主的避難の開始、災害に適した待避場所や家族の連絡手段・連絡要領の確認その他災害時における行動の在り方のみならず災害発生前の備えについて考える機会となる。このため、地方公共団体等は、地域住民に対して、防災に関する講演会やワークショップ形式を活用したマイ・タイムラインの作成等の実践的な研修等を通じ、その地域の災害リスク情報や災害時にとるべき避難行動等を周知するとともに、訓練にはハザードマップを活用した想定される災害リスクの確認やそれに応じた避難行動、避難場所、避難経路等の確認、転倒防止器具による家具や備品の固定、ガラスの飛散防止等の被害減少のための予防的な取組や、緊急地震速報を見聞きした際の危険回避行動、津波災害の恐れがある地域での早期の避難行動開始を意識づける取組等積極的に加えるよう努める。 また、例えば高層建築物に入居している住民や事業者自らの災害対応力の向上を目的とするなど、地域、学校、職場等における幅広い層が連携・参加できるよう努めるとともに、訓練の広報の方法、形態についても工夫し、住民の災害に対する平時からの備えの充実につながることをよう努める。 さらに、発災直後から中長期まで一貫した被災支援の取組に備えることも重要であることから、一人一人の被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に行う災害ケースマネジメントの訓練を実施するよう努める。 (5) 地域住民等の連帯による自主的な防災訓練の普及推進 地域の防災力を高めるため、地区防災計画に基づいた訓練等、自主防災組織を中心とする地域住民が自ら実施し、幅広い層が連携・参加する防災訓練の普及に努める。特に、地域の防災拠点となる学校等において、拠点の管理者と地域住民とが一体的に取り組む訓練の実施を推進する。また、地域の事業所や地域住民等による地域の要配慮者の避難支援の訓練等、災害時の共助につながる防災訓練の実施を促す。 さらに、参加者の知識・経験に応じた段階的かつ継続的な訓練となるよう配慮する。 また、NPO・ボランティア等が実施する訓練について、住民や地域の関係機関が参画することにより、地域の防災力の向上に資することとなるよう努める。	難が長時間にわたることを想定し、避難時における指定緊急避難場所での熱中症や低体温症のリスク等に留意した _____ 対策を検討し、必要な訓練を実施するよう努める。 また、災害時に交通通信等が途絶して孤立することが想定される地区について、孤立時の状況把握、救助救出活動や物資の輸送、交通の確保、通信の確保など、関係機関が連携して訓練を実施するよう努める。 _____ 公共交通機関の広域的な運転見合わせにより、災害時に大量の帰宅困難者の発生が想定される地域においては、市区町村を中心に、主要駅に設置されている駅前滞留者対策協議会の参加団体が連携し、災害時の体制づくりのため、PDCA サイクルに基づいた継続的な訓練の実施に努める。 実施に当たっては、地域の防災関係機関と連携し、平時から危険箇所や訓練の手法等について意見交換が行えるような関係の醸成に努める。 なお、避難所の開設や運営の訓練においては、施設・敷地の浸水等の被害状況に留意する。 (別紙2 「地方公共団体等における防災訓練の実施例」参照) (4) 地域住民が防災を考え、具体的な行動をとる機会の提供 地域住民が災害対策の主役であり、「自らの命は自らが守る」という意識を持つことが重要との観点から、地域住民等に対して、その地域の災害リスク情報や災害時にとるべき避難行動等の周知徹底に努める。 訓練計画の作成、訓練結果の分析・評価に当たっては、地域住民の意見、提案等が反映されるよう努める。その際、男女共同参画の視点を取り入れ、女性の積極的な参加が得られるよう努める。 防災訓練は、近隣の安全な場所への避難や屋内での安全確保、早い段階での自主的避難の開始、災害に適した待避場所や家族の連絡手段・連絡要領の確認その他災害時における行動の在り方のみならず災害発生前の備えについて考える機会となる。このため、地方公共団体等は、地域住民に対して、防災に関する講演会やワークショップ形式を活用したマイ・タイムラインの作成等の実践的な研修等を通じ、その地域の災害リスク情報や災害時にとるべき避難行動等を周知するとともに、訓練にはハザードマップを活用した想定される災害リスクの確認やそれに応じた避難行動、避難場所、避難経路等の確認、転倒防止器具による家具や備品の固定、ガラスの飛散防止等の被害減少のための予防的な取組や、緊急地震速報を見聞きした際の危険回避行動、津波災害の恐れがある地域での早期の避難行動開始を意識づける取組等積極的に加えるよう努める。 また、例えば高層建築物に入居している住民や事業者自らの災害対応力の向上を目的とするなど、地域、学校、職場等における幅広い層が連携・参加できるよう努めるとともに、訓練の広報の方法、形態についても工夫し、住民の災害に対する平時からの備えの充実につながることをよう努める。 さらに、発災直後から中長期まで一貫した被災支援の取組に備えることも重要であることから、一人一人の被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に行う災害ケースマネジメントの訓練を実施するよう努める。 (5) 地域住民等の連帯による自主的な防災訓練の普及推進 地域の防災力を高めるため、地区防災計画に基づいた訓練等、自主防災組織を中心とする地域住民が自ら実施し、幅広い層が連携・参加する防災訓練の普及に努める。特に、地域の防災拠点となる学校等において、拠点の管理者と地域住民とが一体的に取り組む訓練の実施を推進する。また、地域の事業所や地域住民等による地域の要配慮者の避難支援の訓練等、災害時の共助につながる防災訓練の実施を促す。 さらに、参加者の知識・経験に応じた段階的かつ継続的な訓練となるよう配慮する。 また、NPO・ボランティア等が実施する訓練について、住民や地域の関係機関が参画することにより、地域の防災力の向上に資することとなるよう努める。
--	--

(6) NPO、ボランティア等の多様な主体との連携 地域防災計画等に位置づけられているNPO・ボランティアとの連携について、より実効性を確保するために、NPO や社会福祉協議会等のボランティア活動に関係する各機関との連携訓練や、NPO・ボランティアの受入れを想定した訓練を実施し、災害時にNPO・ボランティアが十分に力を発揮できるような環境整備に努める。 特に、被災者のニーズ把握やNPO等の活動調整等を行う災害中間支援組織との連携について、発災後に早急な関係構築を図ることは困難であることから、平時から災害時を念頭に置いた役割分担等を定めるとともに、これらに基づき訓練を実施するよう努める。 なお、避難所の運営訓練の実施に当たっては、避難所運営の担い手育成の観点から、住民やNPO・ボランティアの参加を得て避難生活環境の向上を意識した訓練となるよう努めるとともに、避難生活支援リーダー/サポーター研修等の実施により、生活支援の担い手となるボランティアの発掘・育成及び連携に努める。 さらに、在宅避難者や車中泊避難者等の避難所外避難者も含め、避難生活にかかる状況を把握し向上させるため、NPO・ボランティアに加え、保健師、社会福祉協議会や福祉事業者等、地域の支援者との連携を強化した訓練など、地域の実情に応じた訓練の実施に努める。 (7) 避難指示等の発令・伝達の円滑化 洪水、内水氾濫、土砂災害、高潮、津波の災害発生に備え、地域の防災関係機関との協力体制を構築した上で、災害時に避難指示等の発令の必要性について意思決定し、利用可能な伝達手段を活用しつつ躊躇なく避難指示等を発令・伝達できるようにするとともに、住民が適切に避難行動をとれるよう、職員と住民の参加による避難指示等の発令・伝達、避難判断のための訓練の定期的な実施に努める。 避難情報について、住民にその内容が理解されるよう周知徹底することが極めて重要である。 また、住民や地域の関係機関が参画する訓練の実施に努め、特に、災害発生のおそれの高まりに応じて、発令対象区域を限定して、必要と認める地域の要配慮者に対して発令される「高齢者等避難」及び必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令される「避難指示」、「緊急安全確保」について、その意味や発令された際にとるべき行動等に関する理解の促進に努める。 避難指示等の発令・伝達の訓練に当たっては、警戒レベルを用いて、住民が的確に状況を把握し、とるべき行動を理解できるよう伝達する。ただし、津波のおそれがある地域や海沿いにいるとき、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、津波警報等の発表や避難指示の発令を待たずに、自発的に危険な地域からの一刻も早い避難が求められることを踏まえ、住民への伝達の際にレベル区分はなじまないことから、基本的には避難指示のみを発令することとなることに留意する。 なお、避難情報等が住民等に確実に伝わるよう、聴覚や視覚などの心身の状況等に配慮して、多様な伝達手段を組み合わせることに留意する。また、空振りを減らし、住民が我がごと感を持てるよう、災害リスクのある区域等に適切に発令対象を絞り込むため平時から発令基準を整備することが重要であること、更に避難情報の発令の判断に際しては、国・都道府県に技術的な助言を求めることができる点にも留意する。 (8) 要配慮者の避難支援訓練等 避難行動要支援者ごとに、避難先や避難経路、避難誘導時の配慮事項等の情報を記載した個別避難計画の実効性を高めるには避難行動要支援者が自主的に実施できるもの（屋内安全確保を想定した訓練や、避難先まで歩き経路を確認すること等）を含め訓練を通じた改善が重要である。 こうしたことを踏まえ、考え得る様々な災害や被害を想定し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画も活用して、高齢者等避難等の避難情報の伝達、避難場所への避難誘導、避難所の開設・	(6) NPO、ボランティア等の多様な主体との連携 地域防災計画等に位置づけられているNPO・ボランティアとの連携について、より実効性を確保するために、NPO や社会福祉協議会等のボランティア活動に関係する各機関との連携訓練や、NPO・ボランティアの受入れを想定した訓練を実施し、災害時にNPO・ボランティアが十分に力を発揮できるような環境整備に努める。 特に、被災者のニーズ把握やNPO等の活動調整等を行う災害中間支援組織との連携について、発災後に早急な関係構築を図ることは困難であることから、平時から災害時を念頭に置いた役割分担等を定めるとともに、これらに基づき訓練を実施するよう努める。 なお、避難所の運営訓練の実施に当たっては、避難所運営の担い手育成の観点から、住民やNPO・ボランティアの参加を得て避難生活環境の向上を意識した訓練となるよう努めるとともに、避難生活支援リーダー/サポーター研修等の実施により、生活支援の担い手となるボランティアの発掘・育成及び連携に努める。 さらに、在宅避難者や車中泊避難者等の避難所外避難者も含め、避難生活にかかる状況を把握し向上させるため、NPO・ボランティアに加え、保健師、社会福祉協議会や福祉事業者等、地域の支援者との連携を強化した訓練など、地域の実情に応じた訓練の実施に努める。 (7) 避難指示等の発令・伝達の円滑化 洪水、内水氾濫、土砂災害、高潮、津波の災害発生に備え、地域の防災関係機関との協力体制を構築した上で、災害時に避難指示等の発令の必要性について意思決定し、利用可能な伝達手段を活用しつつ躊躇なく避難指示等を発令・伝達できるようにするとともに、住民が適切に避難行動をとれるよう、職員と住民の参加による避難指示等の発令・伝達、避難判断のための訓練の定期的な実施に努める。 避難情報について、住民にその内容が理解されるよう周知徹底することが極めて重要である。 また、住民や地域の関係機関が参画する訓練の実施に努め、特に、災害発生のおそれの高まりに応じて、発令対象区域を限定して、必要と認める地域の要配慮者に対して発令される「高齢者等避難」及び必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令される「避難指示」、「緊急安全確保」について、その意味や発令された際にとるべき行動等に関する理解の促進に努める。 避難指示等の発令・伝達の訓練に当たっては、警戒レベルを用いて、住民が的確に状況を把握し、とるべき行動を理解できるよう伝達する。ただし、津波のおそれがある地域や海沿いにいるとき、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、津波警報等の発表や避難指示の発令を待たずに、自発的に危険な地域からの一刻も早い避難が求められることを踏まえ、住民への伝達の際にレベル区分はなじまないことから、基本的には避難指示のみを発令することとなることに留意する。 なお、避難情報等が住民等に確実に伝わるよう、聴覚や視覚などの心身の状況等に配慮して、多様な伝達手段を組み合わせることに留意する。また、空振りを減らし、住民が我がごと感を持てるよう、災害リスクのある区域等に適切に発令対象を絞り込むため平時から発令基準を整備することが重要であること、更に避難情報の発令の判断に際しては、国・都道府県に技術的な助言を求めることができる点にも留意する。 (8) 要配慮者の避難支援訓練等 避難行動要支援者ごとに、避難先や避難経路、避難誘導時の配慮事項等の情報を記載した個別避難計画の実効性を高めるには避難行動要支援者が自主的に実施できるもの（屋内安全確保を想定した訓練や、避難先まで歩き経路を確認すること等）を含め訓練を通じた改善が重要である。 こうしたことを踏まえ、考え得る様々な災害や被害を想定し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画も活用して、高齢者等避難等の避難情報の伝達、避難場所への避難誘導、避難所の開設・運
--	---

運営等に関する訓練を、「防災」と「福祉」の関係部局や地域の関係者（自主防災組織、社会福祉協議会等）が緊密に連携の上、要配慮者本人、居宅介護支援事業者や相談支援事業者、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）の管理者、さらには NPO・ボランティア、地域企業の従業員等の参加を得ながら実施するよう努める。訓練で得られた課題等については、実効性のある個別避難計画の作成、地区防災計画や要配慮者利用施設の避難計画等の策定、施設職員向けのマニュアルの改正等の改善策の検討を通じて、要配慮者の避難支援等の体制の整備に努める。特に訓練等で個別避難計画と地区防災計画の連動について実効性を確認することが重要である。 また、要配慮者が災害時に適切な避難行動をとれるよう、自宅等の災害リスクを伝えるとともに、最寄りの避難場所までの経路確認の機会とするなど、聴覚や視覚に障害がある人などを含む要配慮者の避難行動の理解促進や実効性確保に向けた取組を実施する。 さらに、個別避難計画に係る訓練など、要配慮者に係る訓練項目を追加することや、要配慮者本人の参加を促すため、要配慮者が参加しやすい訓練とすることに努める。 なお、難病患者、小児慢性特定疾病児、医療的ケア児者に係る訓練を実施する場合には、医療的ケア児支援センターなど、支援を行っている関係機関等と連携の上、実施するよう努める。 (9) 不特定多数の者を対象とした防災訓練 大型商業施設、地下街、旅館・ホテル、観光施設、競技施設等の集客施設と連携し、従業員や一般客が参加する防災訓練を推進し、災害時の地域の安全の確保に努める。 その際、訪日外国人等にも配慮し、多言語化や視覚化に対応したデジタルサイネージやスマートフォンアプリ等の災害情報伝達ツールを活用した情報伝達や避難誘導等に関する訓練の実施に努める。 (10) 感染症の拡大を想定した防災訓練の実施 感染症拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、防災部局、保健福祉部局、保健所、消防等が十分に調整して、各機関が持っている知見を活かし医師等専門家の確認を受けるなどしつつ感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練等を積極的に実施するものとする。 その際、感染症対策に必要な手順・課題等を確認・検証し、防災マニュアル等の見直しに資するものとする。 <u>(11) (新設)</u> 6. フォローアップ等の実施 本大綱に基づく政府の防災訓練の実施状況については、年度末に向けて、これをフォローアップし、その結果を翌年度の総合防災訓練大綱に反映させる。 7. 本大綱の変更について 本大綱について、やむを得ない事態が生じたときは、中央防災会議会長の専決により変更することができる。	営等に関する訓練を、「防災」と「福祉」の関係部局や地域の関係者（自主防災組織、社会福祉協議会等）が緊密に連携の上、要配慮者本人、居宅介護支援事業者や相談支援事業者、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）の管理者、さらには NPO・ボランティア、地域企業の従業員等の参加を得ながら実施するよう努める。訓練で得られた課題等については、実効性のある個別避難計画の作成、地区防災計画や要配慮者利用施設の避難計画等の策定、施設職員向けのマニュアルの改正等の改善策の検討を通じて、要配慮者の避難支援等の体制の整備に努める。特に訓練等で個別避難計画と地区防災計画の連動について実効性を確認することが重要である。 また、要配慮者が災害時に適切な避難行動をとれるよう、自宅等の災害リスクを伝えるとともに、最寄りの避難場所までの経路確認の機会とするなど、聴覚や視覚に障害がある人などを含む要配慮者の避難行動の理解促進や実効性確保に向けた取組を実施する。 さらに、個別避難計画に係る訓練など、要配慮者に係る訓練項目を追加することや、要配慮者本人の参加を促すため、要配慮者が参加しやすい訓練とすることに努める。 なお、難病患者、小児慢性特定疾病児、医療的ケア児者に係る訓練を実施する場合には、医療的ケア児支援センターなど、支援を行っている関係機関等と連携の上、実施するよう努める。 (9) 不特定多数の者を対象とした防災訓練 大型商業施設、地下街、旅館・ホテル、観光施設、競技施設等の集客施設と連携し、従業員や一般客が参加する防災訓練を推進し、災害時の地域の安全の確保に努める。 その際、訪日外国人等にも配慮し、多言語化や視覚化に対応したデジタルサイネージやスマートフォンアプリ等の災害情報伝達ツールを活用した情報伝達や避難誘導等に関する訓練の実施に努める。 (10) 感染症の拡大を想定した防災訓練の実施 感染症拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、防災部局、保健福祉部局、保健所、消防等が十分に調整して、各機関が持っている知見を活かし医師等専門家の確認を受けるなどしつつ感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練等を積極的に実施するものとする。 その際、感染症対策に必要な手順・課題等を確認・検証し、防災マニュアル等の見直しに資するものとする。 <u>(11) 国民保護に係る訓練との連携</u> <u>国民保護訓練は、国民保護法に基づき国、地方公共団体、指定公共機関等が連携して実施しているが、国民保護における住民避難や救援については、災害対応と共通する点が多いことから、防災訓練において国民保護の取組を紹介することや防災訓練に続けて国民保護訓練を実施すること等、国民保護訓練との連携に留意する。</u> 6. フォローアップ等の実施 本大綱に基づく政府の防災訓練の実施状況については、年度末に向けて、これをフォローアップし、その結果を翌年度の総合防災訓練大綱に反映させる。 7. 本大綱の変更について 本大綱について、やむを得ない事態が生じたときは、中央防災会議会長の専決により変更することができる。
---	---

防災訓練中期計画

緊急災害対策本部事務局運営訓練及び緊急災害現地対策本部運営訓練	具体的な災害応急対策に関する計画が策定されている首都直下地震や南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震を想定し、関係地方公共団体、関係指定公共機関等と連携した緊急災害対策本部事務局運営及び緊急災害現地対策本部運営に関する図上訓練を毎年度実施する。
大規模地震時医療活動訓練	首都直下地震、南海トラフ地震又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震を想定して、関係地方公共団体等と連携し、災害派遣医療チーム（DMAT）の参集、活動、広域医療搬送等の訓練を、令和7年度は北海道、青森県、岩手県、宮城県の4道県、令和8年度は南海トラフ地震における重点受援県を中心に被災地と想定した訓練を実施する。
原子力総合防災訓練	原子力災害発生時の対応体制を検証すること等を目的として、原子力災害対策特別措置法に基づき作成された訓練計画を踏まえ、原子力緊急事態等を想定して、国、地方公共団体、原子力事業者等が合同で行う訓練を毎年度実施する。
被災市区町村への応援職員派遣に関する訓練	大規模災害時の被災市区町村における行政機能の確保の支援を目的として、応急対策職員派遣制度により応援職員を円滑に派遣するため、全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会及び関係地方公共団体と連携して、受援体制の整備に留意した情報伝達・連携訓練を毎年度実施する。
管区広域緊急援助隊合同訓練	大規模災害時の災害対処能力向上及び防災関係機関との連携強化を図るため、管区警察局ごとに広域緊急援助隊、緊急災害警備隊等の部隊が一堂に会し、関係実動部隊と一体となった合同の実動訓練を毎年度実施する。
緊急消防援助隊全国合同訓練	緊急消防援助隊の技術及び連携活動能力の向上を図るため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震を想定災害として、関係地方公共団体、関係実動部隊と連携して、全国規模での実動訓練及び図上訓練を令和8年度に実施する。

防災訓練中期計画

緊急災害対策本部事務局運営訓練及び緊急災害現地対策本部運営訓練	具体的な災害応急対策に関する計画が策定されている千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震や南海トラフ地震を想定し、関係地方公共団体、関係指定公共機関等と連携した緊急災害対策本部事務局運営及び緊急災害現地対策本部運営に関する図上訓練を毎年度実施する。
大規模地震時医療活動訓練	千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震や南海トラフ地震を想定して、関係地方公共団体等と連携し、災害派遣医療チーム（DMAT）の参集、活動、広域医療搬送等の訓練を、令和8年度は静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、高知県、宮崎県の7県、令和9年度は関東ブロックを被災地と想定した訓練を実施する。
原子力総合防災訓練	原子力災害発生時の対応体制を検証すること等を目的として、原子力災害対策特別措置法に基づき作成された訓練計画を踏まえ、原子力緊急事態等を想定して、国、地方公共団体、原子力事業者等が合同で行う訓練を毎年度実施する。
被災市区町村への応援職員派遣に関する訓練	応急対策職員派遣制度に基づく応援職員を関係団体や地方公共団体と連携して、円滑に派遣することを目的とした応援職員の派遣に関する情報伝達・連携訓練を毎年度実施する。
管区広域緊急援助隊合同訓練	大規模災害時の災害対処能力向上及び防災関係機関との連携強化を図るため、管区警察局ごとに広域緊急援助隊、緊急災害警備隊等の部隊が一堂に会し、関係実動部隊と一体となった合同の実動訓練を毎年度実施する。
緊急消防援助隊全国合同訓練	緊急消防援助隊の技術及び連携活動能力の向上を図るため、千島海溝地震及び日本海溝地震を想定災害として、関係地方公共団体、関係実動部隊と連携して、全国規模での実動訓練及び図上訓練を令和8年度に実施する。

緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練	緊急消防援助隊の技術及び連携活動能力の向上を図るため、関係地方公共団体、関係実動部隊と連携して、全国を6ブロックに分け、ブロック内の緊急消防援助隊の合同の実動訓練及び図上訓練を毎年度実施する。_____	緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練	緊急消防援助隊の技術及び連携活動能力の向上を図るため、関係地方公共団体、関係実動部隊と連携して、全国を6ブロックに分け、ブロック内の緊急消防援助隊の合同の実動訓練及び図上訓練を毎年度実施する。 <u>(令和8年度の北海道東北ブロックは、全国合同訓練のため実施なし)</u>
「災害時石油供給連携計画」実施の訓練	石油備蓄法に定められた「災害時石油供給連携計画」に基づき、緊急時石油供給に関する図上訓練及び実動訓練を関係府省庁、関係企業、業界団体、都道府県と連携して、毎年度実施する。	「災害時石油供給連携計画」実施の訓練	石油備蓄法に定められた「災害時石油供給連携計画」に基づき、緊急時石油供給に関する図上訓練及び実動訓練を関係府省庁、関係企業、業界団体、都道府県と連携して、毎年度実施する。
大規模津波防災総合訓練	11月5日「津波防災の日」・「世界津波の日」の前後に、南海トラフ地震等による大規模津波が想定される地域において、防災関係機関と連携し、被災者の救助・救出活動、活動支援のための TEC-FORCE による緊急排水や道路・航路啓開、緊急物資輸送等の実動訓練を毎年度実施する。	大規模津波防災総合訓練	11月5日「津波防災の日」・「世界津波の日」の前後に、南海トラフ地震等による大規模津波が想定される地域において、防災関係機関と連携し、被災者の救助・救出活動、活動支援のための TEC-FORCE による緊急排水や道路・航路啓開、緊急物資輸送等の実動訓練を毎年度実施する。
基幹的広域防災拠点における広域輸送訓練	大規模災害時に首都圏・近畿圏の物流コントロール機能を担う、川崎港東扇島及び堺泉北港堺2区に所在する基幹的広域防災拠点において、防災関係機関と連携した緊急物資の広域輸送等の実動訓練を毎年度実施する。	基幹的広域防災拠点における広域輸送訓練	大規模災害時に首都圏・近畿圏の物流コントロール機能を担う、川崎港東扇島及び堺泉北港堺2区に所在する基幹的広域防災拠点において、防災関係機関と連携した緊急物資の広域輸送等の実動訓練を毎年度実施する。
総合水防演習	5月の水防月間を中心に、全国9ブロックにおいて、関係地方公共団体（水防管理団体）、防災関係機関等と連携し、水防団による水防活動の実践訓練や住民参加の避難訓練、情報伝達訓練等を組み合わせた総合的な訓練を毎年度実施する。	総合水防演習	5月の水防月間を中心に、全国9ブロックにおいて、関係地方公共団体（水防管理団体）、防災関係機関等と連携し、水防団による水防活動の実践訓練や住民参加の避難訓練、情報伝達訓練等を組み合わせた総合的な訓練を毎年度実施する。
自衛隊統合防災演習	首都直下地震、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等_____を想定し、関係府省庁、関係地方公共団体等_____と連携して、総合的な防災訓練（指揮所活動等）を毎年度実施する。	自衛隊統合防災演習	<u>千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震、南海トラフ地震等</u> の大規模災害を想定し、関係府省庁、関係地方公共団体等が一体となって、発災時の政府の指揮・意思決定及び連携体制を実践的に検証する総合的な防災訓練（指揮所活動等）を毎年度実施する。

地方公共団体等における防災訓練の実施例

事 項	内 容
1 初動体制等危機管理体制の検証、情報収集・伝達等の訓練	防災関係機関は、それぞれの地震防災強化計画、防災業務計画及び地域防災計画に基づき、防災関係機関相互の連携と協力体制の確保に努めるとともに、情報の混乱防止に配慮した、迅速かつ的確な災害関係情報の収集・伝達及び広報の訓練として、以下の訓練に努める。 ○緊急地震速報受信時等の危険回避行動訓練、交通機関が途絶した場合等を想定した職員等参集訓練、地震発災直後における被害情報の収集・伝達・分析に係る訓練（ドローン、アプリ、リモート会議の活用等）、災害対策本部機能の検証等初動体制の確立に係る訓練 ○都道府県から市区町村へのリエゾン派遣訓練 ○応急対策職員派遣制度に関する情報伝達・連携訓練 ○防災関係機関相互間における中央防災無線、衛星携帯電話等の各種の通信網を活用した情報の収集・伝達訓練 ○防災関係機関の情報を一元化する新総合防災情報システム（SOBO-WEB）、及び各機関の防災情報システム等を活用した情報収集及び地理空間情報の共有・伝達訓練 ○防災関係機関と住民等との間におけるインターネット、アプリ、アマチュア無線、衛星携帯電話等の多様な手段を活用した情報収集・伝達訓練 ○住民避難の周知徹底等住民の安全確保のための情報伝達（アプリ、タブレット等多様な手段の活用）及び災害発生後の余震、降雨等による土砂災害及び建物の倒壊、公共施設の破損等二次災害防止のための点検に係る広報訓練
2 応急対策訓練	防災関係機関は、保有する航空機、船舶、緊急車両、資機材等の特性と機動力等を活かしつつ地域での一体的な共同訓練として、以下の訓練に努める。 ○災害時に備えた資機材・人員等の配備及び関係機器等の操作訓練 ○同時多発火災の消火・延焼防止、負傷者等の救出・救護、トリアージ訓練、医療機関への搬送等の訓練 ○避難所の設置及び運営、給食及び給水並びに非常用トイレ対策等の対応訓練（宿泊演習やトイレ環境の整備、パーティションの設置、段ボールベッドの設置・使用を含む）

地方公共団体等における防災訓練の実施例

事 項	内 容
1 初動体制等危機管理体制の検証、情報収集・伝達等の訓練	防災関係機関は、それぞれの地震防災強化計画、防災業務計画及び地域防災計画に基づき、防災関係機関相互の連携と協力体制の確保に努めるとともに、情報の混乱防止に配慮した、迅速かつ的確な災害関係情報の収集・伝達及び広報の訓練として、以下の訓練に努める。 ○緊急地震速報受信時等の危険回避行動訓練、交通機関が途絶した場合等を想定した職員等参集訓練、地震発災直後における被害情報の収集・伝達・分析に係る訓練（ドローン、アプリ、リモート会議の活用等）、災害対策本部機能の検証等初動体制の確立に係る訓練 ○都道府県から市区町村へのリエゾン派遣訓練 ○応急対策職員派遣制度に関する情報伝達・連携訓練 ○防災関係機関相互間における中央防災無線、衛星携帯電話等の各種の通信網を活用した情報の収集・伝達訓練 ○防災関係機関の情報を一元化する新総合防災情報システム（SOBO-WEB）、及び各機関の防災情報システム等を活用した情報収集及び地理空間情報の共有・伝達訓練 ○防災関係機関と住民等との間におけるインターネット、アプリ、アマチュア無線、衛星携帯電話等の多様な手段を活用した情報収集・伝達訓練 ○住民避難の周知徹底等住民の安全確保のための情報伝達（アプリ、タブレット等多様な手段の活用）及び災害発生後の余震、降雨等による土砂災害及び建物の倒壊、公共施設の破損等二次災害防止のための点検に係る広報訓練
2 応急対策訓練	防災関係機関は、保有する航空機、船舶、緊急車両、資機材等の特性と機動力等を活かしつつ地域での一体的な共同訓練として、以下の訓練に努める。 ○災害時に備えた資機材・人員等の配備及び関係機器等の操作訓練 ○同時多発火災の消火・延焼防止、負傷者等の救出・救護、トリアージ訓練、医療機関への搬送等の訓練 ○避難所の設置及び運営、給食及び給水並びに非常用トイレ対策等の対応訓練（宿泊演習やトイレ環境の整備、パーティションの設置、段ボールベッドの設置・使用を含む）

	○宿泊施設を活用した避難所開設に係る訓練 ○自宅や車中泊を含めた被災者の所在及びニーズの把握並びに健康状態の確認訓練 ○二次避難を取り入れた訓練 ○広域応援協定等に基づく広域的応援訓練と支援体制の点検 ○地域住民や地元企業による応援訓練 ○緊急消防援助隊、広域緊急援助隊等の受入れ ○電気自動車・燃料電池自動車等（電動車）を非常用電源として活用する訓練 ○避難所開設などにおいて、女性視点を取り入れた訓練（運営への女性参画、女性専用スペース（更衣室、授乳室、トイレなど）の設置、防犯ブザーの設置、生理用品の設置など）			○宿泊施設を活用した避難所開設に係る訓練 ○自宅や車中泊を含めた被災者の所在及びニーズの把握並びに健康状態の確認訓練 ○二次避難を取り入れた訓練 ○広域応援協定等に基づく広域的応援訓練と支援体制の点検 ○地域住民や地元企業による応援訓練 ○緊急消防援助隊、広域緊急援助隊等の受入れ ○電気自動車・燃料電池自動車等（電動車）を非常用電源として活用する訓練 ○避難所開設などにおいて、女性視点を取り入れた訓練（運営への女性参画、女性専用スペース（更衣室、授乳室、トイレなど）の設置、防犯ブザーの設置、生理用品の設置など）	
3 自主防災訓練	自主防災組織を中心とし、地区防災計画に基づいた訓練をはじめ、地域の一員としての事業所・学校・障害者団体・NPO・ボランティア等の参加・協力を求めて行われる地域住民等の連帯による地元密着型の自主防災訓練等として、以下の訓練・取組に努める。 ○地域住民等相互が助け合って行う初期消火、負傷者等の救出・応急救護、給食給水、災害関係情報の収集・伝達・広報等の訓練 ○要配慮者の置かれた様々な状況を踏まえて、地域住民等と行う避難・誘導訓練 ○避難行動要支援者名簿等も活用した、大規模な住民避難及び屋内退避に係る訓練等、特に要配慮者に重点を置いた避難・誘導訓練 ○個別避難計画に記載等されている避難先や、避難支援等実施者と合流する場所（玄関先等）まで移動する訓練 ○避難所の開設、運営訓練と合わせて、個別避難計画の実効性を確認するための訓練を行い、避難行動要支援者の避難生活訓練も実施 ○ペットを伴った避難及び受入訓練 ○地域住民とNPO・ボランティア間の協力による救援活動・救援物資等の支援の受入れ、調整等に係る訓練 ○各事業所における災害時の要員の参集、従業員等の初期消火・避難誘導・生産ラインの点検、情報システム等の復旧手順の点検・確認訓練、災害情報の収集・伝達等の訓練及び応急復旧等の訓練及び防災関係機関、近隣の事業所、地域住民等との合同訓練 ○学校等を防災拠点とする地域住民の参加による訓練 ○地域、家庭、職場、学校等における災害時の安全対策・防災用品の点検、非常持出し品の点検及びその携行、緊急地震速報や津波警報等の発表時、避難指示発令時、竜巻等突風発生時等における危険回避行動の点検、避難経路・避難場所の確認、家族との連絡方法の確認等の訓練 ○高層マンションを____有する地域では、高層マンションのエレベーターや電気、<u>水</u>等<u>の供給が停止した場合の訓練</u> ○夜間における災害発生に対応した訓練並びに長期間の避難及び帰宅困難者支援訓練等広域・同時被災に対応した訓練 ○「自宅周辺の災害リスクや災害時の避難経路等」を予め確認した上		3 自主防災訓練	自主防災組織を中心とし、地区防災計画に基づいた訓練をはじめ、地域の一員としての事業所・学校・障害者団体・NPO・ボランティア等の参加・協力を求めて行われる地域住民等の連帯による地元密着型の自主防災訓練等として、以下の訓練・取組に努める。 ○地域住民等相互が助け合って行う初期消火、負傷者等の救出・応急救護、給食給水、災害関係情報の収集・伝達・広報等の訓練 ○要配慮者の置かれた様々な状況を踏まえて、地域住民等と行う避難・誘導訓練 ○避難行動要支援者名簿等も活用した、大規模な住民避難及び屋内退避に係る訓練等、特に要配慮者に重点を置いた避難・誘導訓練 ○個別避難計画に記載等されている避難先や、避難支援等実施者と合流する場所（玄関先等）まで移動する訓練 ○避難所の開設、運営訓練と合わせて、個別避難計画の実効性を確認するための訓練を行い、避難行動要支援者の避難生活訓練も実施 ○ペットを伴った避難及び受入訓練 ○地域住民とNPO・ボランティア間の協力による救援活動・救援物資等の支援の受入れ、調整等に係る訓練 ○各事業所における災害時の要員の参集、従業員等の初期消火・避難誘導・生産ラインの点検、情報システム等の復旧手順の点検・確認訓練、災害情報の収集・伝達等の訓練及び応急復旧等の訓練及び防災関係機関、近隣の事業所、地域住民等との合同訓練 ○学校等を防災拠点とする地域住民の参加による訓練 ○地域、家庭、職場、学校等における災害時の安全対策・防災用品の点検、非常持出し品の点検及びその携行、緊急地震速報や津波警報等の発表時、避難指示発令時、竜巻等突風発生時等における危険回避行動の点検、避難経路・避難場所の確認、家族との連絡方法の確認等の訓練 ○____マンションを多く有する地域では、____マンションのエレベーターや電気、<u>上下水道等</u>____が停止した場合の訓練 ○夜間における災害発生に対応した訓練並びに長期間の避難及び帰宅困難者支援訓練等広域・同時被災に対応した訓練 ○「自宅周辺の災害リスクや災害時の避難経路等」を予め確認した上	

	で、「災害・避難カード」の作成及び家庭内での共有 ○当該カードに基づいた避難訓練の実施及び記入内容の見直し ○通訳ボランティアの支援による「災害多言語表示カード」を使用した外国人に対する避難誘導訓練 ○災害ケースマネジメントを取り入れた訓練 ○高齢者や障害者などが、地域の方と一緒に散歩がてら楽しみながら避難行動を確認する訓練（ひなんさんぽ） ○（新設）			で、「災害・避難カード」の作成及び家庭内での共有 ○当該カードに基づいた避難訓練の実施及び記入内容の見直し ○通訳ボランティアの支援による「災害多言語表示カード」を使用した外国人に対する避難誘導訓練 ○災害ケースマネジメントを取り入れた訓練 ○高齢者や障害者などが、地域の方と一緒に散歩がてら楽しみながら避難行動を確認する訓練（ひなんさんぽ） ○やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、自動車利用者を選定し避難経路を実際に運転し避難行動を確認する訓練	
4 緊急輸送路確保等の訓練	防災関係機関相互の連携のもと、道路及び岸壁の損壊、放置車両、避難・救援車両及び船舶の流入等による陸上・海上の交通渋滞・混雑に対する訓練として、以下の訓練に努める。 ○災害時の運転方法等の普及啓発と併せ、道路の障害物の除去、道路復旧、放置車両等の撤去の訓練 ○緊急輸送路確保のための車両の流入規制等の交通規制、交通信号機減灯対策、船舶の入港制限等の交通規制訓練 ○車両、船舶、航空機等多様な輸送手段を活用し、それぞれの機能と特性を考慮した応急対策要員等の緊急輸送訓練 ○都道府県の区域を越えた広域的な緊急輸送訓練及び重傷患者の搬送訓練		4 緊急輸送路確保等の訓練	防災関係機関相互の連携のもと、道路及び岸壁の損壊、放置車両、避難・救援車両及び船舶の流入等による陸上・海上の交通渋滞・混雑に対する訓練として、以下の訓練に努める。 ○災害時の運転方法等の普及啓発と併せ、道路の障害物の除去、道路復旧、放置車両等の撤去の訓練 ○緊急輸送路確保のための車両の流入規制等の交通規制、交通信号機減灯対策、船舶の入港制限等の交通規制訓練 ○車両、船舶、航空機等多様な輸送手段を活用し、それぞれの機能と特性を考慮した応急対策要員等の緊急輸送訓練 ○都道府県の区域を越えた広域的な緊急輸送訓練及び重傷患者の搬送訓練	
5 ライフラインの確保・対応、物資の調達・輸送等の訓練	防災関係機関等が一体となって、ライフライン等の確保、情報化対応及び物資の調達・輸送等の円滑化に向け、以下の訓練に努める。 ○通信・電力・ガス・上下水道等のライフラインの地域、企業等において行う代替手段等の確保、関係機器の点検とその使用方法の習熟等の訓練 ○ライフライン施設における、相互応援も含んだ応急復旧等の訓練 ○災害廃棄物処理計画も活用した災害廃棄物に関する地方自治体での処理体制の確保に関する訓練 ○住居、事務所等の倒壊に備えた応急用資機材の確保、調達、応急復旧等の訓練 ○情報ネットワークシステムを利用している事業所等におけるバックアップ手段の点検・運用等の訓練 ○地方公共団体の住民情報システム等の安全対策の点検、代替方策の確認等の訓練 ○物資拠点の開設及び受け入れ等に関する訓練 ○物資供給事業者や運送事業者等の協力による支援物資の調達・輸送訓練 ○大規模地震等発災時に「災害時石油供給連携計画」が発動した場合の石油連盟による緊急要請対応システム又は燃料調整シートを活用した訓練 ○大規模地震等発災時に国への要請が必要となった場合の「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用した訓練 ○ドローンを活用した物資の輸送訓練		5 ライフラインの確保・対応、物資の調達・輸送等の訓練	防災関係機関等が一体となって、ライフライン等の確保、情報化対応及び物資の調達・輸送等の円滑化に向け、以下の訓練に努める。 ○通信・電力・ガス・上下水道等のライフラインの地域、企業等において行う代替手段等の確保、関係機器の点検とその使用方法の習熟等の訓練 ○ライフライン施設における、相互応援も含んだ応急復旧等の訓練 ○災害廃棄物処理計画も活用した災害廃棄物に関する地方自治体での処理体制の確保に関する訓練 ○住居、事務所等の倒壊に備えた応急用資機材の確保、調達、応急復旧等の訓練 ○情報ネットワークシステムを利用している事業所等におけるバックアップ手段の点検・運用等の訓練 ○地方公共団体の住民情報システム等の安全対策の点検、代替方策の確認等の訓練 ○物資拠点の開設及び受け入れ等に関する訓練 ○物資供給事業者や運送事業者等の協力による支援物資の調達・輸送訓練 ○大規模地震等発災時に「災害時石油供給連携計画」が発動した場合の石油連盟による緊急要請対応システム又は燃料調整シートを活用した訓練 ○大規模地震等発災時に国への要請が必要となった場合の「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用した訓練 ○ドローンを活用した物資の輸送訓練	

6	混乱防止訓練・帰宅困難者対策訓練	ターミナル駅、繁華街、地下街、高層ビル、競技施設等のような不特定多数の者が集まり、心理的不安を誘発しやすい場所等において、防災関係機関等が一体となって施設利用者の安全確保、情報伝達・広報、避難・誘導等の訓練として、以下の訓練に努める。 ○大型商業施設、旅館・ホテル、観光施設、競技施設等において、必要な情報を適切に提供する情報伝達訓練・広報訓練、一般客の参加を得た緊急地震速報受信時等の施設利用者の安全確保（施設の状況によっては施設内待機）・避難・誘導訓練 ○滞留状況把握と関係機関間での情報伝達に関する訓練 ○鉄道、地下鉄等における乗客への情報伝達、避難・誘導、負傷者の応急救護、緊急地震速報等を用いた列車の停止・減速運転、車両脱線復旧等の訓練 ○病院、社会福祉施設、競技施設等における要配慮者等の情報伝達、緊急地震速報受信時等の避難・誘導訓練 また、大都市圏においては、上記のほか、駅前滞留者対策訓練や徒歩帰宅訓練等の帰宅困難者を想定した訓練の実施に努める。	6	混乱防止訓練・帰宅困難者対策訓練	ターミナル駅、繁華街、地下街、高層ビル、競技施設等のような不特定多数の者が集まり、心理的不安を誘発しやすい場所等において、防災関係機関等が一体となって施設利用者の安全確保、情報伝達・広報、避難・誘導等の訓練として、以下の訓練に努める。 ○大型商業施設、旅館・ホテル、観光施設、競技施設等において、必要な情報を適切に提供する情報伝達訓練・広報訓練、一般客の参加を得た緊急地震速報受信時等の施設利用者の安全確保（施設の状況によっては施設内待機）・避難・誘導訓練 ○滞留状況把握と関係機関間での情報伝達に関する訓練 ○鉄道、地下鉄等における乗客への情報伝達、避難・誘導、負傷者の応急救護、緊急地震速報等を用いた列車の停止・減速運転、車両脱線復旧等の訓練 ○病院、社会福祉施設、競技施設等における要配慮者等の情報伝達、緊急地震速報受信時等の避難・誘導訓練 また、大都市圏においては、上記のほか、駅前滞留者対策訓練や徒歩帰宅訓練等の帰宅困難者を想定した訓練の実施に努める。
7	津波、水害、土砂災害、火山災害等の危険が懸念される地域における訓練	近年の風水害、火山災害等の教訓等、地域の特性を踏まえて、住民、観光客、施設管理者等の参加協力を得よう努めつつ、以下の訓練に努める。 ○洪水、内水氾濫、土砂災害、高潮、津波、雪害、火山災害等の懸念される地域における避難指示等の発令・伝達・広報訓練 ○住民や観光客、登山者等の不特定多数を対象とした避難・誘導訓練、救出・救護訓練、雪下ろしの訓練等 ○津波危険予想地域における沿岸部の警戒監視、津波警報等と避難指示（緊急）の伝達・広報訓練及び住民、観光客、船舶等の早期避難・誘導、水難救助訓練（スピーカー搭載ドローン活用等） ○積雪寒冷下における避難誘導訓練、避難所の開設等訓練 ○地震と風水害等の複合災害を想定した訓練	7	津波、水害、土砂災害、火山災害、火災等の危険が懸念される地域における訓練	近年の風水害、火山災害、火災等の教訓等、地域の特性を踏まえて、住民、観光客、施設管理者等の参加協力を得よう努めつつ、以下の訓練に努める。 ○洪水、内水氾濫、土砂災害、高潮、津波、雪害、火山災害、林野火災、大規模火災等の懸念される地域における避難指示等の発令・伝達・広報訓練 ○住民や観光客、登山者等の不特定多数を対象とした避難・誘導訓練、救出・救護訓練、雪下ろしの訓練等 ○津波危険予想地域における沿岸部の警戒監視、津波警報等と避難指示（緊急）の伝達・広報訓練及び住民、観光客、船舶等の早期避難・誘導、水難救助訓練（スピーカー搭載ドローン活用等） ○積雪寒冷下における避難誘導訓練、避難所の開設等訓練 ○地震と風水害等の複合災害を想定した訓練
8	地域内の誰もが、それぞれの場所で参加できる訓練（シェイクアウト訓練等）	従前の訓練会場に参加者を集める方式だけでなく、地域内の不特定多数の者を対象とした以下のような訓練等により、防災啓発効果の向上に努める。 ○事前登録した不特定多数の参加者が、訓練開始合図（アプリの活用など）で一斉にそれぞれの場所で行う、自身の安全確保訓練 ○地域内の学校、職場、店舗等で統一的行う安全確保訓練、避難訓練 ○インターネットを活用した、蓋然性の高い科学的地震シナリオに基づく被害想定周知と事前学習	8	地域内の誰もが、それぞれの場所で参加できる訓練（シェイクアウト訓練等）	従前の訓練会場に参加者を集める方式だけでなく、地域内の不特定多数の者を対象とした以下のような訓練等により、防災啓発効果の向上に努める。 ○事前登録した不特定多数の参加者が、訓練開始合図（アプリの活用など）で一斉にそれぞれの場所で行う、自身の安全確保訓練 ○地域内の学校、職場、店舗等で統一に行う安全確保訓練、避難訓練 ○インターネットを活用した、蓋然性の高い科学的地震シナリオに基づく被害想定周知と事前学習

9	感染症拡大防止に 配慮した避難所開 設・運営訓練	新型コロナウイルスなど感染症拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症拡大防止に配慮した、以下の訓練に努める。 ○アプリや顔認証システムを活用した受付・登録、避難情報の管理 ○受付における、避難者の体温測定等体調の確認 ○発熱、咳等のある者及び濃厚接触者と一般避難者の滞在スペースの割り振り ○それぞれの滞在スペースについて、パーティションなどを活用したスペースの十分な確保 ○避難所運営スタッフの防護具の利用・着脱等
10	(新設)	
9	感染症拡大防止に 配慮した避難所開 設・運営訓練	新型コロナウイルスなど感染症拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症拡大防止に配慮した、以下の訓練に努める。 ○アプリや顔認証システムを活用した受付・登録、避難情報の管理 ○受付における、避難者の体温測定等体調の確認 ○発熱、咳等のある者及び濃厚接触者と一般避難者の滞在スペースの割り振り ○それぞれの滞在スペースについて、パーティションなどを活用したスペースの十分な確保 ○避難所運営スタッフの防護具の利用・着脱等
10	国民保護に係る訓 練との連携	国民保護における住民避難や救援については、災害対応と共通する点が多いことから、以下のような取組により、防災訓練において、国民保護訓練との連携に努める。 ○防災フェスタなどのイベントや地域の防災訓練等における国民保護を扱うブースの設置（国民保護に関するチラシ・リーフレットの配布、Jアラートの音源の紹介等） ○住民避難や避難所運営などの訓練における防災と国民保護の共通点・相違点の紹介・状況の付与 ○防災関連の講演会・シンポジウムにおける国民保護の紹介

火山調査研究の推進について

—火山に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての
総合的かつ基本的な施策—
(案)

令和〇年〇月〇日

火山調査研究推進本部

はじめに

第1章 火山に関する観測、測量、調査及び研究の推進の基本的考え方

1. 我が国におけるこれまでの火山に関する観測、測量、調査及び研究
2. 我が国の火山に関する観測、測量、調査及び研究における火山調査研究推進本部が果たすべき役割
3. 火山に関する観測、測量、調査及び研究の進むべき方向性

第2章 当面10年間に推進する火山に関する総合的な調査観測に関する事項

1. 火山に関する総合的な調査観測の推進
 - (1) 基盤的な調査観測
 - (2) 機動的な調査観測
 - (3) リモートセンシング技術の活用
 - (4) 物質科学分析体制の構築
2. 火山に関するデータベース・データ流通

第3章 当面10年間に推進すべき火山に関する調査及び研究

1. 火山活動評価手法に関する調査及び研究
 - (1) 火山活動評価のための基礎情報に関する調査及び研究
 - (2) 火山活動の状態の把握と予測に関する調査及び研究
2. 火山ハザード評価手法に関する調査及び研究
 - (1) 火山ハザード把握手法に関する調査及び研究
 - (2) 火山ハザード予測手法に関する調査及び研究
3. 火山に関する総合的な評価を活動火山対策に活用するための調査及び研究

第4章 火山研究・実務人材の育成と継続的な確保

1. 火山研究人材の育成と継続的な確保
2. 火山実務人材の育成と継続的な確保

第5章 横断的な事項

1. 予算の確保・調整等
2. 火山に関する観測、測量、調査及び研究の成果に関する広報活動の推進
3. 地震調査研究推進本部、地震火山観測研究計画（建議）等との連携
4. 地方公共団体、関係行政機関等との連携
5. 国際的な連携

おわりに

はじめに

111 の活火山を抱える世界有数の火山国である日本では、火山噴火によって甚大な被害が生じるおそれがある。過去には宝永 4 年（1707 年）の富士山の宝永噴火や大正 3 年（1914 年）の桜島の大正噴火などの大規模な火山噴火が発生し、また平成 2 年（1990 年）から平成 7 年（1995 年）には雲仙普賢岳噴火において火砕流による人的被害が生じたほか、平成 12 年（2000 年）の三宅島噴火では全島避難が長期化するなど、甚大な被害が発生してきた。さらに、平成 26 年（2014 年）9 月 27 日に御嶽山で噴火が発生し、火口周辺に滞在していた多くの登山者等が被災した。火山災害を軽減するためには、火山に関する観測、測量、調査及び研究を実施し、火山活動を適切に評価することが重要である。また、火山災害をもたらす火山に関する諸現象は極めて複雑であり、火山活動の適切な評価のためには、多分野・多機関における調査及び研究の推進、及び相互の綿密な連携が必要である。

我が国の火山に関する観測、測量、調査及び研究は、これまでも関係行政機関や大学、研究機関等で行われてきたが、国として火山に関する観測、測量、調査及び研究を一元的に推進するため、議員立法による活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」という。）の改正により、令和 6 年（2024 年）4 月 1 日、文部科学省に政府の特別の機関として火山調査研究推進本部（以下「火山本部」という。）が設置された。

火山本部において一元的な推進を図る具体的な方法として、活火山法第 31 条第 2 項第 1 号では総合的かつ基本的な施策（以下「総合基本施策」という。）を立案、第 3 号では総合的な調査観測計画（以下「調査観測計画」という。）を策定することとされている。

火山本部の政策委員会は、総合基本施策の立案と調査観測計画の策定について調査審議し、更に詳細な検討は委員会に設置した総合基本施策・調査観測計画部会で行ってきた。令和 6 年（2024 年）8 月 9 日には、総合基本施策と調査観測計画の要点を政策委員会で決定し、その要点を基に審議を行い、令和 7 年（2025 年）3 月 28 日に総合基本施策の中間取りまとめを本部決定した。また、調査観測計画は、総合基本施策・調査観測計画部会の下に設置した調査観測計画検討分科会において具体的内容を審議してきた。そして、調査観測計画の審議内容も踏まえた総合基本施策中間取りまとめの修正を行い、総合基本施策を策定した。本施策では、火山に関する観測、測量、調査及び研究の推進の基本的考え方、当面 10 年間に推進する火山に関する総合的な調査観測に関する事項、当面 10 年間に推進すべき火山に関する調査及び研究、火山研究・実務人材の育成と継続的な確保、横断的な事項に関する具体内容を示している。火山調査研究の成果が活動火山対策に貢献するものとするため、本施策の内容に基づいて、我が国における火山に関する観測、測量、調査及び研究を一元的に推進していく。

第1章 火山に関する観測、測量、調査及び研究の推進の基本的考え方

1. 我が国におけるこれまでの火山に関する観測、測量、調査及び研究

・我が国におけるこれまでの火山に関する観測、測量、調査及び研究の取組

世界有数の火山国である我が国では、これまで様々な火山に関する観測、測量、調査及び研究の取組が行われてきた。

明治44年（1911年）8月26日、浅間山に文部省（現 文部科学省）震災予防調査会と長野測候所（現 気象庁長野地方气象台）が共同で、日本で最初の火山観測所を設置して以降、火山活動の観測研究のために、特に活動的な火山に大学等の観測所が設置されていった。これまでの国内の火山における多くの噴火では、これらの観測所等における研究者が主体となって観測や解析を実施し、地元の地方公共団体や住民に火山現象やハザードについて説明するなど噴火対応に貢献してきた。

我が国における火山に関する観測、測量、調査及び研究において、火山噴火の予知の実現を通じて災害を軽減するための重要な取組の一つとして挙げられるのが、測地学審議会（現在の科学技術・学術審議会測地学分科会）の建議に基づいて昭和49年（1974年）から開始された「火山噴火予知計画」である。その後、平成21年（2009年）から地震予知計画と統合して「地震及び火山噴火予知のための観測研究計画」が開始され、平成26年（2014年）からの「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画」が現在まで実施されてきている。これらの計画の実施で得られた火山活動や噴火機構、観測技術等に関する長年の基礎的な研究成果は、火山噴火予知連絡会における火山活動の評価、気象庁の火山監視業務や噴火警報の発表、火山防災協議会における噴火シナリオや火山ハザードマップ等の作成への活用など、国や地方公共団体の施策に生かされてきた。

火山噴火予知連絡会は、火山現象についての総合的判断を行うこと、火山噴火予知に関する研究及び観測の体制の整備のための施策について総合的に検討すること、及び関係機関の研究及び業務に関する成果及び情報の交換を目的として、昭和49年（1974年）に火山噴火予知計画により設置された。全国の火山活動について総合的に検討を行うほか、火山噴火等の異常時には臨時的にも開催され、火山活動について検討し、必要な場合は統一見解を発表するなどして防災対応に資する活動を行ってきた。

平成26年（2014年）9月に発生した御嶽山の噴火等を踏まえ、文部科学省は、観測・予測・対策の一体的な火山研究及び火山観測データの一元化流通を推進する「次世代火山研究推進事業」と、火山に関する広範な知識と高度な技能を有する未来の火山研究者を育成する「火山研究人材育成コンソーシアム構築事業」からなる「次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト」を平成28年（2016年）より実施しており、我が国の火山研究を飛躍させ、火山噴火に対する減災・防災対策に貢献することを目指してきた。また、同様の仕組みとして、文部科学省は、令和8年（2026

年)に「火山ハザード対策研究推進・開発事業」と「火山ハザード対策研究人材育成事業」を両輪とする「火山ハザード対策に向けた研究・人材育成プロジェクト」の事業の枠組みを策定した。これにより、火山本部における効果的な火山評価の実現、火山噴火即時把握や火山ハザード対策に資する技術の開発、それらを担う高度な知見を有する火山研究者の育成を目指すこととした。

・活動火山対策の強化に資する調査研究の成果と課題

前項で掲げた火山に関する観測、測量、調査及び研究の取組によって、各火山の観測体制の整備、過去の活動履歴や噴火の発生機構等の解明、観測・予測手法等の研究開発、データ流通体制の構築、火山研究人材の育成等が実施されてきた。こうした観測体制の充実と研究の進展により、噴火対応経験のある一部火山においては噴火の時期や場所を予測できるようになり、その成果に基づいて、平成19年(2007年)に気象業務法が改正され、気象庁において噴火警報の発表が開始された。一方で、警戒避難等に重要である噴火の規模、様式、推移の予測については依然として困難な状況にある。また、火山活動の活発化を捉えて噴火を直前に予測することが可能な場合でも、その予測精度はいまだ不十分である。噴火発生後に噴火の終息時期を予測することも困難であり、より長い時間スケールでの噴火発生の可能性の評価は更に困難である。以上の課題を踏まえ、より効果的な活動火山対策を実現するため、基盤的・機動的な調査観測体制及びデータベース・データ流通体制の整備・運用・更新・高度化や、火山活動評価手法・火山ハザード(降灰、噴石、火砕流、溶岩流、火山性津波、漂流軽石等)評価手法等に関する調査及び研究、人材の育成等の推進が必要である。

・火山に関する観測、測量、調査及び研究を取り巻く環境の変化

平成26年(2014年)9月の御嶽山噴火等を受けた平成27年(2015年)の活火山法の改正によって、法に基づき火山ごとに警戒避難体制を整備すべく、火山専門家等を必須構成員とする火山防災協議会が設置されることとなった。また、気象庁においては火山関係職員の増員等が行われた。さらに、一部の地方公共団体においては火山専門職員の採用等の先進的な取組が行われている。一方で、我が国における火山観測、調査研究の中核を担ってきた国立大学では、法人化を契機とした研究支援者の減少、観測網維持経費の漸減、観測所無人化が進行した。このような社会情勢の変化を踏まえ、火山噴火予知連絡会においてはその在り方の検討が行われ、火山調査研究の成果を防災に役立てる包括的な体制を目指すことが提言された。

近年、富士山では、市街地近くにおいて新たな火口が発見されたこと等により、想定される噴火による影響範囲が拡大され、桜島では、大規模噴火の可能性が指摘されているなど、火山活動が活発化した際の備えが急務となっている。このような火山をめぐる状況に鑑み、火山防災強化推進都道府県連盟及び火山防災強化市町村ネットワークや多くの火山研究者などから、火山防災対策の強化のために火山に関す

る調査研究を一元的に推進する体制の整備等を図るため、活火山法を改正すべきとの要請や要望が立法府及び行政府にあった。これを受け、噴火災害が発生する前の予防的な観点から、火山本部の設置をはじめとする活動火山対策の更なる強化を目的とした改正法案が議員立法により令和5年（2023年）の通常国会に提出され、衆議院及び参議院の審議を経て、全会一致で可決・成立した。この改正により、令和6年（2024年）4月1日に、火山に関する観測、測量、調査及び研究を一元的に推進するための政府の特別の機関である火山本部が文部科学省に設置された。また、同法改正により、火山に関し専門的な知識又は技術を有する人材の育成及び継続的な確保のための教育の充実や、能力の発揮の機会の確保に努めなければならないとされ、文部科学省において令和6年（2024年）より「即戦力となる火山人材育成プログラム」が開始された。なお、火山本部の設置等を受け、令和6年（2024年）11月27日をもって、火山噴火予知連絡会は終了することとなった。

2. 我が国の火山に関する観測、測量、調査及び研究における火山調査研究推進本部が果たすべき役割

活動火山対策の強化に資するため、関係行政機関、大学、研究機関等の連携・協力の下、火山調査研究推進本部を司令塔として火山に関する観測、測量、調査及び研究を一元的に推進（活火山法第31条第2項）する。推進する具体的内容は以下のとおりである。

- 火山に関する観測、測量、調査及び研究の推進について総合的かつ基本的な施策を立案すること（第1号）
- 関係行政機関の火山に関する調査研究予算等の事務の調整を行うこと（第2号）
- 火山に関する総合的な調査観測計画を策定すること（第3号）
- 火山に関する観測、測量、調査又は研究を行う関係行政機関、大学等の調査結果等を収集し、整理し、及び分析し、並びにこれに基づき総合的な評価を行うこと（第4号）
- 総合的な評価に基づき、広報を行うこと（第5号）
- そのほか、法令の規定により火山本部に属させられた事務を行うこと（第6号）

3. 火山に関する観測、測量、調査及び研究の進むべき方向性

国として推進する火山に関する観測、測量、調査及び研究の目的は、活火山法の趣旨に則して、活動火山対策の強化、特に火山噴火による被害の軽減に資することである。

このため、火山に関する観測、予測、対策の一体的な調査研究を推進することにより、各火山地域の地域特性、社会的特性、脆弱性を踏まえつつ、火山噴火による被害の軽減を図るため、

- 火山活動の状態や火山ハザードの適切な把握
- 噴火の時期、場所、規模、様式、推移の予測、及びこれらに基づく火山ハザードの予測

を行えるようにすることを主な目標とする。また、成果の活用に係るあるべき姿として、これらの把握や予測に基づく、防災計画の策定や警戒避難対策、噴火発生後の被災対応、復興に資する適切な情報の発信が行えるようにする。

さらに、こうした取組を支える火山研究・実務人材の育成と継続的な確保の取組や、火山に関する観測、測量、調査及び研究の成果を適切に国民、防災関係機関等に提供する取組を推進する。

第2章 当面10年間に推進する火山に関する総合的な調査観測に関する事項

多様な火山活動や火山ハザードを把握・予測し、火山噴火による被害の軽減を図るためには、科学的知見を十分に生かすことができる効果的・効率的な調査観測体制が必要である。現在の調査観測体制を基礎とし、それを拡大・発展させ、国が責任を持って火山に関する総合的な調査観測を推進する。

1. 火山に関する総合的な調査観測の推進

(1) 基盤的な調査観測

- ・陸上の基盤的な観測体制は、陸上の火山における火山活動の状態や火山ハザードの把握、噴火の時期、場所、規模、様式、推移の予測、及びこれらに基づく火山ハザードの予測のための調査及び研究を一定の水準の上で推進するために必要である。陸上の常時観測点はこれまでも各機関で段階的に整備が進められてきたが、各火山によって観測体制の状況が異なり、調査及び研究を一定の水準の上で推進するために必要な観測点配置等の検討や、その検討に基づく計画的な整備・運用・更新・高度化の推進は不十分である。
- ・海域の基盤的な観測体制は、海域の火山における火山活動の状態や火山ハザードの把握、噴火の時期、場所、規模、様式、推移の予測、及びこれらに基づく火山ハザードの予測のための調査及び研究を推進するために必要である。一方で、海域観測体制は現状定期的な調査観測の実施を主としている。
- ・噴火履歴・火山体構造等の基礎情報調査は、火山の活動度評価や火山ハザード予測、噴火の時期、場所、規模、様式、推移の推定に資する調査及び研究を推進するために必要である。これらの基礎情報調査は陸上や海域の火山において各機関等で実施されてきたが、必要性を一元的に検討した上での計画的な調査・探査は不十分である。

このため、基本目標として、

「陸上観測体制の整備・運用・更新・高度化」

「海域観測体制の整備・運用・高度化」

「噴火履歴・火山体構造等の基礎情報調査の推進」を設定する。

- ・基本目標の達成に向けて、この10年間に以下の項目について取り組むべきである。
 - － 基盤的な調査観測は、長期にわたり安定的に実施するものとする。
 - － 国として、火山活動の状態や火山ハザードの把握、噴火の時期、場所、規模、様式、推移の予測、及びこれらに基づく火山ハザードの予測のための調査及び研究に資する調査観測や噴火履歴・火山体構造等の基礎情報調査を、全国を対象とし

て計画的かつ持続的に実施する。

- 常時観測点(防災科学技術研究所 V-net、気象庁常時観測体制、国土地理院 GEONET)により、陸上の火山について、噴火の場所や様式の予測等が可能となるような調査及び研究を一定の水準の上で推進するための調査観測を実施する。これを行うためには、地震活動や地殻変動、空振、表面現象の観測により、地殻内の複数のマグマ・熱水だまりや開口割れ目の位置・形状等や、それらにおけるマグマや熱水の移動、地下温度の変化、噴火の発生等を把握するための基盤的な調査観測体制が必要である。例として、噴火の時期や場所等の予測のための震源や地殻変動源の高精度な推定には、最低限 4 点のボアホール型地震計・傾斜計による観測が必要である。当面、活動火山対策のために観測、測量、調査及び研究の充実等が必要な 51 火山を対象とし、その他の活火山についても、地震の基盤観測網やリモートセンシング等に基づく調査観測を実施する。
 - 陸上観測体制のみでは実施できない海域の火山の調査研究を推進するため、海洋研究開発機構、海上保安庁等により、定期的な海域火山の調査観測を実施する。さらに、海域の火山観測にとって有効な観測項目からなる、海域火山の常時観測体制の整備を検討する。
 - 噴火の時期、場所、規模、様式、推移の予測等に資する噴火履歴調査等(火山地質図、火山基本図、海底地形図等の作成、トレンチ調査やボーリング調査等)や、火山活動の状態把握や噴火の規模等の予測等に資する火山体構造探査等(水蒸気噴火の発生場や、マグマ供給系等についての地震探査、比抵抗構造探査等)を計画的に実施する。当面、近年噴火が発生、あるいは噴火の準備過程にあると評価された火山や、過去の基礎情報調査が不十分な火山を優先的に調査する。
- ・ 地方公共団体及びその研究機関等や大学は、それぞれの目的のために常設観測点を設置し、観測に基づく調査及び研究を推進してきた。それらの調査及び研究において、地方公共団体及びその研究機関等は、火山本部火山調査委員会における活火山の評価のための調査観測結果に関する資料への協力や、「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画」への参画など、国における火山に関する観測、測量、調査及び研究の推進に大きく貢献している。また、大学による先端的な火山観測研究は、これまでも火山に関する観測、測量、調査及び研究の推進や火山研究者の育成に大きく貢献してきており、今後、国として実施する基盤的な調査観測と大学独自の観測を組合せることで、観測、測量、調査及び研究の更なる高水準の推進が見込まれる。以上のことから、引き続き関係行政機関、研究開発法人等の研究機関、地方公共団体及びその研究機関等、並びに大学の間での観測研究の成果の共有やデータ流通等を通じての協力を期待する。

(2) 機動的な調査観測

- ・火山に関する機動的な調査観測は、基盤的な調査観測のみでは捉えることができない変動現象を効果的・効率的な観測により捉えることで、火山活動の状態や火山ハザードの把握、噴火の時期、場所、規模、様式、推移の予測、及びこれらに基づく火山ハザードの予測の精度を向上させるために必要である。
- ・これまでも機動的な調査観測は、噴火時等の火山活動の活発化時等に、各機関による個別対応を基本としつつ、状況に応じて一時的に協力して調査研究を行う体制を構築してきた。しかしながら、火山に関する総合的な評価のための観測を効果的・効率的に実施するためには、一時的な協力体制では不十分である。

このため、基本目標として、

「機動的な調査観測の推進」を設定する。

- ・基本目標の達成に向けて、この10年間に以下の項目について取り組むべきである。
 - － 常時観測がしにくい調査観測項目（火山灰、火山ガス等の噴出物）の観測や、噴火の場所や様式の予測の精度向上等が可能となるような観測手法による集中的な観測点配置による観測（例えば、地震活動や地殻変動、空振等の観測により、震源や地殻変動源、空振源を精密に把握）を機動的に実施する。
 - － 火山調査委員会において各火山の火山活動の評価を行い、評価を踏まえて各火山について必要に応じて調査研究方策を策定し、調査研究方策を踏まえた実施計画に基づいて機動的な調査観測を実施することを基本とする。
 - － 防災科学技術研究所に常設の組織として構築された「機動的な調査観測・解析グループ」により、機動的な調査観測を一元的に実施するとともに、本グループが実施する機動的な調査観測は、調査及び研究の更なる推進にも貢献するよう努める。本グループは、平時より大学、研究機関、関係行政機関が参画し、観測資機材の運用管理等を含む中核的機能を有するものとする。
 - － 各機関がそれぞれの目的で実施する機動的な観測についても、火山に関する総合的な評価のためにその成果を共有していくことを期待する。

（３）リモートセンシング技術の活用

- ・火山の基盤的・機動的な調査観測におけるリモートセンシング技術の活用は、火山活動の状態の面的な把握や、大規模噴火時の噴煙や広域に及ぶ火山ハザード等の把握のため、また、噴火等に伴う立入規制区域の設定による現地観測の制限や、噴火の影響による現地観測の停止が想定される場合等においても、火山活動の状態把握や推移予測、噴火発生即時把握及び火山ハザードの把握を継続できるようにするために必要である。
- ・リモートセンシング技術はこれまで火山の基盤的・機動的な調査観測に効果的に活用されてきており、観測技術の進展等に伴い、更なる活用の推進が期待される。

このため、基本目標として、

「基盤的・機動的な調査観測におけるリモートセンシング技術の活用」を設定する。

- ・基本目標の達成に向けて、この 10 年間に以下の項目について取り組むべきである。
 - － 地殻変動観測のために、衛星（だいちシリーズ等）や航空機等を活用したリモートセンシングを実施する。
 - － 表面現象や噴出物、熱の観測のために、衛星（ひまわり、しきさい等）、航空機、ドローン、気象レーダー、地上設置カメラ等を活用したリモートセンシングを実施する。
 - － 各行政機関や大学、研究機関等の連携協力の体制により、衛星によるリモートセンシング技術の火山活動評価及び噴火活動把握への活用を推進する。

（４）物質科学分析体制の構築

- ・基盤的・機動的な調査観測において火山噴出物等の組織や化学組成の分析を行う物質科学分析は、火山活動の推移把握等のための重要な情報を提供し、噴火の様式や規模、推移の予測に大きく貢献する。一方で物質科学分析は、これまで主として各機関で個別にまたは連携して実施されてきており、噴火時も含めた、噴出物に対する多角的・総合的な分析の推進にとって必要な一元的な分析体制にはなっていない。

このため、基本目標として、

「基盤的・機動的な調査観測のための物質科学分析体制の構築」を設定する。

- ・基本目標の達成に向けて、この 10 年間に以下の項目について取り組むべきである。
 - － 機動的な調査観測等で採取された試料の即時的・一元的な分析や、過去の噴火推移の解明等を目的として基盤的な調査観測で採取された試料の一元的な分析を実施するために、物質科学分析体制の中核拠点として、防災科学技術研究所において、火山噴出物分析センターを整備・運用する。
 - － 国としての観測、測量、調査及び研究の更なる推進のために、一元的な物質科学分析体制の下で調査観測を実施するとともに、大学や研究機関等が行う先端的な学術研究における物質科学的分析の知見について協力を得ることを期待する。

2. 火山に関するデータベース・データ流通

- ・多様な火山活動や火山ハザードに関する観測データや情報を一元的に収集・整理・流通させるデータベースは、火山に関する多分野の調査及び研究を着実に実施するとともに高度化する上で不可欠である。火山に関するデータベースは各機関で既に

構築が進められているが、効率的な調査及び研究を実施するためには、より広範な観測データ・情報も対象としたデータベース構築の更なる推進が必要である。

- ・多様な火山活動に関する大容量の観測データや解析結果の流通は、火山に関する調査及び研究を一元的・効率的に推進する上で必要であり、さらに、警報などの即時的な解析に基づく情報発信にも有用である。火山に関するデータ流通は、主として関係機関間の個別協定等に基づき段階的に進められてきたが、今後、調査及び研究を目的とした一元的なデータ流通を推進する必要がある。

このため、基本目標として、

「データベースの整備・運用・更新・高度化」

「データ流通プラットフォームの整備・運用・更新・高度化」を設定する。

- ・基本目標の達成に向けて、この 10 年間に以下の項目について取り組むべきである。
 - 既存のデータベースを活用しつつ、
 - ✓ 地球物理学的情報（地震、地殻変動、地磁気等）
 - ✓ 物質科学的情報（火山灰、火山ガス等の噴出物）
 - ✓ 基礎調査情報（地質情報、地形情報、噴火履歴、噴火推移、火山体構造等）
 - ✓ 火山ハザード情報（ハザード履歴、ハザードマップ等）を収集・整理したデータベースの整備・運用・更新・高度化を推進する。
 - 火山に関する地震や空振、地殻変動、表面現象等の連続観測データやデータを補正するための気象や海象等の観測データ、即時解析結果等を対象とした、データ解析機能も有するデータ流通プラットフォームの整備・運用・更新・高度化を推進する。
 - 関係行政機関、研究開発法人等の研究機関、地方公共団体及びその研究機関等、並びに大学の間でのデータ流通を推進する。

第3章 当面10年間に推進すべき火山に関する調査及び研究

多様な火山活動や火山ハザードを把握・予測し、火山噴火による被害の軽減を図るためには、科学的に正しい理解が不可欠である。現段階の火山に関する調査及び研究の方法の信頼性や客観性を高めるため、火山活動評価手法、火山ハザード評価手法、火山に関する総合的な評価を対策に活用する手法の開発と高度化のための調査及び研究を推進する。

1. 火山活動評価手法に関する調査及び研究

(1) 火山活動評価のための基礎情報に関する調査及び研究

- ・ 全国の火山の活動度を客観的に評価・整理することは、観測、測量、調査及び研究やそれに基づく活動火山対策を効果的に推進する上で必要である。活動度の客観的な評価・整理は、過去の噴火履歴や火山体の地下構造、数十年単位の火山活動の状態等の、火山に関する基礎情報に基づいて実施される。
- ・ 噴火事象系統樹と階段ダイアグラムは、それぞれ噴火の様式と推移、噴火の時期と規模を網羅的にまとめた噴火履歴等に関する重要な基礎情報として位置付けられている。また、噴火履歴調査等により、噴火推移の解明を推進することが期待される。一方で、噴火事象系統樹は主として事象分岐パターンの記載のみにとどまっている。また、階段ダイアグラムの作成における年代・噴出量測定精度を向上させる必要がある。さらに、噴火事象系統樹、階段ダイアグラムの作成手順が統一されていないという課題もある。
- ・ 噴火発生場における熱水・マグマだまりの位置や大きさ等の地下構造の情報は、噴火の規模の予測に資する重要な基礎情報である。また、地下構造の情報は、熱水・マグマの供給システムにおける噴火の準備過程を把握する上でも活用される。陸上の水蒸気噴火の発生場はある程度把握されてきたが、マグマ噴火や海域火山における噴火を含めた、包括的な噴火発生場の把握は不十分である。また、発生頻度の高い水蒸気噴火の発生場については、より詳細な把握が必要である。
- ・ 地球物理学的手法、地球化学的手法、リモートセンシング技術等による連続的な観測データに基づく数十年単位の火山活動の状態把握は、火山に関する客観的な現状評価を行う上で重要な基礎情報である。観測項目ごとの連続的なデータの蓄積は進行しつつある一方で、多項目観測データの統合に基づく数十年単位の総合的な火山活動の状態把握手法は確立されていない。
- ・ これらの基礎情報に基づく全国の火山の活動度の客観的な評価・整理は、活火山の選定、及び観測、測量、調査及び研究の充実等が必要な火山の選定や、活火山の活動度のランク分けを可能にする。一方、その選定やランク分けのための、火山活動度の客観的な評価指標が確立されていない。

このため、基本目標として、

「地質調査、物質科学分析等の結果に基づく噴火事象系統樹や階段ダイアグラム、噴火推移の解明に関する調査及び研究の推進」

「地球物理学的手法による火山体構造推定や物質科学分析等の結果に基づいて、噴火発生場を把握する調査及び研究の推進」

「連続的な観測データに基づく、数十年単位の火山活動の状態把握に関する調査及び研究の推進」

「活火山の選定、及び活動火山対策のために観測、測量、調査及び研究の充実等が必要な火山の選定や、活火山の活動度によるランク分け」

を設定する。

- ・基本目標の達成に向けて、この 10 年間に以下の項目について取り組むべきである。
 - 噴火事象系統樹の高度化、階段ダイアグラムの高精度化、及びそれらの作成手順の標準化を推進する。
 - 浅部熱水系・マグマ供給系を対象とした地球物理学的手法による地下構造や広域応力場等の推定や、直接採取した地下構成物の物質科学的分析等に基づき、水蒸気噴火・マグマ噴火の発生場を把握する研究を推進する。さらに、噴火発生場の定量的な把握に必要な、岩石鉱物学的手法に基づく熱水・マグマ蓄積条件の高精度推定に関する研究を推進する。
 - 地震、地殻変動、地磁気、火山ガス、熱・噴気活動等の連続的な観測データ解析、及びそれらの統合に基づく、数十年単位の火山活動の総合的な状態把握手法の開発を推進する。
 - 噴火事象系統樹や階段ダイアグラム、噴火発生場、数十年単位の火山活動状態等の情報に基づいて火山活動度の客観的な評価指標を構築し、その指標によって全国の活火山を評価する基準を作成するための調査及び研究を推進する。また、その基準に基づき、活火山の選定、及び観測、測量、調査及び研究の充実等が必要な火山の選定や、活火山の活動度のランク分けを推進する。

（２）火山活動の状態の把握と予測に関する調査及び研究

- ・噴火の前兆現象を的確に把握するとともに、噴火発生の際に、噴火時刻、場所、規模、様式を即時に把握することは、火山ハザードの高精度な即時把握・予測を可能にし、効果的な警戒避難対策や噴火による被害の軽減に大きく貢献する。即時把握に活用できる個々の観測・解析技術は醸成しつつあるものの、即時把握手法の検証や標準化、実用化は不十分である。また、即時把握の能力の高度化や信頼性向上のための更なる観測・解析技術の開発も必要である。
- ・噴火準備過程や噴火切迫性、火山活動推移過程の評価手法を確立し、噴火の時期、

場所、規模、様式、推移の予測技術を高度化させることは、活動火山対策に資する火山に関する総合的な評価の高度化に大きく貢献する。一方で、噴火準備過程において火山活動の活発化を捉えるために必要な、静穏期における火山活動の状態の把握や、噴火切迫性や噴火推移の把握に関する過去の噴火事例及びその観測データの調査に基づく検証、及び噴火準備・推移過程を支配する熱水・マグマ移動過程の物理・化学モデル等による定量的な評価は不十分である。また、地球化学的・物質科学的データに基づく火山活動の把握は噴火準備過程や噴火切迫性、火山活動推移過程の評価に大きく貢献する重要な研究手法であるが、その手法の標準化は不十分である。

このため、基本目標として、

「噴火前兆の即時把握に基づく噴火発生予測手法及び噴火発生時の即時把握手法の調査及び研究の推進」

「調査観測データ、物質科学分析、物理・化学モデル等に基づく、噴火準備過程や噴火切迫性、火山活動推移過程の評価を行うための手法の調査及び研究と高度化の推進」を設定する。

- ・基本目標の達成に向けて、この10年間に以下の項目について取り組むべきである。
 - － 地殻変動・地震観測等により火山体膨張過程や地震活動等の噴火前兆現象を自動解析により即時把握し、噴火の時期や場所を予測する手法の開発を推進する。
 - － 空振動・地震動等の観測データ解析、リモートセンシング技術等による噴火現象の検知・自動解析に基づき、噴火の時刻、場所、規模、様式を即時把握する手法の開発を推進する。
 - － 噴出物の迅速な調査・分析を実施することによる、噴火の規模や様式を即時把握する手法の開発を推進する。
 - － 噴火の前兆現象や発生時の把握手法を高度化するための観測・解析技術の開発を推進する。
 - － 地震、地殻変動、火山ガス、表面現象等の多項目の連続的な観測データに基づき、静穏期における火山活動の状態を評価する手法の開発を推進する。
 - － 過去の噴火事例や観測データに基づき、噴火の切迫性や推移等の把握可能性を評価する調査及び研究を推進する。
 - － 物理・化学モデルの構築等に基づく、熱水やマグマの蓄積・移動現象の定量的な評価に関する調査及び研究を推進する。
 - － 火山灰・火山ガス等の噴出物データに基づく火山活動の評価手法の標準化を推進する。

2. 火山ハザード評価手法に関する調査及び研究

（１）火山ハザード把握手法に関する調査及び研究

- ・火山ハザードの影響範囲の即時把握は、噴火時の適切な警戒避難区域設定や避難指示等に活用され、噴火による被害の軽減に直接的に貢献する。現在、噴火規模に相当する噴出率等の推定値と火山灰の移流拡散モデルを組合せた降灰の即時把握手法が、噴火が頻発する桜島でのみ実現されている。また、噴火の表面現象観測による規模や様式の即時把握は十分に実現しておらず、リモートセンシング技術等による噴火の表面現象の観測手法の開発をより推進する必要がある。さらに、火山灰等の降下火砕物の即時把握及びその試料分析の手法の標準化や、火山性津波、漂流軽石の即時把握体制は不十分である。

このため、基本目標として、

「火山ハザード把握手法に関する調査及び研究の推進」を設定する。

- ・基本目標の達成に向けて、この 10 年間に以下の項目について取り組むべきである。
 - － 噴火規模に相当する噴出率等の推定値とハザードに関するモデルを組合せたハザード即時把握手法の標準化を推進する。
 - － リモートセンシング技術等を活用した、噴火の表面現象、地形変化、噴出物分布・堆積、火山性津波、漂流軽石等のハザードを即時把握する手法の開発を推進する。
 - － 火山灰等の降下火砕物の把握及びその試料の分析手法の標準化を推進する。
 - － 火山ハザード把握の即時性を向上するために、上記の調査及び研究と噴火発生の即時把握手法に関する調査及び研究との連携を推進する。

（２）火山ハザード予測手法に関する調査及び研究

- ・シミュレーション技術等に基づく火山ハザードの影響範囲の予測は、警戒避難対策の計画的な策定やその高精度化等を通じて、噴火による被害の軽減に貢献する。火山灰拡散・降灰の予測手法については高度化の更なる推進が必要である一方で、火山灰拡散・降灰以外のハザードについての予測手法は十分に確立されていない。また、ハザード予測精度の実証研究は不十分である。
- ・即時把握した噴火の位置・規模・様式等の情報と火山ハザードのシミュレーション技術等の統合によって即時火山ハザード予測図を作成することは、ハザードの種類や影響範囲が刻々と変化し得る火山現象に関する警戒避難対策にとって重要であり、活動火山対策にとって有効なハザード情報を提供する。一方で、即時火山ハザード予測図の作成方法が確立されていないという課題がある。

このため、基本目標として、

「火山ハザードの影響範囲を予測するためのシミュレーション技術等に関する調査及び研究の推進」

「即時把握した噴火の位置・規模・様式等の情報と火山ハザードのシミュレーション技術等を統合した、即時火山ハザード予測図の作成手法等に関する調査及び研究」を設定する。

- ・基本目標の達成に向けて、この 10 年間に以下の項目について取り組むべきである。
 - － 火山灰拡散・降灰予測シミュレーション技術の高度化を推進する。
 - － 火砕流、溶岩流、火山性津波、漂流軽石等のシミュレーション技術の開発を推進する。
 - － 過去の噴火事例における噴出物到達範囲等のハザードに関する観測データに基づく、ハザード予測手法の研究を推進する。
 - － 火山活動評価手法に関する調査及び研究の活用により即時把握された噴火の場所、規模、様式等の情報と火山ハザードのシミュレーション技術等を統合した、即時火山ハザード予測図の作成手法の標準化を推進する。

3. 火山に関する総合的な評価を活動火山対策に活用するための調査及び研究

- ・火山に関する総合的な評価を活動火山対策に活用するには、特に火山ハザード情報の効果的な活用を推進することが不可欠である。そのために、伝えるべき火山ハザード情報の内容やその表現方法を検討・整理する必要がある。
- ・火山ハザードが社会に与える影響を定量化することは、火山ハザード情報を活動火山対策に活用する上で重要である。一方で、火山ハザードが社会に与える影響の評価手法は確立されておらず、また、社会に与える影響の検討に有用な情報の収集が必要である。

このため、基本目標として、

「火山ハザード情報を効果的に活用する手法に関する調査及び研究の推進」
「火山ハザードが社会に与える影響の評価手法に関する調査及び研究の推進」を設定する。

- ・基本目標の達成に向けて、この 10 年間に以下の項目について取り組むべきである。
 - － 国、地方公共団体等における活動火山対策に有効な、火山ハザード情報の種類や精度を検討・整理する。
 - － 火山地域の住民や登山者、来訪者等に利用しやすい火山ハザード情報の表現方法や伝達手段を検討する。
 - － 火山ハザードが社会に与える影響の評価に資する科学的情報を提供する。

第4章 火山研究・実務人材の育成と継続的な確保

多様な火山活動や火山ハザードの把握・予測を行い、火山に関する科学的知見に基づいて火山防災施策を生み出すための火山研究人材や、火山に関する専門的な知識・技能に基づき適切に対応して火山災害の軽減に貢献する火山実務人材の育成と継続的な確保を推進する。

1. 火山研究人材の育成と継続的な確保

- ・火山研究人材の育成と継続的な確保は、多様な火山活動や火山ハザードの把握・予測を行い、火山に関する科学的知見に基づいて火山防災施策を生み出すために不可欠である。
- ・火山研究人材の育成に着実な成果を上げてきた「次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト」の「火山研究人材育成コンソーシアム構築事業」と同様の仕組みを今後も継続する必要がある。
- ・活火山法に基づく火山本部の設置により、火山研究の推進のための研究者ニーズの急増が見込まれる。現在、火山研究者の数は十分ではなく、火山研究の推進に支障をきたすおそれがあることから、即戦力となる火山研究人材の育成は喫緊の課題である。

このため、基本目標として、

「火山研究人材の育成と継続的な確保」を設定する。

- ・基本目標の達成に向けて、この10年間に以下の項目について取り組むべきである。
 - － 「火山研究人材育成コンソーシアム構築事業」と同様の仕組みとして、全国の大学や研究機関などが連携した「火山ハザード対策研究人材育成事業」を実施する。さらに、「火山ハザード対策研究推進・開発事業」の枠組みも活用し、火山ハザード対策に貢献できる、専門性、学際性、企画・立案能力を有する高度な火山研究者を育成する。
 - － 「即戦力となる火山人材育成プログラム」等により、火山研究者を目指す社会人等への学び直しの機会の提供、関連分野（地震学・情報科学・その他理工学分野等）の研究者等の火山研究への参画促進に基づく、火山の専門知識を持つ者、関連分野の研究者等を即戦力となる火山人材として育成することを目的とした取組を推進する。
 - － 大学や研究機関における火山研究人材の継続的な確保に努める。

2. 火山実務人材の育成と継続的な確保

- ・火山実務人材の育成と継続的な確保は、火山に関する専門的な知識・技能に基づき適切に対応して火山災害の軽減を推進する体制を構築する上で重要である。
- ・火山防災の実務を担う地方公共団体等における火山に関する専門知識を有する人材のニーズは高く、地方公共団体等の実務者の火山に関する専門知識・技能の取得や、能力の向上を促すことが必要である。

このため、基本目標として、

「火山実務人材の育成と継続的な確保」を設定する。

- ・基本目標の達成に向けて、この10年間に以下の項目について取り組むべきである。
 - － 「即戦力となる火山人材育成プログラム」等により、地方公共団体・民間企業等における実務者への火山に関する専門知識・技能の取得支援に基づく、地域の火山防災対策に資する防災対応能力の向上を目的とした取組を推進する。
 - － 地方公共団体等における火山実務人材の継続的な確保に努める。

第5章 横断的な事項

火山に関する観測、測量、調査及び研究を一元的に推進するため、予算の確保・調整、観測、測量、調査及び研究の成果に関する広報活動、地震調査研究推進本部・地震火山観測研究計画（建議）等との連携、地方公共団体や関係行政機関等との連携、国際的な連携等を推進する。

1. 予算の確保・調整等

- ・本施策で設定した基本目標を確実に達成するため、厳しい財政状況ではあるものの、国、関係研究機関、国立大学法人等は、本施策に基づく火山調査研究の推進に必要な予算の確保に向けて、最大限努力する。
- ・火山本部は、関係機関の火山調査研究の関係予算の事務の調整を適切に行うとともに、本施策に基づき、火山調査研究の着実な推進が図られるよう、我が国全体の火山調査研究関係予算の確保に努める。
- ・また、火山本部は、定期的に関係機関の火山調査研究の進展状況を把握し、本施策等との整合性の観点から評価を行うとともに、その結果を関係機関の実施計画等に適切に反映する。

2. 火山に関する観測、測量、調査及び研究の成果に関する広報活動の推進

- ・国民の間において火山についての科学的知見に関する理解を促進し、火山防災意識及びリテラシーの向上を図るため、火山に関する社会的な認識や理解の実態を踏まえて、火山本部ウェブサイトの運営、広報資料の刊行、講演会・説明会の開催等のアウトリーチ活動を推進する。また、火山に関する総合的な評価の結果等を整理し、日本全国の活火山の基礎的な情報を総覧できる資料を作成し、広報活動に活用する。

3. 地震調査研究推進本部、地震火山観測研究計画（建議）等との連携

- ・火山と地震現象は共通する地球科学的背景を持つことから、火山に関する観測、測量、調査及び研究の実施に当たっては、地震調査研究の動向も注視していく必要がある。このため、火山本部と地震調査研究推進本部の間で調査結果や情報の共有を推進し、連携体制を構築する。
- ・火山活動に伴う地震動や地殻変動等は、これまで火山を対象とした観測網だけではなく地震調査研究の基盤観測網によっても観測されており、それにより特に広域に及ぶ変動現象や遠方の火山活動を把握することが可能となる。このため、火山に関する観測、測量、調査及び研究の効率的な実施や高度化のために、地震調査研究の基盤観測網の活用を推進する。

- ・火山本部における火山に関する観測、測量、調査及び研究は、「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画（建議）」等で大学や研究機関等により生み出される基礎的研究の成果も取り入れながら推進される必要がある。このため、大学や研究機関等によるボトムアップ型研究については独立性を尊重しつつ、その最新の研究成果についての情報と火山本部における課題が共有されることで、基礎的研究の成果を火山本部で適切に活用するための連携を推進する。

4. 地方公共団体、関係行政機関等との連携

- ・活動火山対策の強化に資するために、地方公共団体、関係行政機関等との連携を推進する必要がある。具体的には以下を推進する。
 - － 火山本部における火山調査研究の成果や火山に関する総合的な評価を共有することにより、防災・危機管理部局、砂防部局、火山防災協議会等との連携を推進する。
 - － 活火山法に基づき、総合基本施策の立案に当たっての意見聴取等、中央防災会議との連携を推進する。
 - － 火山本部における火山調査研究の成果や火山に関する総合的な評価、各火山防災協議会で洗い出した火山調査研究の課題を共有することにより、内閣府の火山防災対策会議との連携を推進する。

5. 国際的な連携

- ・火山現象は、気象や地震等の災害をもたらす他の自然現象と比較して発生頻度が低い現象であり、火山調査研究をより効果的に推進するためには、海外の火山の噴火事例を活用するなどの国際的な連携が不可欠である。このため、現地調査等を通じた海外の火山に関する事例研究を推進する。また、海外研究機関との既存の協力の枠組みを発展させるなどして共同研究や成果の共有等による国際的な連携を推進し、火山調査研究の高度化を図る。

おわりに

本施策では、火山に関する観測、測量、調査及び研究の進むべき方向性として、観測、予測、対策の一体的な調査研究を推進することにより、各火山地域の地域特性、社会的特性、脆弱性を踏まえつつ、火山活動の状態や火山ハザードの適切な把握と、噴火の時期、場所、規模、様式、推移の予測、及びこれらに基づく火山ハザードの予測を行えるようにすることを主な目標とした。また、これらの把握や予測に基づく、警戒避難対策や噴火発生後の被災対応、復興に資する適切な情報の発信が行えるようにすることとした。火山現象という極めて複雑な自然現象の把握と予測は、火山に関する観測、測量、調査及び研究に課せられた大きな課題である。これらの課題を達成するために、本施策で示された当面 10 年間に推進すべき調査観測や調査研究、火山人材の育成と継続的な確保等に関する指針に基づき、国として一元的に火山に関する観測、測量、調査及び研究を推進していく必要がある。

活動火山対策に貢献するために、本施策で示された指針に基づいて関係者一丸となって努力していかなければならない。

参考資料

用語集

移流拡散モデル¹⁾

物質や温度などの物理量が流れによって移動する現象と拡散する現象を同時に考慮したモデル。噴火によって噴出された火山灰や噴石の挙動のシミュレーションでも用いられる。

(広域) 応力場¹⁾

岩盤等の物体内部に考えた仮想的な面を通して及ぼされる単位面積当たりの力を応力という。物体内部の応力の向きや大きさの空間的な分布の状態を応力場といい、その広域的な特徴のことを広域応力場という。

開口割れ目

地下のマグマ等が岩盤に割れ目をつくりながら入り込み移動する現象のことを「貫入」という。その貫入によって開いた割れ目。

階段ダイアグラム¹⁾

噴火履歴調査で得られた噴火の規模と発生年代に基づいて、火山ごとの噴火の時代と噴出物積算量の関係を示した図。長期的な噴出率、噴出率変化の規則性、将来の噴火の規模や時期を議論する際に用いられる。

化学組成²⁾

ある物質を構成する元素や化合物などの化学成分が、それぞれどのくらいの比率で含まれているかを示したもの。

火砕物²⁾

噴火に伴い、破碎されて放出された固体物質のことで、火山砕屑物（さいせつぶつ）ともいう。粒径により、2 mm 以下は火山灰、2 ～64mm は火山礫、64mm 以上は火山岩塊（噴石）に分類される。多孔質で淡灰色のものを軽石、暗色のものをスコリアということもある。「噴石」に火山礫を含む場合もある。

火砕流¹⁾

高温の火山噴出物が、高温の火山ガスや取り込んだ空気とともに高速で火山体斜面を流下する現象。噴火によって火口から噴出した噴煙柱の崩壊や、溶岩ドームの崩落により発生し、火口から長距離にわたって流下して大きな被害を及ぼす。

火山ガス²⁾

地下のマグマに溶けている揮発性成分が、マグマの上昇に伴う圧力低下などにより発泡して地表に放出されたもの。火山ガスの主成分は水蒸気であり、そのほかに、二酸化炭素、二酸化硫黄、硫化水素、塩化水素、フッ化水素、水素

等の成分が含まれる。

火山基本図

活火山を対象に、活動火山対策のために観測、測量、調査及び研究の充実等が必要な火山を優先して国土地理院によって整備を進めている大縮尺の地形図。基図、陰影段彩図、写真地図の3種類がある（平成29年より前は基図のみ）。火山の地形を精密に表す等高線や火山防災に関連する施設等が示されており、防災計画や緊急対策用のほか、火山の研究や噴火予知等の基礎資料としても使われている。

火山性津波

火山の山体崩壊や地形変化（例：1792年雲仙岳眉山「島原大変肥後迷惑」、1741年渡島大島）、海底噴火（例：2021年福徳岡ノ場、1952年明神礁）、火山噴火の気圧波（例：2022年フンガ・トンガ-フンガ・ハアパイ、1883年クラカタウ）等によって発生する津波のこと。

火山地質図³⁾

活火山の噴火履歴、噴出物や火口の分布、構造などを表した地質図。火山の形成史や噴火活動に関する解説が付けられている。

火山ハザード対策に向けた研究・人材育成プロジェクト（V-LEAD）

火山本部における効果的な火山評価の実現、火山噴火即時把握や火山ハザード対策に資する技術の開発、それらを担う高度な知見を有する火山研究者の育成を目的に、「火山ハザード対策研究推進・開発事業」と「火山ハザード対策研究人材育成事業」を両輪とした、文部科学省が令和8年（2026年）に事業の枠組みを策定した10ヶ年のプロジェクト。

火山灰

→ 火砕物 の項を参照。

火山噴出物²⁾

火山噴火により噴出した物質の総称。火山噴出物は気体、液体、固体と様々な形態をとり、それぞれの例として火山ガス、溶岩、火砕物（火山砕屑物）が挙げられる。

火山噴火予知連絡会²⁾

火山噴火予知計画（文部省測地学審議会（現文部科学省科学技術・学術審議会）の建議）により、関係機関の研究及び業務に関する成果及び情報の交換、火山現象についての総合的判断を行うこと等を目的として、昭和49年に設置された機関（事務局は気象庁）。令和6年11月27日に終了。

火山防災協議会²⁾

活動火山対策特別措置法に基づき、火山地域の都道府県及び市町村が設置する協議会。関係機関及び火山専門家等によって構成され、「噴火シナリオ」や「火山ハザードマップ」、「噴火警戒レベル」、「避難計画」等の一連の警戒避難体制について協議する。

火山防災対策会議

火山防災対策の立案とそれに資する監視観測・調査研究体制をより強化することを目的に、複数の関係機関同士の連携強化を図り、より一体的に火山防災を推進する体制について検討するために内閣府で開催される会議。

気象庁常時観測体制

噴火の前兆を捉えて噴火警報等を適確に発表することを目的として、火山活動を 24 時間体制で常時観測・監視するために気象庁により整備・運用されている観測体制。そのうち、火山総合観測装置は、地震計、傾斜計、空振計、GNSS 観測装置で、地震計及び傾斜計は、原則として深さ 100m のボアホールを掘削して埋設する。

降灰

噴火などによる火山灰が地上に降ってくること。

しきさい（衛星）

宇宙から地球の環境変動を長期間に渡って、グローバルに観測することを目的とした人工衛星プロジェクトである地球環境変動観測ミッション（GCOM）において、大気や植生などに関わる観測を担う、宇宙航空研究開発機構の気候変動観測衛星。別名は GCOM-C。

事象分岐

→ 噴火事象系統樹 の項を参照。

地震調査研究推進本部²⁾

行政施策に直結すべき地震に関する調査研究の責任体制を明らかにし、これを政府として一元的に推進するため、地震防災対策特別措置法に基づき政府の特別の機関として平成 7 年 7 月に総理府（現在の所管は文部科学省）に設置された機関。地震本部と略称されることもある。地震調査委員会は、地震調査研究推進本部の下に設置され、関係行政機関（気象庁、国土地理院など）や大学等の調査結果を収集、整理、分析し、これに基づき地震活動に関して総合的な評価を行う。

次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト²⁾

平成 26 年の御嶽山の噴火等を踏まえ、火山災害の軽減に資する火山研究の推

進（次世代火山研究推進事業）と、広く社会で活躍する火山研究人材の裾野を拡大するとともに、火山に関する広範な知識と高度な技能を有する火山研究者となる素養のある人材の育成（火山研究人材育成コンソーシアム構築事業）を目的として、文部科学省が平成 28 年度から実施している 10 ヶ年のプロジェクト。

（噴火の）準備過程¹⁾

火山噴火は、火口から溶岩や火山ガスが地表に放出される現象である。噴火に至るまでには、地下深部で発生したマグマが、長い時間をかけてマントルや地殻内を上昇し、地殻浅部にマグマだまりとして蓄積される。さらに、内部の圧力が高まる等の理由で、マグマが地表へ移動できる条件が整い噴火に至る。このような噴火に至る前の一連のプロセスを準備過程と呼ぶ。

水蒸気噴火²⁾

マグマ等の熱によって火山体内部又は地表付近の水が気化して体積が膨張することで、水蒸気が急激に噴出する現象のこと。噴火口付近の岩石が砕け、火山砕屑物（火山岩塊や細粒火山灰）が飛散する。噴出物には、新鮮なマグマ由来の物質は含まれない。

浅部熱水系

→ 熱水系 の項を参照。

即戦力となる火山人材育成プログラム

即戦力として我が国における火山研究や火山に関する業務に携わる者の育成及び継続的な確保を推進し、将来的に火山関連業務に従事する高度な専門を有する人材を育成することを目的として、文部科学省が令和 6 年度から実施している事業。

だいちシリーズ（衛星）

地震、豪雨による水害・土砂災害、森林火災、火山噴火などの様々な災害の監視や状況把握、地理空間情報の整備・更新などへの貢献を目的とした、宇宙航空研究開発機構が開発した地球観測衛星である初代「だいち」（ALOS、2006～2011）、「だいち 2 号」（ALOS-2、2014～）、「だいち 4 号」（ALOS-4、2024～）の総称。合成開口レーダーを搭載し、火山活動による地殻変動の観測等に活用されている。

地殻²⁾

地球の固体部分を構成する大きな成層構造のうち、一番外側の層。地殻の下にはマントルが存在する。地殻は海洋地殻と大陸地殻に分類され、海洋地殻は約 6 km のほぼ均一な厚さであるのに対し、大陸地殻は平均的には 30km 程度の厚さであるが、安定な大陸地塊等では 60～70km の厚さに及ぶ場所がある。地殻

の浅い部分を上部地殻、深い部分を下部地殻と呼ぶ。上部地殻と下部地殻の間に中部地殻が存在する場所もある。

地殻変動²⁾

地震等の断層運動やマグマの蓄積・放出等の火山活動によって地表に生じた変位やひずみ、傾斜の変化。地盤変動ということもある。

中央防災会議²⁾

内閣の重要政策に関する会議の一つ。防災基本計画の作成や、防災に関する重要事項の審議等を行う。内閣総理大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の代表者及び学識経験者により構成されている。

トレンチ調査¹⁾

地質調査法の一つで、地表から溝状に掘り込み、地表では観測できない地層を新たに露出させ、断面を観察する手法。地震分野では過去の断層運動の年代や周囲の環境の調査、火山分野では過去の噴火史を調査するために有力な方法である。

熱水系¹⁾

マグマからの分離上昇や、マグマや高温の火山ガスと地下水の接触によって生じる高温の水を熱水といい、熱水及び熱水が分布する亀裂や移動経路などを総称して熱水系という。火山の地下浅い部分に位置する熱水系（浅部熱水系）は、水蒸気噴火の発生と深い関わりがあると考えられている。

ハザードマップ²⁾

ある災害に対する危険な区域を示した地図。火山のハザードマップでは、噴石、降灰、火砕流、溶岩流、泥流などの災害を引き起こす現象が波及すると予想される範囲などが図示される。

比抵抗（構造）²⁾

単位断面積・単位長さ当たりの電気抵抗値のこと。電気伝導度の逆数。マグマの周辺では高温や流体の存在によって低い比抵抗値を示すことが多いため、地中の比抵抗の分布（比抵抗構造）を調べることで火山噴火の発生ポテンシャルや地下のマグマの状態を把握する研究が進められている。

ひまわり（衛星）

世界気象衛星観測網において、アジア・オセアニア及び西太平洋地域の観測を担う、日本が運用している静止気象衛星。

漂流軽石

海底噴火等により噴出した多孔質の火砕物である軽石が、海面上に浮遊して

海流や風の影響を受けながら漂流するもの。場合によっては長距離を漂流し、噴火地点から遠方の沿岸域にも被害をもたらすことがある。

物質科学的（分析）¹⁾

物質の組成、構成鉱物種、同位体比等を、組成分析や同位体分析などの科学的な手法に基づいて明らかにすること（分析）。

噴火警戒レベル²⁾

火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」が地方自治体の地域防災計画に定められた火山において、噴火警報・予報に付して発表される。

噴火警報²⁾

火山噴火に伴い、生命に危険を及ぼす火山現象の発生や危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」を明示して気象庁が発表する警報。噴火警戒レベルが運用されている火山においては、噴火警戒レベルを付して発表する。

噴火事象系統樹¹⁾

火山ごとに、可能性のある複数の噴火現象の時間的推移を網羅的に示したもの。示された複数の噴火推移のうち、どの道筋をたどるかの分かれ目を事象分岐という。

噴石

→ 火砕物 の項を参照。

ボアホール³⁾

地下深部の情報を取得するために掘削される円筒状の穴。地下深部の岩石のサンプル（コア試料）を取得する目的のほか、地下深部での地震計やひずみ計、傾斜計などの計測機器の設置、地下水・応力測定などに利用される。

防災リテラシー²⁾

災害に対して適切な防災対策や避難行動をとることができるよう、災害をもたらす自然現象に関する基本的な知識、住む地域の災害リスクの知識、災害情報（警報、注意報）の知識、防災対策や避難方法に関する知識をもち、それらを活用する能力のこと。

ボーリング調査

地表から地下に筒状の穴を掘り、地層を採取して地下の状態を調べる地質調

査の方法。火山体におけるボーリング調査では、その地点における過去の噴火堆積物を連続的に確認することができ、地表調査では得られない噴火履歴の情報を取得できる。

マグマ²⁾

岩石物質の高温溶融体。噴火によってマグマが地表に出たものを溶岩という。マグマが地殻内で結晶化したり、地殻物質を溶かしこんだりして、多様な組成のマグマができることを、マグマの分化という。それにより、二酸化ケイ素含有量の少ない組成のマグマから、より二酸化ケイ素含有量に富む組成のマグマが生成されていく。マグマの分化によって、一般に粘性が高くなる。

マグマ供給系²⁾

地下深部から火口までマグマが供給されるマグマだまりや火道（地下のマグマだまりから地表へ至るまでのマグマの上昇経路）を含むシステム全体のことを指す。

マグマだまり¹⁾

火山活動の源であるマグマが蓄積されているところ。その存在位置、形状、内部構造、内容物の特性などの情報は、噴火現象の理解に欠かせないが、現状では、よく研究されている少数の火山に限り、それらのごく一部が明らかにされているのみである。

マグマ噴火¹⁾

噴出物のほとんどがマグマ物質からなる噴火のこと。水蒸気噴火との対比で用いられる。

モデル（化）¹⁾

物理現象の時間変化を数式等で記述したものや、諸要素の相互関係や因果関係を模式的に表現したもの。火山の分野においても、様々な現象について、実際の物理現象を再現するモデルの構築（モデル化）が試みられている。構築したモデルを用いて未来時刻までシミュレーションを行うことで、将来発生する現象の予測が行われる。

溶岩流²⁾

火山の噴火活動によって地下のマグマが溶けた状態のままで火口から噴出し（溶岩）、地表に沿って流れる現象。

リモートセンシング²⁾

遠隔観測手法の総称。様々な波長の電波や光を用いて、対象物の形状、温度、物質などを測定する。人工衛星や航空機から測定することによって広い範囲を迅速に測定できる。

GEONET ²⁾

国土地理院が運用する GNSS 連続観測システムのこと（GNSS の項を参照）。全国に展開された約 1300 ヶ所の電子基準点とつくば市にある GEONET 中央局からなる。

GNSS ²⁾

全球測位衛星システム（Global Navigation Satellite System）の略。地球上での位置決めや時刻同期を目的とした電波を発射する人工衛星群、地上の支援システム、及び電波を受信して 3 次元的な地球上の位置や正確な時刻を知る目的で使用する利用者群の総称。米国が構築した GPS、ロシアの GLONASS や、ヨーロッパ連合（EU）の Galileo、日本の QZSS（みちびき）等のシステムがある。

V-LEAD

→ 火山ハザード対策に向けた研究・人材育成プロジェクト（V-LEAD）の項を参照。

V-net

防災科学技術研究所が整備・運用する、全国の陸域から海域までを網羅する地震・津波・火山の観測網である陸海統合地震津波火山観測（MOWLAS）のうち、陸域において火山観測を行うための基盤的火山観測網。基本構成はボアホール型短周期地震計、ボアホール型傾斜計、広帯域地震計、GNSS 観測装置、微気圧計、雨量計、地中温度計である。

出典

- 1) 災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画（第 2 次）の推進について（建議）用語解説
- 2) 災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画（第 3 次）の推進について（建議）用語解説
- 3) 災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画の推進について（建議）用語解説

火山調査研究推進本部構成員
(令和8年5月時点)

(火山調査研究推進本部長)

盛山 正仁	文部科学大臣 (令和6年4月～令和6年10月)
あべ 俊子	文部科学大臣 (令和6年10月～令和7年10月)
松本 洋平	文部科学大臣 (令和7年10月～)

(火山調査研究推進本部員)

藤井 健志	内閣官房副長官補 (内政担当) (令和6年4月～令和6年6月)
阪田 渉	内閣官房副長官補 (内政担当) (令和6年6月～)
鈴木 敦夫	内閣官房副長官補 (事態対処・危機管理担当) (令和6年4月～令和7年7月)
田中 和則	内閣官房副長官補 (事態対処・危機管理担当) (令和7年8月～)
田和 宏	内閣府事務次官 (令和6年4月～令和6年7月)
井上 裕之	内閣府事務次官 (令和6年7月～)
内藤 尚志	総務事務次官 (令和6年4月～令和6年7月)
竹内 芳明	総務事務次官 (令和6年7月～令和7年6月)
原 邦彰	総務事務次官 (令和7年7月～)
藤原 章夫(本部長代理)	文部科学事務次官(令和6年4月～令和7年7月)
増子 宏(本部長代理)	文部科学事務次官 (令和7年7月～)
飯田 祐二	経済産業事務次官(令和6年4月～令和7年6月)
藤木 俊光	経済産業事務次官 (令和7年7月～)
和田 信貴	国土交通事務次官(令和6年4月～令和6年6月)
吉岡 幹夫	国土交通事務次官(令和6年7月～令和7年6月)
水嶋 智	国土交通事務次官 (令和7年7月～)

(常時出席者)

大木 章一	国土地理院長 (令和6年4月～令和6年7月)
山本 悟司	国土地理院長 (令和6年7月～令和7年7月)
河瀬 和重	国土地理院長 (令和7年8月～)
森 隆志	気象庁長官 (令和6年4月～令和7年1月)
野村 竜一	気象庁長官 (令和7年1月～)

火山調査研究推進本部
政策委員会構成員
(令和8年5月時点)

(委員長)

藤井 敏嗣 山梨県富士山科学研究所 所長／
国立大学法人東京大学 名誉教授

(委員)

佐々木 啓介 内閣官房副長官補（内政担当）付 内閣審議官
(令和6年4月～令和6年6月)

西山 英将 内閣官房副長官補（内政担当）付 内閣審議官
(令和6年7月～)

清水 洋 国立研究開発法人防災科学技術研究所
巨大地変災害研究領域火山防災研究部門 参事／
国立大学法人九州大学 名誉教授

高橋 謙司 内閣府 政策統括官（防災担当）
(令和6年4月～令和7年6月)

横山 征成 内閣府 政策統括官（防災担当）（令和7年7月～）

瀧澤 美奈子 科学ジャーナリスト

田中 淳 国立大学法人東京大学 名誉教授

(委員長代理)

田原 康生 総務省 国際戦略局長（令和6年4月～令和6年7月）

竹村 晃一 総務省 国際戦略局長（令和6年7月～令和7年6月）

布施田 英生 総務省 国際戦略局長（令和7年7月～）

千原 由幸 文部科学省 研究開発局長
(令和6年4月～令和6年7月)

堀内 義規 文部科学省 研究開発局長
(令和6年7月～令和7年7月)

坂本 修一 文部科学省 研究開発局長（令和7年7月～）

西村 太志 国立大学法人東北大学大学院理学研究科 教授

畠山 陽二郎 経済産業省 産業技術環境局長
(令和6年4月～令和6年6月)

菊川 人吾 経済産業省 イノベーション・環境局長
(令和6年7月～)

林	学	内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付 危機管理審議官（令和6年4月～令和7年1月）
千代延	晃平	内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付 危機管理審議官（令和7年1月～令和8年1月）
若田	英	内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付 危機管理審議官（令和8年1月～）
廣瀬	昌由	国土交通省 水管理・国土保全局長 （令和6年4月～令和6年6月）
藤巻	浩之	国土交通省 水管理・国土保全局長 （令和6年7月～令和7年6月）
林	正道	国土交通省 水管理・国土保全局長（令和7年7月～）
井口	正人	鹿児島市危機管理局危機管理課 火山防災専門官 （桜島火山防災研究所長）／国立大学法人京都大学 名誉教授（令和8年3月～）
森田	裕一	国立大学法人東京大学 名誉教授 （令和6年4月～令和8年4月）

（常時出席者）

大木	章一	国土地理院長（令和6年4月～令和6年7月）
山本	悟司	国土地理院長（令和6年7月～令和7年7月）
河瀬	和重	国土地理院長（令和7年8月～）
森	隆志	気象庁長官（令和6年4月～令和7年1月）
野村	竜一	気象庁長官（令和7年1月～）

火山調査研究推進本部政策委員会
総合基本施策・調査観測計画部会構成員
(令和8年5月時点)

(部会長)

西村 太志 国立大学法人東北大学大学院理学研究科 教授

(委員)

朝田 将 内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（調査・企画担当）
(令和6年6月～令和6年7月)

森久保 司 内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（調査・企画担当）
(令和6年7月～)

井口 正人 鹿児島市危機管理局危機管理課 火山防災専門官
(桜島火山防災研究所長)／国立大学法人京都大学 名誉教授

石塚 吉浩 国立研究開発法人産業技術総合研究所
地質調査総合センター活断層・火山研究部門 研究部門長

市原 美恵 国立大学法人東京大学地震研究所 教授

小野 重明 国立研究開発法人海洋研究開発機構 地震火山研究部門長

神田 径 国立大学法人東京科学大学総合研究院
多元レジリエンス研究センター 准教授

阪本 真由美 兵庫県公立大学法人兵庫県立大学大学院
減災復興政策研究科 教授

篠原 宏志 国立研究開発法人産業技術総合研究所
地質調査総合センター活断層・火山研究部門 招聘研究員

清水 洋 国立研究開発法人防災科学技術研究所巨大地変災害研究領域
火山防災研究部門 参事／国立大学法人九州大学 名誉教授

中辻 剛 気象庁地震火山部 管理課長 (令和6年6月～令和7年3月)

菅野 智之 気象庁地震火山部 管理課長 (令和7年4月～令和8年3月)

平 祐太郎 気象庁地震火山部 管理課長 (令和8年4月～)

藤田 英輔 国立研究開発法人防災科学技術研究所巨大地変災害研究領域
副研究領域長

前野 深 国立大学法人東京大学地震研究所 准教授

宮川 康平 国土地理院 測地観測センター長 (令和6年6月～令和7年3月)

宮原 伐折羅 国土地理院 測地観測センター長 (令和7年4月～)

森下 泰成 海上保安庁海洋情報部 沿岸調査課長
(令和6年6月～令和8年3月)

佐藤	まりこ	海上保安庁海洋情報部沿岸調査課 海洋防災調査室長 (令和8年4月～)
森田	裕一	国立大学法人東京大学 名誉教授 (令和6年6月～令和8年4月)
吉本	充宏	山梨県富士山科学研究所 研究管理幹

火山調査研究推進本部政策委員会
総合基本施策・調査観測計画部会
調査観測計画検討分科会構成員
(令和8年5月時点)

(主査)

篠原 宏志 国立研究開発法人産業技術総合研究所
地質調査総合センター活断層・火山研究部門 招聘研究員

(委員)

相澤 広記 国立大学法人九州大学大学院理学研究院 准教授
相澤 幸治 気象庁地震火山部管理課 火山対策企画官
(令和7年5月～令和8年3月)
長谷部 大輔 気象庁地震火山部管理課 火山対策企画官 (令和8年4月～)
青山 裕 国立大学法人北海道大学大学院理学研究院 教授
及川 輝樹 国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合センター
活断層・火山研究部門大規模噴火研究グループ 研究グループ長
大園 真子 国立大学法人北海道大学大学院理学研究院 教授
尾鼻 浩一郎 国立研究開発法人海洋研究開発機構地震火山研究部門
地球内部観測センター センター長代理
金子 隆之 国立大学法人東京大学大学院理学系研究科地球惑星科学専攻
特任研究員
下司 信夫 国立大学法人九州大学大学院理学研究院 教授
小園 誠史 国立研究開発法人防災科学技術研究所巨大地変災害研究領域
火山防災研究部門 主任研究員
鈴木 由希 早稲田大学教育・総合科学学術院 教授
長岡 継 海上保安庁海洋情報部沿岸調査課海洋防災調査室
上席海洋防災調査官 (令和7年5月～令和8年3月)
高梨 泰宏 海上保安庁海洋情報部技術・国際課 火山調査官
(令和8年4月～)
中道 治久 国立大学法人京都大学防災研究所 教授
宗包 浩志 国土地理院地理地殻活動研究センター 地殻変動研究室長
森 俊哉 国立大学法人東京大学大学院理学系研究科 准教授
山本 希 国立研究開発法人防災科学技術研究所巨大地変災害研究領域
火山防災研究部門 主任研究員
行竹 洋平 国立大学法人東京大学地震研究所 准教授
横尾 亮彦 国立大学法人京都大学大学院理学研究科 准教授

総合基本施策・調査観測計画部会の設置について

令和6年4月16日
火山調査研究推進本部
政 策 委 員 会

火山に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策の立案や、火山に関する総合的な調査観測計画の策定など、火山の調査研究の推進について調査審議を行うため、総合基本施策・調査観測計画部会（以下「部会」という。）を設置する。

1. 審議事項

- （１）火山に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策について
- （２）火山に関する総合的な調査観測計画について
- （３）その他火山の調査研究の推進に関すること

2. 構成員等

- （１）部会を構成する委員及び専門委員については、政策委員会委員長（以下「委員長」という。）が別途定める。
- （２）部会に部会長を置き、部会の構成員の中から委員長が指名する。
- （３）部会長は、部会に属さない委員及び専門委員、その他専門家を招へいし、意見を聴取することができる。

3. その他

上記に定めるもののほか、部会の議事その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

調査観測計画検討分科会の設置について（案）

令和 7 年 2 月 1 4 日
火山調査研究推進本部
政 策 委 員 会
総合基本施策・調査観測計画部会

火山に関する総合的な調査観測計画の策定に係る専門の事項について調査審議を行うため、調査観測計画検討分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

1. 審議事項

- （１）火山に関する総合的な調査観測計画の策定に係る専門の事項について
- （２）その他必要な事項

2. 構成員等

- （１）分科会を構成する委員及び専門委員については、総合基本施策・調査観測計画部会長（以下「部会長」という。）が別途定める。
- （２）分科会に主査を置き、分科会の構成員の中から部会長が指名する。
- （３）主査は、分科会に属さない委員及び専門委員、その他専門家を招へいし、意見を聴取することができる。

3. その他

上記に定めるもののほか、分科会の議事その他分科会の運営に関し必要な事項は、主査が分科会に諮って定める。

火山調査研究推進本部

「火山に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての
総合的かつ基本的な施策」及び「火山に関する総合的な調査観測計画」
に係る審議経過

	開催日	主な検討事項
本部会議 (第1回)	令和6年 4月8日	・火山調査研究の推進に係る総合基本施策及び調査観測計画に関する主な論点について議論を行った。
政策委員会 (第1回)	令和6年 4月16日	・火山調査研究の推進に係る総合基本施策及び調査観測計画に関する主な論点の詳細について議論を行った。
総合基本施策・ 調査観測計画部会 (第1回)	令和6年 6月4日	・火山調査研究の推進に係る総合基本施策及び調査観測計画の要点の素案について議論を行った。
総合基本施策・ 調査観測計画部会 (第2回)	令和6年 7月2日	・前回の審議を反映した火山調査研究の推進に係る総合基本施策及び調査観測計画の要点の案について議論を行った。 ・当日の議論を反映した修正は部会長一任となり、会議後、火山に関する観測、測量、調査及び研究の推進に係る総合基本施策、火山に関する総合的な調査観測計画の要点案を取りまとめた。
政策委員会 (第2回)	令和6年 8月9日	・火山に関する観測、測量、調査及び研究の推進に係る総合基本施策、火山に関する総合的な調査観測計画の要点を取りまとめた。
本部会議 (第2回)	令和6年 8月30日	・火山に関する観測、測量、調査及び研究の推進に係る総合基本施策、火山に関する総合的な調査観測計画の要点の報告を行った。
総合基本施策・ 調査観測計画部会 (第3回)	令和6年 10月21日	・今後の部会の進め方について議論を行った上で、当面10年間に推進すべき火山に関する調査及び研究に関連する取組について委員他から説明を受け、議論を行った。
総合基本施策・ 調査観測計画部会 (第4回)	令和6年 11月29日	・前回の審議を踏まえ、当面10年間に推進すべき火山に関する調査及び研究について論点を整理し、議論を行った。また、火山研究・実務人材の育成と継続的な確保について委員他から説明を受け、議論を行った。

総合基本施策・ 調査観測計画部会 (第5回)	令和6年 12月18日	・ 前回の審議を踏まえ、火山研究・実務人材の育成と継続的な確保について論点を整理し、議論を行った。また、当面10年間に推進する火山に関する総合的な調査観測に関する事項について委員から説明を受け、議論を行った。
総合基本施策・ 調査観測計画部会 (第6回)	令和7年 1月21日	・ 前回の審議を踏まえ、当面10年間に推進する火山に関する総合的な調査観測に関する事項について論点を整理し、議論を行った。また、横断的な事項、これまでの審議を反映した火山に関する観測、測量、調査及び研究の推進に係る総合基本施策の中間取りまとめの素案について、議論を行った。
総合基本施策・ 調査観測計画部会 (第7回)	令和7年 2月14日	・ これまでの審議を反映した火山に関する観測、測量、調査及び研究の推進に係る総合基本施策の中間取りまとめの案について、議論を行った。 ・ 当日の議論を反映した修正は部会長一任となり、会議後、部会としての最終案を決定した。
政策委員会 (第3回)	令和7年 3月4日	・ 火山に関する観測、測量、調査及び研究の推進に係る総合基本施策の中間取りまとめ(案)について議論を行った。 ・ 当日の議論を反映した修正は委員長一任となり、会議後、委員会としての最終案を決定した。
総合基本施策・ 調査観測計画部会 (第8回)	令和7年 3月21日 (書面)	・ 令和7年度における噴火履歴・火山体構造等の基礎情報調査について議論を行った。
本部会議 (第3回)	令和7年 3月28日	・ 火山に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策の中間取りまとめを決定した。
調査観測計画検討 分科会 (第1回)	令和7年 5月15日	・ 調査観測計画検討分科会の運営等について議論を行った。 ・ 火山に関する総合的な調査観測計画の具体的内容検討について以下の議論を行った ・ 物質科学分析体制の構築に関する事項について
調査観測計画検討 分科会 (第2回)	令和7年 6月13日	・ 火山に関する総合的な調査観測計画の具体的内容検討について以下の議論を行った。 ・ 物質科学分析体制の構築について ・ 噴火履歴・火山体構造等の基礎情報調査について

調査観測計画検討 分科会 (第3回)	令和7年 7月8日	・火山に関する総合的な調査観測計画の具体的内容検討について以下の議論を行った。 ・物質科学分析体制の構築について ・噴火履歴・火山体構造等の基礎情報調査について ・陸域及び海域の基盤的な調査観測について ・物質科学分析体制のあり方報告書は修正後の主査一任となり、会議後、分科会決定をした。
総合基本施策・ 調査観測計画部会 (第9回)	令和7年 7月18日	・火山に関する総合的な調査観測計画について、分科会での審議状況の報告と、取りまとめの方向性の議論を行った。
政策委員会 (第4回)	令和7年 8月8日	・総合基本施策・調査観測計画部会の活動状況について報告を行った。 ・火山調査委員会の活動状況について報告を行った。
調査観測計画検討 分科会 (第4回)	令和7年 8月19日	・火山に関する総合的な調査観測計画の具体的内容検討について以下の議論を行った。 ・噴火履歴・火山体構造等の基礎情報調査について ・基盤的な調査観測について ・機動的な調査観測について
本部会議 (第4回)	令和7年 8月29日	・火山調査委員会の活動について報告を行った。 ・政策委員会の活動について報告を行った。
調査観測計画検討 分科会 (第5回)	令和7年 9月29日	・火山に関する総合的な調査観測計画の具体的内容検討について以下の議論を行った。 ・基盤的な調査観測について ・機動的な調査観測について ・リモートセンシング技術の活用 ・火山に関するデータベース・データ流通
調査観測計画検討 分科会 (第6回)	令和7年 10月23日	・火山に関する総合的な調査観測計画の具体的内容検討について以下の議論を行った。 ・基盤的な調査観測について ・機動的な調査観測について ・リモートセンシング技術の活用 ・火山に関するデータベース・データ流通

調査観測計画検討 分科会 (第7回)	令和7年 11月25日	・火山に関する総合的な調査観測計画の具体的内容検討について以下の議論を行った。 ・リモートセンシング技術の活用 ・火山に関するデータベース・データ流通 ・火山に関する総合的な調査観測計画
調査観測計画検討 分科会 (第8回)	令和7年 12月18日	・火山に関する総合的な調査観測計画（案）について議論を行った。 ・当日の議論を反映した修正は主査一任となり、会議後、分科会としての最終案を決定した。
総合基本施策・ 調査観測計画部会 (第10回)	令和8年 1月30日	・火山に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策（案）について議論を行った。 ・火山に関する総合的な調査観測計画（案）について議論を行った。
総合基本施策・ 調査観測計画部会 (第11回)	令和8年 3月9日	・「火山調査研究の推進について一火山に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策一」（案）及び「火山に関する総合的な調査観測計画」（案）について議論を行い、部会としての最終案を決定した。
	令和8年 3月11日 ～ 令和8年 4月10日	・「火山調査研究の推進について一火山に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策一」（案）及び「火山に関する総合的な調査観測計画」（案）に対する意見募集を行った。
政策委員会 (第5回)	令和8年 3月18日	・「火山調査研究の推進について一火山に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策一」（案）及び「火山に関する総合的な調査観測計画」（案）について議論を行い、委員会としての最終案を決定した。
総合基本施策・ 調査観測計画部会 (第12回) 調査観測計画検討 分科会 (第9回)	令和8年 5月8日 (書面)	・意見募集結果を踏まえ、「火山調査研究の推進について一火山に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策一」（案）及び「火山に関する総合的な調査観測計画」（案）について議論を行い、最終案を取りまとめた。

本部会議 (第5回)	令和8年 5月29日	・「火山調査研究の推進について―火山に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策―」(案)及び「火山に関する総合的な調査観測計画」(案)について議論を行い、最終案を決定した。
---------------	---------------	--

活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）（抄）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、火山の爆発その他の火山現象により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められる地域等について、活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針を策定し、警戒避難体制の整備を図り、避難施設、防災営農施設等の整備及び降灰除去事業の実施を促進する等特別の措置を講ずるとともに、火山調査研究推進本部を設置すること等により、活動火山対策の強化を図り、もつて当該地域における住民、登山者その他の者（以下「住民等」という。）の生命及び身体安全並びに住民の生活及び農林漁業、中小企業等の経営の安定を図ることを目的とする。

第六章 火山調査研究推進本部

（火山調査研究推進本部の設置及び所掌事務）

第三十一条 文部科学省に、火山調査研究推進本部（以下「本部」という。）を置く。

2 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 火山に関する観測、測量、調査及び研究の推進について総合的かつ基本的な施策を立案すること。

二 関係行政機関の火山に関する調査研究予算等の事務の調整を行うこと。

三 火山に関する総合的な調査観測計画を策定すること。

四 火山に関する観測、測量、調査又は研究を行う関係行政機関、大学等の調査結果等を収集し、整理し、及び分析し、並びにこれに基づき総合的な評価を行うこと。

五 前号の評価に基づき、広報を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、法令の規定により本部に属させられた事務

3 本部は、前項第一号に掲げる事務を行うに当たっては、中央防災会議の意見を聴かなければならない。

4 本部の事務を行うに当たっては、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）に基づく業務が円滑に実施されるよう配慮しなければならない。

（本部の組織）

第三十二条 本部の長は、火山調査研究推進本部長（以下「本部長」という。）とし、文部科学大臣をもつて充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括する。

3 本部に、火山調査研究推進本部員を置き、関係行政機関の職員のうちから文部科学大臣が任命する。

4 本部の庶務は、文部科学省において総括し、及び処理する。ただし、政令で定めるものについては、文部科学省及び政令で定める行政機関において共同して処理する。

5 前各項に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（政策委員会）

第三十三条 本部に、第三十一条第二項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる事務について調査審議させるため、政策委員会を置く。

2 政策委員会の委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。

（火山調査委員会）

第三十四条 本部に、第三十一条第二項第四号に掲げる事務を行わせるため、火山調査委員会を置く。

2 火山調査委員会は、前項の事務に関し必要があると認めるときは、本部長に報告するものとする。

3 火山調査委員会の委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。

（地域に係る火山に関する情報の収集等）

第三十五条 本部長は、気象庁長官に対し、第三十一条第二項第四号に掲げる事務のうち、地域に係る火山に関する観測、測量、調査又は研究を行う関係行政機関、大学等の調査結果等の収集を行うことを要請することができる。

2 気象庁長官は、前項の規定による要請を受けて収集を行つたときは、その成果を本部長に報告するものとする。

3 気象庁、管区气象台及び沖縄气象台は、第一項の事務を行うに当たっては、地域火山情報センターという名称を用いるものとする。

（関係行政機関等の協力）

第三十六条 本部長は、その所掌事務に関し、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

首都直下地震緊急対策推進基本計画

令和8年6月12日
閣議決定

【 目 次 】

はじめに	1
1 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項	3
(1) 首都直下地震対策の対象とする地震	3
(2) 緊急対策の円滑かつ迅速な推進の意義	3
2 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な方針	7
(1) 防災意識の醸成と社会全体での防災体制の構築	7
(2) 首都中枢機能の確保	8
(3) 膨大な人的・物的被害への対応強化	9
(4) 迅速な復興・より良い復興への備え	12
(5) 地方公共団体への支援等	13
3 首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持に関する事項	14
(1) 首都中枢機能の維持を図るための施策に関する基本的な事項	14
(2) 首都中枢機能の全部又は一部を維持することが困難となった場合における当該中枢機能の一時的な代替に関する基本的な事項	21
(3) ライフライン及び情報通信インフラの機能の維持に係る施策に関する基本的な事項	21
(4) 緊急輸送を確保するなどのために必要な道路、鉄道、港湾、空港等の機能の維持に係る施策に関する基本的な事項	25
(5) その他	31

4 首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定及び基盤整備等計画の認定に関する基本的な事項	33
(1) 首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定について	33
(2) 基盤整備等計画の認定について	33
5 地方緊急対策実施計画の基本となるべき事項	34
(1) 地方緊急対策実施計画の目的	34
(2) 地方緊急対策実施計画の記載事項	34
(3) 地方緊急対策実施計画に基づき実施すべき首都直下地震対策	35
(4) その他	39
6 特定緊急対策事業推進計画の認定に関する基本的な事項	40
(1) 特定緊急対策事業推進計画の認定基準	40
7 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進に関し政府が講ずべき措置	41
(1) 防災意識の醸成と社会全体での防災体制の構築	41
(2) 首都中枢機能の継続性の確保	55
(3) 膨大な人的・物的被害への対応強化	55
(4) 迅速な復興・より良い復興への備え	120
8 その他緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進に関し必要な事項	126
(1) 計画の効果的な推進	126
(2) 災害対策基本法に規定する防災計画との関係	126

はじめに

東京圏（首都直下地震対策特別措置法（平成 25 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）には、政治、行政、経済等の中枢機能である首都中枢機能が極めて高度に集積し、かつ人口や建築物が密集している。このような東京圏において、大きな地震が発生した場合、広域的な災害応急対策や我が国全体の経済活動等に不可欠な首都中枢機能の継続性の確保が課題となる。また、他の地域と比べ格段に高い集積性から人的・物的被害や経済被害は甚大なものになると予想され、その軽減策の推進は、我が国の存亡に関わる喫緊の根幹的課題である。

このため、政府においては、平成 17 年 9 月に中央防災会議で決定された首都直下地震対策大綱に基づき、諸施策を講じてきたが、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の教訓を受け、首都直下地震対策について、地震モデルから改めて見直しを行い、被害発生についてあらゆる可能性を直視し、より厳しい事態を想定することが必要となったことから、平成 24 年から平成 25 年にかけて、地震モデルと首都直下地震対策の検討が行われた。

また、首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、平成 25 年 11 月に法が制定され、同年 12 月に施行された。

そして、上述の検討も踏まえ、平成 26 年 3 月に、法第 4 条第 1 項に規定する「首都直下地震に係る地震防災上緊急に講ずべき対策の推進に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）を閣議決定した。基本計画は、首都中枢機能の維持を始めとする首都直下地震に関する施策の基本的な事項を定めることにより、円滑かつ迅速な首都直下地震対策を図ることを目的とするものである。基本計画は、平成 27 年 3 月に減災目標も位置付ける変更がなされた。政府においては、基本計画に基づき、更なる対策に取り組んできたところである。

令和 6 年 3 月に基本計画の策定から 10 年を迎えることを踏まえ、基本計画の見直しに向けて、令和 5 年 12 月、中央防災会議防災対策実行会議の下に「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」が設置され、これまでの防災対策の進捗状況等を踏まえた新たな被害想定・被害様相や新たな首都直下地震対策の基本的な考え方等についての検討がなされた。

今般、当該検討を踏まえ、基本計画を変更することとした。

なお、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）において、国の計画は、国土強靱化に関する部分は国土強靱化基本計画（同法第 10 条第 1 項に規定するものをいう。）

を基本とするとされており、基本計画も、国土強靱化に関する部分については、「人命の保護が最大限図られる」等の国土強靱化に関する基本目標を踏まえ、定めるものである。

1 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項

(1) 首都直下地震対策の対象とする地震

東京圏及びその周辺地域において大きな被害をもたらした大規模な地震としては、1703 年元禄関東地震、1923 年大正関東地震があり、これら 2 つの地震の間にマグニチュード（以下「M」という。）7 クラスの地震が 8 回発生している。また、大正関東地震以降、その余震以外にも、M 7 クラスの地震が 2 回発生している。この地域は、複数のプレートが沈み込む比較的地震活動が活発な地域であり、M 7 クラスの地震はいつ発生してもおかしくなく、地震の発生が切迫していると考えて防災対策を行う必要がある。

このため、基本計画においては、首都直下地震の当面の脅威に対する地震対策を講ずる対象を、切迫性の高い M 7 クラスの地震とする。また、中長期的な防災・減災対策の対象として、M 8 クラスの「大正関東地震タイプの地震」についても考慮するものとする。

さらに、津波対策についても中長期的な防災・減災対策として位置付け、その対象を、神奈川県や千葉県等の沿岸で大きな津波が想定される「大正関東地震タイプの地震」と、千葉県や茨城県等の太平洋側沿岸で大きな津波が想定される「延宝房総沖地震タイプの地震」による津波とする。

(2) 緊急対策の円滑かつ迅速な推進の意義

首都直下地震により想定される被害の特徴は、「首都中枢機能の障害による影響」と「巨大過密都市を襲う膨大な被害」の 2 点であり、これらの被害を軽減するため、緊急対策区域（法第 3 条第 1 項に規定する緊急に首都直下地震対策を推進すべき区域をいう。以下同じ。）において緊急対策（法第 4 条第 1 項に規定する首都直下地震に係る地震防災上緊急に講ずべき対策をいう。以下同じ。）の円滑かつ迅速な推進を図り、首都直下地震発生時に少しでも被害を軽減させることが必要である。

① 首都中枢機能の障害による影響

東京圏には、我が国の政治、行政、経済等の中枢を担う機関が高度に集積しており、首都直下地震の発生により、これらの中枢機能に障害が発生した場合、災害応急対策に大きな支障が生じるおそれだけでなく、我が国全体の国民生活や経済活動に支障が生じるほか、海外にも影響が波及するおそれがある。

政府機関等の業務継続に支障が生じた場合には、情報の収集・分析が円滑に行われず、災害対応に必要な措置が遅れたり、政府の緊急災害対策本部等から

の指示や調整等が円滑に実施されないなど、消火活動や救命・救助活動が遅れ、多くの人命が危険にさらされたり、膨大な数の被災者への対応や東京圏及びその周辺地域の居住者の生活、企業活動等に大きな支障が生じるおそれがある。また、我が国の経済社会の状況や被害等について国内外に正確な事実を知らせることができなければ、得てして、被害の状況が過剰に捉えられるなど、国内外に社会的混乱を招くおそれもある。

経済面では、東京圏には重要な金融決済機能や大企業の本社等の拠点が集中しており、首都直下地震の発生により、資金決済機能や株式・債券の決済機能等の支障に加え、災害応急対策・災害復旧に必要な物資等を提供する企業活動等に支障が生じるおそれがある。くわえて、東京圏は我が国の生産、サービス及び消費の中心地であり、企業本社機能等のほか、生産規模の小さな中小企業や、オンリーワン企業も数多く、オフィスや店舗等の耐震化も十分でないことから、東京圏のみならず全国の経済活動の停滞を招くおそれがある。さらに、湾岸地域等を中心に集積しているプラントや工場等が被災し、サプライチェーンが寸断されることにより、国内外の企業等の生産活動等に甚大な影響を及ぼし、我が国全体の経済の行方を左右することとなる。

以上のように、首都中枢機能の障害は、首都直下地震のもう一つの特徴である「巨大過密都市を襲う膨大な被害」を更に拡大させるおそれがあり、また、震災後の混乱を長期化させるおそれがある。

これらの被害の特徴を踏まえれば、首都中枢機能の継続性を確保するための体制の構築が必要不可欠であることから、以下の緊急対策を講ずる必要がある。

- 首都中枢機関の業務継続体制の構築
- 首都中枢機能を支えるライフライン及びインフラの機能の維持

② 巨大過密都市を襲う膨大な被害

東京圏には、人口や建築物が密集しており、首都直下地震が発生した場合、他の地域と比べ格段に高い集積性から人的・物的被害や経済被害は甚大なものとなると予想される。

揺れによる被害については、木造家屋や空き家等の老朽化した建物等が多数倒壊するほか、急傾斜地の崩壊等による家屋等の損壊で、家屋の下敷きによる死傷等に加え、家具の転倒による負傷等、多数の人的被害が発生するおそれがある。

また、高層マンション等において、固定していない家具・什器の転倒・移動による人的被害やエレベーター内の閉じ込め等により、自力で脱出するこ

とが困難な人が多数発生するおそれがある。

地震火災による被害についても、木造住宅密集市街地が広域的に連担している地区を中心に大規模な延焼火災に至り、家屋被害と人的被害が拡大するおそれがある。

このほか、沿道建築物・電柱の倒壊、地盤変位や液状化等の地盤変状による道路施設の損傷、上下水道管破損に伴う道路陥没、停電による信号の滅灯、延焼火災の発生、放置車両の発生、鉄道の運行停止に伴う道路交通の増加等の様々な要因により、発災直後から深刻な道路交通麻痺が発生し、消火活動、救命・救助活動、ライフライン等の応急復旧、物資輸送等に著しい支障等が生じるおそれがある。

さらに、東京湾沿岸に集中して立地している火力発電所が運転停止し、停電が発生するおそれがあり、停電による影響は、他のライフラインやインフラにも及ぶ。また、燃料需要が増大する中で、燃料の不足は、物流の停滞・遅延、非常用発電設備の停止等といった事態を招く可能性がある。これらに加え、固定電話の通話支障、携帯電話の停波、上下水道施設の被災による断水等及び各種交通インフラの機能停止が生じるおそれがある。

停電及び携帯電話等の通信困難により、インターネットやSNS（ソーシャルネットワークサービス）を通じた情報の入手が困難になるおそれがあるほか、キャッシュレス決済が使用できなくなることによる混乱が生じるおそれがある。

膨大な数の負傷者の発生に対しては、道路交通の麻痺と相まって、医師や看護師、技師、医薬品等が不足し、十分な医療ができない可能性がある。

公共交通機関の停止等により膨大な数の帰宅困難者が発生し、応急活動の妨げや集団転倒等の二次災害や滞在・休憩場所を求めて混乱が生じるおそれ等があるほか、共働き家庭における保護者の帰宅困難も相まって「こどもの保護」が十分に行われないおそれがある。

家屋が被災した人々や、停電、断水等のライフラインの途絶が生じた住宅の人々、生活物資が不足した人々のほか、帰宅困難者や訪日外国人を含む観光客等の多様な被災者が避難所に集まると、避難所や避難所のリソースが不足するおそれがある。

さらに、今後ますます増えてくることが見込まれる高齢者等の要配慮者を中心に、避難行動や避難生活に伴う心身の負担や平時に受けていた医療や看護、介護サービスを受けられなくなること等による多数のいわゆる災害関連死が発生するおそれがある。

このほか、電力供給の不安定化による都市活動への影響、企業活動の停滞等

により国内外の経済への甚大な被害が発生するおそれがある。

情報の混乱による影響として、国や地方公共団体が被災することにより、被災情報等を収集・伝達する機能が低下することで国内外への早期・正確な情報発信が困難になった場合は、ニュース性が高く危機感を煽る映像が繰り返し放送されるほか、A I を用いて作成された虚偽の被害状況写真や、不安を煽る風評・デマがSNSやインターネット等を通じて大量に発生・拡散し、被災地での混乱が生じるおそれがある。また、誤った情報や悪質なデマが海外にも流れることで、我が国に対する諸外国の信頼が毀損され、ひいては海外からの投資や日本経済への悪影響が発生する可能性もある。くわえて、訪日外国人及び在留外国人（以下「外国人」という。）は、言語の壁や地震に関する知識・経験の不足等により発災後の混乱による悪影響を受けやすいおそれがある。

また、上述のような基本的な被害想定を超えた過酷事象や複合災害等の事象も起こり得る。

以上のように、巨大過密都市を襲う膨大な被害の発生は、我が国の存亡に関わるものであるが、予防対策及び円滑かつ迅速な応急対策を講ずることにより、その被害は大きく減少させることができる。

これらの被害の特徴を踏まえれば、被害を未然に防ぐための予防対策及び円滑かつ迅速な応急対策の備えを計画的・戦略的に進め、「地震に強いまち」の形成を図ることが必要不可欠であることから、以下の緊急対策を講ずる必要がある。

- 予防による被害軽減
- 災害対応力の強化
- 災害対応ニーズの大幅な抑制と役割の分担

これらの対策に重点を置くことで、被害の絶対量を軽減する計画的かつ早急な事前防災対策と、一人でも多くの命を救うための迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えを行うものとする。

なお、緊急対策を円滑かつ迅速に推進することに加え、東京圏に人口や建築物が密集し、我が国の政治、行政、経済等の中枢を担う機関が高度に集積していることを踏まえ、国土の在り方を中長期的課題として検討することも必要である。

2 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な方針

「1（2）緊急対策の円滑かつ迅速な推進の意義」で示したとおり、東京圏への人口や諸機能の高度な集積によって、首都直下地震発生時には首都中枢機能への影響や甚大な人的・物的被害が生じるリスクがあることから、各種対策に国を挙げて全力で取り組むこととする。

首都直下地震への備えに当たっては、地震の発生場所が特定できず、どこでも起こり得るという前提で備える必要がある。また、首都直下地震はいつ何時でも起こり得るため、すぐに効果が発揮される対策に速やかに取り組むことが重要であると同時に、長期的な視点で対策を講ずることも必要である。

さらに、首都直下地震と並行して、他の自然災害やサイバー攻撃等が複合的に発生する事態にも留意する必要がある。

以上の点を踏まえ、緊急対策区域においては、以下の基本的な方針に基づき、各種施策を緊急対策として展開していく必要がある。

（1）防災意識の醸成と社会全体での防災体制の構築

膨大な量の被害に対しては、災害対策の主体である市町村（特別区を含む。以下同じ。）と国・都県との連携による対応の強化・充実が不可欠であるが、人的・物的リソースが限られていることから、行政による公助だけでは限界がある。

このため、自然災害に対して、「行政が守る者、国民が守られる者」という考え方から「国民、企業等、地域、行政が共に災害に立ち向かう」という考え方への転換が必要であり、このような考え方に転換するためには、東京圏及びその周辺地域で生活をする各人が、被災時の具体的なイメージを持ちながら、平時から防災対策に取り組む必要がある。また、各主体単独の対応には限界があることから、あらゆる関係者の力を結集し、「総合的な防災力の向上に資する多様な連携」を進め、防災対策に取り組む必要がある。さらに、各主体間で様々な災害情報を迅速かつ的確に共有・有効活用するための「防災DX」を加速化させ、災害対応を効率化・高度化させることが必要である。

「自助」「共助」「公助」のバランスのとれた防災対策の重要性については、国民の意識も高まっているところであり、起こり得る様々な事態（リスク）を念頭に置きながら、国民、企業等、地域及び行政が一丸となって首都直下地震を乗り越えるべく、防災意識の醸成（「自分ごと」化）と社会全体での体制の構築に取り組んでいく必要がある。

特に、東京圏における膨大な人・物の集積は、一つ一つの被災が災害対応需

要となり、その膨大な集積が首都直下地震への対応を困難なものにすることから、適切な避難行動、自動車の利用の自粛、必要な水・食料・トイレ等の備蓄といった各人が実施すべき防災対策を啓発することが必要である。また、各企業等においても、社会に与える影響の大きさを勘案し、事業継続のための備えを行うとともに、多くの企業従事者等が帰宅困難者という意識を持つのではなく、救助活動や被災者支援等、地域の防災の担い手として活動すること、また、他の帰宅困難者の一時滞在施設を提供すること等、地域の一員としての地域社会への貢献が望まれるものであり、国等はそのための環境整備を行うことが必要である。

このように、首都直下地震に対しては、社会のあらゆる構成員が連携しながら総力を挙げて対処しなければならず、社会全体で「自助」「共助」「公助」により首都直下地震の被害の軽減に向けた取組を実践することを推進する。

(2) 首都中枢機能の確保

首都中枢機能の継続性の確保のためには、政治、行政、経済等の各中枢機能を担う首都中枢機関やこれを支えるライフライン事業者及びインフラ事業者において、首都直下地震発生時においてもそれらの機能を途絶させることがないように、業務継続体制の構築、ライフライン及びインフラの耐震化、多重化等の徹底的な事前防災に取り組む必要がある。

① 首都中枢機関の業務継続体制の構築

首都直下地震発生時においては、政府は、どのような事態に対しても、首都中枢機能の維持を図り、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小化するため、行政中枢機能の継続性を確保する必要がある。また、経済中枢機能の担い手である中央銀行や金融機関、東京圏に集積する企業等においては、金融決済機能や企業本社機能等を維持することが必要である。企業等の事業継続性を確保することは、東京圏のみならず全国の経済活動の停滞を回避するために極めて重要である。このため、中央省庁・東京都、金融機関、企業本社等の首都中枢機関は、あらかじめ業務継続計画又は事業継続計画(BCP)を作成し、訓練や不断の見直しにより実効性を高め、発災時に当該計画に基づいて関係機関と連携し非常時優先業務を確実に実行し続けることが求められる。その際、政府は、「3 首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持に関する事項」及び「政府業務継続計画(首都直下地震対策)」(法第5条第1項の規定に基づく「行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画」をいう。以下「政府業務継続計画」という。)の定めるところにより、政府全体としての業

務継続体制の構築、政府の業務継続のための執行体制の整備及び執務環境の確保を図るものとする。金融機関や企業等は、サプライチェーンの寸断は国内外の企業の生産活動等に甚大な影響を及ぼすこと、通勤困難が発生することを視野に入れ、金融決済機能の継続性の確保や企業等の事業継続のための施策を進める。

さらに、SNSの普及に伴う災害時のデマ等による社会の不安定化リスクの高まりに対応し、我が国の信用力を確保するため、首都直下地震の発災初期からの政府による国内外への情報発信を強化する必要がある。

なお、首都中枢機能は、各中枢機関単独で発揮されるものではなく、中枢機関同士又はその他機関との連携により発揮されるものであることから、各中枢機関においては、発災後速やかに円滑な情報のやり取り等を開始できるよう、平時から関係機関間で連携関係を構築し、「事前の備え」を徹底することが必要である。

さらに、東京圏において首都中枢機能の維持が困難となる最悪の事態も想定し、首都中枢機能の全部又は一部を維持することが困難となった場合の一時的な代替拠点の確保についてあらかじめ検討しておくこととする。

② 首都中枢機能を支えるライフライン及びインフラの機能の維持

電気・ガス・上下水道といったライフライン、情報通信インフラ及び交通インフラは、首都中枢機能の継続性の確保のために必要不可欠な基盤である。これらのライフライン及びインフラについて、耐震化、多重化等を図るとともに、災害発生時には、首都中枢機関への供給に関わる部分を優先的に復旧させるよう、ライフライン及びインフラの機能の維持に係る施策を進める。

また、電力・通信が早期に復旧しないとといった厳しい事態も想定し、首都中枢機能の継続性の確保の観点から、ライフライン及びインフラの冗長性・代替性の確保等に取り組んでいくことが必要である。

（３）膨大な人的・物的被害への対応強化

首都直下地震が発生した場合の膨大な人的・物的被害や経済被害を減少させるため、計画的かつ早急な予防対策を推進するとともに、一人でも多くの命を救うための迅速かつ円滑な災害応急対策を講ずるための備えを図るものとする。

一方で、こうした事前対策を徹底的に取り組んでもなお発生する人的・物的被害に対しては、限られた人的・物的リソースの中で最大限に効率的かつ効果的に対応するための「災害対応力の強化」と、真に支援が必要なところに災害

対応リソースを集中するための「災害対応ニーズの抑制と役割の分担」の両面から対応することが肝要である。

① 予防による被害軽減

膨大な人的・物的被害に対応するためには、都市計画の根本に「防災」を置き、地震発生前から地震発生時の被害量を軽減するためのミティゲーション策（減災対策）に計画的に取り組み、「地震に強いまちづくり」を進めることが重要である。

特に、建築物の倒壊は、首都直下地震発生時の死者発生のも因であり、さらに火災の延焼、避難者の発生、救命・救助活動の妨げ、災害廃棄物の発生等の被害拡大の要因でもある。膨大な被害量をできる限り減少させるため、あらゆる対策の大前提として、国、地方公共団体等は、建築物の耐震化の取組を強力に推進して、「予防による被害軽減」に徹底して取り組む。

また、東京圏は、木造住宅密集市街地が広域的に連担していることから、極めて大規模な延焼被害や同時多発の市街地火災が発生するおそれがある。このため、危険性の高い木造住宅密集市街地等の解消に向けた取組を引き続き推進しつつ、被害を最小限に抑えるため、感震ブレーカーや感震自動消火装置等を備えた電熱器具の普及等の出火防止対策、発災時の速やかな初期消火、常備消防の充実等の消火活動体制の強化を推進する。

さらに、ライフライン及びインフラについて耐震化、多重化等を進めるとともに、人命に関わる重要施設に係るものについて優先的に復旧できるよう、復旧体制を強化するなど、計画的かつ早急な予防対策を推進する。

近年のデジタル化の進展によりあらゆる社会経済活動に不可欠な存在となった「デジタル基盤」について、災害時の機能維持が図られるよう、予防対策を進める。

② 災害対応力の強化

「災害対応力の強化」に向けては、地域防災力や応援機関の強化、企業・NPO・団体等を含むあらゆる主体との連携、東京圏以外の地方との連携、デジタル技術を含めた新技術の活用等に取り組む必要がある。

初期対応時には、がれきの散乱、電柱の倒壊等に加え、放置車両の発生等が相まって深刻な道路交通麻痺が発生し、消火活動、救命・救助活動等に著しい支障が生じるおそれがある。また、木造住宅密集市街地等における大規模な延焼火災、多数の負傷者や自力脱出困難者等の発生も想定される。これらに対応していくためには、災害応急対策を円滑かつ迅速に実施するための体制を構

築することが必要である。

特に、深刻な道路交通麻痺は、消火活動、救命・救助活動、医薬品や食料・水、燃料等の物流、ライフラインの復旧等のあらゆる災害応急対策を行う上で最大の障害となるものであり、道路交通の確保に向けて早急な対策を講ずるものとする。

また、一人でも多くの命を救うためには、首都直下地震特有の被害を想定しながら、応急対策のための行動を綿密にシミュレートし、できる限り具体化しておくことが必要であり、この検討を踏まえた災害応急対策のための備えを行うものとする。

くわえて、同程度の地震が続く中で活動を行う災害対応従事者等が二次災害に遭わないようにするとともに、首都直下地震発生後の風水害による被害拡大、火山噴火による降灰による輸送・移動手段への影響等の複合災害が発生することも想定し、災害対応時の備えを行う必要がある。

また、膨大な避難者等への対応については、「場所（避難所）の支援」から「人（避難者等）への支援」へ考え方を転換する必要がある。避難所の不足や混乱等が生じるおそれがあるため、避難所の確保や食料・飲料水等の備蓄、衛生環境の確保、避難所の運営マニュアル等の明確化等を図る必要がある。特に、東京圏においては、自力での災害対応が困難な要配慮者だけでも膨大な数に上るため、要配慮者への対応を優先することが必要である。

いわゆる災害関連死を防ぐため、スフィア基準（人道憲章と人道対応に関する最低基準）等を考慮し、トイレ・温かい食事・寝床等の整備、備蓄等による避難所等の生活環境向上を推進する必要がある。避難所の運営に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズへの配慮に努めるものとする。

③ 災害対応ニーズの大幅な抑制と役割の分担

東京圏は、極めて高度に人口が集積しており、首都直下地震により、延焼拡大する火災から避難する人や、家屋の倒壊や停電、断水等のライフラインの途絶により多数の被災者が避難所に集まることが見込まれる。これらのうち、自宅での生活ができなくなった人について避難所での支援を行うため、避難所の負荷を軽減させるよう、それ以外の人に対して在宅避難を積極的に進める必要がある。

また、東京圏への通勤者や来訪者も膨大な数に上るため、災害時に膨大な数の帰宅困難者が発生するおそれがある。このため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するとともに、一斉帰宅の抑制や一時滞在施設の確

保等の取組を推進する。一時滞在施設の確保等に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズへの配慮に努めるものとする。

これらの自助・共助の浸透に加え、社会経済活動の早期再開、被災地外への一時的な避難（以下「広域的避難」という。）等の備えに取り組む必要がある。特に、広域的避難は、避難所に入れない被災者の命を守る観点からも必要である。そのためにも、ホテル・旅館等を避難所として活用する際のマニュアルの作成等を推進する必要がある。また、二地域居住やテレワークの推進により、災害時に広域的避難を行いやすい環境づくりを進めることも重要である。

こうした事前防災の取組を進めるに当たっては、近年広がりを見せている、日常時と非常時という社会のフェーズ（状態）を分けない「フェーズフリー」という考え方を考慮していくことも重要である。

（４）迅速な復興・より良い復興への備え

復旧・復興に向けて、膨大な災害廃棄物等进行处理するため、被災地外での広域処理が可能な体制整備を含めた、災害廃棄物等の処理計画の策定・見直し等を進めるほか、膨大な被災者の応急住宅需要に対応するため、空き家・空室の提供、民間住宅の借上げ（賃貸型応急住宅）、建設型応急住宅の早期提供等の体制を整備しておく必要がある。また、被災者の生活再建のため、支援措置を早期に実施するための体制づくりを推進する必要がある。

また、東京は、日本の政治・経済・文化の中心であり、首都直下地震からの復興が長期化すれば、国際金融都市等の国際的な役割を果たせなくなるほか、東京の国際競争力の低下が我が国全体の国際競争力の低下をも招くおそれがあることから、迅速な復興が必要である。首都直下地震からの復興に当たっては、単に元のまちに返すのではなく、首都直下地震の次の災害への備えとして、オールハザードの観点から災害リスクを減少させる創造的復興等、より良い復興を目指すことが重要である。

迅速な復興・より良い復興に向けては、事前の備えが不可欠であり、市町村・都県レベルのみならず、地方公共団体を跨ぐ広域的なレベル、すなわち首都圏全体で、復興手順や復興で目指すべき目標像等を事前に検討・共有しておき、ひいては国土全体の強靱化や日本経済の復興という「全体最適」の視点も含め、迅速な復興のための備えをあらかじめ検討しておく必要がある。

こうした復興事前準備の取組により、早期に社会経済活動を回復させて首都直下地震からの復興を成し遂げ、東京圏が再び我が国全体の成長のけん引役を果たしていくことに加え、首都直下地震の経験に基づく知見・教訓、技術等により、国内外の次なる災害の対応に貢献することを目指す。

(5) 地方公共団体への支援等

首都直下地震の発生による首都中枢機能の障害や、膨大な人的・物的被害に対応するためには、国と地方公共団体が緊密に連携して被害の軽減に取り組むとともに、発災時には、広域かつ甚大な被害に対応するため、国や地方公共団体間の連携による広域的かつ一体的な応急対応が円滑に行われる体制を構築する必要がある。

また、認定基盤整備等計画や地方緊急対策実施計画等の法に基づく計画に位置付けられた事業等、地方公共団体が自主的かつ主体的に取り組む首都直下地震対策について、法第 36 条等の趣旨も踏まえ、国が支援することが必要であり、首都直下地震に関する調査研究成果を始めとする各種情報の提供、助言その他の必要な支援を行う。

3 首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持に関する事項

(1) 首都中枢機能の維持を図るための施策に関する基本的な事項

① 首都中枢機能及び首都中枢機関

首都中枢機能は、東京圏における政治、行政、経済等の中枢機能をいい、これらの機能の枢要部分を担う機関を「首都中枢機関」とし、以下のとおりとする。

ア 政治中枢：国会

イ 行政中枢：内閣官房、内閣法制局、内閣府、デジタル庁、復興庁、各省、各委員会及び各庁（以下「府省等」という。）の本省等の中央組織（以下「中央省庁」という。）、東京都庁並びに駐日外国公館等

ウ 経済中枢：金融決済業務を行う中央銀行及び主要な金融機関等並びに東京圏に所在する企業の本社等

首都中枢機能の維持のためには、首都中枢機関及びこれらを支えるためのライフラインやインフラ等の機能の維持のための対策を講ずる必要がある。

② 首都中枢機関の機能目標

首都中枢機能は、特に発災直後においても、途絶することなく継続性が確保されることが求められる。各々の首都中枢機能が果たすべき役割に着目し、発災直後においても最低限果たすべき機能目標を以下のように設定する。

ア 政治中枢機能

発災直後から、国会と各機関との連絡手段を確保し、必要な政治的措置が執れる環境を整備する。

イ 行政中枢機能

中央省庁は、被災地域における被災者の保護を行い、被災地域の混乱の回避を図るとともに、国民経済上の混乱を回避するために必要な措置を講ずるほか、公共サービスの確保・提供を行う。さらに、我が国の存立に不可欠な防衛、公共の安全と秩序の維持及び外交の処理を中断なく実施できる環境を整備する。

東京都庁は、首都中枢機能の存する地域の行政機関として、首都中枢機関の機能の維持を図るため、上下水道や交通インフラの復旧等に取り組むとともに、被災地域における被災者の保護、被災地域の混乱の回避、公共サービスの確保・提供等を行う。

各国の駐日外国公館等は、東京圏に居住する自国民への対応や海外からの支援窓口等の役割を担っている。我が国においては、国境を越えた社会経済活

動が拡大する中で外国人が増加しており、災害時でも外国人が安全を確保できるようにするため、国〔関係省庁〕は、災害情報、避難情報、帰国支援に関する情報等の提供等を適切に行うとともに、駐日外国公館等に適切な情報提供を行うことはもとより、安否確認、帰国支援等に協力を行う。くわえて、駐日外国公館等ができるだけ早期に本国との連絡が可能となるよう環境整備を支援する。

ウ 経済中枢機能

中央銀行及び主要な金融機関等は、地震が発生しても、必要な要員が参集し、必要に応じてバックアップへの切替えを行うこと等により、重要な金融決済機能を地震発生当日中に復旧させる体制を整備する。また、金融決済に関わる重要なアナウンスを国内外に発信し、我が国の金融決済機能に対する信用不安を軽減する役割を果たすようにする。

また、企業の本社等は、災害応急対策・災害復旧に必要な物資等を提供する企業活動等に支障を来さないようにするとともに、国内外への影響を軽減するため、事業継続体制を構築するものとする。

③ 首都中枢機関が講ずべき施策

ア 行政中枢機能の確保

首都直下地震発生時においては、政府は、どのような事態に対しても、首都中枢機能の維持を図り、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小化するため、行政中枢機能の継続性を確保する業務継続体制を構築する必要がある。

首都直下地震発生時に政府として維持すべき必須機能は次の(ア)から(カ)までに掲げるものであり、政府は、これに該当する非常時優先業務（首都直下地震発生時に優先的に実施する業務をいう。以下同じ。）を円滑に実施することができるよう、必要となる執行体制及び執務環境を確保するものとし、その詳細は政府業務継続計画において定めるものとする。

(ア) 内閣機能

(イ) 被災地域への対応

(ウ) 金融・経済の安定

(エ) 国民の生活基盤の維持

(オ) 防衛及び公共の安全と秩序の維持

(カ) 外交関係の処理

国〔各府省等〕は、政府業務継続計画に基づき、上記の6つの機能に該当する所掌事務を非常時優先業務として位置付け、これに必要な執行体制、執務環境等を定める業務継続計画を作成し、継続的に見直しを図ることで、実効性を

確保するものとする。また、非常時優先業務における関係機関（他省庁、都道府県、市町村、民間事業者等）のBCP等をあらかじめ了知した上で、各機関と連携し横断的な訓練を行うものとする。東京都は政府業務継続計画等を参考に、業務継続計画を作成し、継続的に見直しを図るものとする。

なお、政治中枢機関（国会）や裁判所についても、政府に準じた措置を講ずるなど、その機能の維持を図るための施策が必要であり、政府は、国会等における検討に資するよう、政府における取組状況の情報提供等を行うものとする。

【目標】

（i）執行体制及び執務環境の確保【各府省等】

- ・発災時から1週間後までに加え、その後のライフラインに係る機能支障等が残った場合等の悪条件を想定して、以下の観点から中央省庁の庁舎において非常時優先業務を実施することができる執行体制及び執務環境を確保する。

（a）参集要員の確保

- ・平時において、勤務時間外に発災した場合を想定し、非常時優先業務又は管理事務を継続するための参集要員が確保できるか試算（参集調査）した上で、必要な人数の要員を確保する。

【具体目標】

- ・参集調査を基とした非常時優先業務の要員名簿の作成率

＜各府省等＞

100%【R 7】 → 100%【毎年度】

（b）庁舎の安全対策

- ・中央省庁の庁舎の耐震化は完了しているが、業務継続が可能な執務環境を維持するため、執務室内の什器等の固定に継続的に取り組む。
- ・多くの中央省庁の庁舎において老朽化が進行していることから、想定を上回る事態を視野に入れた老朽化対策の在り方を検討し、計画的に必要な対策に取り組む。

【具体目標】

- ・中央省庁の庁舎内における什器の固定率

＜各府省等＞

94%【R 7】 → 100%【毎年度】

（c）電力の確保

- ・電力の二系統引込を含む電力供給設備の冗長化に努める。
- ・非常用発電設備の1週間分の燃料の確保や、燃料油を使わない電源の確保等を行う。

【具体目標】

- ・中央省庁の庁舎における非常用発電設備に係る非常時優先業務及び管理事務を1週間程度継続するために必要な燃料の確保率

＜各府省等＞

100%【R 7】 → 100%【毎年度】

- ・非常用発電の燃料が不足する事態等に備えた燃料油を使用しない電源の確保率

＜各府省等＞

—【R 7】 → 100%【R12】

(d) 情報システムの確保

- ・G S S（政府共通の標準的な業務実施環境）を始めとする情報システムについて、データを損失せず安定的に稼働し、仮に停止した場合にも早期に復旧できるようにする。
- ・発災後には、屋外の携帯電話基地局の通信容量が大幅に不足することを前提に、情報システムのアクセス回線のバックアップ回線をあらかじめ確保する。
- ・I T－B C P（I Tシステムが停止した際に、迅速かつ効率的に業務を再開・継続するための計画）の観点から、代替庁舎等における安全な通信の確保に向けた検討を行う。

【具体目標】

- ・非常時優先業務及び管理事務に係る情報システムの機能継続に向けたシステムの見直しの着手率

＜各府省等＞

0%【R 7】 → 100%【R10】

(e) 物資の備蓄

- ・発災時の業務継続に必要となる、参集要員の1週間分及び参集要員以外の職員等の3日分程度の物資の備蓄を行う。その際、女性の視点や障害者等の多様なニーズを踏まえて、適切な備蓄を行う。

【具体目標】

- ・参集要員の1週間分及び参集要員以外の職員等の3日分程度の食料、飲料水、医薬品、毛布、簡易トイレ等の物資の備蓄率

＜各府省等＞

100%【R 7】 → 100%【毎年度】

(ii) 教育及び訓練の実施【各府省等】

- ・業務継続の実効性を確保するため、平時から職員に対し、これまで政府業務継続計画により実施するとされてきた、発災時に非常時優先業務を継続することの意義、非常時優先業務の内容等に加え、職員と家族自らが被災しないための住宅の耐震化や家具の固定等に係る教育を実施するとともに、電力等のライフラインの支障等を想定した業務継続計画の訓練を実施する。

【具体目標】

- ・参集対象の職員への研修の実施率

＜各府省等＞

100%【R 7】 → 100%【毎年度】

- ・業務継続計画の訓練の実施率

＜各府省等＞

100%【R 7】 → 100%【毎年度】

(iii) 業務継続計画の見直し【各府省等】

- ・政府業務継続計画や有識者等による評価等を踏まえた実効性の確保につながる業務継続計画の見直しを継続的に行う。

【具体目標】

- ・各府省等の業務継続計画の見直しの実施率

＜各府省等＞

0%【R 7】 → 100%【R10】

(iv) 駐日外国公館等との連携強化【外務省】

- ・発災時の外国人への対応、具体的には安否確認や避難・帰国支援が円滑に進められるよう、地方公共団体等から入手した情報を提供するなど、駐日外国公館等との連携を強化する。
- ・あらかじめ駐日外国公館等との情報連携の在り方について検討し、訓練等を行う。

【具体目標】

- ・災害発生時の情報連携に関する訓練を実施している駐日外国大使館の割

合

＜緊急対策区域（都県）＞

100%【R 7】 → 100%【毎年度】

イ 金融決済機能の確保

金融決済機能の担い手である中央銀行や主要な金融機関等においては、分野全体としての事業継続の確保対策が比較的進んでおり、引き続き、強靱な事業継続体制を構築する取組の継続を目指すものとする。また、金融中枢機能を構成する市場等の間の連携強化を図るとともに、実践的な発災対応訓練等の継続的な実施を目指すものとする。

国〔金融庁〕や金融機関等は、国民や事業者に対して、金融システムに関する適切な情報発信及び冷静な行動の呼び掛けを行う。

また、キャッシュレス決済が普及し、今後更に普及する傾向にあることを踏まえ、国〔経済産業省及び金融庁〕及び関係事業者は、キャッシュレス決済機能を確保するための方策について検討する。

中央銀行及び金融機関においては、キャッシュレス決済が利用できなくなったことに伴う現金引き出し需要の増加への対応をあらかじめ検討する。

【目標】

金融決済機能の継続性の確保【金融庁及び経済産業省】

- ・首都直下地震の様々な被害想定に対し、重要な金融決済機能を地震発生当日中に復旧させる体制を整備するため、金融機関等に対して実効性のある業務継続計画の策定を促す。また、各金融機関において業務継続計画に係る検証等が実施されるよう取組を促す。
- ・発災時のキャッシュレス決済機能を確保するため、主要な関係事業者に実効性のある業務継続計画の策定を促すとともに、キャッシュレス決済機能を確保するための方策について検討する。
- ・SNS等を通じて拡散されたデマ等により金融機関に対する信用不安が一気に広まるなどの混乱が発生しないよう、金融機関と連携し、デマ等を打ち消す情報の発信を適時的確に行う。

【具体目標】

- ・金融機関や金融商品取引所等と共同の防災訓練実施率

＜全国＞

100%【R 6】 → 100%【毎年度】

- ・銀行業界における横断的訓練の実施割合

＜全国＞

100%【R 6】 → 100%【毎年度】

- ・ 3 市場合同の横断的訓練の実施割合

＜全国＞

100%【R 6】 → 100%【毎年度】

ウ 企業の本社系機能の確保

東京圏に集中する企業の本社等においては、自社製品の供給が途絶した場合における社会的影響の大きさ等を勘案しながら、結果事象型（オールハザード型）も含めたBCPの作成及び事業継続マネジメント（以下「BCM」という。）を進めるとともに、非常用発電設備及び必要な燃料の確保、通信手段の確保、情報システムの電源・通信回線の二重化、広域・長時間停電が発生することも念頭に置き、同時被災リスクが少ない場所でのデータバックアップ等の首都圏外のデータセンターの利用等の必要な対策を講ずることにより、首都直下地震発生時においても本社機能や提供する商品、サービスの供給等が維持されることを目指すものとする。その際、特に重要な業務以外の業務の縮小・休止、優先業務実施のための人員確保手順等についてBCPに位置付けるとともに、幹部を含めた図上訓練等の実施等を通じて、BCPの実効性の確保に努めるものとする。

国〔内閣府等〕は、企業等のBCPの策定及びBCMを支援・促進するため、事業継続ガイドライン等の周知を図るとともに、レジリエンス認証制度や事業継続力強化計画認定制度等の手法を活用し、事業継続の実効性の向上を促進する。

【目標】

BCPの作成【内閣府、中小企業庁等】

- ・ BCPの作成とBCMを通じたBCPの見直し、幹部も含めた訓練を継続的に実施する。

【具体目標】

- ・ 大企業のBCPの策定完了率

＜全国＞

75.8%【R 7】 → 100%【R17】

- ・ 中堅企業のBCPの策定完了率

＜全国＞

54.8%【R 7】 → 80%【R17】

・事業継続力強化計画の認定件数

＜全国＞

92,523 件【R 7】 → 190,000 件【R17】

（２）首都中枢機能の全部又は一部を維持することが困難となった場合における当該中枢機能の一時的な代替に関する基本的な事項

① 行政中枢機能の維持のための一時的な代替に関する事項等

首都直下地震が発生した場合、首都中枢機能が障害を受けるおそれがあり、こうした中で政府が業務を継続できるよう、総理大臣官邸や中央省庁の庁舎の全部又は一部が使用できなくなるという事態、さらには東京圏において首都中枢機能の維持が困難となる最悪の事態も想定し、政府の代替拠点についてあらかじめ検討する必要がある、その詳細は政府業務継続計画において定めるものとする。

各府省等においても、政府業務継続計画に基づき、庁舎の全部又は一部が使用不能となる場合等を想定して、代替庁舎を確保するものとし、これに係る必要事項を当該各府省等の業務継続計画に定めるものとする。

なお、政治中枢機関（国会）や裁判所においても、万一の事態に備え、東京で国会の機能や司法機能が果たせない場合における対応を検討する必要がある、政府は、その検討に資するよう、政府における取組状況の情報提供等を行うものとする。

② 経済中枢機能の維持のための一時的な代替に関する事項

企業等は、本社又は自社の中枢機能を担っている拠点について、これらの施設が被災により使用不能となる場合や、東京圏において中枢機能の維持が困難となる場合も想定して、代替拠点を確保することが必要であり、同時に被災しない拠点を代替拠点として確保することに努めるとともに、これに係る必要事項を企業等のBCPに定めるよう努めるものとする。

【目標】

BCPにおける代替拠点の検討促進【内閣府】

・事業継続ガイドラインの見直し等を行い、企業等のBCPにおける代替拠点の検討を促進する。

（３）ライフライン及び情報通信インフラの機能の維持に係る施策に関する基

本的な事項

電力、上水道等のライフライン及び情報通信インフラは、首都中枢機能の継続性の確保のために必要不可欠な基盤である。これらのライフライン及び情報通信インフラの機能目標並びにこれを果たすための対策は以下のとおりである。

① ライフライン及び情報通信インフラの機能目標

首都中枢機能の継続性の確保のため、これを支えるライフライン及び情報通信インフラについて、発災後3日間程度での復旧を念頭に置いて、以下のとおり果たすべき機能目標を定める。

○ 電力

電力は、情報通信、照明等への動力の提供等の役割を担う。このため、以下に示す首都中枢機関の重要設備を有する建物は電力の供給を途絶させないようにする。

ア 国会の設備（情報通信施設等）

イ 中央省庁の設備（情報通信施設、災害応急対策のための情報システム等）

ウ 金融決済業務設備（情報通信施設、日銀ネット、全銀システム、証券決済システム等）

また、仮に停電した場合でも、上記の首都中枢機関の重要設備を有する建物の電力を1日以内に供給できるようにする。

さらに、首都中枢機関の重要設備を有する建物に設置される非常用発電設備への燃料供給を絶やさないようにする。

○ ガス

低圧ガスについては、首都中枢機関に関わる地域の復旧作業に優先的に着手し、できるだけ早期の復旧を目指すものとする。

高圧・中圧ガスについては、強度に優れた溶接接合鋼管の採用、導管のループ化により、供給の継続を目指すものとする。

○ 上水道等

上水道は、上水道事業者等による応急給水を実施しつつ、迅速な応急復旧を目指す。

この他、速やかに首都中枢機関の重要な機器（非常用電源装置、電算機等）の稼働に必要な冷却水が利用できるようにする。

○ 下水道

下水道は、復旧に1か月以上を要する可能性もあるが、できるだけ早期の復旧を目指すものとする。

○ 放送

放送は、災害時の被災状況や国として重要なアナウンスを国内外に伝達する役割を担う。このため、発災から1時間以内に被害速報を放送し、1日以内には国内外への重要なアナウンスを放送する。さらに、その後、引き続き被害状況や復旧状況を放送できるようにする。

○ 自営系無線

中央防災無線や各府省等の自営系無線は、首都中枢機能の継続性の確保を図るために重要な役割を担う連絡手段である。このため、発災直後においてもその利用に支障がないよう機能を確保する。

○ 通信（地上系・非地上系）

中央防災無線網の他にも、通信事業者が提供する地上系ネットワーク（首都中枢機関の庁舎内の屋内携帯電話基地局、光ファイバ等経由で提供される通信サービス）、非地上系ネットワーク（人工衛星等経由で提供される通信サービス）について、極力発災直後においてもその利用に支障がないようにするとともに、支障が発生した場合は早期に復旧させる。地上系ネットワークにおいては、特に災害時優先電話回線は寸断させないようにする。

○ インターネット基盤

インターネット、アクセス網、データセンター等から成るインターネット基盤は、被害の状況や災害対策の活動状況等を集約、情報提供等する役割を担う。このため、首都中枢機関が重要情報を継続的に収集・発信できるよう、インターネット基盤の機能を継続させるようにする。

② ①に掲げるライフライン及び情報通信インフラの機能目標を果たすための対策

ア ライフライン

電力及び上水道のライフライン事業者は、首都中枢機関への供給に関わるライフラインの冗長性・代替性の強化と施設の耐震化や液状化対策、老朽化対策等を進める。この際、道路管理者は、ライフライン事業者と共同して、共同溝や電線共同溝の整備を推進する。また、災害発生時に首都中枢機関への供給に関わるライフライン施設が万が一被災した場合には、優先的に復旧する。

下水道やガスについても、首都中枢機関における災害応急対策等に重要な役割を果たすものであり、引き続き、耐震化や液状化対策、老朽化対策等を推進する。発災時には、他のライフラインの復旧作業との関係等により、復旧に1か月以上を要する場合も想定されるが、できるだけ早期の復旧を目指す。

【目標】

(i) 発電・送電システムの耐震化等【経済産業省及び資源エネルギー庁】

- ・首都中枢機関への長期的な電力供給支障が生じないよう、発電・送電システム等の耐震性の向上、冗長化、供給裕度の確保等を図る。
- ・首都中枢機関の重要設備に供給する電力の早期復旧体制を整備する。

(ii) 都市ガス設備の耐震化等【経済産業省及び資源エネルギー庁】

- ・首都中枢機関への長期的なガス供給支障が生じないよう、耐震化の向上等を図る。
- ・首都中枢機関に関わる地域におけるガス供給を早期に復旧できる体制を整備する。
- ・中圧ガスについては、冷房や発電に使用される場合もあることから、できるだけ早期の開栓を目指す。

(iii) 燃料の供給体制の確保【資源エネルギー庁】

- ・首都中枢機関への燃料の供給体制を継続できるよう事業者に対しBCPの見直しや災害時石油供給連携計画の訓練の継続及び計画の見直しを促進する。

(iv) 上下水道施設の耐震化等【国土交通省】

- ・首都中枢機関に関する長期的な水供給や排水処理に支障が生じないよう、上下水道システムの「急所」となる施設の耐震化や避難所等の重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化等を図る。
- ・首都中枢機関に関する上下水道の早期復旧のための体制を充実する。

イ 情報通信インフラ

放送事業者は、放送設備等の耐震性の確保や首都圏における放送機能が喪失した場合におけるバックアップ放送機能の確保等を図る。また、停電時に備えた非常用電源設備等を整備する。

電気通信事業者は、首都中枢機関に関わる情報インフラ拠点施設として、電話局、電話線、サーバー等の耐震化、多重化及び老朽化対策を図る。また、停電に備えた非常用電源設備を整備するとともに、これに必要な燃料の備蓄を行う。災害発生時には、首都中枢機関の利用する情報通信インフラ施設が万が一被災した場合には、優先的に復旧する。

【目標】

(i) 放送機能の確保【総務省】

- ・首都直下地震にも対応できる放送設備と体制を確保する。
- ・首都圏の放送機能のバックアップ機能の確保、予備の伝送機能等の確保及び非常用電源設備の確保を図る。
- ・国内外への情報発信ができるよう、災害対策本部との連携や、首都圏外の放送局をバックアップ放送機能とする放送設備と体制の確保を図る。

(ii) 通信機能の確保【総務省及び経済産業省】

- ・首都中枢機関に関わる通信回線について、被災リスクが低い「とう道」等に収容するとともに、多ルート化等に努める。
- ・首都中枢機関をカバーする携帯電話基地局について、停電が長時間に及んでも通信の確保が可能となる取組を推進する。
- ・データセンターの大半が東京圏を始めとする大都市圏に集中している状況を是正する。
- ・首都中枢機関に関わる通信インフラの早期復旧のための体制を充実する。

【具体目標】

- ・災害対策本部の周辺等、強靱化が求められる基地局における整備完了率
＜緊急対策区域（都県）＞
—【R 6】→ 100%【R16】
- ・東京圏・大阪圏以外のデータセンターの整備率（サーバー面積換算）
＜全国＞
12%【R 7】→ 20%【R12】

(4) 緊急輸送を確保するなどのために必要な道路、鉄道、港湾、空港等の機能の維持に係る施策に関する基本的な事項

道路、鉄道、港湾、空港等の交通インフラは、首都中枢機能の継続性の確保のために必要な人員・物資の緊急輸送基盤として重要な役割を担う。これらの交通インフラの機能目標及びこれを果たすための対策は以下のとおりである。

① 交通インフラの機能目標

首都中枢機能の継続性の確保のため、これを支える交通インフラについて、発災後3日間程度での復旧を念頭に置いて、以下のとおり果たすべき機能目標を定める。

○ 道路

道路は、災害対策要員や資機材の緊急輸送基盤として重要な役割を担う。このため、緊急輸送道路のうち、首都中枢機能の継続性の確保のために特に重要な区間については、道路橋の被災、沿道建築物の倒れ込み、路面損傷、液状化、渋滞等による通行障害が発生しても、1日以内に緊急自動車等の通行機能を確保できるようにする。

○ 鉄道

鉄道は、政府の非常時優先業務に係る要員や企業本社等の従業員等の輸送基盤としての役割を担う。このため、鉄道は、地下鉄の運転再開に1週間程度を要すると見込まれるが、できるだけ早期の復旧を目指すものとする。

○ 港湾

港湾は、緊急物資の海上輸送基盤としての役割を担う。このため、緊急物資輸送に対応した岸壁等については1日以内に利用できるようにする。

○ 航空

航空は、国内外からの閣僚等の参集や緊急を要する人員・物資の輸送のため、又は被害状況の迅速な把握のための基盤として重要な役割を担う。このため、1時間以内に空港の被災状況の確認を行い、その後順次、応急復旧を実施した滑走路等により運用を開始する。

② ①に掲げる交通インフラの機能目標を果たすための対策

道路管理者、鉄道事業者、港湾管理者、空港管理者等は、地震による機能の低下を最小化するため、施設の耐震化・老朽化対策や、各インフラ管理者が連携した総合啓開等の取組を推進するものとする。また、その機能目標を果たすため、以下の対策を実施する。

ア 道路

道路管理者は、緊急輸送道路のうち、首都中枢機能の継続性の確保のために特に重要な区間について、重点的に橋梁の耐震補強を実施する。また、首都圏における環状道路の整備等により、災害時における代替性を考慮した道路ネットワークの多重化を推進する。さらに、道路法（昭和27年法律第180号）等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。くわえて、当該計画も踏まえて、道路啓開、応急復旧等（以下「道路啓開等」という。）に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結を推進するものとする。

発災時には、都県警察は、緊急交通路の指定等の交通規制を行うとともに、

道路管理者等は、緊急輸送道路のうち、首都中枢機能の継続性の確保のために特に重要な区間について、状況に応じて優先的な道路啓開及び復旧作業を行う。

【目標】

(i) 道路の機能維持・強化に向けた対策【国土交通省】

- ・道路における発災後の機能維持に向けて、緊急輸送道路上の橋梁の耐震化・老朽化対策、緊急輸送道路沿いの建築物等の耐震化、市街地等の第一次緊急輸送道路における無電柱化等の取組を進める。
- ・道路ネットワークの機能を強化する。

【具体目標】

- ・緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率
＜緊急対策区域（市町村）＞
84%【R 5】 → 90%【R12】
- ・電柱倒壊のリスクがある市街地等の第一次緊急輸送道路における無電柱化整備完了率
＜緊急対策区域（市町村）＞
68%【R 5】 → 82%【R12】
- ・緊急輸送道路の一部等の沿道建築物で、耐震診断が義務付けられたもの（令和6年4月1日時点）のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震化等が講じられたものの割合
＜緊急対策区域（市町村）＞
48%【R 5】 → 65%【R12】
- ・緊急輸送道路の法面・盛土における対策必要箇所の整備完了率
＜緊急対策区域（市町村）＞
61%【R 5】 → 76%【R12】
- ・災害に強い道路ネットワークとして必要な高規格道路の未整備区間の整備完了率
＜全国＞
6%【R 5】 → 19%【R12】

(ii) 効果的な道路啓開に係る関係機関の連携の強化等【国土交通省】

- ・道路法等に基づき、他の道路管理者及び関係機関と連携して道路啓開計画の

策定・見直しや訓練を実施すること等により、道路啓開等に必要な体制の整備や資機材等を充実させる。

【具体目標】

- ・道路法に基づく道路啓開計画に位置付けられた道路啓開訓練実施率
＜緊急対策区域（2ブロック）＞
0%【R6】 → 100%【R8】

イ 鉄道

鉄道事業者は、鉄道施設の復旧に当たり、各路線の被災状況や復旧の見込み、広域的な需要等を勘案しながら、ネットワーク全体として円滑かつ効率的に復旧作業や運行の再開が行えるような方策、枠組みについて検討しておくものとする。

発災時には、鉄道は、例えば地下鉄の運転再開には1週間程度を要すると見込まれるが、対応能力向上と資機材のICT化・高度化を図った独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構によるRAIL-FORCE（鉄道災害調査隊）の支援等も生かしつつ、できるだけ早期の復旧・運転再開を目指す。

【目標】

鉄道の機能維持に向けた対策【国土交通省】

- ・特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令（平成25年国土交通省令第16号）に基づき、主要駅や高架橋等の鉄道施設の耐震化、老朽化対策等の取組を進める。
- ・RAIL-FORCEによる被災状況の把握及び復旧に向けた技術的助言を、より迅速かつ高度に実施するためにRAIL-FORCE隊員の対応能力向上と資機材のICT化・高度化を図る。

【具体目標】

- ・主要鉄道路線等の駅、高架橋等の耐震化率
＜緊急対策区域（約10,000か所）＞
0%【R6】 → 42%【R12】
- ・重い桁荷重を支えるラーメン橋台の耐震化率（新幹線鉄道以外）
＜緊急対策区域（約500か所）＞
27%【R5】 → 100%【R9】
- ・鉄道施設の被災状況調査を行うRAIL-FORCE隊員のデジタルツールに関わる訓練・研修・講習等（対象隊員数：約50人）への参加完了

率

＜全国＞

12%【R 6】 → 100%【R10】

ウ 港湾

国〔国土交通省及び海上保安庁〕及び港湾管理者は、緊急物資等の海上輸送基盤としての役割を担う岸壁や航路沿いの護岸等の耐震化を図る。特に、東京湾内の港湾機能や航路の維持については、東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（東扇島地区）の活用や緊急物資輸送用の耐震強化岸壁の整備を進めるとともに、東京湾内の航路啓開実施体制のほか、災害発生時の代替輸送ルートの確保や代替港湾の利用のための体制の構築等について関係者と検討し、調整しておくものとする。

発災時には、国〔国土交通省〕及び港湾管理者は、首都中枢機能の継続性の確保のため、護岸等の倒壊等により閉塞した航路等について状況に応じ優先的な啓開及び復旧作業を行う。

【目標】

（i）港湾の機能維持に向けた対策【国土交通省】

- ・港湾における発災後の機能維持に向けて、施設の耐震化や老朽化対策等の取組を進める。
- ・港湾BCP・広域港湾BCPの実効性を高めるため、BCPに基づく防災訓練等の実施を進めるとともに、周辺状況の変化等に応じてBCPを不断に見直す。
- ・衛星やドローン、カメラ等を活用して、港湾における災害関連情報の収集・集積を高度化し、災害発生時における迅速な港湾機能の復旧等の体制を構築するとともに、その分析結果を施設整備に反映する。

【具体目標】

- ・大規模地震時に確保すべき港内の海上交通ネットワーク（港湾計画等に基づく耐震強化岸壁に加え、前面の水域施設、外郭施設、背後の荷さばき地や臨港交通施設等を含めた陸上輸送から海上輸送を担う一連の構成施設）の整備完了率

＜緊急対策区域（市町村）＞

34%【R 5】 → 43%【R12】

- ・国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾において、直近3年間の港湾BCPに基づく訓練の実施割合

＜緊急対策区域（市町村）＞

100%【R 6】 → 100%【毎年度】

- ・国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾及び開発保全航路のうち、遠隔かつ早期の現場監視体制を構築するための災害監視システム(みなとカメラ、強震計、海象計、潮位計、ドローン、利用可否判断のための事前解析のうち港湾等の特性に応じて必要となるもの)を緊急的に導入すべき港湾及び開発保全航路における整備完了率

＜緊急対策区域（市町村）及び緊急対策区域の周辺の水域に存在する開発保全航路＞

10%【R 6】 → 60%【R12】

（ii）航路啓開体制の構築【国土交通省】

- ・首都中枢機能の継続性の確保や緊急物資等の海上輸送ルートを確保するため、航路啓開体制の構築を図る。

【具体目標】

- ・直近3年間に航路啓開訓練が実施された緊急確保航路の割合

＜緊急対策区域の周辺の水域に存在する緊急確保航路＞

100%【R 6】 → 100%【毎年度】

エ 航空

空港管理者は、滑走路等の耐震化及び液状化対策を進める。また、国〔国土交通省等〕及び空港管理者は、航空保安業務に係る施設の耐震化及び多重化を図る。地方公共団体においては、臨時ヘリポートを開設する候補地を検討する。

発災時には、国〔国土交通省等〕、空港管理者及び地方公共団体は、速やかな飛行場の応急復旧及び臨時ヘリポートの開設を行う。また、航空運送事業者は、要人及び災害対策要員の優先的輸送を行う。

【目標】

空港の機能維持に向けた対策【国土交通省】

- ・滑走路の液状化対策を含め、空港運用のために機能確保が必要な基本施設等の耐震化、老朽化対策等の取組を推進するとともに、空港へのアクセス経路の耐震化を推進する。
- ・航空ネットワークの拠点となる東京国際空港及び成田国際空港の基本施設等のうち、耐震化が完了していない東京国際空港の基本施設等の耐震化を着実に進める。

- ・空港の早期復旧のため、要員の確保や資機材の配備、情報提供方法等をあらかじめ計画しておくなど、復旧体制の充実を図る。

【具体目標】

- ・他空港との連携を空港の業務継続計画（A2－BCP）等に位置付けている計画の策定完了率

＜緊急対策区域等（11 空港）＞

0%【R6】 → 100%【R12】

（５）その他

首都中枢機能の維持のためには、東京都を始め関係機関が有機的に連携・協力することで、首都直下地震発生時においても業務の継続体制を確保することが必要である。このため、首都中枢機関以外の国の機関においても、業務継続計画の作成等により、業務継続体制の確保を図るとともに、業務継続計画の実効性を確保するため、必要な資源の確保、定期的な教育・訓練等の実施、訓練等を踏まえた業務継続計画の見直しを行うものとする。また、国〔各府省等〕は、地方公共団体等についても、同様に業務継続体制の確保を図るよう、助言や情報提供等を行うものとする。地方公共団体は、同時被災しない遠隔地のデータセンターでのバックアップ等の対策を講ずるよう努めるものとする。

【目標】

（i）首都中枢機関以外の国の機関の業務継続体制の確保【各府省等】

- ・発災時に関係機関と連携して災害応急対策を始めとする非常時優先業務を確実に実施するため、業務継続計画の自己評価や訓練による検証及び業務継続計画の不断の見直しの取組を推進する。

【具体目標】

- ・定期的な訓練等を踏まえた業務継続計画等の改定率

＜緊急対策区域（地方支分部局等、災害時において優先的に実施すべき業務を実施する全ての国の行政機関）＞

—【R7】 → 100%【R17】

（ii）地方公共団体の業務継続の取組の推進【内閣府及び消防庁】

- ・地方公共団体向けの業務継続の手引きの充実や研修の実施により、業務継続計画の実効性を高める取組を推進する。

【具体目標】

- ・地方公共団体の業務継続計画の重要6要素※策定率

<緊急対策区域（市町村）>

61%【R 7】 → 100%【R15】

※（１）首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、（２）本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、（３）電気、水、食料等の確保、（４）災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、（５）重要な行政データのバックアップ、（６）非常時優先業務の整理

4 首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定及び基盤整備等計画の認定に関する基本的な事項

(1) 首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定について

首都中枢機能維持基盤整備等地区は、政治、行政、経済等の首都中枢機能を担う各機関の集積状況、昼夜間人口等を勘案し、緊急対策区域のうち、首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持を図るために必要な基盤の整備及び滞在者等の安全の確保を図るために必要な待避施設、備蓄倉庫等の整備等を緊急に行う必要がある地区を指定することとする。

(2) 基盤整備等計画の認定について

基盤整備等計画の法第8条第10項の認定に関する具体的な判断基準は、以下のとおりとする。

① 緊急対策推進基本計画に適合するものであること（第一号基準）

基盤整備等計画の内容が、基本計画の各項目の内容と適合していることをもって判断する。

② 当該基盤整備等計画の実施が首都中枢機能の維持を図るために必要な基盤の整備及び滞在者等の安全の確保を図るために必要な安全確保施設の整備等の円滑かつ迅速な推進に寄与するものであると認められること（第二号基準）

当該基盤整備が首都中枢機能の維持に寄与するものであること又は当該施設整備等が滞在者等の安全の確保に寄与するものであることが合理的に説明されていることをもって判断する。

③ 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第三号基準）

基盤整備事業等について、

ア 事業の主体が特定されているか、又は特定される見込みが高いこと

イ 首都中枢機能維持基盤整備等協議会等において、事業の実施主体又は実施が見込まれる主体と十分に調整がなされ、計画の内容について協議が調っていること

ウ 事業の実施スケジュールが明確であること

をもって判断する。

5 地方緊急対策実施計画の基本となるべき事項

首都直下地震対策については、政治、行政、経済等の首都中枢機能や、人口や建築物等が極めて高度に集積している東京圏の特性に鑑み、特に、都市機能が集積した地域において、建築物の耐震化と火災対策、道路交通麻痺対策、膨大な数の避難者・帰宅困難者等の対策が重要である。また、M7クラスの地震は、どこで発生するか予測できないため、これ以外の地域においても、建築物の耐震化等の予防対策、災害応急体制の整備・訓練等を着実に実施することが必要である。さらに、M8クラスの大正関東地震タイプの地震についても、M7クラスの地震に比べると発生する可能性は低いものの、中長期的な防災・減災対策の対象として考慮するものとする。

津波対策については、延宝房総沖地震タイプの地震が発生した場合、千葉県や茨城県の太平洋側等で、大正関東地震タイプの地震が発生した場合、神奈川県や千葉県等での津波の発生が想定されており、津波の浸水が想定される地域においては、津波対策を着実に実施することが必要である。

これらの対策の実施に当たっては、住民一人一人が災害を「自分ごと」としてとらえることで、「自助」「共助」を促す取組も必要である。

(1) 地方緊急対策実施計画の目的

地方緊急対策実施計画は、関係都県知事が、地域の実情を勘案し、地方公共団体自らの判断によって様々な首都直下地震対策を計画的に推進することを目的としたものである。

(2) 地方緊急対策実施計画の記載事項

地方緊急対策実施計画には、以下の事項を記載する。

① 地方緊急対策実施計画の区域

計画の対象とする区域を具体的に記載するものとする。

② 地方緊急対策実施計画の目標

計画に位置付けた事業等の実施により達成すべき目標について、可能な範囲で定量的な目標を含め、具体的に設定するものとする。

③ 地方緊急対策実施計画の期間

計画に位置付けた事業等の実施に要すると見込まれる期間を計画の期間とする。計画期間については、同計画が首都直下地震に備え、緊急に講ずべき対策を定めるものであることに鑑み、あまり長期間とならないよう、おおむね5か年以内の計画期間となるようにする。事業が完了するまでに長期間必要になるなどにより、5か年以上の計画期間を設定する際にも、計画作成から5か

年の間に行うべき事業等を明らかにするなど、早期に実施すべき対策が明確になるよう留意する。

④ 首都直下地震対策のうち必要なもの

(3)において示す首都直下地震対策のうち、当該地域において必要なものを位置付ける。

(3) 地方緊急対策実施計画に基づき実施すべき首都直下地震対策

地方緊急対策実施計画に位置付けて、実施すべき主な対策は以下のとおりである。なお、同計画には、計画の作成主体である関係都県が実施する対策のほか、市町村や事業者等の関係都県以外の者が実施する対策についても、当該関係者と調整し、同意を得た上で位置付けることが可能であり、対策を実施する際の役割分担を明確にして、計画に位置付けるよう努めるものとする。

また、地方緊急対策実施計画は、地域の判断と創意工夫によって作成されるものであることから、以下に掲げる対策のうち、当該地域にとって緊急に推進することが必要な対策を選択して位置付けることで差し支えない。

① 地震防災上緊急に実施する必要があるもの

ア 高層建築物、地下街、駅等の不特定多数の者が利用する施設・エレベーター等の設備の安全の確保

高層ビル、地下街、百貨店、ターミナル駅等の不特定多数の者が利用する施設において、施設・設備の耐震化、火災防止対策、落下物防止対策及びエレベーター等の設備の安全対策の推進等を記載する。

イ 工場、事業場等の集積地や石油、高圧ガス等の貯蔵所、製造所等の改築・補強

石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）に基づく対策や、災害発生時の消防の即応体制の強化、避難体制の整備等を記載する。

ウ その他緊急に整備すべき施設等

道路、鉄道、港湾、空港等の交通インフラの耐震化やネットワークの構築、河川・海岸堤防の耐震化等の緊急に対応が必要な施設等の整備を記載する。

② 建築物等について地震防災上実施する必要があるもの

ア 建築物の耐震化

住宅その他の建築物の耐震診断、耐震改修及び建替えの促進、緊急対応が必要な密集市街地や緊急輸送道路沿いの建築物の耐震化、様々な応急対策活動の拠点や避難所となり得る公共施設等の耐震化と数値目標の設定

等を記載する。

イ 建築物の不燃化、延焼の防止等の火災の発生の防止及び被害の軽減
建築物の不燃化の促進や、地域における初期消火の成功率の向上、消火
活動体制の充実等の延焼の防止対策を記載する。

ウ 延焼の防止、避難路の確保等の街区の整備

緊急避難場所等として機能する公園等のオープンスペースの確保や河
川の整備、避難路の整備、危険性の高い木造住宅密集市街地等の解消、無
電柱化の取組等の延焼の拡大を防ぐ火災に強い都市づくり・まちづくりの
推進について記載する。

エ 住居内の安全の確保

屋内に設置された家具等の固定を促進するなど、居住空間内の安全確保
について記載する。

オ 土砂災害、地盤の液状化

土砂災害警戒区域等の把握や発災時の緊急点検・調査及び応急対策の実
施体制の整備、急傾斜地崩壊対策等の土砂災害対策、人家周辺等の治山対
策、ライフライン施設及びインフラ施設並びに臨海部等の軟弱地盤地域の
液状化対策等を記載する。

③ 災害応急対策及び災害復旧の円滑かつ的確な実施のために必要なもの

ア 被災者の救難及び救助の実施

救命・救助活動のための要員の確保・育成や必要資機材の配備、活動拠
点の確保等の体制の充実等について記載する。また、緊急交通路、緊急輸
送道路等の優先的な道路啓開、交通規制、復旧作業等について記載する。

イ 医療・福祉等の提供

災害医療情報の共有化、地域における医療活動体制の構築、医薬品等の
必要物資の備蓄等の災害時に大量の発生が予測される重傷者等への医療
の提供について記載する。また、高齢者の要介護度別等の被災者数を見積
もることや、保健医療福祉活動支援のための広域的な活動拠点の確保につ
いて記載する。

ウ 滞在者等に対する支援

帰宅困難者等を支援する飲料水、トイレ、情報等を提供する設備の確保
や、一時滞在施設の確保、外国人観光客を始めとする来訪者への的確な情
報提供及び避難誘導等の滞在者等に対する支援について記載する。特に、
地震に対する知識・経験の少ない外国人に対しては、多言語又は「やさし
い日本語」での情報発信等といった支援や、円滑な避難・帰国のための駐
日外国公館等との情報連携について記載する。

また、自力での徒歩帰宅が困難な要配慮者等の搬送のための拠点・ルートの設定、訓練の実施を通じた実効性のあるマニュアル策定等について記載する。

さらに、在宅避難者も含めた膨大な避難者への対応及び避難所の設置・運営等の避難者に対する支援について記載する。

エ 電気、ガス、上下水道等の供給体制の確保

電気、ガス及び上下水道のライフライン設備の多重化、施設の耐震化、液状化対策の推進等のライフラインの供給体制の確保について記載する。また、災害拠点病院等の人命に関わる重要施設や首都中枢機関への供給確保方策を記載する。

オ 災害応急対策・復旧に必要な物資の流通の確保

早期の道路啓開のほか、災害発生時の代替輸送ルートの確保等による緊急輸送機能の維持、避難所、医療施設、ライフライン等の重要施設の非常用電源のための優先的な燃料の確保等を記載する。

カ 通信手段の確保

情報インフラの重点的な耐震化や、携帯電話の基地局における非常用電源の確保（燃料の確保を含む。）、非常用通信手段の確保等を記載する。

キ ボランティアの活動環境の整備

災害ボランティアの受付や各種活動の調整を行う災害ボランティアセンターの活動を支援するなど活動環境の整備について記載する。

ク 海外からの支援の円滑な受入れ

外国からの救援部隊を始め、海外からの支援（在日米軍からの支援を含む。）の円滑な受入れについて、国及び地方公共団体が連携した体制の整備等を記載する。

ケ 応急仮設住宅の建設用地の確保等

応急仮設住宅の建設用地として、様々な用途の土地の活用も視野に入れ、利用可能な用地をリスト化することや、空き家・空室の提供、民間住宅の借上げ（賃貸型応急住宅）、ホテル・旅館の活用、建設型応急住宅の早期提供体制等の応急住宅需要への対応について記載する。

コ 災害廃棄物の一時的な保管場所の確保等

災害廃棄物の適切な処理のため、仮置場として利用可能な空地のリスト化、最終処分場の確保、災害廃棄物の広域的な連携を含めた事前計画の策定等について記載する。

④ 住民等の協働による防災対策の推進

行政は、住民等が揺れから身を守ることや、適切な避難行動を取るために求

められる各人の行動について必要な啓発活動等を行うなど、住民等の協働について記載する。

また、法第 23 条に定める住民防災組織制度は、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織のうち、被害の軽減に効果的な活動を行っている組織を、関係都県知事が認定するものであり、必要に応じ、住民防災組織制度の活用についても記載する。

さらに、発災時に自力での避難が困難な避難行動要支援者についての個別避難計画の作成や住民防災組織等と連携した安否確認等の取組等について記載する。

⑤ 防災訓練の実施

首都直下地震の特殊性を十分考慮した、各機関の事業継続の確保に係る訓練、広域的応急対策訓練、現地対策本部訓練等について記載する。

⑥ 地震防災に関する技術の研究開発

耐震・免震・制震技術や、安全な火気器具等について、地震防災に関する新たな技術の研究開発の促進等を記載する。また、避難行動要支援者の個別避難計画の作成や安否確認等の高度化を図るため、官民が有するデータの利活用による新たな被災者支援等のサービスの創出を後押しする取組について記載する。

⑦ 避難生活環境の向上

いわゆる災害関連死を防ぐため、在宅避難者向けの物資の支援及び保健・福祉等の行政支援の充実や、被災者支援に携わる関係者間の情報連携の方法の検討、スフィア基準等を考慮したトイレ・温かい食事・寝床・入浴設備等の整備、備蓄等による避難所等の生活環境向上について記載する。避難所の運営においては、女性や多様な主体の参画を推進し、女性と男性のニーズの違いや妊産婦・乳幼児・子育て家庭等のニーズに配慮するとともに、性暴力・DVの発生を防止するための方策について記載する。

また、広域的避難のため、首都圏郊外部を始めとする他の地方公共団体との間での協定の締結、ホテル・旅館等を避難所として活用する際のマニュアルの作成等の具体的な体制の構築についても記載する。

さらに、在宅避難が可能な環境を確保するため、住民に対し、個々の住宅等の耐震化や家具の固定、『最低 3 日間、推奨 1 週間』分の水・食料等の備蓄を啓発する取組について記載する。

⑧ 津波対策

津波対策については、東北地方太平洋沖地震の震源域の南側に位置し同地震に誘発される可能性が高い延宝房総沖地震タイプの地震により津波の浸水

が想定される千葉県や茨城県の太平洋側等においては、海岸堤防等の整備や津波避難からの避難体制の充実等を記載する。また、大正関東地震タイプの地震により津波の発生が想定される神奈川県や千葉県等においては、避難訓練の実施等のソフト対策を記載する。あわせて、中長期的視野に立ち、海岸堤防等の整備、津波避難ビル等の整備、避難路の確保等についても必要なものを記載する。

⑨ その他

①～⑧に掲げる対策と一体となって推進するもの、例えば防災週間や防災関連行事等を通じた普及啓発活動に関するもの、犯罪の予防等の社会秩序の維持に関するもの、SNSを通じたデマ等の対策を始めとした災害時の情報収集・伝達に関するもの等のほか、①～⑧以外で地域の特性に即して当該地域で必要と認められるものを記載する。また、国や近隣の地方公共団体との広域防災体制の確保についても記載する。

(4) その他

地方緊急対策実施計画については、関係都県における地域防災計画のうち、地震防災対策に係る部分と内容の多くが重複する場合が考えられる。地方緊急対策実施計画の作成に当たっては、当該計画を作成する地方公共団体の地域防災計画のうち、該当する部分を引用して地方緊急対策実施計画として定めるなど、地域防災計画の内容を活用して定めることで差し支えない。

6 特定緊急対策事業推進計画の認定に関する基本的な事項

(1) 特定緊急対策事業推進計画の認定基準

特定緊急対策事業推進計画の法第24条第8項の認定に関する具体的な判断基準は、以下のとおりとする。

① 緊急対策推進基本計画に適合するものであること（第一号基準）

特定緊急対策事業推進計画の内容が、基本計画の各項目の内容と適合していることをもって判断する。

② 当該特定緊急対策事業推進計画の実施が当該特定緊急対策事業推進計画の区域における首都直下地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進に寄与するものであること（第二号基準）

特定緊急対策事業推進計画に位置付けた事業が、首都直下地震防災対策に寄与するものであることが合理的に説明されていることをもって判断する。

③ 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第三号基準）

特定緊急対策事業推進計画に位置付けた事業について、

ア 事業の主体が特定されているか、又は特定される見込みが高いこと

イ 地震防災対策推進協議会等において、事業の実施主体又は実施が見込まれる主体と十分に調整がなされ、計画の内容について協議が調っていること

ウ 事業のスケジュールが明確であること
をもって判断する。

7 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進に関し政府が講ずべき措置

政府は、緊急対策区域において、以下に掲げる事項について、地方公共団体、公共機関、事業者等の様々な主体と連携した対策を実施するとともに、これら主体による対策の実施を促進することで、緊急対策を推進するものとする。

これらの基本的な施策の実施により、人的・物的両面にわたって被害の絶対量を減らすとともに、可能な限り早期の復旧を図るものとする。令和7年12月19日に中央防災会議防災対策実行会議首都直下地震対策検討ワーキンググループが取りまとめた報告書によれば、東京都区部の南部を震源とするM7クラスの地震（以下「都心南部直下地震」という。）が発生した場合、死者数は最大で約1万8千人、建築物の全壊・焼失棟数は最大で約40万棟の被害が発生する可能性があるものと想定されているが、同報告書は、参考値として、住宅の耐震化率が100%相当になれば、揺れによる全壊棟数が約9割減、感震ブレーカーの設置率が100%となれば、焼失棟数が約7割減となる減災効果の試算結果を示し、個人でも取り組める対策を進めることで被害が大幅に軽減できるとしている。このような姿を念頭に置きつつ、基本計画においては、今後10年間で、各主体が総力を挙げて、都心南部直下地震で想定される死者数及び建築物の全壊・焼失棟数をそれぞれ今後10年間で半減以上させることを目指すこととし、これを減災目標とする。

それに加え、備蓄等の地震発生への備えやライフライン、インフラ等の直接的被害の軽減や機能の確保のための取組により、いわゆる災害関連死や経済的被害を最大限減らすことを目指す。

減災目標を達成するための様々な施策について、具体目標又は定性的な目標を掲げる。具体目標は、基本的に令和8年度からの今後10年間で達成すべき目標として、主に緊急対策区域を対象として、取りまとめたものである。なお、具体目標は、防災対策の進捗や社会状況の変化、技術革新、自然災害等における課題を踏まえ、また、他の計画に合わせ、適宜、必要な見直しを行うこととする。

（1）防災意識の醸成と社会全体での防災体制の構築

国〔内閣府等〕、地方公共団体等は、首都直下地震に関する知識・日頃の備えの普及啓発や訓練の実施により、一人一人が首都直下地震を「自分ごと」として捉えて対策を推進する国民的気運を高める。

そして、国民や企業、NPO等のあらゆる主体の参加と連携による総合的な防災力を向上させるとともに、各主体間で様々な災害情報を迅速かつ的確に共有・有効活用するための「防災DX」を加速させる必要がある。

そのような体制構築のため、以下の取組を推進する。

① 各個人の防災対策の啓発活動

平時からの備えにより、首都直下地震発生時にあっても、建物の損傷を可能な限り小さくし、家具の転倒等による負傷や閉じ込め等を減らし、新たな災害対応需要を生み出さないようにするとともに、一人一人の備えと行動により、混乱を最小化し、迅速に復旧作業を進めるため、国〔内閣府等〕及び地方公共団体は、各個人における以下の防災対策について普及啓発を図る。

＜平時からの備え＞

- ・建築物の耐震化や家具等の固定、感震ブレーカーの設置等の被害を軽減する対策に取り組むこと。
- ・特に、超高層建築物においては、長周期地震動により家具や什器が転倒・滑動するおそれが大きいため、家具や什器の固定を徹底すること。
- ・被災時に速やかに家族等の安否確認ができるよう、災害用伝言板サービスやＳＮＳ等の複数の安否確認手段を使用することや、その使用順位等について、家族間であらかじめ決めておくこと。
- ・被災時に停電、通信障害等によってスマートフォン等が使えなくなる場合もあることから、モバイルバッテリー等の備えや、ラジオ等の代替の情報収集手段をあらかじめ確保しておくこと。
- ・発災後の道路交通渋滞や生活物資の不足を見越した上で、在宅避難生活を送れるよう、「ローリングストック」（普段の食品を少し多めに買い置きしておき、賞味期限を考えて古いものから消費し、消費した分を買い足すことで、常に一定量の食品が家庭で備蓄されている状態を保つための方法）を活用して、各家庭や企業等において『最低３日間、推奨１週間』分の水・食料等を備蓄しておくこと。
- ・災害時にキャッシュレス決済が使用できない事態に備え、一定の現金を手元に用意しておくこと。
- ・ＳＮＳ時代の災害への備えとして、デマ等の拡散がもたらすリスクについて理解し、拡散しないなどの適切な対応ができるよう、ＩＣＴリテラシーを高めておくこと。

＜発災後の対応＞

- ・首都直下地震では同時多発火災が発生することを念頭に置きつつ、力を合わせて初期消火に努めるとともに、逃げ遅れ・逃げ惑いによる二次的な被害の拡大を防止するため、危険を感じたらブレーカーを落とし、無理せず指定された避難場所等への避難を開始するなど、適切な避難行動を取ることを。

- ・限られた道路交通機能を人命の救助や、ライフライン及びインフラの復旧、要配慮者への対応、避難所や自宅で生活を送っている被災者への当面の生活物資の確保等に充てるため、「皆が動けば、皆が動けなくなる」ことを理解し、一般車両の利用や帰宅困難者の一斉帰宅を自粛すること。
- ・物資不足やそれに伴う混乱の発生を防ぐため、物資や燃料の買いだめや買い急ぎを控えること。

また、国民が首都直下地震を「自分ごと」として捉えて平時からの防災対策を進める気運を高めるため、地方公共団体は、被害想定を始めとする地域の災害リスク情報を整理して公表・周知し、住民に具体的な行動を取ることを促すリスクコミュニケーションの充実・強化に取り組む。

さらに、国〔内閣府、文部科学省等〕、地方公共団体等は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保等の防災に関する教育の充実に努め、児童生徒等の地域防災活動への参画を推進し、就学前のこどもたちへの防災教育の充実も図る。

【目標】

(i) 国民の防災意識の向上【内閣府、国土交通省及び消防庁】

- ・住宅の耐震化、家具の固定、感震ブレーカーの設置等の普及啓発を図る。
- ・発災時に在宅避難生活を送れるようにするため、国民・家庭において、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料を備えるよう普及啓発を図る。
- ・首都直下地震を「自分ごと」として捉えて平時からの防災対策を進める国民意識の醸成とともに、適切な避難行動を取ることや一斉帰宅抑制への協力等の発災後にとるべき行動についての普及啓発を図る。

【具体目標】

- ・居住世帯のある住宅のストック総数のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震性が確保されているものの割合（住宅の耐震化率）

＜緊急対策区域（市町村（15,000人未満を除く。））＞

92%【R5】 → 耐震性が不十分なものをおおむね解消【R17】※

※耐震化は所有者の判断で行われるものであり、100%に近い状態を目指す目標を設定

- ・家具の固定率

＜全国＞

38%【R7】 → 100%【R17】

- ・感震ブレーカーの設置率

＜緊急対策区域（都県）＞

20%【R 6】 → おおむね設置【R17】

- ・災害に備えた食料品を3日分以上備蓄している家庭の割合

＜全国＞

60%【R 7】 → 100%【R17】

- ・災害に備えた飲料水を3日分以上備蓄している家庭の割合

＜全国＞

70%【R 7】 → 100%【R17】

- ・災害に備えた携帯トイレ又は簡易トイレを3日分以上備蓄している家庭の割合

＜全国＞

27%【R 7】 → 100%【R17】

- ・防災に係る普及啓発イベント（ぼうさいこくたい）への目標参加団体数（行政、学术界、民間企業等：400団体（毎年度））の達成率

＜全国＞

96%【R 5】 → 100%【R12】

（ii）防災教育の推進【内閣府、消防庁、文部科学省及び国土交通省】

- ・防災教育の推進により、地域住民及び児童生徒等の防災知識等の普及を図る。

【具体目標】

- ・災害への対処等に関し、家庭や身近な人とここ1～2年で話し合った者の割合

＜全国＞

64%【R 7】 → 80%【R17】

- ・災害安全について指導している学校の割合

＜全国＞

95.6%【R 5】 → 100%【毎年度】

② 企業活動等の維持・早期回復のための備え

企業活動等を維持し、早期に回復することは、地震による経済被害を抑え、被災者が一刻も早く通常の生活に戻るために極めて重要な課題である。また、企業等は、地域の一員として地域防災力の向上に貢献することが望まれる。こ

のため、国〔内閣府、中小企業庁等〕は、企業等による以下の取組を促進する。

- ・ B C Pの作成と B C Mを通じた B C Pの見直しを継続的に実施すること。その際、ライフライン及びインフラの被災・復旧状況、車両使用抑制への協力、従業員の通勤困難に際し通勤可能な人員を見込んだ優先業務の絞り込みやテレワークによる事業継続等を検討し、反映することで、実効性のある B C Pの策定を行うこと。特に、東京圏は広域から多くの就業者が鉄道を利用して通勤しており、広域にわたり鉄道施設に損傷が生じた場合、長期間にわたり鉄道の不通状態が継続するおそれがあることを考慮すること。
- ・ 東京圏の企業等のみならず、サプライチェーンや企業間取引等でつながる全国の企業等も、東京圏の企業活動等が数日間停止すること、東京圏を経由した物流に停滞が生じること等を想定し、その影響を最小限に抑えるよう、同じサプライチェーンに属する企業等の間で災害への備えに対する足並みを揃え、B C Pの策定等に取り組むこと。
- ・ B C Pの策定に当たっては、同業他社と災害時に相互支援することをあらかじめ合意しておくこと等、他企業との連携も念頭に置くこと。
- ・ 地方公共団体の防災部局や消防団、自主防災組織等の地域防災を担う主体との連絡・連携体制を強化しておくことに加え、従業員の消防団、自主防災組織等への参加促進、地方公共団体との地域貢献に関する協定の締結、地区防災計画制度の活用等により、地域防災力向上に積極的に貢献すること。

【目標】

(i) 事業継続の取組の推進【内閣府、中小企業庁、国土交通省、内閣官房等】

- ・ 事業継続ガイドラインについて見直しを行うとともに、各業種向けの B C P策定指針等の活用により、実効性のある B C Pの策定を促進する。
- ・ 事業継続力強化計画認定制度、レジリエンス認証制度等を活用し、企業等の事業継続の取組を促進する。

【具体目標】

- ・ 物流事業者（大企業）における B C Pの策定完了率

＜全国＞

41%【R 5】 → 100%【R12】

- ・ 物流事業者（中堅企業）における B C Pの策定完了率

＜全国＞

17%【R 5】 → 100%【R17】

- ・ 大企業の B C Pの策定完了率（再掲）

＜全国＞

75.8%【R 7】 → 100%【R17】

- ・中堅企業のBCPの策定完了率（再掲）

＜全国＞

54.8%【R 7】 → 80%【R17】

- ・事業継続力強化計画の認定件数（再掲）

＜全国＞

92,523 件【R 7】 → 190,000 件【R17】

（ii）企業等の事業継続の取組を評価する手法・制度の促進【内閣府】

- ・企業等の事業継続の取組を評価する手法・制度の活用を事業者に対して促進すること及び進んだ取組を行っている企業等がその結果によるメリットを得られるようにすることを通じ、実効性のある事業継続の取組を促進する。

【具体目標】

- ・企業等の事業継続の取組を評価する手法・制度の活用促進

＜全国＞

100%【R 6】 → 100%【毎年度】

③ 総合的な防災力の向上に資する多様な連携

ア 地域における防災力の向上及び連携

地域における防災活動を促進するため、地方公共団体は以下の取組を進める。国〔内閣府、消防庁等〕は、このような地方公共団体の取組を支援する。

- ・地区防災計画について、住民や企業等の多様な主体が積極的に参画し、実効性のある計画として策定できるようサポートを行うこと。
- ・消防職員数の確保、市町村の消防の広域化及び連携・協力の推進、消防防災施設・設備の整備並びに消防防災分野における新技術の実用化・活用の推進により常備消防力を充実・強化すること。
- ・地域防災力の中核を担う消防団について、女性や若者の入団促進につながる取組の更なる充実、機能別団員・機能別分団制度や消防団協力事業所表示制度の活用の促進等の更なる団員の確保に取り組むとともに、バイクを含む車両や資機材、消防団拠点施設等の更新を含めた更なる充実及びドローン等のデジタル技術の活用を加速化すること。また、実践的かつ効果的な訓練の充実及び活動に必要な資格取得を促進すること。
- ・自主防災組織の育成・充実、女性防火クラブ・少年消防クラブの活性化、防

災教育の充実、訓練の実施等の取組を把握・支援するとともに、消防団や自主防災組織、防災士等の多様な主体間での連携を促進すること。

- ・地域防災の主体である町内会や自治会等が取り組んできた防災対策（避難経路の確認、消火訓練等）の強化等に継続して取り組むこと。また、自治会等の組織に関わっていない住民が地域の防災活動に気軽に参加できるよう、働き方の多様化に応じたオンラインでの訓練や夜間の訓練を実施するなどの方策を検討すること。
- ・発災時に自力での避難が困難な避難行動要支援者について、地域での共助により避難を支援するため、個別避難計画の作成や自主防災組織等と連携した安否確認等の取組等を促進すること。

また、地域における避難生活等を支援する専門人材の育成等のため、国〔内閣府〕及び地方公共団体は、避難生活支援リーダー/サポーター研修等による避難生活支援に係るボランティアのスキルの向上及び地域の避難生活環境の向上を図る「避難生活支援・防災人材育成エコシステム」を構築するとともに、地方公共団体は、災害時の避難や生活再建の円滑化のため、地域住民に対する防災教育の中に、避難所運営の在り方、罹災証明の申請、住宅再建等のプロセス等を取り込む。

さらに、国〔関係省庁〕及び地方公共団体は、テレワークの普及により増加した在宅勤務者が、日中に災害が発生した場合の地域救出・救護活動の担い手として期待されるため、「発災時は地域の救出・救護活動に協力すること」について、あらかじめ企業等を通じて呼び掛ける。

【目標】

（i）地区防災計画制度の活用【内閣府】

- ・地域住民の自発的な取組による地区防災計画制度の活用を促進する。

（ii）消防団の充実・強化【消防庁】

- ・女性や若者等の入団促進等の消防団員の確保に努めるとともに、消火・救助等の活動を迅速に行うために必要な車両・資機材等の更新を含めた更なる充実を図る。

【具体目標】

- ・全消防団のうち、十分な救助用資機材（油圧切断機、エンジンカッター、電動カッター、チェーンソー及びジャッキ）を備え、救助活動等を行うことができる消防団の割合

＜緊急対策区域（市町村）＞

83.5%【R 6】 → 100%【R12】

(iii) 自主防災組織の育成・充実【消防庁】

- ・自主防災組織の育成・充実、女性防火クラブ・少年消防クラブの活性化、防災教育の充実、訓練の実施等の取組を把握・支援するとともに、消防団や防災士等の多様な主体との連携を促進することで、活動活性化を図る。

【具体目標】

- ・自主防災組織による活動カバー率

＜緊急対策区域（市町村）＞

79.8%【R 7】 → 100%【R17】

(iv) 地域の防災活動への住民参加の促進【消防庁等】

- ・自治会等の組織に関わっていない住民が地域の防災活動に気軽に参加できるよう、オンライン訓練等の既存の枠組みにとらわれない訓練の事例の周知を行う。

(v) 避難行動要支援者の避難支援等対策の推進【内閣府】

- ・避難行動要支援者の避難支援等を推進する。
- ・個別避難計画の作成を促進する。

【具体目標】

- ・地方公共団体における「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和7年6月内閣府（防災担当））等の認知率

＜全国＞

—【R 3】 → 100%【R12】

(vi) 避難生活環境の向上【内閣府】

- ・「避難生活支援・防災人材育成エコシステム」を構築する。

イ 企業等との連携

地方公共団体は、災害対応力を企業等の民間の力によって補うとともに、土木や医療、IT等の様々な分野の技術者（プロフェッショナル）や、平時から物資輸送や福祉等の各種サービスを提供する企業等のリソースを発災時にも最大限に生かすため、企業等と災害時応援協定を締結して、あらかじめ協力関係を築いておく。

【目標】

企業等との協力関係の構築【内閣府及び国土交通省】

- ・災害時応援協定システムの活用等を通じて、地方公共団体による事業者や事業団体等との協定締結を促進する。

【具体目標】

- ・全国の市区町村と物流事業者団体との間の支援物資物流に関する協力協定の締結完了率

＜全国＞

62%【R 6】 → 100%【R17】

- ・温かい食事の提供のために、事業者や事業者団体等との協定を締結した割合

＜緊急対策区域（市町村）＞

—【R 7】 → 100%【R17】

ウ NPO、ボランティア、災害中間支援組織等との連携

国〔内閣府〕、地方公共団体及び関係機関は、NPO、ボランティア、社会福祉協議会等との連携を効果的に進めるため、災害ボランティアセンターへの情報提供、ボランティアコーディネーターの育成、活動拠点や資機材の整備等の支援を推進することで災害ボランティアの活動環境の整備を促進するとともに、ボランティア人材や活動団体情報を登録・管理するデータベースの構築及び登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に取り組み、平時から「顔の見える」関係づくりを推進する。

また、地方公共団体は、ボランティアの取組が国民的な運動となるよう、各地域のボランティア活動について、安全確保やスキルアップのため研修会等の開催を支援する。

さらに、各都県における官民連携を促進するため、国〔内閣府〕及び地方公共団体は、災害中間支援組織の設置や体制・機能の強化を加速させる。

【目標】

(i) ボランティア活動の実施に向けた環境整備【内閣府】

- ・多様な主体間における連携を促進し、ボランティアが活動するための環境整備を推進する。

【具体目標】

- ・地域ボランティア人材育成研修等の開催完了率

＜緊急対策区域（市町村）＞

2%【R 7】 → 100%【R17】

(ii) 官民連携の強化【内閣府】

- ・官民連携を強化するため、災害中間支援組織の設置を促進する。

【具体目標】

- ・都道府県域における災害中間支援組織の設置率

＜緊急対策区域（都県）＞

70%【R 7】 → 100%【R12】

エ 広域的な連携

国〔内閣府等〕、地方公共団体等は、必要な物資・資機材・要員の搬送、被災地域での応急活動、復旧・復興のための相互応援協定や企業等との応援協定の締結等の体制整備を図る。

国〔総務省〕は、地方公共団体間の応援に関して、首都直下地震の発災後に迅速かつ円滑な支援活動が実施できるよう、被災地方公共団体に対して、発災時に即時応援する地方公共団体をあらかじめ決定するとともに、両者の間で、平時から定期的な意見交換、研修、訓練等の実効性の確保のための取組を行う。また、国〔関係省庁〕及び地方公共団体は、現地での応援に加えて、デジタル技術を活用した遠隔での応援の実施について検討する。

地方公共団体は、近隣に加えて遠方の地方公共団体からの応援を円滑に受け入れるための体制を構築するため、受援計画の策定・見直しを推進する。

【目標】

(i) 首都直下地震における応急対策職員派遣制度アクションプランの策定等

【総務省】

- ・「首都直下地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン」（令和8年3月30日総務省）を策定し、定期的な意見交換、研修、訓練等の実効性の確保のための取組を実施する。

(ii) 地方公共団体の受援体制の確保【内閣府及び消防庁】

- ・「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」（令和7年4月内閣府（防災））の充実や研修の実施により、地方公共団体における受援計画の策定を推進する。

【具体目標】

- ・地方公共団体の受援計画の策定率

＜緊急対策区域（市町村）＞

84%【R 7】 → 100%【R15】

- ・直近3年間に市町村の受援計画の作成や実効性の確保に向けた研修等の実施割合

＜緊急対策区域（都県）＞

—【R 7】 → 100%【R17】

オ 海外との連携

国〔外務省、財務省、法務省等〕は、海外からの支援申入れがあった場合には、「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」（令和7年6月30日中央防災会議幹事会）を踏まえ、適切かつ迅速に対応するとともに、他国、国際機関及び民間団体による捜索救助支援、医療支援等を受け入れる体制の事前検討を不断に行い、税関、入国管理等の各手続を、被災時の状況下でも迅速に行えるようにする。

④ 防災DXの加速化

国〔内閣府〕は、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）等の機能強化を図るとともに、同システムを中核として関係機関の防災情報システムとの連携により各種被害情報等がリアルタイムで共有される体制「防災デジタルプラットフォーム」の構築・活用に取り組む。また、個人情報の取扱いに留意しつつ、災害対応に従事する事業者等が収集・発信しているデータ等についても、ウェブブラウザ等の既存の技術の活用やデータ連携により取り込み、共有できる仕組みの検討を進める。

国〔内閣府、消防庁等〕及び地方公共団体は、国民一人一人に対して個人に適した情報を個別に提供するような方策を検討し、災害情報のリアルタイム共有に向けて、AI・ビッグデータを活用した災害のリアルタイム解析及びSNSやアプリを活用した避難情報提供の仕組み等を整備するよう努めるとともに、マイナンバーカードの利用により、避難所外避難者や広域的避難者等を支援する仕組みの検討や、傷病者の円滑な救急搬送のための環境整備を進める。

国〔消防庁〕及び地方公共団体は、火災早期覚知・情報収集のためのドローン・高所監視カメラ等の整備の促進、消防活動の省力化・無人化に資する無人走行放水ロボット等の消防分野における革新的技術の実用化に向けた研究開発及び消防指令業務の円滑化、通報時の情報収集体制の強化、活動隊員の安全

管理の高度化等に資するD Xを推進し、消防本部への導入を進める。

国〔各府省等〕、地方公共団体等は、発災時にデジタル技術を活用した災害対応を行うために必要な電力や通信を確保するため、あらかじめ非常用電源や非地上系ネットワークの整備等の災害時でもデジタル技術を活用できる環境を確保しておく。また、データセンターの被災や停電の長期化等によって災害時にデジタル技術を使用できない場合も想定し、アナログでの対応についても備えておく。

国〔国土交通省等〕は、災害時に被災状況把握や物資輸送等の様々な場面での活用が想定されるドローンを柔軟に活用できるよう、規制緩和についてあらかじめ検討しておく。また、国〔関係省庁〕は、広範囲での被災状況の把握や、悪天候下・夜間での被災状況の把握に有用な衛星リモートセンシングのデータについて、地方公共団体や企業での利活用に向けた実装の加速化に取り組む。

国〔国土交通省等〕は、地籍等の国土に関する情報や防災・減災及び災害対応に資する地理空間情報をデジタルで整備・管理し、分野を超えて統合的かつ安定的に運用できるような仕組みを構築する。また、災害予測・予防の段階において、各主体が保有する防災・減災に関する情報を連携できるよう、データ形式の共通化を進める。

国〔各府省等〕及び地方公共団体は、官民が有するデータの利活用を推進しつつ、デジタル技術の利用が難しい者にも配慮した上で、新たな被災者支援等のサービスの創出を後押しする取組を推進する。

国〔内閣府等〕は、地方公共団体等のニーズと民間企業等が持つ先進技術とのマッチング支援等を行うことにより、地方公共団体等の災害対応における先進技術の導入を促進する。

国〔デジタル庁等〕は、企業等と協力し、発災時に民間のデジタル人材等を速やかに派遣できる体制を整備する。また、地方公共団体は、職員の中にもデジタルを正しく理解できる人材を育成しておく。

【目標】

(i) 防災分野におけるデジタル技術等の活用の推進【各府省等】

- ・デジタル技術を活用した防災対策を推進する。
- ・新総合防災情報システム（SOBO-WE B）を活用し、関係機関の防災情報システムとのデータ自動連携により迅速に情報を集約・共有する防災デジタルプラットフォームを構築する。
- ・マイナンバーカードの利用により、避難所外避難者や広域的避難者等を支援

- ・する仕組みの検討や、傷病者の円滑な救急搬送のための環境整備を進める。
- ・ドローンや衛星等の新技術の活用を促進する。
- ・地方公共団体等のニーズと民間企業等が持つ先進技術とのマッチング支援等を行うことにより、地方公共団体等の災害対応の高度化を支援する。
- ・発災時に民間のデジタル人材等を速やかに派遣できるようにするための体制を整備する。

【具体目標】

- ・地方公共団体等における新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）の利用率

＜全国（本システムの利用者である省庁、地方公共団体、指定公共機関）＞
 0％【Ｒ５】 → 100％【Ｒ12】

- ・新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）に連携する災害対応機関システムのうち災害対応基本共有情報（ＥＥＩ）の情報項目に対応するシステムの割合

＜全国（本システムに連携すべき情報を有する省庁、地方公共団体、指定公共機関のシステム）＞
 —【Ｒ７】 → 100％【Ｒ12】

- ・新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）へ原子力に関する防災関連データの連携の進捗率

＜全国＞
 33％【Ｒ７】 → 100％【Ｒ17】

- ・消防本部におけるマイナ救急（救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し、傷病者に関する情報を把握する取組）の導入完了率

＜緊急対策区域（消防本部）＞
 16.7％【Ｒ６】 → 100％【Ｒ12】

（ii）消防防災分野における新技術の実用化・活用の推進【消防庁】

- ・官民連携による革新的技術の実用化に向けた研究開発の推進や、円滑な消防指令業務、通報時における情報収集体制の強化及び活動隊員の安全管理の高度化等に資する消防分野におけるＤＸの推進を図り、これらの消防本部への導入促進による消防力の充実・強化を行う。

【具体目標】

- ・消防本部における耐災害性強化や新技術等に対応した標準仕様等（インタ

ーフェイス)に基づく指令システムの導入完了率

＜全国＞

0%【R 7】 → 100%【R17】

- ・モデル事業の対象消防本部におけるデジタル技術等を活用した新技術の導入による消防活動の省力化・効率化（通報・出動・情報収集・指揮統制・部隊活動等）の取組完了率

＜全国＞

0%【R 6】 → 100%【R12】

- ・消防防災分野における重要施策推進等を目的とする消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究費）を活用して実施したD X・新技術の活用に関する実証事業の完了率

＜緊急対策区域（委託先研究機関）＞

0%【R 6】 → 100%【R12】

(iii) 地方公共団体庁舎等における非常用通信手段の確保対策【消防庁】

- ・災害発生時に地上通信網が途絶した際に外部と連絡をとるため、消防庁、地方公共団体における地域衛星通信ネットワークの第3世代システム等による非常用通信手段確保を進める。

【具体目標】

- ・災害時の専用衛星通信網の安定的確保が可能となる地域衛星通信ネットワークの第3世代システム等の整備完了率

＜緊急対策区域（都県）＞

30%【R 6】 → 100%【R 9】

(iv) 防災・減災及び災害対応に資する地理空間情報の整備【国土地理院】

- ・災害リスク評価の基礎となる地形分類情報を整備する。
- ・陸域における全国活断層帯情報（活断層図）を整備する。

【具体目標】

- ・災害リスク評価の基礎となる平野部における地形分類情報の整備完了率

＜緊急対策区域（市町村）＞

87%【R 6】 → 100%【R12】

- ・陸域における主要活断層帯の活断層図整備完了率

＜緊急対策区域（市町村）＞

83%【R 6】 → 100%【R11】

(v) 安定的な位置情報インフラ提供のための対策【国土地理院】

- ・災害発生時においてもデータ品質を維持し安定的に運用するために、電子基準点網の耐災害性強化対策を実施する。

【具体目標】

- ・電子基準点網における耐災害性強化対策（機器の更新、省電力化、通信回線冗長化等）の完了率

＜緊急対策区域（市町村）＞

25%【R 7】 → 100%【R12】

(2) 首都中枢機能の継続性の確保

国〔各府省等〕は、首都中枢機能の継続性の確保を図るため、「3 首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持に関する事項」に記載したところにより、緊急対策を推進する。

(3) 膨大な人的・物的被害への対応強化

① 予防による被害軽減

ア 建築物、施設の耐震化等

国〔国土交通省等〕、地方公共団体等は、建築物の耐震化や老朽化対策の取組を強力に推進する。特に、1981 年の耐震基準導入より前に建築された建築物のうち、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する大規模建築物や緊急輸送道路沿いの建築物、木造住宅密集市街地における建築物等の耐震化に重点的に取り組むとともに、2000 年以前に建築された木造住宅の耐震性能検証の普及に取り組む。

耐震化を促進する環境整備のため、国〔国土交通省〕及び地方公共団体は、住宅を始めとする建築物の耐震診断、耐震改修及び建替えについての啓発や、補助制度、税制等の支援策の活用を促進するとともに、耐震診断が義務付けられた建築物について、所管行政庁による耐震診断結果の公表等を実施する。

また、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の耐震基準を上回る高い耐震性能の住宅の普及に向け、長期優良住宅認定制度や住宅性能表示制度の活用を促進する。

国〔警察庁、消防庁、文部科学省、厚生労働省、国土交通省等〕及び地方公共団体は、庁舎、災害応急対策活動の拠点施設、学校、病院、保健福祉施設、公民館、駅等の様々な応急対応活動の拠点や避難所となり得る公共施設等の

耐震化、免震構造化、老朽化対策、天井脱落防止対策等の取組を継続し、それぞれの建築物の所有者等において、発災後の機能維持のために必要な建築物性能が備わっているか、あらかじめ確認するよう普及啓発を図る。

国〔内閣府、消防庁等〕及び地方公共団体は、家具の固定を促進するため、壁に穴を空けなくても実施することが可能な家具の転倒防止措置の例の周知を行うほか、国〔国土交通省等〕は、地方公共団体に対して、公営住宅等における家具の転倒防止措置に係る原状回復義務の免除について、取組事例の周知を図る。

また、それぞれの建築物の所有者等は、ガラスの飛散、ブロック塀等の転倒等を防止することで建築物内外の安全を確保する。

国〔消防庁、国土交通省等〕、地方公共団体及び関係事業者は、高層ビル、地下街、百貨店、ターミナル駅等の不特定多数の者が利用する施設の管理者による施設・設備の耐震化及び落下物防止対策や、施設管理者及び自衛消防組織による火災防止対策、群集雪崩の発生を防ぐための適切な避難誘導等を促進する。

また、国〔国土交通省等〕及び地方公共団体は、エレベーターの閉じ込め防止のための建築物の所有者における地震時管制運転装置の設置等の地震対策、早期に閉じ込めの救出がされるようにするための閉じ込め救出の担い手の確保等の体制強化、建築物の所有者や管理者における簡易トイレや非常用飲料水等を備蓄した防災キャビネットのエレベーター内への設置等の取組を促進するため、周知啓発を図る。

国〔内閣府及び国土交通省〕は、長周期地震動及びそれが高層建築物や長大構造物に及ぼす影響について、中長期的視野で専門的な検討を進めるとともに、既存の超高層建築物等において長周期地震動対策として行う診断や改修を支援する。

空き家は、発災時に、部材の落下・飛散や建物の倒壊により、周囲の建物や通行人に危害を与えるおそれに加え、道路閉塞を発生させるおそれがあることから、このような被害を防止するとともに、空き家は、被災者の一時的な住まいとしての活用も期待されることから、地方公共団体は、空き家の適正管理を推進する。

国〔気象庁等〕、地方公共団体等は、緊急地震速報の的確な提供等に重点的に取り組む。

【目標】

(i) 住宅等の耐震化【国土交通省】

- ・耐震性が不十分な住宅・建築物について、補助制度等の周知や活用促進による耐震診断、耐震改修及び建替え等の耐震化を図るとともに、リスクの低減に繋がる段階的又は部分的な耐震改修工事の実施、耐震シェルターや耐震ベッド等の導入等を図る。また、屋外転倒物の対策として、ブロック塀等の転倒防止対策を図る。さらに、住宅について、長期優良住宅認定制度や住宅性能表示制度の活用を促進する。

【具体目標】

- ・居住世帯のある住宅のストック総数のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震性が確保されているものの割合（住宅の耐震化率）（再掲）

＜緊急対策区域（市町村（15,000人未満を除く。））＞

92%【R 5】 → 耐震性が不十分なものをおおむね解消【R17】※

※耐震化は所有者の判断で行われるものであり、100%に近い状態を目指す目標を設定

- ・耐震診断が義務付けられた、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者等が利用する大規模建築物等（令和5年度末時点）のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震化等が講じられたものの割合

＜緊急対策区域（市町村）＞

96%【R 5】 → 耐震性が不十分なものをおおむね解消【R12】

（ii）学校の耐震化【文部科学省】

- ・地震発生時における児童生徒等の安全を確保するとともに、地域住民の安全な避難所等の役割を担う学校施設の耐震化を図る。また、併せて天井脱落防止対策等の非構造部材の耐震対策を推進する。

【具体目標】

- ・避難所等にもなる国立大学法人等の耐震化率

＜全国＞

99.9%【R 7】 → 100%【早期】

- ・避難所等にもなる公立学校の耐震化率（非木造）

＜緊急対策区域（市町村）＞

99.9%【R 7】 → 100%【早期】

- ・避難所等にもなる私立学校施設の構造体の耐震対策完了率

＜全国＞

93.8%【R 4】 → 100%【R10】

- ・避難所等にもなる私立学校施設の非構造部材の耐震対策完了率

＜全国＞

39.4%【R 4】 → 65.8%【R12】

(iii) 医療施設・社会福祉施設等の耐震化【厚生労働省及びこども家庭庁】

- ・災害時の医療の拠点となる災害拠点病院及び救命救急センターのみならず、一般病院・診療所や社会福祉施設等の耐震性が不十分な建物について、耐震補強や非構造部材の対策等を図る。
- ・社会福祉施設等のブロック塀等の改修を行う。

【具体目標】

- ・災害拠点病院等（災害拠点病院、救命救急センター及び二次救急医療機関）の耐震化率

＜緊急対策区域（都県）＞

84.0%【R 4】 → 100%【R23】

- ・廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等の耐震化率

＜全国＞

99.47%【R 2】 → 99.71%【R12】

- ・廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等のうち、倒壊のおそれのあるブロック塀の改修が必要とされる施設の対策完了率

＜全国＞

20%【R 4】 → 53%【R12】

(iv) 防災拠点となる公共施設等の耐震化等【警察庁、消防庁、文部科学省及び防衛省】

- ・避難所や災害対策の拠点となる公共・公用施設及び不特定多数の者が利用する公共施設等の耐震化や非構造部材の対策を図る。特に、地方公共団体の災害対策本部設置庁舎及び消防庁舎の耐震化の大幅な進捗を図る。
- ・災害を含むあらゆる事態における部隊の迅速かつ適切な任務遂行を図るため、部隊運用の基盤となる自衛隊施設の強靱化（建物の建て替え・改修等）を図る。

【具体目標】

- ・防災拠点となる公共施設等の耐震化率

＜緊急対策区域（市町村）＞

98.4%【R 6】 → 100%【R12】

- ・避難所等にもなる公立社会体育施設における構造体の耐震対策完了率
 <緊急対策区域（市町村）>

90.4%【R 5】 → 100%【R10】

- ・全国の自衛隊施設の強靱化（建物の建て替え・改修等）の整備完了率
 <全国>

19%【R 5】 → 100%【R11】

（v）災害応急対策の活動拠点となる官庁施設の防災拠点機能確保【国土交通省】

- ・災害応急対策の活動拠点となる官庁施設について、防災拠点機能の確保に必要な対策を総合的かつ効率的に推進する。

【具体目標】

- ・災害応急対策の活動拠点となる合同庁舎のうち被災時の機能確保が必要な施設における対策（電力確保のための改修、劣化箇所の改修等）の完了率

<緊急対策区域（市町村）>

0%【R 6】 → 42%【R12】

- ・国土交通省の庁舎等の防災拠点のうち、信頼性の高いネットワーク（大容量化・冗長化した光ファイバ通信、多重無線通信等）を運用できる防災拠点の整備完了率

<緊急対策区域（市町村）>

12%【R 5】 → 97%【R12】

- ・地方整備局の主要な災害時活動拠点（本局・事務所等）におけるインフラDXネットワーク（高速・大容量の通信環境）への接続完了率

<緊急対策区域（都県）>

85%【R 6】 → 100%【R12】

（vi）家具の固定【内閣府、消防庁及び国土交通省】

- ・住宅内の安全確保のため、「減災のてびき」（平成21年3月内閣府）等を活用した対策の普及を図るとともに、ウェブサイト、パンフレット、SNS等の活用や小売業者等との連携等により家具の固定についての周知を図る。
- ・地方公共団体に対して、公営住宅等における家具の転倒防止措置に係る原状回復義務の免除について、取組事例の周知を図る。

【具体目標】

- ・家具の固定率（再掲）

＜全国＞

38%【R 7】 → 100%【R17】

（vii）地下街の耐震性向上等に関する対策【国土交通省】

- ・地下街等防災推進計画に基づく耐震対策が未完了の地下街における耐震対策を推進し、地下街の倒壊に伴う閉じ込めを防ぐ。

【具体目標】

- ・地下街等防災推進計画に基づく耐震対策が完了した地下街の割合

＜緊急対策区域（市町村）＞

79%【R 6】 → 83%【R12】

（viii）マンション・高層建築物における防災対策の強化【国土交通省】

- ・マンション・高層建築物内設備の地震対策や機能強化を図るとともに、エレベーターの閉じ込め防止のための取組について周知啓発を図る。

【具体目標】

- ・地震時管制運転装置の設置率

＜緊急対策区域（都県）＞

48%【R 6】 → 70%【R17】

（ix）空き家の適切な管理【国土交通省】

- ・地方公共団体による空き家の適正管理の取組を支援する。

【具体目標】

- ・空家等管理活用支援法人の指定数

＜緊急対策区域（市町村）＞

15 団体【R 6】 → 150 団体【R12】

（x）緊急地震速報等の正確・確実な伝達【気象庁及び文部科学省】

- ・地震による死傷者数を減らすため、緊急地震速報等の精度向上を図る。
- ・地震観測施設の耐災害性の強化を図る。

【具体目標】

- ・緊急地震速報を大きく外すことなく精度良く（震度の誤差が震度階級で±2 階級以下）提供した地域の割合

＜全国＞

89.3%【H28～R 2 の平均値】 → 92%【R 8～R12 の平均値】

- ・緊急地震速報や震度情報等の適切な発信のため、高精度な新型地震計への更新及び地上回線途絶時にも通信可能な海底地震津波観測網陸上局舎内機器の更新の完了率

＜全国＞

64%【R 7】 → 100%【R24】

- ・地震観測施設の耐災害性強化の完了率

＜全国＞

41%【R 6】 → 67%【R12】

イ 火災対策

火災対策については、老朽建築物の除却・建替え、建物の不燃化、避難路や避難地となる街路・公園等の公共施設の整備等のハード対策だけでなく、地域の特性・事情に合わせて、感震ブレーカーの普及促進や初期消火機材の配置等のソフト対策を選択・実施することも重要である。そのため、国〔内閣府、消防庁及び経済産業省〕及び地方公共団体は、このようなソフト対策を推進する。

国〔内閣府及び消防庁〕及び地方公共団体は、感震ブレーカーの設置について、木造住宅密集市街地等の火災危険性が高い地域の設置を重点的に進めるほか、ターゲットの世帯像を定めて設置のメリットを伝えるなど、戦略的に取組を進める。

電気事業者は、復電するタイミングでの電気火災を抑止するため、発災後に電力供給を停止している場合における復電手順を確実に実施する。国〔消防庁及び経済産業省〕、地方公共団体及び関係事業者は、地震発生後に非常用発電設備を作動させる際、地震で損傷した電気配線等に電流が流れることによる電気火災が発生しないよう、事業所等に火災の危険性と設備点検の必要性について周知を図る。

国〔消防庁及び経済産業省〕、地方公共団体及び関係事業者は、安全な電熱器具等の購入促進等の安全対策を推進するとともに、電気器具の不適切な使用・維持管理不良に関する注意喚起を実施する。

国〔消防庁〕及び地方公共団体は、住宅用火災警報器、住宅用消火器等の住宅火災等を防止する機器の普及を促進する。

地域においては、初期消火の成功率の向上が極めて重要であり、国〔消防庁及び国土交通省〕、地方公共団体等は、常備消防及び地域防災力の中核となる消防団の充実、自身の安全が確保できる範囲内で消火活動を行う自主防災組織の活動体制の充実等による地域防災力の向上、可搬ポンプ等の装備の充実、

断水時に利用が可能な簡易なものも含めた防火水槽や防火用水の確保等を推進するとともに、基盤施設の整備が遅れている木造住宅密集市街地での道路拡幅等の活動空間の確保を進める。

国〔国土交通省〕及び地方公共団体は、延焼被害の抑制のため、緊急避難場所等として機能する公園等のオープンスペースの確保や河川の整備、安全に避難するための避難路の整備等を進めるとともに、住民等に対して、緊急避難場所の位置や避難経路の周知を行う。また、建物の不燃化や危険性の高い木造住宅密集市街地等の解消に向けた取組を継続するなど、避難の安全性の確保と延焼の拡大を防ぐ火災に強い都市づくり・まちづくりを推進する。

さらに、同時多発市街地火災に至った場合を想定し、効果的かつ効率的な消火活動や、避難行動要支援者を含め住民等の円滑な避難誘導を行うため、地方公共団体による要員の育成や資機材の配備、消防団、自主防災組織等による適切な避難誘導體制の強化、消防水利の整備等を促進する。この際、自主防災組織による初期消火が困難となることを踏まえ、避難のための一定の行動指針を設けるなどの備えを促進する。

【目標】

(i) 住宅等の耐震化【国土交通省】

- ・建物被害に伴う出火を軽減するため、住宅等の耐震化を図る。

【具体目標】

- ・居住世帯のある住宅のストック総数のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震性が確保されているものの割合（住宅の耐震化率）（再掲）

＜緊急対策区域（市町村（15,000人未満を除く。））＞

92%【R 5】 → 耐震性が不十分なものをおおむね解消【R17】※

※耐震化は所有者の判断で行われるものであり、100%に近い状態を目指す目標を設定

- ・耐震診断が義務付けられた、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者等が利用する大規模建築物等（令和5年度末時点）のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震化等が講じられたものの割合（再掲）

＜緊急対策区域（市町村）＞

96%【R 5】 → 耐震性が不十分なものをおおむね解消【R12】

(ii) 電気に起因する出火の防止【内閣府、消防庁、経済産業省及び国土交通省】

- ・大規模地震発生時における通電火災対策を含む電気に起因する出火の防止を図るため、感震ブレーカー等の普及を加速させる。特に危険性の高い木造住宅密集市街地については集中的な取組を行う。

- ・地震発生後に非常用発電設備を作動させる際、地震で損傷した電気配線等に電流が流れることによる電気火災を発生させないための火災の危険性と設備点検の必要性についての周知を促進する。

【具体目標】

- ・感震ブレーカーの設置率（再掲）

＜緊急対策区域（都県）＞

20%【R 6】 → おおむね設置【R17】

- ・著しく危険な密集市街地の未解消地区を有する地方公共団体のうち、感震ブレーカーの設置に係る計画で定めた目標をハード対策と一体的に達成した団体の割合

＜緊急対策区域（市町村）＞

0%【R 7】 → 100%【R12】

（iii）電熱器具等への安全装置の整備等【経済産業省】

- ・電熱器具等への安全装置の整備を推進する。

【具体目標】

- ・電熱器具等の安全装置付機器の販売割合

＜全国＞

100%【R 5】 → 100%を維持【R17】

（iv）地震に対する初期消火対策【消防庁】

- ・発災時の住宅火災の発生を抑えるため、住宅用火災警報器や防災カーテン等の防災品、住宅用消火器やエアゾール式簡易消火具の普及を促進する。
- ・大規模集客施設に設置される自衛消防組織の要員の消防団加入を始めとする充実・強化を図る。
- ・大規模集客施設におけるスプリンクラー設備の耐震化を推進する。

【具体目標】

- ・住宅用火災警報器の設置率

＜全国＞

84.9%【R 7】 → 100%【R17】

（v）常備消防力の強化【消防庁】

- ・消防職員数の確保や消防防災施設・設備の整備等を行う。

【具体目標】

- ・災害発生時に消防機関が消火活動を行うために必要な消防水利の整備完了率

＜緊急対策区域（都県）＞

78.9%【R 7】 → 100%【R19】

(vi) 消防団の充実・強化【消防庁】（再掲）

- ・女性や若者等の入団促進等の消防団員の確保に努めるとともに、消火・救助等の活動を迅速に行うために必要な車両・資機材等の更新を含めた更なる充実を図る。

【具体目標】

- ・全消防団のうち、十分な救助用資機材（油圧切断機、エンジンカッター、電動カッター、チェーンソー及びジャッキ）を備え、救助活動等を行うことができる消防団の割合

＜緊急対策区域（市町村）＞

83.5%【R 6】 → 100%【R12】

(vii) 自主防災組織の育成・充実【消防庁】（再掲）

- ・自主防災組織の育成・充実、女性防火クラブ・少年消防クラブの活性化、防災教育の充実、訓練の実施等の取組を把握・支援するとともに、消防団や防災士等の多様な主体との連携を促進することで、活動活性化を図る。

【具体目標】

- ・自主防災組織による活動カバー率

＜緊急対策区域（市町村）＞

79.8%【R 7】 → 100%【R17】

(viii) 密集市街地の整備【国土交通省】

- ・避難地・避難路の整備、建築物の不燃化・共同化等を進めることにより、密集市街地において最低限の安全性を確保する。

【具体目標】

- ・著しく危険な密集市街地の面積の解消率

＜緊急対策区域（市町村）＞

84%【R 6】 → 100%【R12】

- ・災害に強い市街地形成に関する対策を優先的に必要とする地域のうち、対策（津波避難タワー等の整備、不燃化促進、緊急車両アクセス向上、防災

機能強化等) が概成した割合

＜緊急対策区域（市町村）＞

14%【R 7】 → 45%【R12】

(ix) 避難行動要支援者の避難支援等対策の推進【内閣府】

・避難行動要支援者の避難支援等を推進する。

【具体目標】

・地方公共団体における「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和7年6月内閣府（防災担当））等の認知率（再掲）

＜全国＞

—【R 3】 → 100%【R12】

ウ 新たなライフスタイル定着による被害軽減

国〔総務省、国土交通省等〕、地方公共団体、企業等は、首都直下地震発生時の避難先での円滑な勤務実施や広域的避難を行う際の避難先の確保につなげるため、新たなライフスタイルであるテレワークや二地域居住を推進する。この新たなライフスタイルの定着を促進することで、負傷者あるいは要救助者や帰宅困難者となる可能性のある人の数をあらかじめ減らすことにつなげる。

また、近年広がりを見せている、日常時と非常時という社会のフェーズ（状態）を分けない「フェーズフリー」の考え方にに基づき、災害の際にも役に立つ仕組みを普段の生活・経済の中にデザインし、浸透させていくことにも取り組む。

【目標】

二地域居住・テレワークの推進【国土交通省、総務省等】

・平時から二地域居住やテレワークの定着を図る。

【具体目標】

・特定居住促進計画の策定数

＜全国＞

5件【R 6】 → 600件【R11】

エ ライフラインやインフラの強靱化等

ライフラインやインフラについては、災害時の救命・救助活動、医療救護活動、消火活動等の応急対策活動を効果的に進める上で重要であることから、国

〔経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省及び総務省〕、地方公共団体及び関係事業者は、耐震化、多重化、分散化等の対応を進める。特に人命に関わる重要施設への供給ラインについては、重点的に対応を進める。

国〔国土交通省等〕及び地方公共団体は、ライフラインやインフラの点検作業を担う人材の不足に対応して、デジタル技術の活用及び更なる技術開発を進める環境整備とともに、それぞれの管理者による施設の健全性や対策状況等の「見える化」の取組を支援する。

（ア）ライフラインや情報通信インフラの強靱化

ア）電気

電気事業者においては、施設・設備の耐震化や無電柱化、マイクログリッド化等による分散型電力の構築や、電力の広域連系系統のマスタープランを踏まえた地域間連系線等の増強による電気事業者間での相互融通の体制の整備といった供給網の一層の強靱化に引き続き取り組むとともに、地方公共団体、事業者等においても自衛措置として太陽電池発電設備やコージェネレーションシステム等を備える。

無電柱化の推進に当たっては、地震災害により被災した地中線の復旧には時間を要する場合があることを踏まえ、速やかな故障点の検出や復旧手法の研究開発を進める。

【目標】

（i）発電・送電システムの耐震化等【経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、総務省及び環境省】

- ・長期的かつ広範囲に電力供給支障が生じないように、発電・送電システム等の耐震性の向上、冗長化、供給裕度の確保等を図る。
- ・電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化対策を実施する。

【具体目標】

- ・広域連系系統のマスタープラン^{※1}を踏まえた送電網（増強運用容量：875万kW（広域系統整備計画策定時点））の整備完了率^{※2}

＜全国＞

0%【R 7】 → 100%【R12】

※1 「広域系統長期方針（広域連系系統のマスタープラン）」（令和5年3月電力広域的運営推進機関）

※2 第1次国土強靱化実施中期計画の閣議決定時（令和7年6月時点）で広域系統整

備計画策定済みのものを対象とする。

- ・電柱倒壊のリスクがある市街地等の第一次緊急輸送道路における無電柱化整備完了率（再掲）

＜緊急対策区域（市町村）＞

68%【R 5】 → 82%【R12】

（ii）防災性に優れた業務地区の構築【国土交通省】

- ・災害時等に系統電力が停止した場合にも一時滞在施設や公共施設等の機能を維持するため、建物所有者間等の連携したエネルギー導管、エネルギー供給施設等の整備を推進する。

イ）ガス

都市ガス事業者は、ガス管についてポリエチレン管等の耐震性の高い導管への取替えを促し、低圧本支管の耐震化率の一層の向上を図るとともに、敷地内のガスの配管についても耐震化を促進する。

L P ガスについては、個別に保管・供給が可能な「分散型エネルギー」であり、エネルギー利用の多角化の観点から普及を推進する。また、避難者の生活支援の燃料として小中学校の体育館等の避難所へのL P ガスタンクの設置の推進に取り組む。

【目標】

都市ガス設備・L P ガス設備の対策【経済産業省及び資源エネルギー庁】

- ・低圧ガス導管については、ポリエチレン管等の耐震性の高い導管への取替えを積極的に促進し、耐震化の向上を図る。
- ・L P ガスを活用した非常用発電機の実用化を進める。

【具体目標】

- ・低圧本支管の耐震化率

＜全国＞

92.7%【R 5】 → 95.0%【R12】

ウ）上下水道等

上下水道事業者においては、上下水道システムの「急所」となる施設の耐震化や液状化対策、老朽化対策を推進するとともに、災害拠点病院、避難所、防災拠点（警察、消防、地方公共団体の庁舎等）等の重要施設に係る上下水道管路の一体的な耐震化を推進する。また、大口径の管路や緊急輸送道路に

埋設された管路等、事故発生時に多数の地域住民に重大な影響を及ぼす管路のうち、災害・事故後に迅速に機能を確保することが容易ではない管路の複線化等を推進する。

停電への備えとして非常用電源を確保するため、非常用発電設備の整備や非常用発電設備のための燃料の優先的確保、コージェネレーションシステムの導入等を行う。

災害時の生活用水の確保策として地下水を活用するため、地方公共団体は、民間所有の井戸等を災害用井戸としてあらかじめ登録するなどの取組を推進する。

【目標】

(i) 上下水道施設の耐震化等【国土交通省】

- ・上下水道システムの「急所」となる施設の耐震化や避難所等の重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化等を図る。

【具体目標】

- ・2,000 戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場の停電対策完了率

＜緊急対策区域（都県）＞

79%【R 5】 → 100%【R12】

- ・給水区域内かつ下水道処理区域内における重要施設のうち、接続する水道・下水道の管路等の両方が耐震化されている重要施設の割合

＜緊急対策区域（都県）＞

17%【R 5】 → 36%【R12】

- ・水道の急所施設である導水管・送水管の耐震化完了率

＜緊急対策区域（都県）＞

48%【R 5】 → 62%【R12】

- ・水道の急所施設である取水施設の耐震化完了率

＜緊急対策区域（都県）＞

61%【R 5】 → 76%【R12】

- ・水道の急所施設である浄水施設の耐震化完了率

＜緊急対策区域（都県）＞

42%【R 5】 → 76%【R12】

- ・水道の急所施設である配水池の耐震化完了率

＜緊急対策区域（都県）＞

71%【R 5】 → 87%【R12】

- ・下水道の急所施設である下水道管路の耐震化完了率

＜緊急対策区域（都県）＞

71%【R 5】 → 81%【R12】

- ・下水道の急所施設である下水処理場の耐震化完了率

＜緊急対策区域（都県）＞

49%【R 5】 → 63%【R12】

- ・下水道の急所施設であるポンプ場の耐震化完了率

＜緊急対策区域（都県）＞

49%【R 5】 → 67%【R12】

- ・修繕・改築や災害・事故時の安定給水の観点から計画的にリダンダンシー確保が必要な大口径水道管路（口径 800mm 以上の導・送水管）に対する複線化・連絡管整備の完了率

＜緊急対策区域（都県）＞

18%【R 6】 → 61%【R12】

- ・修繕・改築や災害・事故時の迅速な復旧が容易ではない大口径下水道管路（口径 2 m以上の管路）を有する地方公共団体のうち、リダンダンシー確保に関する計画を策定し、取組を進めている団体の割合

＜緊急対策区域（市町村）＞

9%【R 6】 → 100%【R 9】

（ii）工業用水道施設の耐震化【経済産業省】

- ・大規模災害時においても、ユーザーに対して安定的に工業用水を供給できるよう、工業用水道施設の耐震化を図る。

【具体目標】

- ・工業用水道の基幹管路の耐震適合率

＜全国＞

50%【R 6】 → 65%【R12】

- ・工業用水道の取水施設の耐震化率

＜全国＞

36%【R 6】 → 50%【R12】

- ・工業用水道の浄水施設の耐震化率

＜全国＞

34%【R 6】 → 50%【R12】

- ・工業用水道の配水池の耐震化率

＜全国＞

36%【R 6】 → 50%【R12】

(iii) 地方公共団体における災害用井戸・湧水等の活用【内閣官房及び国土交通省】

- ・危機時における災害用井戸・湧水等の活用による代替水源の確保を推進する。
- ・「災害時地下水利用ガイドライン」(令和7年3月内閣官房水循環政策本部事務局、国土交通省水管理・国土保全局水資源部)の普及を図る。

【具体目標】

- ・地域の実情に応じた公共又は民間の災害用井戸等の代替水源確保の取組を行っている市区町村の割合
＜緊急対策区域(市町村)＞
57%【R 6】 → 100%【R12】

エ) 情報通信インフラ

放送インフラについては、停電の長期化や放送関連設備の被災等により、地上テレビ放送やケーブルテレビが視聴できなくなる事態を回避し、継続して視聴できるよう対策を講ずる。

通信等の情報インフラについて、国〔総務省〕、地方公共団体及び電気通信事業者は、耐震化、冗長化、負荷軽減、衛星の活用等を進めるとともに、停電が長時間に及んだ場合にあっては、通信手段を途絶させないため、携帯電話の基地局における非常用電源及び燃料の確保のほか、以下の取組を推進する。

- ・次世代通信基盤の社会的実装
- ・非地上系ネットワーク等の整備・活用の推進
- ・携帯電話利用者が臨時に他の事業者のネットワークを利用する「非常時事業者間ローミング」の実現に向けた検討・検証等
- ・データセンターに係る建物や設備の耐震補強、非常用電源の確保、遠隔地設備によるバックアップ等

- ・ I X（インターネット・エクスチェンジ）やデータセンターの大都市圏への集中の是正

【目標】

（i）放送施設の対策【総務省】

- ・放送インフラについて、予備設備の整備、停電・耐震対策等による放送ネットワークの強靱化や、ケーブルテレビネットワークの光化・複線化等の対策を進める。

【具体目標】

- ・ケーブルテレビネットワークの光化率

＜全国＞

36%【R 6】 → 60%【R12】

- ・地上基幹放送における自然災害等での放送停止事故件数（過去5年間の平均）の減少

＜全国＞

96.6 件【R 6】 → 96.6 件未満【R11】

（ii）通信施設の対策【総務省】

- ・通信インフラについて、ネットワークの冗長化、非常用発電施設の整備、データセンターの分散立地等の対策を進めるほか、「非常時事業者間ローミング」の実現に向けた取組等を進める。

【具体目標】

- ・災害対策本部の周辺等、強靱化が求められる基地局における整備完了率（再掲）

＜緊急対策区域（都県）＞

—【R 6】 → 100%【R16】

- ・東京圏・大阪圏以外のデータセンターの整備率（サーバー面積換算）（再掲）

＜全国＞

12%【R 7】 → 20%【R12】

- ・国際海底ケーブルの主な陸揚拠点（全国5拠点）の整備完了率

＜全国＞

40%【R 5】 → 100%【R12】

- ・携帯電話の非常時における事業者間ローミングが実施可能な事業者割合

＜全国＞

0%【R 7】 → 100%【R 8】

- ・HAPS（高高度プラットフォーム）無線システムの高度化に向けた研究開発の進捗率

＜全国＞

—【R 7】 → 100%【R 9】

（イ）交通インフラや河川・海岸施設等の強靱化

道路、鉄道、港湾、空港等の交通インフラについて、国〔国土交通省等〕、地方公共団体及び施設管理者は、軟弱地盤の存在について留意しつつ、地震による機能の低下を最小化するため、施設の耐震化・老朽化対策の推進や施設・機能の代替性の確保を始め、災害に強い交通ネットワークの整備を進める。

ア）道路

道路管理者においては、緊急輸送道路における道路網の耐震補強、首都圏における環状道路の整備等の災害に強い道路ネットワークの整備を進める。また、緊急輸送道路における発災時の道路閉塞等を防ぐため、無電柱化を推進する。さらに、地方公共団体や関係事業者と連携して、防災道の駅だけでなくそれ以外の道の駅にも防災拠点機能を持たせるとともに、防災施設等の整備を推進し、災害応急対策活動を支援するための機能の確保に努める。

都県警察においては、道路交通機能の確保に重要な信号機の滅灯対策を講ずる。

【目標】

道路の機能維持・強化に向けた対策【国土交通省】

- ・道路における発災後の機能維持に向けて、緊急輸送道路上の橋梁の耐震化・老朽化対策、緊急輸送道路沿いの建築物等の耐震化、市街地等の第一次緊急輸送道路における無電柱化等の取組を進める。
- ・道路ネットワークの機能を強化する。
- ・道路における防災拠点機能の強化を図るため、道の駅における防災対策を促進する。

【具体目標】

- ・緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率（再掲）

＜緊急対策区域（市町村）＞

84%【R 5】 → 90%【R12】

- ・電柱倒壊のリスクがある市街地等の第一次緊急輸送道路における無電柱化整備完了率（再掲）

＜緊急対策区域（市町村）＞

68%【R 5】 → 82%【R12】

- ・緊急輸送道路の一部等の沿道建築物で、耐震診断が義務付けられたもの（令和6年4月1日時点）のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震化等が講じられたものの割合（再掲）

＜緊急対策区域（市町村）＞

48%【R 5】 → 65%【R12】

- ・緊急輸送道路の法面・盛土における対策必要箇所の整備完了率（再掲）

＜緊急対策区域（市町村）＞

61%【R 5】 → 76%【R12】

- ・災害に強い道路ネットワークとして必要な高規格道路の未整備区間の整備完了率（再掲）

＜全国＞

6%【R 5】 → 19%【R12】

- ・道の駅における防災対策（防災上の位置付け（地域防災計画への位置付け）がある道の駅の建物の無停電化及び災害時も活用可能なトイレの確保）の完了率

＜緊急対策区域（市町村）＞

44%【R 5】 → 72%【R12】

イ）鉄道

鉄道事業者においては、駅や高架橋等の鉄道施設の耐震化に取り組む。また、利用可能な折り返し駅からのシャトル輸送、各鉄道事業者間の相互連携等により鉄道輸送ネットワークを構築する。

【目標】

鉄道の機能維持に向けた対策【国土交通省】

- ・鉄道における発災後の機能維持に向けて、施設の耐震化、老朽化対策等の取組を進める。

【具体目標】

- ・主要鉄道路線等の駅、高架橋等の耐震化率（再掲）
＜緊急対策区域（約 10,000 か所）＞
0%【R 6】 → 42%【R12】
- ・重い桁荷重を支えるラーメン橋台の耐震化率（新幹線鉄道以外）（再掲）
＜緊急対策区域（約 500 か所）＞
27%【R 5】 → 100%【R 9】

ウ) 港湾

港湾管理者においては、耐震強化岸壁、内陸へつながる道路、物資の仮置き等のための背後用地や緑地、航路・泊地等の一気通貫した施設の耐震化・液状化対策等を推進する。

【目標】

港湾の機能維持に向けた対策【国土交通省】

- ・港湾における発災後の機能維持に向けて、施設の耐震化や老朽化対策等の取組を進める。

【具体目標】

- ・大規模地震時に確保すべき港内の海上交通ネットワーク（港湾計画等に基づく耐震強化岸壁に加え、前面の水域施設、外郭施設、背後の荷さばき地や臨港交通施設等を含めた陸上輸送から海上輸送を担う一連の構成施設）の整備完了率（再掲）
＜緊急対策区域（市町村）＞
34%【R 5】 → 43%【R12】

エ) 空港

空港管理者においては、空港の耐震化を推進するとともに、滑走路の損傷対策や、災害時に防災拠点として空港が保持すべき機能について検討を行う。また、都心部におけるヘリポートの確保等により航空輸送ネットワークを構築する。

【目標】

空港の機能維持に向けた対策【国土交通省】

- ・滑走路の液状化対策を含め、空港運用のために機能確保が必要な基本施設等の耐震化、老朽化対策等の取組を推進するとともに、空港へのアクセス

経路の耐震化を推進する。

- ・航空ネットワークの拠点となる東京国際空港及び成田国際空港の基本施設等のうち、耐震化が完了していない東京国際空港の基本施設等の耐震化を着実に進める。

オ) 河川・海岸

河川・海岸管理者においては、河川・海岸において堤防等の整備や耐震対策、液状化対策、水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化・無動力化を推進する。また、海岸保全施設や河川管理施設の沈下・損壊による浸水が発生する可能性があることを前提に、警戒を行う。

港湾管理者、河川管理者等においては、東京湾臨海部基幹的広域防災拠点との連携、河川舟運の活用等の水上輸送ネットワークの構築及び震災時の輸送路としても活用可能な緊急用河川敷道路、船着場等の整備を行う。

【目標】

ゼロメートル地帯等を守る海岸堤防、河川堤防の耐震化【農林水産省及び国土交通省】

- ・被害想定を踏まえ、対策区間や対策内容の見直し等を行い、地震時の破堤等により浸水を許した場合に壊滅的な被害を及ぼすゼロメートル地帯等において、河川・海岸堤防等の耐震化対策を推進する。

【具体目標】

- ・河川堤防等の地震・津波対策の対策完了率
＜緊急対策区域（河川の堤防等の集計値）＞
85%【R 5】 → 89%【R12】
- ・水門・樋門等の地震・津波対策の対策完了率
＜緊急対策区域（河川の水門・樋門等の集計値）＞
66%【R 5】 → 76%【R12】
- ・気候変動を踏まえた高潮・津波に対応（必要な堤防高を確保）した海岸堤防等の整備完了率
＜緊急対策区域（市町村）＞
52%【R 5】 → 59%【R12】
- ・海岸堤防等の耐震対策の完了率
＜緊急対策区域（市町村）＞
76%【R 5】 → 79%【R12】

(ウ) 石油コンビナート等集積地区における安全確保

東京圏の臨海部においては、危険物施設の集積する石油コンビナート等の工場地帯が連なり、その防災対策は、近接する内陸の市街地等に対する被害拡大を防止する上で、重要な課題である。

このため、国〔消防庁、経済産業省、国土交通省等〕、地方公共団体及び関係事業者は、製油所・油槽所・ガソリンスタンド・L Pガス充填所等の耐震性の確保や液状化対策、設備更新、非常用電源の確保等を行うことに加え、パイプライン施設、護岸等の耐震化を推進する。

また、国〔内閣府、消防庁及び経済産業省〕、地方公共団体及び関係事業者は、長周期地震動等による石油コンビナート施設の被害の防止や低減のための対策を引き続き推進する。

【目標】

石油コンビナート防災対策の充実等【消防庁及び経済産業省】

- ・ 防災体制の強化や防災資機材の整備を図る。
- ・ 石油コンビナート内の高圧ガス設備に係る耐震性向上の促進及び耐震性診断手法の普及を図る。
- ・ 石油コンビナート施設の長周期地震動に対する耐震化を引き続き維持する。

【具体目標】

- ・ 屋外タンクの長周期地震動に対する耐震化率

＜緊急対策区域（都県）＞

100%【R 7】 → 100%【毎年度】

(エ) 土砂災害・液状化対策、地域危険情報の開示

国〔農林水産省及び国土交通省〕及び地方公共団体は、地震による土砂災害の危険がある箇所の把握に努め、急傾斜地崩壊防止施設等の整備といった土砂災害対策や河道閉塞対策、山地災害対策を推進する。また、臨海部等の軟弱地盤の地域を中心に液状化対策を推進するとともに、宅地の耐震化を促進する。

また、国〔農林水産省及び国土交通省〕及び地方公共団体は、土砂の崩落等による道路閉塞の可能性、密集市街地等の建築物の倒壊・延焼の危険性、液状化の危険度等を詳細に示した、地震防災ハザードマップの作成・公表、土地取引時の情報開示等を促進するとともに、危険地区の建築物の移転等を

促進する。

【目標】

(i) 土砂災害警戒区域の対策【国土交通省】

- ・切迫する巨大地震に伴う土砂災害に備え、緊急対策区域におけるまちづくり等と一体となった砂防関係施設の整備の推進を図る。

【具体目標】

- ・まちづくり等と一体となった砂防関係施設の整備完了率
＜緊急対策区域（市町村）＞
34%【R 5】 → 44%【R12】

(ii) 森林の山地災害防止機能等の維持増進【農林水産省】

- ・地震時の山地災害の発生を防止・軽減するため、治山対策を実施するとともに、森林経営の集積・集約化の推進を図ることを通じて間伐や再造林の確実な実施、これらに必要な強靱で災害に強く代替路にもなる林道の開設・改良、重要インフラ周辺の森林整備を推進することにより、国土の保全等の森林の多面的機能の発揮・維持増進を図る。

【具体目標】

- ・国土保全機能（土砂災害防止機能等）の維持・発揮のために森林施業（再造林等）が必要な人工林における施業完了率
＜緊急対策区域（都県）＞
0%【R 5】 → 48%【R12】
- ・周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の数
＜緊急対策区域（都県）＞
11,300 集落【R 5】 → 11,750 集落【R10】

(iii) 大規模盛土造成地等のリスク把握に関する対策【国土交通省】

- ・地震時等に地すべりや崩壊のおそれのある大規模な盛土造成地や、液状化現象が発生する可能性のある地域について、地方公共団体の実施する安全性把握調査や液状化ハザードマップの作成等のリスク把握に対する取組を推進する。

【具体目標】

- ・大規模盛土造成地を有する市区町村における安全性把握調査完了率
＜緊急対策区域（市町村）＞
9%【R 5】 → 66%【R12】

- ・液状化の発生傾向が比較的強いエリアが含まれる市区町村におけるリスクコミュニケーションの充実に必要な液状化ハザードマップの作成完了率

＜緊急対策区域（市町村）＞

27%【R 6】 → 37%【R12】

（オ）文化財保護対策の推進

国〔文化庁〕、地方公共団体、文化財の所有者等は、建造物等の耐震化、延焼防止対策等の各種防災対策、美術工芸品等の転倒・転落防止対策及び各種防災設備の整備等の促進に加え、史跡等に対する地盤の崩落防止措置等の防災対策を図るとともに、文化財の所在情報の充実や、地方公共団体の文化財保護部局等と防災関係機関等との情報の共有を図る。

【目標】

文化財保護対策の推進【文化庁】

- ・国指定文化財（建造物）の防火・耐震対策、重要伝統的建造物群保存地区等における防火・耐震対策等を推進する。

（カ）原子力事業所等の安全確保

原子力事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）等に基づき、その設計、建設及び運転の各段階並びに運搬において、深層防護等の考え方により、原子力事業所等の安全性の確保に万全を期するものとする。国〔原子力規制委員会（事業所外運搬にあつては原子力規制委員会及び国土交通省）〕は、原子力事業者に対する安全規制を徹底し、原子力事業所等の安全性の確保に努めるものとする。

国〔原子力規制委員会等〕、地方公共団体及び原子力事業者は、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）等に基づき、原子力災害の予防のために必要な措置を講ずるものとする。

【目標】

原子力事業所等の安全確保に向けた対策【原子力規制委員会】

- ・原災法第 13 条の 2 の規定に基づき、原子力事業者が実施し、その結果を原子力規制委員会に報告することとなっている防災訓練の実施により、災害対応体制の構築を図る。
- ・デジタル技術を活用した原子力防災対策を推進する。

【具体目標】

- ・全事業所における原災法上の事業者防災計画に基づく原子力事業者防災訓練の実施率

＜緊急対策区域（市町村）＞

100%【R 7】 → 100%【毎年度】

- ・新総合防災情報システム（S O B O－W E B）へ原子力に関する防災関連データの連携の進捗率（再掲）

＜全国＞

33%【R 7】 → 100%【R17】

オ 津波対策

津波対策の対象とする地震は、延宝房総沖地震タイプの地震及び大正関東地震タイプの地震であるが、延宝房総沖地震タイプの地震に関しては、東北地方太平洋沖地震の震源域の南側に位置し同地震に誘発される可能性が高く、津波に強い地域構造を構築するため、海岸管理者、河川管理者等は、必要に応じて、海岸堤防等の整備・強化、既設の海岸堤防等の耐震対策、水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化等の推進や、津波が海岸堤防等を越流した場合でも背後地の被害の軽減を図るための粘り強い構造の海岸堤防等の整備の推進を行うとともに、国〔農林水産省〕及び都県は、被害軽減効果も考慮した海岸防災林の整備を行う。

国〔関係省庁〕、地方公共団体等は、地域の魅力や住みやすさが低下しないよう配慮しつつ、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等について、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するとともに、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化等を行うものとする。

安全で確実な避難を確保するため、国〔国土交通省及び内閣府〕は、都県による津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）に基づく津波浸水想定の設定や津波災害警戒区域の指定、沿岸市町村による都県の津波浸水想定等を踏まえた津波ハザードマップの作成・見直し及び周知を促進する。また、沿岸市町村による、避難対象地域の指定、既存施設の活用を含めた緊急避難場所・避難路の確保等、津波警報等の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画の作成、避難訓練の実施及び津波警報等の伝達手段の多重化・多様化を促進するなど、津波からの避難体制の充実を図る。

国〔関係省庁〕等は、適切な避難行動の基本原則を周知徹底することで、国

民一人一人の避難行動に対する意識の醸成に努めるものとする。

国〔国土交通省及び海上保安庁〕は、航行又は係留している船舶が沖合に避難できるよう、船舶の避難海域を事前に検討し、確保する。

国〔消防庁〕及び地方公共団体は、津波の影響により発生した火災に対応するために、航空機等を活用し津波から避難してきた人を救出できるようにするなど消防・救助体制を強化する。

地方公共団体は、津波警報等の発表時、津波による浸水が想定される区域では、消火活動が制限され、延焼範囲が拡大する可能性があるため、津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画等を定める。

【目標】

(i) 海岸保全施設整備の推進【農林水産省及び国土交通省】

- ・津波等による浸水から防護するため、海岸保全施設の整備、開口部の水門等の自動化・遠隔操作化、海岸堤防等の耐震化、嵩上げ等を推進する。

【具体目標】

- ・気候変動を踏まえた高潮・津波に対応（必要な堤防高を確保）した海岸堤防等の整備完了率（再掲）

＜緊急対策区域（市町村）＞

52%【R 5】 → 59%【R12】

- ・海岸堤防等の耐震対策の完了率（再掲）

＜緊急対策区域（市町村）＞

76%【R 5】 → 79%【R12】

(ii) 港湾における津波対策の実施【国土交通省及び海上保安庁】

- ・最新の津波被害想定等を踏まえた、港湾における「粘り強い構造」を導入した防波堤の整備や、津波避難施設等の設置等、ハード・ソフトを組み合わせた津波対策により、人命・財産の被害を早期に防止・最小化する。

【具体目標】

- ・津波対策（港湾計画等に基づく第一線防波堤の整備・粘り強い構造への改良、津波避難施設の整備）を緊急的に行う必要のある港湾の整備完了率

＜緊急対策区域（市町村）＞

60%【R 5】 → 80%【R12】

(iii) 災害応急対策の活動拠点となる官庁施設の防災拠点機能確保【国土交通省】

- ・津波襲来時の一時的な避難場所を確保するとともに、災害応急対策の活動拠点となる官庁施設について、防災拠点機能の確保に必要な対策を総合的かつ効率的に推進する。

【具体目標】

- ・災害応急対策の活動拠点となる合同庁舎のうち被災時の機能確保が必要な施設における対策（電力確保のための改修、劣化箇所の改修等）の完了率（再掲）

＜緊急対策区域（市町村）＞

0%【R 6】 → 42%【R12】

(iv) 津波ハザードマップの作成支援及び防災訓練の実施【内閣府、消防庁、農林水産省、国土交通省及び海上保安庁】

- ・「水害ハザードマップ作成の手引き」（令和5年5月国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）の普及促進、海底地形データの提供により、市町村の津波ハザードマップの作成支援を行うとともに、防災訓練等を実施することで住民の防災意識の向上を促す。

【具体目標】

- ・津波災害警戒区域が指定されている市区町村のうち、最大クラスの津波に対応したハザードマップを作成・公表し、避難訓練等を実施した市区町村の割合

＜緊急対策区域（市町村）＞

0%【R 5】 → 100%【R12】

(v) 津波避難施設（津波避難ビル等）の指定【内閣府及び消防庁】

- ・「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（令和8年1月内閣府（防災））の普及、意識啓発活動等を実施することにより、津波避難ビル等の指定を推進する。

【具体目標】

- ・津波避難ビル等の指定・整備等により避難困難地域に対する対策を実施した市町村の割合

＜緊急対策区域（市町村）＞

46%【R 2】 → 100%【R17】

(vi) 避難場所・避難経路の整備【国土交通省】

- ・津波避難タワー等の避難場所の整備や、早期避難が可能となるよう、海岸堤

防スロープ等の避難経路の整備を推進する。

【具体目標】

- ・災害に強い市街地形成に関する対策を優先的に必要とする地域のうち、対策（津波避難タワー等の整備、不燃化促進、緊急車両アクセス向上、防災機能強化等）が概成した割合（再掲）

＜緊急対策区域（市町村）＞

14%【R 7】 → 45%【R12】

② 災害対応力の強化

ア 一人でも多くの命を救うための防災関係機関相互の連携による災害応急体制の整備

首都直下地震が発生した場合、広域かつ甚大な被害の発生が想定され、国の各行政機関を始めとする防災関係機関の役割分担と活動内容について、具体的に定めておくことが必要不可欠である。このため、国〔各府省等〕は、防災基本計画（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第8号に規定するものをいう。以下同じ。）のほか、東京都及び首都圏各県、指定公共機関等と連携して、首都直下地震が発生した場合に、各防災関係機関が直ちに活動を開始し、災害応急対策活動を円滑かつ迅速に実施するため、各防災関係機関の実施すべき災害応急対策活動に当たる部隊等の活動規模、物資調達、緊急輸送ルート、防災拠点等を具体的に定める計画（以下「具体計画」という。）を作成し、国と地方公共団体等が一体的に災害応急対策を実施できる体制を綿密に構築しておくものとする。また、国〔各府省等〕、地方公共団体等の各防災関係機関は、防災基本計画及び具体計画を踏まえ、それぞれの機関の役割に応じた具体的な行動を明確化し、たゆまぬ訓練の実施を含め体制の整備に努めるものとする。行動の明確化に際しては、首都直下地震の被害の様相に鑑み、特に、以下の点について明確にするよう留意するものとする。

- ・ 深刻な道路交通麻痺へ対応するための各機関が行うべき道路啓開、放置車両の処理及び交通制御の手順や役割
- ・ 大規模な延焼火災に対応するための全国からの消火部隊その他救助・救急・医療部隊の被災地での迅速な展開の体制
- ・ 膨大な傷病者に対応するための医療機関の早期復旧、臨時医療施設の開設、地域内搬送手段の多様化、広域医療搬送等の緊急時の医療活動体制の構築
- ・ いわゆる災害関連死を防ぐための生活環境の向上、行政が把握しづらい膨大な在宅避難者等への対応、広域的避難の促進及びそのための都県域を越えるホテル・旅館等への避難等の手続の具体化

- ・物資の絶対的な不足に対応するための国及び地方公共団体による救援物資の調達・供給に関する体制の構築とルールの特明確化、店舗販売の早期再開のためのライフラインやインフラの復旧及び物資輸送車両の通行確保や優先給油の仕組み等の構築
- ・国と都県等が一体となって災害応急対策を実施するための政府現地対策本部の被災都県庁等への設置、都県の災害対策本部との連携、情報共有のためのシステム及び地方公共団体への連絡要員（リエゾン）の派遣等の体制の構築

国〔各府省等〕は、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊、海上保安庁の部隊、DMAT（災害派遣医療チーム）、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）等による災害応急体制の充実・強化を図るとともに、連携強化のための訓練等を実施し、対処能力の更なる向上に取り組む。くわえて、国〔内閣府、消防庁等〕は、地方公共団体による他の地方公共団体との更なる相互応援協定の締結促進や緊急消防援助隊の部隊の増強、部隊間の円滑な情報共有のシステム、車両・資機材の充実・強化、回転翼航空機の配備・更新等の広域的な応援体制の充実・強化を促進する。また、国〔各府省等〕、地方公共団体等の防災関係機関及び関連事業者は、広域的な活動を連携して円滑に行うため、応急対策活動に関する検討を行い、必要な事項について標準化を進める。

さらに、国〔各府省等〕及び地方公共団体は、二次災害・複合災害の発生を考慮し、庁舎等の公共施設について災害発生後緊急的に点検・調査し、支障がある場合には迅速な応急対策を行う体制を構築するとともに、複合災害により対策本部を複数設置した場合の応急対策要員等の計画についてあらかじめ定めておく。

国〔総務省〕は、被災地方公共団体に対する応援が迅速に行われるよう、「首都直下地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン」（令和8年3月30日総務省）を策定し、即時応援する地方公共団体をあらかじめ決定する。

地方公共団体は、あらかじめ受援計画を作成し、受援に向けた体制を構築しておく。また、受援計画に基づく訓練の実施等により、受援計画の実効性の確保に取り組む。さらに、都県は、平時から市町村に対して受援計画の作成や実効性の確保に向けた支援を行う。

国〔各府省等〕及び地方公共団体は、災害応急活動の活動拠点や災害対応従事者や応援者の宿泊場所・生活場所を確保するため、対策本部車・待機支援車の活用、災害対応車両登録制度による民間のトレーラーハウス、ムービングハウス等の活用、老朽化が進む庁舎等における拠点機能の確保等について検討する。

応援者においては、資機材や装備品等を自ら確保することを心掛け、応援者同士で移動手段や資機材を共同利用して効率的に活動できるよう、事前の連携体制の確保について検討する。

また、国〔各府省等〕、地方公共団体等は、災害対応従事者等が二次災害に遭わないために安全の確保対策を講ずるとともに、災害対応が長期化する中で適切な交代の実施やメンタルヘルスへの配慮を行うほか、多様なニーズに配慮した被災者支援を行うため、女性の職員が安全にかつ安心して災害対応業務に従事できるような環境の整備に努める。

【目標】

(i) 具体計画の見直し【内閣府】

- ・具体計画の実効性を高めるため、継続的に見直しを行う。

(ii) 緊急消防援助隊等の充実【消防庁】

- ・緊急消防援助隊の消火部隊等の増強や必要な車両等の配備・更新を図るとともに、航空部隊の充実を図る。
- ・迅速な広域応援に資する車両、後方支援体制等の確立に必要な車両やヘリポート・救助活動拠点等施設の整備促進を図る。
- ・自衛隊等との連携強化を図るとともに、教育訓練を通じて部隊運用の強化を図る。
- ・被災状況を迅速に把握するため、ヘリサット地球局等の資機材整備を進める。

【具体目標】

- ・緊急消防援助隊のうち、特に整備が必要な車両・資機材（特殊装備車両、後方支援車両、情報共有資機材等）を備えた緊急消防援助隊の割合

＜全国＞

93%【R 7】 → 100%【R12】

- ・緊急消防援助隊の部隊運用の強化を図るための教育訓練等の実施率

＜全国＞

100%【R 7】 → 100%【毎年度】

- ・航空消防防災体制の充実のため、航空小隊に特に必要な航空機・資機材（消防防災ヘリコプター（消防庁ヘリコプターを含む。）、ヘリサット地球局、持込型機上装置）の整備完了率

＜全国＞

94%【R 7】 → 100%【R12】

(iii) 警察災害派遣隊の充実・強化等【警察庁】

- ・より災害現場に即した環境での体系的・段階的な訓練の実施、車両・装備資機材の充実・強化等により、警察災害派遣隊の救出救助能力の強化、持続活動能力の向上、効果的な部隊運用等を図る。

【具体目標】

- ・広域緊急援助隊の部隊強化のため管区単位の合同訓練の実施率

<全国>

100%【R 7】 → 100%【毎年度】

(iv) 救助部隊の体制整備【防衛省】

- ・首都直下地震発災時に、より迅速かつ適切な自衛隊の災害派遣活動を行い得る体制を整備する。

【具体目標】

- ・災害救助能力の向上に資する装備品（CH-47J／JA）の整備率

<全国>

0%【R 5】 → 100%【R 9】

(v) 救助勢力の機動性の向上と充実・強化【海上保安庁】

- ・機動性の高い救助体制の充実・強化を図る。

(vi) DMATやDPAT等の充実【厚生労働省】

- ・DMATやDPAT等の養成や、事務局の体制を強化する。

【具体目標】

- ・各災害拠点病院におけるDMAT保有率（基幹災害拠点病院2チーム以上又は地域災害拠点病院1チーム以上）

<全国>

100%【R 6】 → 100%【毎年度】

(vii) TEC-FORCE活動の強化【国土交通省】

- ・TEC-FORCE活動計画を策定し、迅速な派遣が実施できる体制を構築する。また、TEC-FORCE活動計画に基づき迅速に活動できるよう、人材の育成や実践的な防災訓練の実施等のTEC-FORCEの災害対応能力向上を図る。

【具体目標】

- ・TEC-FORCEによる被災状況把握等の高度化（DiMAPSを始めとした情報集約ツールの開発等）への対応（訓練・研修・講習の受講）完了率

＜全国＞

16%【R 5】 → 100%【R12】

(viii) 首都直下地震における応急対策職員派遣制度アクションプランの策定等【総務省】（再掲）

- ・「首都直下地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン」（令和8年3月30日総務省）を策定し、定期的な意見交換、研修、訓練等の実効性の確保のための取組を実施する。

(ix) 地方公共団体の受援体制の確保【内閣府及び消防庁】（再掲）

- ・「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」（令和7年4月内閣府（防災））の充実や研修の実施により、地方公共団体における受援計画の策定を推進する。

【具体目標】

- ・地方公共団体の受援計画の策定率

＜緊急対策区域（市町村）＞

84%【R 7】 → 100%【R15】

- ・直近3年間に市町村の受援計画の作成や実効性の確保に向けた研修等の実施割合

＜緊急対策区域（都県）＞

—【R 7】 → 100%【R17】

イ 的確な情報収集・発信

国〔内閣府、消防庁等〕、地方公共団体等の防災関係機関は、現地災害対策本部、各都県の災害対策本部等において、迅速に被災直後の状況等を収集する体制を充実させる。被災地の被害情報の収集に当たっては、調査のための職員派遣、ヘリコプターやドローン、自動二輪車等の機材、人工衛星やセンシング等のデジタル技術等を用いた各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くした被害情報の把握に努める。国〔内閣府等〕、都県等は、入手した情報を新総合防災情報システム（SOBO-WEB）等を通じて関係機関等

へ速やかに共有する。そのため、国・地方公共団体間等の情報連絡体制の充実を図るとともに、あらかじめシステムの習熟や訓練に努める。

消防機関が取得した映像等の被災地の情報について、国や地方公共団体を始めとした関係者が共有する体制を強化する。

国〔法務省、国土交通省、総務省、外務省、消防庁等〕及び地方公共団体は、発災時に、我が国の経済社会の状況や被害等について正確な事実を国民及び諸外国に向けて発信するため、Ｊアラート（全国瞬時警報システム）や防災行政無線、緊急速報メール、アプリ、ＳＮＳ等の多様な発信方法の活用、高齢者や障害者といった要配慮者に対するバリアフリーやユニバーサルデザインを考慮した情報発信、外国人向けの多言語又は「やさしい日本語」での情報発信等の検討、駐日外国公館等との連携等といった情報発信に係る対策を講ずる。

国〔総務省等〕及び地方公共団体は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるよう、マスメディアとの連携強化やＩＣＴの活用を含め、情報提供の円滑化を図る。

国〔各府省等〕、都県等は災害時の情報発信に齟齬が生じないよう、一定の役割分担の下、一体的な情報発信及び情報提供に努める。特に、発災初期の段階は、マスメディア、インターネット、ＳＮＳ等を通じて風評やデマが大量に流布するなどのおそれがあることから、これらの情報を速やかに把握・分析し、事実確認、打ち消し情報の発信等を行う仕組みを構築する。このほか、平時からデマ等の拡散がもたらすリスクについて理解し、拡散しないなどの適切な対応ができるよう、啓発活動に取り組む。また、国〔総務省〕は、平時の取組として、災害時のデマ等の拡散を防ぐことにも資する幅広い世代のＩＣＴリテラシーの向上に向けた意識啓発等に取り組む。

国〔関係省庁〕は、企業等の事業体制の復旧や災害対応支援のため、企業等への情報提供の手法等について検討する。

【目標】

（い）新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）の推進【内閣府】

- ・新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）を活用し、関係機関の防災情報システムとのデータ自動連携により迅速に情報を集約・共有する防災デジタルプラットフォームを構築する。

【具体目標】

- ・地方公共団体等における新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）の利用率（再掲）

＜全国（本システムの利用者である省庁、地方公共団体、指定公共機関）＞

0 % 【R 5】 → 100 % 【R 12】

(ii) 防災行政無線（同報系）等の多様な防災情報伝達手段の整備【消防庁】

- ・災害時に迅速かつ的確に情報を伝達するため、防災行政無線（同報系）等の多様な防災情報伝達手段（Jアラートによる自動起動機能を含む。）の整備促進を図る。

【具体目標】

- ・防災行政無線等の多様な災害情報伝達手段の整備率

＜緊急対策区域（市町村）＞

— 【R 6】 → 100 % 【R 12】

- ・Jアラートシステムの更改により、住民の迅速かつ確実な避難が可能となる防災情報の配信が可能となった市区町村の割合

＜全国＞

0 % 【R 6】 → 100 % 【R 12】

- ・Jアラートによる自動起動が可能な情報伝達手段を複数保有する市区町村数の割合

＜全国＞

92.4 % 【R 6】 → 100 % 【R 12】

(iii) Lアラートによる災害情報の確実な伝達の推進【総務省】

- ・Lアラートについて、災害情報の迅速かつ確実な伝達の推進に向けた必要な見直しを行う。

【具体目標】

- ・Lアラートの必要な見直しの着手率

＜全国＞

33.3 % 【R 6】 → 100 % 【R 10】

(iv) 外国人等への情報発信の実施【内閣府、法務省、消防庁、国土交通省、気象庁、外務省等】

- ・発災時の外国人への対応、具体的には安否確認や避難・帰国支援が円滑に進められるよう、地方公共団体等から入手した情報を提供するなど、駐日外国公館等との連携を強化する。
- ・あらかじめ駐日外国公館等との情報連携の在り方について検討し、訓練等を行う。

- ・地震に対する知識・経験の少ない外国人に的確な情報伝達がなされるよう、多言語化やマスメディアとの連携等を含めた多言語による情報発信を推進する。

【具体目標】

- ・災害発生時の情報連携に関する訓練を実施している駐日外国大使館の割合（再掲）

＜緊急対策区域（都県）＞

100%【R 7】 → 100%【毎年度】

- ・防災パートを含む生活オリエンテーション動画の周知

＜全国＞

約 14 万回再生【R 7】 → 約 50 万回再生【R17】

- ・出入国在留管理庁において実施している関係者ヒアリング等を通じて構築された外国人支援団体や外国人コミュニティ等とのネットワークを活用した情報提供率

＜全国＞

100%【R 7】 → 100%【毎年度】

- ・首都直下地震発生時におけるやさしい日本語や多言語による情報発信

＜全国＞

0 回【R 7】 → 1 回【R17】

- ・訪日外国人観光客に対する、災害時情報提供アプリ「S a f e t y t i p s」を用いた、多言語による緊急地震速報等の災害時の緊急情報の提供率

＜全国＞

100%【一】 → 100%【毎年度】

（v）適時的確な情報の発信【各府省等】

- ・発災初期から SNS 等を確認し、デマ等が発生している場合には、相互に連携しながら、マスメディア、インターネット、SNS 等のあらゆる媒体を活用して適時的確に情報発信を行う。また、SNS 上の情報の分析や事実確認、打ち消し情報の発信を行う仕組みを構築する。

（vi）平時からの ICT リテラシーの向上【総務省】

- ・インターネットや SNS における幅広い世代の ICT リテラシーの向上に

向けた意識啓発等に取り組む。

ウ 道路啓開と道路交通渋滞対策等

首都直下地震発生時においては、深刻な道路交通麻痺が発生し、消火活動、救命・救助活動等に著しい支障が生じる可能性があるが、災害応急対策活動等を迅速に行うためには、速やかな緊急交通路、緊急輸送道路等の確保が必要不可欠である。

このため、道路管理者は、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を策定するとともに、定期的な見直しを行うものとする。また、当該計画も踏まえ、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結を推進するものとする。さらに、国〔国土交通省〕は、踏切道改良促進法（昭和 36 年法律第 195 号）に基づき、災害時の管理の方法を定めるべき踏切道の指定を推進するとともに、道路啓開計画に位置付けられた道路啓開ルート上の踏切についても指定を進める。あわせて、地震後の踏切の状況等を共有する緊急連絡体制の整備や、関係機関と連携し、指定した踏切の抜本的な対策を推進する。

このほか、国〔内閣府、警察庁及び国土交通省〕及び地方公共団体は、緊急通行車両の通行を確保するため、平時から災害時に運転者がとるべき行動についての啓発活動等を行い、国民の理解と協力を促すとともに、発災時には一般車両に対する適切な規制・誘導を行う。

国〔国土交通省〕は、自転車やバイク、無人航空機等の多様な手段の活用による現地調査の実施や、経路情報等の収集を行う I T S スポットや可搬型路側機等の増強、S N S 等を用いた民間から被害情報を収集するシステムの活用、E T C 2. 0 や民間が収集したプローブデータ、A I w e b カメラの情報等により得た交通情報と地理空間情報とのデータ連携、人工衛星画像の活用により、道路の被害状況を効果的かつ効率的に収集・把握し、道路啓開等を行うとともに、道路利用者に道路の通行可否に関するその情報が確実に伝わるよう I C T 技術を活用し、E T C 2. 0、情報板、インターネット等により迅速に情報提供するものとする。

被災地への救助部隊等の進入に当たっては、陸路だけでなく、海・川や空からのアプローチも重要である。

【目標】

- (i) 効果的な道路啓開に係る関係機関の連携の強化等【国土交通省】（再掲）
・道路法等に基づき、他の道路管理者及び関係機関と連携して道路啓開計画の

策定・見直しや訓練を実施すること等により、道路啓開等に必要な体制の整備や資機材等を充実させる。

【具体目標】

- ・道路法に基づく道路啓開計画に位置付けられた道路啓開訓練実施率
＜緊急対策区域（２ブロック）＞
０％【Ｒ６】 → １００％【Ｒ８】

（ii）一般車両の交通規制・誘導【内閣府、警察庁及び国土交通省】

- ・国民に対し、発災時に車両を使用しないことや交通規制等について周知・普及啓発を図る。
- ・発災後の一般車両に対する交通誘導のため、警備業者等との間で協定を締結し、訓練を実施する。

（iii）警察災害派遣隊の充実・強化等【警察庁】（再掲）

- ・より災害現場に即した環境での体系的・段階的な訓練の実施、車両・装備資機材の充実・強化等により、警察災害派遣隊の救出救助能力の強化、持続活動能力の向上、効果的な部隊運用等を図る。

【具体目標】

- ・広域緊急援助隊の部隊強化のため管区単位の合同訓練の実施率
＜全国＞
１００％【Ｒ７】 → １００％【毎年度】

（iv）発災後の早期の道路交通の確保【国土交通省】

- ・ＣＣＴＶカメラや可搬型機器、衛星通信装置等による遠隔からの道路状況の確認等による道路システムのＤＸを推進することで、災害発生時等の迅速な対応を可能とする。

エ 同時多発の市街地火災への対応

木造住宅密集市街地が広域的に連担している地区等における同時多発の市街地火災に対応し、被害を最小限に抑えるため、国〔内閣府及び消防庁〕及び地方公共団体は、地方公共団体間の応援体制の構築や緊急消防援助隊の充実・強化等により、首都圏のみならず全国からの消火部隊を被災地に展開させる体制の構築を進める。

地方公共団体は、延焼火災からの逃げ惑いによる人的被害を防ぐため、防災行政無線や緊急速報メール、ＳＮＳ等を活用したリアルタイムの情報発信

を行う。また、消防団や自主防災組織は、指定緊急避難場所への避難誘導を適切に行う。

【目標】

(i) 緊急消防援助隊等の充実【消防庁】(再掲)

- ・緊急消防援助隊の消火部隊等の増強や必要な車両等の配備・更新を図るとともに、航空部隊の充実を図る。
- ・迅速な広域応援に資する車両、後方支援体制等の確立に必要な車両やヘリポート・救助活動拠点等施設の整備促進を図る。
- ・自衛隊等との連携強化を図るとともに、教育訓練を通じて部隊運用の強化を図る。
- ・被災状況を迅速に把握するため、ヘリサット地球局等の資機材整備を進める。

【具体目標】

- ・緊急消防援助隊のうち、特に整備が必要な車両・資機材（特殊装備車両、後方支援車両、情報共有資機材等）を備えた緊急消防援助隊の割合
＜全国＞
93%【R 7】 → 100%【R12】
- ・緊急消防援助隊の部隊運用の強化を図るための教育訓練等の実施率
＜全国＞
100%【R 7】 → 100%【毎年度】
- ・航空消防防災体制の充実のため、航空小隊に特に必要な航空機・資機材（消防防災ヘリコプター（消防庁ヘリコプターを含む。）、ヘリサット地球局、持込型機上装置）の整備完了率
＜全国＞
94%【R 7】 → 100%【R12】

(ii) 防災行政無線等を活用した情報発信【消防庁】

- ・地方公共団体に対して、防災行政無線や緊急速報メール、SNS等を活用したリアルタイムの情報発信を促す。

(iii) 消防団の充実・強化【消防庁】(再掲)

- ・女性や若者等の入団促進等の消防団員の確保に努めるとともに、消火・救助等の活動を迅速に行うために必要な車両・資機材等の更新を含めた更なる充実を図る。

【具体目標】

- ・全消防団のうち、十分な救助用資機材（油圧切断機、エンジンカッター、電動カッター、チェーンソー及びジャッキ）を備え、救助活動等を行うことができる消防団の割合

＜緊急対策区域（市町村）＞

83.5%【R 6】 → 100%【R12】

(iv) 自主防災組織の育成・充実【消防庁】（再掲）

- ・自主防災組織の育成・充実、女性防火クラブ・少年消防クラブの活性化、防災教育の充実、訓練の実施等の取組を把握・支援するとともに、消防団や防災士等の多様な主体との連携を促進することで、活動活性化を図る。

【具体目標】

- ・自主防災組織による活動カバー率

＜緊急対策区域（市町村）＞

79.8%【R 7】 → 100%【R17】

オ 救命・救助体制

首都直下地震が発生した場合には、木造住宅密集市街地等を中心に、多数の負傷者や自力脱出困難者が発生することが想定されることから、国〔消防庁、警察庁、防衛省及び海上保安庁〕及び地方公共団体は、建設機械を保有する民間事業者等との連携を含め、救命・救助のための要員の確保・育成や訓練の実施、必要資機材の配備、活動拠点の確保等の体制の充実を図る。また、ヘリコプターやドローンを救命救助活動等に有効に活用するため、あらかじめ、離着陸適地の選定・確保・整備や、臨時の緊急着陸が可能な場所のリストアップを行う。緊急消防援助隊については、部隊の増強、部隊間の円滑な情報共有のシステムや車両・資機材の充実・強化、回転翼航空機の配備・更新等の広域応援体制の充実を図る。

国〔消防庁〕及び地方公共団体は、発災直後における救命・救助活動を行うに当たっては、被災地域内の近隣の住民の協力が不可欠であることから、自身の安全確保を前提としつつ、住民、自主防災組織、地域の企業等が協力しあって、要配慮者の避難支援のための実践的な訓練の実施等の救命・救助活動を行う体制の充実に努める。地方公共団体は、個別避難計画の作成や自主防災組織等と連携した安否確認等の取組等を促進する。

国〔消防庁〕は、救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し、傷病者に関する情報を把握する取組（マイナ救急）の全国展開を推進することにより、救急

救命体制の整備・充実を図る。

国〔内閣府、国土交通省及び農林水産省〕及び都県は、円滑な応急対策活動のための環境を確保するため、道路、河川、都市公園、海岸隣接部及び港湾・漁港に都県域を越える支援を行うための広域的な防災拠点について、あらかじめ明確にしておくこととする。また、効果的な広域オペレーションを実施するため、首都圏の広域防災のヘッドクォーターの機能等を有する東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘地区）及び被災時における物流コントロール機能の一部を有する東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（東扇島地区）を中心に、各拠点の役割分担を明確にするとともに、東京湾臨海部基幹的広域防災拠点が、所期の機能を発揮できるよう、適切な運営体制を確立する。

【目標】

（i）緊急消防援助隊等の充実【消防庁】（再掲）

- ・緊急消防援助隊の消火部隊等の増強や必要な車両等の配備・更新を図るとともに、航空部隊の充実を図る。
- ・迅速な広域応援に資する車両、後方支援体制等の確立に必要な車両やヘリポート・救助活動拠点等施設の整備促進を図る。
- ・自衛隊等との連携強化を図るとともに、教育訓練を通じて部隊運用の強化を図る。
- ・被災状況を迅速に把握するため、ヘリサット地球局等の資機材整備を進める。

【具体目標】

- ・緊急消防援助隊のうち、特に整備が必要な車両・資機材（特殊装備車両、後方支援車両、情報共有資機材等）を備えた緊急消防援助隊の割合

＜全国＞

93%【R 7】 → 100%【R12】

- ・緊急消防援助隊の部隊運用の強化を図るための教育訓練等の実施率

＜全国＞

100%【R 7】 → 100%【毎年度】

- ・航空消防防災体制の充実のため、航空小隊に特に必要な航空機・資機材（消防防災ヘリコプター（消防庁ヘリコプターを含む。）、ヘリサット地球局、持込型機上装置）の整備完了率

＜全国＞

94%【R 7】 → 100%【R12】

(ii) 警察災害派遣隊の充実・強化等【警察庁】(再掲)

- ・より災害現場に即した環境での体系的・段階的な訓練の実施、車両・装備資機材の充実・強化等により、警察災害派遣隊の救出救助能力の強化、持続活動能力の向上、効果的な部隊運用等を図る。

【具体目標】

- ・広域緊急援助隊の部隊強化のため管区単位の合同訓練の実施率

<全国>

100%【R 7】 → 100%【毎年度】

(iii) 救助部隊の体制整備【防衛省】(再掲)

- ・首都直下地震発災時に、より迅速かつ適切な自衛隊の災害派遣活動を行い得る体制を整備する。

【具体目標】

- ・災害救助能力の向上に資する装備品（CH-47J／JA）の整備率

<全国>

0%【R 5】 → 100%【R 9】

(iv) 救助勢力の機動性の向上と充実・強化【海上保安庁】(再掲)

- ・機動性の高い救助体制の充実・強化を図る。

(v) マイナ救急の全国展開・機能拡充【消防庁】

- ・国民の命を守るために、全国どの救急車でもマイナ救急が実施できる環境を推進する。
- ・マイナ救急の機能拡充を行い、救急業務の円滑化を図っていく必要がある。

【具体目標】

- ・消防本部におけるマイナ救急（救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し、傷病者に関する情報を把握する取組）の導入完了率（再掲）

<緊急対策区域（消防本部）>

16.7%【R 6】 → 100%【R12】

(vi) 道路における防災拠点機能強化【国土交通省】

- ・道路における防災拠点機能の強化を図るため、道の駅における防災対策を促進する。

【具体目標】

- ・道の駅における防災対策（防災上の位置付け（地域防災計画への位置付け）

がある道の駅の建物の無停電化及び災害時も活用可能なトイレの確保)の完了率(再掲)

＜緊急対策区域(市町村)＞

44%【R 5】 → 72%【R12】

(vii) 避難地や救援・救護活動の拠点等となる防災公園の整備・機能強化の推進【国土交通省】

- ・地震災害に対応した防災公園の整備により、災害発生時の避難地や救援・救護活動の拠点等としての機能を確保する。

【具体目標】

- ・防災拠点や避難地等の確保を図るために整備が必要な防災公園の対策(避難場所となる運動施設、支援部隊の活動拠点となる広場、災害応急対策に必要な備蓄倉庫・発電施設等の整備)完了率

＜緊急対策区域(市町村)＞

48%【R 5】 → 100%【R12】

- ・広域防災拠点・地域防災拠点・広域避難地となる防災公園における災害時に活用可能なトイレの確保率

＜緊急対策区域(市町村)＞

27%【R 4】 → 50%【R12】※

※ソフト施策により災害時のトイレ機能が確保され得ることを考慮し、半数の都市公園で非常用トイレの整備により災害時のトイレ機能を確保することとして目標を設定

- ・広域防災拠点・地域防災拠点・広域避難地となる防災公園における災害時に活用可能な給水施設の確保率

＜緊急対策区域(市町村)＞

42%【R 4】 → 50%【R12】※

※ソフト施策により災害時の給水機能が確保され得ることを考慮し、半数の都市公園で非常用井戸等の整備により災害時の給水機能を確保することとして目標を設定

カ 災害時の医療・保健・福祉機能

災害拠点病院について、非常用電源の確保、衛星電話の設置、飲料水・食料・医薬品の備蓄、ヘリポートの整備等を図り、また、一般病院や診療所についても、施設の耐震化を始めとした備えに取り組む。

発災後も高齢者や障害者等の要配慮者に対する医療・福祉サービスの提供を継続できるよう、医療施設や福祉施設は、施設の耐震化、BCPの策定及び

策定されたBCPの実効性の確保等に取り組む必要がある。

医療機関の被災によりその機能が著しく低下する中で、大量に発生が予想される重傷者や重篤な患者等に対応するため、国〔厚生労働省等〕及び地方公共団体は、災害医療情報の共有化を進めるとともに、DMAT・救護班等の派遣、医薬品・医療資機材の供出及び災害拠点病院を中心とした広域医療搬送についての体制の充実を図り、平時からの訓練及び広域災害に備えたチームの計画的な養成を推進する。医療機関においては、地方公共団体と協力した医薬品の備蓄等を推進する。

国〔厚生労働省〕、地方公共団体及び医療機関は、限られた医療資源を重傷者等に充てるため、軽傷の場合は在宅や避難所等での応急救護とすること、中等傷の場合は地域の病院やクリニック等で処置を行うなどの体制の充実と住民意識の啓発等を行う。

また、広域医療搬送だけでは限界があることから、発災時における医療機関の早期復旧、臨時医療施設の開設、地域内搬送手段の多様化等を図るための体制を構築する。

国〔厚生労働省〕及び地方公共団体は、被災した医療機関や避難所等の機能の補完のため、医療コンテナ等を活用した医療提供体制の整備を推進する。

国〔内閣府等〕は、ひっ迫する陸上の医療機能の補完として、船舶を活用した医療提供体制等の整備を推進する。

国〔厚生労働省〕は、被災都道府県等の被害状況等に係る迅速な情報収集、保健医療福祉調整本部の速やかな設置及び運営の支援等を目的とし、必要に応じて災害発生の急性期（おおむね48時間以内）にDMAT（災害時健康危機管理支援チーム）先遣隊を派遣する。地方公共団体は、DMATを派遣し、被災者の健康管理の応援等を行う仕組みを整備する。国〔厚生労働省〕は、そのための支援を行う。

地方公共団体においては、発災後の福祉ニーズの増加に対応できるよう、被災した福祉施設・福祉サービス等の機能の補完や地域包括ケアシステムの早期復旧のため、DWAAT（災害派遣福祉チーム）等の災害福祉支援の専門職の応援体制の整備や活動拠点の検討を行うとともに、被災人口に占める高齢者の要介護度別等の被災者数を見積もり、保健医療福祉活動支援の拠点となる広域的な活動拠点をあらかじめ検討する。

【目標】

- (i) 医療施設・社会福祉施設等の耐震化【厚生労働省及びこども家庭庁】（再掲）

- ・災害時の医療の拠点となる災害拠点病院及び救命救急センターのみならず、一般病院・診療所や社会福祉施設等の耐震性が不十分な建物について、耐震補強や非構造部材の対策等を図る。
- ・社会福祉施設等のブロック塀等の改修を行う。

【具体目標】

- ・災害拠点病院等（災害拠点病院、救命救急センター及び二次救急医療機関）の耐震化率

＜緊急対策区域（都県）＞

84.0%【R 4】 → 100%【R23】

- ・廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等の耐震化率

＜全国＞

99.47%【R 2】 → 99.71%【R12】

- ・廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等のうち、倒壊のおそれのあるブロック塀の改修が必要とされる施設の対策完了率

＜全国＞

20%【R 4】 → 53%【R12】

（ii）医療機関等の事前防災対策の強化【厚生労働省】

- ・医療機関等のライフライン機能維持に向けた対策を推進する。
- ・医療機関が、被災後も早期に診療機能を回復できるようBCPの整備を進める。

【具体目標】

- ・全国の災害拠点病院等（災害拠点病院、救命救急センター、周産期母子医療センター及び二次救急医療機関）における非常用自家発電設備設置率

＜緊急対策区域（都県）＞

85.4%【R 4】 → 100%【R12】

- ・全国の災害拠点病院等（災害拠点病院、救命救急センター、周産期母子医療センター及び二次救急医療機関）における給水設備整備完了率

＜緊急対策区域（都県）＞

84.5%【R 4】 → 100%【R17】

- ・BCPを策定している災害拠点病院等（災害拠点病院、救命救急センター、周産期母子医療センター及び二次救急医療機関）の割合

＜緊急対策区域（都県）＞

55%【R 4】 → 100%【R17】

(iii) 社会福祉施設等の事前防災対策【厚生労働省及びこども家庭庁】

- ・社会福祉施設等のライフライン機能維持等に向けた対策を推進する。
- ・社会福祉施設等が、被災後も早期に機能を回復できるよう、BCPの策定と訓練の実施等のBCPの実効性を高めるための取組を推進する。

【具体目標】

- ・廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等のうち、大規模地震時にも対応可能な非常用自家発電設備（3日分の電力確保）の強化が必要とされる施設の対策完了率

＜全国＞

12%【R 4】 → 49%【R12】

(iv) DMA TやDPAT等の充実【厚生労働省】（再掲）

- ・DMA TやDPAT等の養成や、事務局の体制を強化する。

【具体目標】

- ・各災害拠点病院におけるDMA T保有率（基幹災害拠点病院2チーム以上又は地域災害拠点病院1チーム以上）

＜全国＞

100%【R 6】 → 100%【毎年度】

(v) 医療コンテナの活用【厚生労働省】

- ・可動性のある医療コンテナの整備充実を図る。

【具体目標】

- ・可動性のある医療コンテナを有する三次医療圏の割合

＜緊急対策区域（都県）＞

90%【R 6】 → 100%【R12】※

※災害時の利活用方法について厚生労働科学研究等を通じ検討を進めつつ、R12以降も各都道府県全体で各二次医療圏1基以上に相当する個数の医療コンテナ（災害時に利用可能な可動性を有するもの）の保有を目指す等導入拡大を図る。

(vi) 船舶を活用した医療提供体制等の整備【内閣府等】

- ・ひっ迫する陸上の医療機能の補完として、船舶を活用した医療提供体制等の整備・充実を図るとともに、関係府省庁、地方公共団体、医療団体等と連携し、首都直下地震を想定した訓練を実施する。

(vii) 保健衛生・防疫対策の推進【厚生労働省】

- ・DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の養成により衛生対策を推進する。

【具体目標】

- ・地方ブロックDHEAT協議会が主催する、DHEAT訓練や研修等の開催率

＜全国＞

100%【R 7】 → 100%【毎年度】

(viii) 福祉施設・福祉サービス等の機能の充実【厚生労働省】

- ・DWA T等の災害福祉支援の専門職の応援体制の整備を促進するとともに、被災人口に占める高齢者の要介護度別等の被災者数を見積もり、保健医療福祉活動支援の活動拠点の検討を促す。

キ 物資調達・輸送

国〔総務省、厚生労働省、農林水産省及び資源エネルギー庁〕及び地方公共団体は、食料、飲料水、燃料等の生活必需品及び医薬品、通信機器等の備蓄又は調達体制の整備を行うものとする。

国〔内閣府〕は、プッシュ型支援物資のうち、発災後の避難生活ですぐに必要なで、調達に時間を要する物資について、予め各地域への分散備蓄に取り組む。

また、物資輸送機能を確保するため、国〔国土交通省〕、地方公共団体、物流事業者等は、協定の締結等による官民協力・連携による緊急物資輸送体制を構築するとともに、支援物資拠点となる物流施設における非常用電源設備の導入を促進する。

国〔警察庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、資源エネルギー庁及び国土交通省〕、地方公共団体、物流事業者等は、避難所のみならず、自宅で生活をする人々への物資を確保するため、災害支援物資や燃料の輸送のみならず、生活必需品の店舗販売を含め必要な物流の確保に向け、あらかじめ防災計画に基づく関係事業者との調整、物資確保に必要な車両を緊急通行車両とすることの検討等の備えを進める。その上で、国〔内閣府、警察庁、消防庁等〕は、事業者等へ「緊急通行車両確認標章」の事前取得を促すとともに、申請のオンライン化による事前確認の手続簡素化を推進する。また、国〔資源エネルギー庁〕、地方公共団体、石油事業者等は、緊急自動車や、災害応急対策に従事する「緊急通行車両確認標章」を掲げる車両に対し、優先給油を行える仕組みを

構築する。

さらに、各機関の非常用救援物資の備蓄量及び民間の生産在庫量について短時間で情報を集約し、被災地に効率的に配送ができる体制や、必要な物資を見込みで配送するための需要予測手法の構築等を進める。

【目標】

(i) 備蓄の充実、物資の情報管理の整備【内閣府】

- ・地方公共団体や住民等における女性や多様な主体の視点を踏まえた備蓄の充実を進めるとともに、備蓄物資や応援物資等に関する情報管理の仕組みを整備する。
- ・全国 10 地域へのプッシュ型の物資備蓄を推進する。

【具体目標】

- ・スフィア基準を満たす避難所を設置するために必要となるトイレ、ベッド等の災害用物資・資機材の備蓄を行っている市区町村の割合

<全国>

— 【R 6】※ → 100%【R12】

※令和 6 年 12 月に改定した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成 25 年 8 月内閣府）等を踏まえ、今後、スフィア基準に適合するために必要となる災害用物資・資機材の市区町村による備蓄状況を確認する。

- ・地方公共団体における新物資システム（B－P L o）の操作訓練参加率
<緊急対策区域（都県）>

0 %【R 6】 → 100%【R12】

- ・地方公共団体における新物資システム（B－P L o）の操作訓練参加率
<緊急対策区域（市町村）>

0 %【R 6】 → 100%【R12】

(ii) 緊急輸送体制の確保【国土交通省】

- ・発災時の緊急輸送体制を確保するための対策を推進する。

【具体目標】

- ・全国の市区町村と物流事業者団体との間の支援物資物流に関する協力協定の締結完了率（再掲）

<全国>

62%【R 6】 → 100%【R17】

- ・民間物資拠点のうち、災害時に物流拠点としての機能を維持することがで

きる電源設備の導入完了率

<全国>

19.7%【R 5】 → 50%【R12】

ク 燃料の供給対策

医療施設、避難所となる学校及びライフライン等の重要施設に迅速に燃料を供給するため、国〔資源エネルギー庁〕は、石油事業者等による以下の取組を促進する。

- ・製油所の石油製品の生産・入出荷機能の早期回復のための設備の安全対策、非常用発電設備の充実等の製品の安定供給機能の確保
- ・災害時石油供給連携計画に基づいた系列を越えた事業者間での情報共有、施設共同利用等による供給体制の構築
- ・指定行政機関、地方公共団体等と連携した共同オペレーション訓練、模擬給油訓練等の実施
- ・製油所等の出荷拠点から給油所に至るサプライチェーン全体をカバーする「系列BCP」の不断の見直し
- ・地方公共団体等との間の重要施設の燃料供給に関する事前情報共有体制の整備
- ・医療施設、避難所となる学校及びライフライン等の重要施設の住所や設備情報の地方公共団体との共有、発災時の供給優先度の設定等の迅速な燃料供給への備え
- ・ガソリンスタンド・LPガス中核充填所における非常用電源等の確保
- ・ガソリンスタンドにおける自動車のエンジンによるバッテリー機能を活用した給油設備の備え

国〔資源エネルギー庁〕は、発災直後から緊急輸送が行えるよう、あらかじめ手続の簡素化や一時的な規制の緩和を準備する。

地方公共団体、事業者等は、平時からの燃料調達を含めた協定を締結するなど、ガソリンスタンドとの連携体制を構築する。

国〔資源エネルギー庁〕、地方公共団体、石油事業者等は、被災地における自家用車の活用等の燃料が必要となることを踏まえ、燃料供給に関して的確な情報提供を行う。

【目標】

(i) 製油所等の災害対応能力強化【資源エネルギー庁】

- ・災害時における石油製品供給の継続のためのBCPの見直しや災害時石油

供給連携計画の訓練の継続及び計画の見直しを実施する。

【具体目標】

- ・系列BCPの不断の見直しにつながる取組の実施率
＜緊急対策区域に存在する企業単位＞
100%【R 6】 → 100%【毎年度】
- ・災害時石油供給連携計画実施訓練の前年度課題の改善率
＜全国＞
100%【R 6】 → 100%【毎年度】

(ii) 災害時に備えた燃料供給体制の確保【資源エネルギー庁】

- ・災害時に地域の燃料供給拠点となるサービスステーションの機能が確保されるよう災害対応訓練を実施する。
- ・災害時石油供給連携計画に基づいた訓練を実施し、燃料の供給体制を構築する。
- ・燃料供給が途絶した場合に備え、避難所となり得る施設や避難困難者が多数生じる施設への軽油やLPガス等の燃料の自衛的な備蓄等を促進する。

【具体目標】

- ・燃料タンク等を整備した避難所等の社会的重要インフラの割合
＜全国＞
70.3%【R 6】 → 100%【R12】
- ・地域の燃料供給拠点となるサービスステーションにおける災害対応訓練実施率
＜緊急対策区域（都県）＞
—【R 7】 → 100%【R12】
- ・災害時石油供給連携計画実施訓練の前年度課題の改善率（再掲）
＜全国＞
100%【R 6】 → 100%【毎年度】

ケ 避難生活環境の向上

膨大な数の避難者・被災者へ対応するため、国〔内閣府等〕は、地方公共団体による以下の取組を促進する。

- ・避難所の耐震化や天井の脱落防止対策、備蓄倉庫の整備及び施設設計段階から避難所としての活用を想定したフェーズフリー化やバリアフリー化

- ・厳冬期や酷暑期といった厳しい条件を想定した避難所の環境整備
- ・避難所におけるスフィア基準等に沿った避難所運営（トイレ・温かい食事・寝床等の整備等）や備蓄及び災害用ＬＰガスバルクの設置等の燃料の確保並びに災害時に活用可能なキッチンカー、トイレカー、ランドリーカー等の移動型車両・コンテナ等の所在情報の一元化等の推進
- ・再生可能エネルギーや蓄電池等の活用等を通じた自立・分散型システムの導入推進
- ・要配慮者が安心して生活できる設備や人員等の体制を整備した福祉避難所の指定並びに地域コミュニティや避難所の運営に精通した事業者、ＮＰＯ、ボランティア団体等による避難所の運営及び女性や多様な主体の避難所運営への参画並びにこれらのマニュアル等の明確化
- ・し尿や生活ごみの速やかな処理体制の確保等の衛生管理
- ・ホームページやＳＮＳ等の活用を含めた避難者に対する的確な情報提供体制の構築
- ・避難者の家族間で速やかな安否確認を行うため、複数の安否確認手段を使用する重要性の周知等
- ・ＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム）の派遣

被災地のこどもたちの教育環境確保のため、国〔文部科学省〕及び地方公共団体は、学校が避難所として活用される期間の短縮のほか、被災地外からの教職員等の派遣等による学びの継続・学校の早期再開のための方策を検討する。

国〔外務省〕及び地方公共団体は、駐日外国公館等との具体的な連携の在り方、外国人観光客の避難・帰国のプロセスとその支援等を検討する。また、地方公共団体は、災害時通訳ボランティアの避難所への派遣や多言語音声翻訳アプリの活用について検討する。さらに、外国人被災者への支援のため、国〔総務省〕は、地方公共団体等と協力し、災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図る。

また、国〔環境省〕及び地方公共団体は、ペットを伴う避難者の受入れに係る配慮について検討を行うものとする。

【目標】

（ｉ）防災拠点となる公共施設等の耐震化【警察庁、消防庁及び文部科学省】

- ・避難所や災害対策の拠点となる公共・公用施設及び不特定多数の者が利用する公共施設等の耐震化や非構造部材の対策を図る。

【具体目標】

- ・避難所等にもなる公立社会体育施設における構造体の耐震対策完了率（再

掲)

＜緊急対策区域（市町村）＞

90.4%【R 5】 → 100%【R10】

（ii）避難生活環境の整備等【内閣府、文部科学省、資源エネルギー庁及び環境省】

- ・避難所の環境整備を推進する。特に、酷暑期等の厳しい条件も想定して環境整備を進める。
- ・温かい食事の提供等が行われる避難生活環境を確保するため、地方公共団体と事業者や事業者団体等との間における協定の締結等の連携体制の整備を促進する。
- ・災害時に活用可能なキッチンカー、トイレカー、ランドリーカー等の移動型車両・コンテナ等を被災地のニーズに応じて迅速に提供するため、所在情報の一元化等を推進する。
- ・避難所における再生可能エネルギーや蓄電池等の活用等を通じた自立・分散型システムの導入を進める。

【具体目標】

- ・スフィア基準を満たす避難所を設置するために必要となるトイレ、ベッド等の災害用物資・資機材の備蓄を行っている市区町村の割合（再掲）

＜全国＞

—【R 6】※ → 100%【R12】

※令和6年12月に改定した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月内閣府）等を踏まえ、今後、スフィア基準に適合するために必要となる災害用物資・資機材の市区町村による備蓄状況を確認する。

- ・温かい食事を提供するほか、発災直後からスフィア基準を満たす避難所の割合

＜災害時に開所された避難所＞

0%【R 6】 → 100%【R17】

- ・温かい食事の提供のために、事業者や事業者団体等との協定を締結した割合（再掲）

＜緊急対策区域（市町村）＞

—【R 7】 → 100%【R17】

- ・被災地の支援に向けたキッチンカー・トレーラーハウス等の登録制度に登録された車両数

＜全国＞

— 【R 6】 → 1,000 台 【R12】※

※関係者へのヒアリング等から、登録制度の登録対象となり得ると想定される車両数

- ・燃料タンク等を整備した避難所等の社会的重要なインフラの割合（再掲）

＜全国＞

70.3% 【R 6】 → 100% 【R12】

- ・指定避難所等のうち、緊急に整備が必要な公共施設等における災害時に活用可能な再生可能エネルギー設備等の導入完了率

＜全国＞

25% 【R 6】 → 100% 【R17】

- ・避難所等にもなる公立小中学校の体育館等（体育館、武道場）における空調設備の設置完了率

＜緊急対策区域（市町村）＞

36.7% 【R 6】 → 100% 【R17】

- ・避難所等にもなる公立社会体育施設のうち、空調設備の設置が必要と認められる室における設置完了率

＜緊急対策区域（市町村）＞

47.8% 【R 5】 → 51.0% 【R12】

- ・避難所等にもなる公立小中学校におけるトイレの洋式化の整備完了率

＜緊急対策区域（市町村）＞

75.5% 【R 5】 → 100% 【R12】

- ・避難所等にもなる公立小中学校におけるバリアフリー化の整備完了率

＜緊急対策区域（市町村）＞

72% 【R 6】 → 100% 【R12】

- ・避難所等にもなる私立学校におけるバリアフリー化の整備完了率

＜全国＞

37% 【R 4】 → 65% 【R12】

（iii）避難所における衛生対策の推進【厚生労働省】

- ・「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」（平成 23

年6月3日厚生労働省)の周知により衛生対策を推進する。

(iv) 災害時の外国人対応【外務省及び総務省】

- ・発災時の外国人への対応、具体的には安否確認や避難・帰国支援が円滑に進められるよう、地方公共団体等から入手した情報を提供するなど、駐日外国公館等との連携を強化する。
- ・災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を推進する。

【具体目標】

- ・災害発生時の情報連携に関する訓練を実施している駐日外国大使館の割合(再掲)

＜緊急対策区域(都県)＞

100%【R7】 → 100%【毎年度】

コ ライフラインやインフラの早期復旧

国〔国土交通省等〕、地方公共団体、ライフライン事業者及びインフラ事業者は、発災後に現場復旧を担う地域の建設会社や建設業従事者等の担い手確保のための取組を推進する。

国〔内閣府等〕は、復旧見込み情報等の共有や連携体制の強化、復旧活動の調整方法等の検討を推進し、効率的なライフラインやインフラの復旧のため、新総合防災情報システム(SOBO-WE B)等を活用し、ライフライン事業者やインフラ事業者への情報共有や、利用者への情報発信を行う仕組みを検討する。

また、国〔各府省等〕、地方公共団体及び施設管理者は、二次災害・複合災害の発生を防止するため、交通インフラ、土砂災害防止施設・危険箇所、河道閉塞等の土砂災害発生箇所その他防災上・社会上重要な施設の破損等について災害発生後緊急的に点検・調査し、支障がある場合には迅速な応急対策を行う体制を構築する。

(ア) ライフラインや情報通信インフラの復旧体制の構築

人命に関わる重要施設に係るライフラインや情報通信インフラを優先的に早期に復旧させることができるよう、人材確保や資機材の配備、復旧訓練の充実等により復旧体制を強化する。

ア) 電気

電気事業者は、全国の他の電気事業者の応援による復旧支援体制及び早期復旧に向けた他のライフライン事業者及びインフラ事業者との情報共有・連

携体制を構築する。

イ) ガス

都市ガス事業者は、大規模な供給停止により他の地域のガス事業者が応援に入る場合等に備えて、事業者間での共同訓練を行う。

L Pガス事業者は、卸事業者や配送委託事業者と連携して供給継続するなどの体制を構築する。

ウ) 上下水道

上下水道事業者は、上下水道一体で復旧すべき最優先復旧箇所を平時から定めるとともに、上下水道施設の被害状況に応じた復旧支援を実施するため、国〔国土交通省〕が上下水道一体で全体調整を行い、関係機関と連携し、地震の規模に応じたプッシュ型での支援を含め、全国の他の上下水道事業者の応援による復旧支援体制を構築する。

また、処理場等の防災拠点化を進める。

被災者が自宅に早期帰還するためには、宅内配管の早期復旧が必要であり、そのために被災状況の早期把握や迅速な復旧に向けて、工事業者の確保等の体制を構築する。

【目標】

上下水道の復旧体制の構築【国土交通省】

- ・上下水道の利用を早期に復旧できる体制を構築する。

【具体目標】

- ・上水道事業者及び水道用水供給事業者における危機管理マニュアルの策定率

＜緊急対策区域（都県）＞

80%【R 4】 → 100%【R 12】

エ) 情報通信インフラ

電気通信事業者は、移動基地局の配備等の通信に係る応急復旧体制の強化に取り組む。

また、避難所や災害対策拠点の通信環境確保等を行うため、新しい通信サービス・機器の迅速な立ち上げと継続的な運営を地域が自ら円滑に行えるような仕組みづくりを検討する。

(イ) 交通インフラや河川・海岸施設等の復旧体制の構築

国〔国土交通省等〕は、交通インフラや河川・海岸の各施設の復旧に当たっての全体調整が行える体制を構築する。

災害発生時に、特に災害拠点病院等の人命に関わる重要施設への移動が可能となるよう、優先的に早期に復旧させるための人材確保や資機材の配備等により復旧体制を強化する。

ア) 道路

道路については、「ウ 道路啓開と道路交通渋滞対策等」に記載したところによる。

イ) 鉄道

被災鉄道施設の災害復旧を迅速に進めるため、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構によるRAIL-FORCEを通じた支援を迅速かつ高度に実施できるよう、国〔国土交通省〕はRAIL-FORCEの体制構築や隊員の対応能力向上と資機材のICT化・高度化を促進する。

鉄道事業者が部分的な復旧、折り返し運転等を行う際には、バス代行輸送の広域的な応援や連絡調整のための体制等を確保することが必要である。

【目標】

鉄道の早期復旧に向けた体制構築【国土交通省】

- ・RAIL-FORCEによる被災状況の把握及び復旧に向けた技術的助言を、より迅速かつ高度に実施するためにRAIL-FORCE隊員の対応能力向上と資機材のICT化・高度化を図る。

【具体目標】

- ・鉄道施設の被災状況調査を行うRAIL-FORCE隊員のデジタルツールに関わる訓練・研修・講習等（対象隊員数：約50人）への参加完了率（再掲）

＜全国＞

12%【R6】 → 100%【R10】

ウ) 港湾

港湾管理者は、港湾BCP・広域港湾BCPの策定を進めるとともに、それらの実効性を高めるため、BCPに基づく防災訓練等の実施を進め、周辺状況の変化等に応じてBCPを不断に見直す。

また、港湾施設の迅速な復旧のため、資機材の備蓄や、関係事業者との協定締結、作業船の確保の体制構築等の事前の備えを行う。くわえて、東京湾沿岸の主要港や企業専用の埠頭において、早期の港湾施設利用再開に係る取組を推進する。

船舶を利用した被災地支援を円滑化するために、受援側港湾だけでなく支援側港湾においても、支援船等の利用調整を行い港湾利用の最適化を図る。

国〔国土交通省及び海上保安庁〕は、東京湾内の航路啓開実施体制のほか、災害発生時の代替輸送ルート of 確保や代替港湾の利用のための体制の構築等について関係者と検討・調整する。

【目標】

(i) 港湾の早期復旧に向けた体制構築【国土交通省】

- ・港湾BCP・広域港湾BCPの実効性を高めるため、BCPに基づく防災訓練等の実施を進めるとともに、周辺状況の変化等に応じてBCPを不断に見直す。
- ・衛星やドローン、カメラ等を活用して、港湾における災害関連情報の収集・集積を高度化し、災害発生時における迅速な港湾機能の復旧等の体制を構築するとともに、その分析結果を施設整備に反映する。

【具体目標】

- ・国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾において、直近3年間の港湾BCPに基づく訓練の実施割合（再掲）
＜緊急対策区域（市町村）＞
100%【R6】 → 100%【毎年度】
- ・国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾及び開発保全航路のうち、遠隔かつ早期の現場監視体制を構築するための災害監視システム（みなとカメラ、強震計、海象計、潮位計、ドローン、利用可否判断のための事前解析のうち港湾等の特性に応じて必要となるもの）を緊急的に導入すべき港湾及び開発保全航路における整備完了率（再掲）
＜緊急対策区域（市町村）及び緊急対策区域の周辺の水域に存在する開発保全航路＞
10%【R6】 → 60%【R12】

(ii) 効果的な航路啓開に係る関係機関の連携の強化等【国土交通省】

- ・発災後に速やかに航路を確保できる体制を構築するため、航路啓開訓練やその結果を踏まえた航路啓開計画の見直し・充実を図る。

【具体目標】

- ・直近３年間に航路啓開訓練が実施された緊急確保航路の割合（再掲）
＜緊急対策区域の周辺の水域に存在する緊急確保航路＞
100％【R 6】 → 100％【毎年度】

エ) 空港

空港管理者は、空港業務継続計画（A 2－B C P）について不断の見直しを行うとともに、訓練の実施等を通じて実効性を確保し、また、大規模災害時における空港施設の応急復旧等の迅速化のための検討を進める。

【目標】

空港の早期復旧に向けた体制構築【国土交通省】

- ・空港の早期復旧のため、要員の確保や資機材の配備、情報提供方法等をあらかじめ計画しておくなど、復旧体制の充実を図る。

【具体目標】

- ・他空港との連携を空港の業務継続計画（A 2－B C P）等に位置付けている計画の策定完了率（再掲）
＜緊急対策区域等（11 空港）＞
0％【R 6】 → 100％【R12】

オ) 河川・海岸

河川・海岸管理者は、都県等と連携して、堤防等の復旧計画や浸水地域の排水計画を作成する。

サ 石油コンビナート災害への対応

石油コンビナート災害が発生した場合の市街地等への被害拡大を防止するため、国〔消防庁、経済産業省等〕、地方公共団体及び関係事業者は、石油コンビナート災害に特化したエネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）の整備等の災害対応能力の強化、避難体制の整備等を推進する。また、発災時において、二次災害防止のため、施設の点検を緊急的に行い、異常がみられる場合は関係法令に従って速やかに対処できるよう体制を構築する。

【目標】

石油コンビナート災害への対応【消防庁及び経済産業省】

- ・石油コンビナート災害等のエネルギー・産業基盤災害へ迅速かつ的確に対応

するため、緊急消防援助隊のエネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）等を用いた訓練、車両・資機材の整備等を実施し、災害対応能力の強化を図る。

【具体目標】

- ・緊急消防援助隊のうち、特に整備が必要な車両・資機材（特殊装備車両、後方支援車両、情報共有資機材等）を備えた緊急消防援助隊の割合（再掲）
＜全国＞

93%【R 7】 → 100%【R12】

- ・緊急消防援助隊のエネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）等を用いた訓練等を「全国6ブロックにおける合同訓練で年1回以上」実施

＜全国＞

100%【R 6】 → 100%【毎年度】

シ 治安対策

首都直下地震は被災地域が広範囲にわたることが想定されることから、発災直後の混乱期において治安が悪化することのないよう、国〔警察庁及び海上保安庁〕及び都県警察は、被災地域外からの警察官の派遣等を含む所要の警備体制の充実や、地域における防犯ボランティア組織との連携による警備体制の強化を進める。

ス 遺体対策

発見された遺体に対し、遺体の検視、死体調査、身元確認、遺族への遺体の引渡し等を速やかに行えるよう、国〔警察庁及び厚生労働省〕及び地方公共団体は、検視官の確保に加え、歯科医師を含む医師の被災地派遣に関する連携・協定等の締結、研修・訓練等を推進する。

また、遺体の保管や火葬等のため、地方公共団体は、民間葬儀社との連携等により、必要な資機材の確保、遺体の搬送体制の整備、仮安置所の設定、火葬場の耐震化等を推進する。

【目標】

遺体対策の推進【警察庁】

- ・大規模災害における遺体の検視、死体調査、身元確認について、関係機関と訓練を実施することにより連携体制を強化する。

セ 実践的な防災訓練等の実施

国〔内閣府等〕、地方公共団体等の防災関係機関等は、首都直下地震の特殊性を十分考慮して、総合防災訓練、各機関の事業継続の確保に係る訓練、発災時の緊急災害対策本部訓練、広域的応急対策訓練、現地対策本部訓練等を実施する。訓練から得られた教訓については、災害応急体制に適切に反映させるものとする。

国〔内閣府等〕、地方公共団体及び関係機関は、地方公共団体の首長や幹部に対する実践的な研修を実施するとともに、防災リーダーの育成も念頭に置き、防災教育の推進を図る。

【目標】

(i) 防災訓練の推進【内閣府、消防庁及び防衛省】

- ・国の行政機関、地方公共団体、その他の公共機関等の防災関係機関が相互に連携して、防災訓練を総合的かつ計画的に実施する際の指針を示すことにより、防災訓練を推進する。また、訓練の実効性を高めるため、図上演習型訓練による各対策本部の状況判断能力の向上、実状況を模したブラインド型訓練による各実動機関の連携や能力向上等を図ることに加え、参加型訓練や体験型訓練の実施による住民の防災意識の醸成を図ることに留意する。

【具体目標】

- ・前年度総合防災訓練大綱のフォローアップにより明らかとなった課題項目の対応率

＜全国＞

96%【R 5】 → 100%【毎年度】

(ii) 防災研修の推進【内閣府及び消防庁】

- ・防災研修の推進により、地方公共団体の首長及び職員等の防災対応能力の向上を図る。

【具体目標】

- ・学習到達度テストの一定点数以上達成者率

＜全国＞

80%【R 5】 → 100%【毎年度】

③ 災害対応ニーズの大幅な抑制と役割の分担

東京圏においては、首都直下地震の発生時に、膨大な数の住民が避難所に押し寄せると、避難所や避難所のリソースの不足、混乱等が生じることが想定さ

れ、被災地内での災害対応ニーズを抑制するとともに、避難所に入れない被災者の命を守ることが重要である。そのため、在宅避難や広域的避難が必要である。

また、発災後の混乱を防止するため、一斉帰宅を抑制するとともに、被災者が早期に通常の生活に戻れるようにするため、企業活動の早期回復等に努める必要がある。

ア 在宅避難の促進

国〔内閣府〕及び地方公共団体は、自宅での生活ができなくなった人について避難所での支援を行うため、それ以外の人に対して在宅避難を積極的に進める。

国〔国土交通省〕は、建築基準法の耐震基準を上回る高い耐震性能の住宅の普及に向けた制度の活用を促進する。

国〔内閣府及び農林水産省〕及び地方公共団体は、在宅避難に必要な家庭備蓄が進むよう、ローリングストックの考え方を浸透させるための普及啓発等の取組を行う。

地方公共団体は、被災者支援に携わる関係者（応援職員を含む行政職員、保健・医療・福祉関係者、NPO、ボランティア等）が連携して、地区内の在宅避難者の存在やその支援ニーズを含めた被災者に係る情報を収集・集約・利用できるよう、標準的なヒアリングシートの周知を徹底するなどの取組を推進する。

地方公共団体においては、在宅避難者向けの物資支援や保健・福祉等の行政支援を充実させる。

大規模マンションの管理組合においては、建物本体の耐震性を確保するとともに、内部設備の地震対策や機能強化を推進する。国〔内閣府等〕及び地方公共団体は、マンションにおける防災訓練の実施、非常用電源や仮設トイレ等の防災備蓄資機材の確保等を促進する。

高層マンションでの在宅避難においては、エレベーターの早期復旧を可能とするため、建築物の所有者において自動診断・仮復旧運転機能を追加する。国〔国土交通省〕及び関係事業者は、高層マンションのエレベーターの円滑・迅速な復旧体制の構築等を進める。また、国〔国土交通省〕、地方公共団体及び関係事業者は、建築物の所有者や居住者等へエレベーターの早期復旧のための普及啓発に取り組む。

【目標】

(i) 在宅避難の必要性の普及啓発（備蓄、耐震化）【内閣府、農林水産省及び国土交通省】

- ・各家庭で、発災時に在宅避難生活を送れるよう、耐震性の高い住宅の普及や個々の住宅等の耐震化等を行うとともに、『最低3日間、推奨1週間』分の水・食料等の備蓄を行うように周知を行う。
- ・ローリングストックの考え方の浸透を図る。

【具体目標】

- ・災害に備えた食料品を3日以上備蓄している家庭の割合（再掲）
＜全国＞
60%【R 7】 → 100%【R17】
- ・災害に備えた飲料水を3日以上備蓄している家庭の割合（再掲）
＜全国＞
70%【R 7】 → 100%【R17】
- ・災害に備えた携帯トイレ又は簡易トイレを3日以上備蓄している家庭の割合（再掲）
＜全国＞
27%【R 7】 → 100%【R17】

(ii) 在宅避難者のニーズ把握と行政支援の実施【内閣府及び厚生労働省】

- ・関係者が連携して、地区内の在宅避難者の存在やその支援ニーズを含めた被災者に係る情報を収集・集約・利用できるよう、地方公共団体に対し、平時から被災者台帳の作成準備を促すとともに、標準的なヒアリングシートの周知を徹底する。
- ・地方公共団体に対し、在宅避難者向けの物資支援や保健・福祉等の行政支援を実施できるよう事前の検討を促す。

(iii) マンション防災【内閣府及び国土交通省】

- ・長期優良住宅認定制度や住宅性能表示制度の活用を促進する。
- ・マンションにおける防災訓練等の防災対策のルール作りを行い、対策を促進する。
- ・エレベーター保守事業者による運転休止からの早期復旧の体制強化を図る。

【具体目標】

- ・防災備蓄資機材の確保を行っているマンションの割合
＜緊急対策区域（マンション管理組合）＞

35%【R 5】 → 70%【R15】

- ・年1回以上防災訓練を実施しているマンションの割合

＜緊急対策区域（マンション管理組合）＞

51%【R 5】 → 100%【R15】

- ・地震時管制運転装置の設置率

＜緊急対策区域（都県）＞

48%【R 6】 → 70%【R17】

イ 広域的避難への対応

広域的避難を促進するため、東京圏の地方公共団体においては、あらかじめ、茨城、栃木、群馬、山梨等の首都圏郊外部を始めとする他の地方公共団体との間での協定の締結や、自ら所有する保養所等の施設の活用等によって避難先を確保する。また、広域的避難に当たりホテル・旅館等を避難所として活用する際のマニュアルの作成、他の地方公共団体や民間事業者との間での協定の締結等を進める。これらの取組に加え、広域的避難の実施のための計画を作成して受入可能人数や移動方法等を定めることにより、首都直下地震発生時の広域的避難の実施に向けた具体的な体制の構築を進める。その際、ペットを伴う被災者の広域的避難に配慮する視点も重要である。

また、広域的避難先の確保や広域的避難先での円滑な勤務実施につなげるため、国〔内閣府、国土交通省、総務省等〕、地方公共団体、企業等においては、二地域居住やテレワークを更に推進する。

【目標】

（i）広域的避難の推進【内閣府】

- ・東京圏の地方公共団体に対し、他の地方公共団体との間での協定の締結等による広域的な避難先の確保を促進するほか、広域的避難実施のための計画の作成を促す。
- ・広域的避難に当たりホテル・旅館等を避難所として活用する際のマニュアルの作成等を促す。

【具体目標】

- ・ホテル・旅館等を避難所として活用する際のマニュアルを作成している都県の割合

＜緊急対策区域（都県）＞

30%【R 6】 → 100%【R17】

(ii) 二地域居住・テレワークの推進【国土交通省、総務省等】(再掲)

- ・ 平時から二地域居住やテレワークの定着を図る。

【具体目標】

- ・ 特定居住促進計画の策定数

＜全国＞

5 件【R 6】 → 600 件【R11】

ウ 膨大な数の帰宅困難者等への対応

膨大な数の帰宅困難者が徒歩等により一斉に帰宅を開始した場合、道路が混雑し、緊急車両の通行の妨げとなるほか、群集事故が生じるおそれがあることから、国〔内閣府、国土交通省等〕、地方公共団体及び民間事業者は、大規模地震が発生し、公共交通機関が運行を停止している中では「むやみに移動を開始しない」という基本原則や家族等の安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、一斉帰宅の抑制や一時滞在施設の確保等に向けた取組を推進する。

あわせて、国〔内閣府〕は、帰宅困難者等対策に関するガイドラインの周知を図るほか、ガイドラインに基づいた実地訓練の実施方法や訓練結果の周知方法等について示す。

一斉帰宅を抑制するためには、企業、学校等において従業員、児童生徒等が一定期間とどまることが重要であり、国〔内閣府及び文部科学省〕及び地方公共団体は、企業・学校等による以下の取組を促進する。

- ・ 発災時に自社従業員や児童生徒等を一定期間とどめることの必要性の周知及びそのために必要な食料・飲料水、災害用トイレ等の備蓄の推進
- ・ 自社従業員や児童生徒等に対する災害用伝言板サービスやSNS等の複数の安否確認手段の使用及び発災した場合の対応の周知
- ・ 備蓄や訓練等の一斉帰宅抑制のための取組の優良事例の横展開

また、一時滞在施設等は、公共施設のみでは十分な数を確保することが困難であることから、地方公共団体は、民間施設を活用した一時滞在施設等の確保のための民間事業者との協定の締結、地域防災計画等への一時滞在拠点施設の位置付け等を推進する。一時滞在施設に対しては、プライバシー及び女性の安全・安心の確保の観点から、男女別の受入れスペースの確保等の取組の必要性を周知する。大都市の駅周辺等においては、発災時に大きな混乱が発生するおそれがあるため、周辺企業等や交通機関、地方公共団体等からなる「駅前滞留者対策協議会」等において、発災後の対応や各主体の役割分担について定め

る。また、観光地においては、地方公共団体等は、観光客に対しても情報提供等を行える体制を構築する。

国〔内閣府等〕及び地方公共団体は、一斉帰宅による混乱が生じないように、発災後おおむね4日目以降に順次帰宅する「分散帰宅」の考え方について周知し普及を図るとともに、発災時には、一時滞在施設等の管理者とともに、適切な行動の呼び掛けや、帰宅困難者の適切な帰宅判断に必要な情報の収集・提供を行う。その際、平時からの訓練の実施、リアルタイムの情報提供、ピクトグラム等を用いた分かりやすい案内等を図る。また、円滑な徒歩帰宅を支援するため、危険箇所や混雑箇所での誘導の実施等に向けた取組を進めるとともに、食料や飲料水、トイレ、情報等を提供する機能を持った災害時帰宅支援ステーションを確保する。

また、地方公共団体においては、自力での徒歩帰宅が困難な要配慮者やこどもが自宅へ帰るための搬送拠点やルートとそのための搬送手段の確保の検討を進める。

国〔内閣府〕は、一時滞在施設等に一時的に避難する人をデジタル技術の活用により把握・支援することについて検討する。

国〔厚生労働省〕は、福祉施設や病院の利用者の安全確保について検討する。

【目標】

(i) 一斉帰宅抑制の普及啓発【内閣府】

- ・帰宅困難者等対策に関するガイドラインの周知を図るほか、ガイドラインに基づいた実地訓練の実施を促進する。

(ii) 一時滞在施設の確保【内閣府及び国土交通省】

- ・膨大な数の帰宅困難者が発生したとしても、混乱が生じないように、一斉帰宅の抑制や一時滞在施設の確保等の取組を推進する。

【具体目標】

- ・大規模災害時に特に多くの帰宅困難者が見込まれる地域において、帰宅困難者対策に取り組む地域の割合

＜緊急対策区域（市町村）＞

76%【R 5】 → 85%【R12】

(iii) 鉄道利用者・滞留者の安全確保【内閣府及び国土交通省】

- ・大都市の駅周辺等では多数の滞留者が集中して混乱が生じるおそれがあるため、こうした集中を未然に防ぐべく、リアルタイム人流データを活用した

滞留者の分布状況や一時滞在施設の開設状況等の情報提供等の滞留者に適切な情報を提供する取組を進める。

- ・都市再生安全確保計画等を策定・改定し、官民連携による一体的・計画的なソフト・ハード両面の対策を推進する。

【具体目標】

- ・都市再生安全確保計画の策定率
＜東京圏の都市再生緊急整備地域＞
55%【R 6】 → 60%【R12】

(iv) 徒歩帰宅への支援【内閣府】

- ・帰宅経路状況に係る情報の徒歩帰宅者への提供や、危険箇所や混雑箇所での誘導の実施等に向けた取組を進める。
- ・外国人も含む徒歩帰宅者が円滑に帰宅できるようにするため、飲料水、トイレ、沿道情報等の提供と休憩の場の提供を行う災害時帰宅支援ステーションの確保や歩行空間の確保、分かりやすい地図案内板やピクトグラム等が設置されている帰宅支援対象道路の設定を促進する。

(v) 搬送手段の確保【内閣府及び国土交通省】

- ・自力での徒歩帰宅が困難な要配慮者やこどもが自宅へ帰るための搬送手段の確保を促進する。

エ 企業の経済活動の早期回復

被災者の早期の日常生活回復及び経済被害の軽減のため、企業等は、経済活動の早期再開に向けてあらかじめ策定しておいたBCPの実行に取り組む必要がある。

特に、被災者が早期に通常の生活に戻れるようにするためには、被災地域における商業流通の維持や早期回復が不可欠であるため、個々の事業者等においてBCP策定等の対策を進めるとともに、サプライチェーン全体として物流の寸断を防ぐ必要がある。

また、同業他社と災害時に相互支援することをあらかじめ合意しておくこと等、他企業との連携も念頭に置いたBCPの策定を進めることも重要である。

さらに、被災地外において国全体の経済が落ち込むことを防ぐため、過度な自粛ムードに陥ることなく、企業活動等を継続することが望ましい。

【目標】

(i) 事業継続の取組の推進【内閣府、中小企業庁、内閣官房等】

- ・事業継続ガイドラインについて見直しを行うとともに、各業種向けのBCP策定指針等の活用により、実効性のあるBCPの策定を促進する。
- ・事業継続力強化計画認定制度、レジリエンス認証制度等を活用し、企業等の事業継続の取組を促進する。

【具体目標】

- ・大企業のBCPの策定完了率（再掲）
＜全国＞
75.8%【R 7】 → 100%【R17】
- ・中堅企業のBCPの策定完了率（再掲）
＜全国＞
54.8%【R 7】 → 80%【R17】
- ・事業継続力強化計画の認定件数（再掲）
＜全国＞
92,523 件【R 7】 → 190,000 件【R17】

(ii) 商業流通機能の確保【国土交通省】

- ・個々の事業者等においてBCP策定等の対策を進めるとともに、サプライチェーン全体として物流の寸断を防ぐための対策を進める。

【具体目標】

- ・物流事業者（大企業）におけるBCPの策定完了率（再掲）
＜全国＞
41%【R 5】 → 100%【R12】
- ・物流事業者（中堅企業）におけるBCPの策定完了率（再掲）
＜全国＞
17%【R 5】 → 100%【R17】

(4) 迅速な復興・より良い復興への備え

① 災害廃棄物処理対策

国〔環境省〕は、災害時等の事故リスクが懸念される一般廃棄物処理施設の整備及び更新を支援することにより、地域に不可欠な生活インフラであり、災害廃棄物処理の中核を担う一般廃棄物処理施設の強靱化を図り、一般廃棄物・

災害廃棄物の処理体制を充実・強化する。

地方公共団体は、現在の処理場の配置や処理能力を把握した上で、あらかじめ仮置場としても利用可能な空地进行をリスト化し、仮置場、処理場、処理する機材等のリソースを定期的に点検する。

地方公共団体は、単独での処理が困難な状況を想定した上で、過去の災害における災害廃棄物処理の課題把握や、被災地方公共団体外における広域処理が可能な体制を整備し、災害廃棄物等の処理計画の策定・見直しを行う。

国〔環境省〕は、特に処理計画未策定の中小規模の地方公共団体を対象に支援事業を実施し、災害廃棄物処理計画策定の促進を図るとともに、地方公共団体は、災害廃棄物処理計画の内容を住民に周知し、理解を得ることとで、計画の実効性を高める。

【目標】

一般廃棄物・災害廃棄物対策【環境省】

- ・一般廃棄物処理施設の防災機能を向上させる。
- ・地震時の災害廃棄物処理の迅速化を図る。

【具体目標】

- ・竣工・稼働後 25 年以上経過した施設のうち、緊急性が認められる一般廃棄物処理施設の整備・更新の完了率

＜全国＞

17%【R 5】 → 30.8%【R12】

- ・災害廃棄物処理計画策定率

＜緊急対策区域（市町村）＞

94%【R 7】 → 100%【R12】

② 一時的な住まいの確保

地方公共団体は、住まいを失った被災者に対し一時的な住まいを迅速に提供できるよう、関係団体と連携し、既存の住宅の活用に取り組み、国〔内閣府、国土交通省等〕は、地方公共団体の取組が進むよう支援する。また、国〔国土交通省等〕及び地方公共団体は、空き家を積極的に使う方策を検討し、平時から空き家の事前登録等を推進する。さらに公営住宅や空き家等について、迅速にあっせんできるように、国〔内閣府、国土交通省等〕は、施設の耐震化状況等を広域の地方公共団体間で迅速に共有し、被害を受けていない施設を被災者に広域でマッチングさせるような連携体制を整備する。

地方公共団体は、建設型応急住宅による住まいの確保のための体制の整備等に取り組み、国〔内閣府、国土交通省等〕は、地方公共団体の取組が進むよう支援する。

地方公共団体は、建設事業者や関係団体等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、調達・供給体制を整備するとともに、建設可能な用地について、あらかじめ把握しておく。

【目標】

(i) 賃貸型応急住宅の供給体制の構築【内閣府及び国土交通省】

- ・地方公共団体による既存の住宅を活用した住まいの確保のための体制の整備等を支援する。

【具体目標】

- ・賃貸型応急住宅の供与訓練を実施する地方公共団体の割合
＜緊急対策区域（都県）＞
100%【R 7】 → 100%【毎年度】

(ii) 空き家等の活用【内閣府及び国土交通省】

- ・公営住宅や空き家等について、発災時に地方公共団体が迅速にあっせんできる体制の整備等を支援する。

(iii) 建設型応急住宅の供給体制の構築【内閣府及び国土交通省】

- ・地方公共団体による応急仮設住宅の建設に要する資機材の調達・供給体制の整備や用地確保の取組を支援する。

【具体目標】

- ・建設候補地について最新の災害リスク情報を踏まえた再検証等を実施する地方公共団体の割合
＜緊急対策区域（都県）＞
53%【R 7】 → 100%【R 17】

③ 被災者の生活再建

地方公共団体は、被災者の生活再建等の復旧・復興に必要な業務を非常時優先業務として業務継続計画に位置付け、その実施体制等を定めておく。

国〔内閣府〕及び地方公共団体は、被災者の迅速かつ効率的な生活再建の支援のため、デジタル技術を活用した罹災証明の交付体制を確立するなど、支援措置を早期に実施するための体制づくりを推進する。また、被災者台帳を速や

かに作成できるよう、平時から被災者支援に関するシステムの導入を進めるなど、デジタル技術の活用等により広域的避難者に対して罹災証明書の発行や生活再建の相談等の支援業務を実施する仕組み等を構築する。

国〔環境省〕は、公費解体に関して、各種マニュアル等の必要に応じた改定を行い、地方公共団体は、各種マニュアル等を踏まえ、公費解体業務の要綱等を事前に整備する。

国〔財務省〕及び地方公共団体は、被災者が、地震保険により一定の補償が得られるよう、地震保険の普及等を図る。

【目標】

(i) 罹災証明書の速やかな発行体制の整備【内閣府】

- ・地方公共団体による罹災証明書の速やかな発行体制の整備を促進する。

(ii) 地震保険の加入促進【財務省】

- ・被災者が、地震保険により一定の補償が得られるよう、地震保険の普及を図る。

④ 事前復興計画等の推進

大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）を踏まえ、国〔内閣府〕は、被災地方公共団体が復興計画等を作成するための指針となるマニュアルの整備等により、地方公共団体が、被災を想定した関係者間の合意形成の進め方等の復興プロセスをあらかじめ検討し、住民等と共有を図ること等による事前準備を促進する。

地方公共団体は、迅速な生活の再建や産業・経済の早期の復興等のため、取り組むべき復興施策や方向性、優先順位、復興手順等をあらかじめ検討し、事前復興計画の策定を進め、早期に企業等へ情報提供を行う。また、職員の復興に係る実務能力の向上に向け、訓練を実施するほか、住民を対象としたワークショップ等を実施し、復興プロセス等の共有、個々の地区の課題や対応策についての検討等を行う。

【目標】

事前復興に向けた取組の充実【国土交通省及び内閣府】

- ・「復旧・復興ハンドブック」（令和 3 年 3 月内閣府（防災担当））の活用による事前復興の検討に関する周知を行うとともに、事前復興まちづくり計画策定の促進を図る。

【具体目標】

- ・事前復興まちづくり計画等の策定完了率

＜緊急対策区域（市町村）＞

3%【R 7】 → 9%【R12】

- ・復旧・復興ハンドブックの地方公共団体への周知率

＜緊急対策区域（都県）＞

100%【R 5】 → 100%【毎年度】

⑤ 地籍調査の加速化

地方公共団体は、復興事業等の迅速・円滑な実施に向け、土地所有等の権利関係の明確化のため、災害危険性の高い地域を中心として、地籍調査を進める。とりわけ、東京圏は地籍調査が進んでいないため、東京圏内の地方公共団体は、地籍調査を強力に進める。

【目標】

地籍調査の推進【国土交通省】

- ・円滑な防災・減災事業の実施や災害発生後の迅速な復旧・復興を可能とするため、地籍調査を実施し、土地の境界情報の整備を推進する。

【具体目標】

- ・優先実施地域（土地区画整理事業等により一定程度地籍が明確化された地域を除く地域）における地籍調査の完了率

＜緊急対策区域（都県）＞

66%【R 6】 → 72%【R11】

- ・調査対象地域における地籍調査の完了率

＜緊急対策区域（都県）＞

34%【R 6】 → 37%【R11】

⑥ 各種用地の事前確保の促進

地方公共団体は、自ら所有する公園や運動場、未利用地等と合わせて、企業等が所有する駐車場やグラウンド等のほか都市農地等を災害時に一時的に使用するための協定をあらかじめ締結しておくこと等により、平時から膨大な量のがれき等の災害廃棄物の仮置場や中間処理施設、仮設住宅設置のための用地等を適切に確保し、災害時に使用可能な土地としてリスト化しておく。また、復旧・復興のための資機材の集積や支援部隊の活動拠点の確保を進める。

【目標】

(i) 地方公共団体に対する支援【財務省】

- ・地方公共団体が廃棄物仮置場や避難場所の確保等を進められるように支援を図る。

【具体目標】

- ・災害発生時に提供可能な国有財産（財務省以外の省庁が管理する国有財産を含む。）のリストを整備している財務局等の割合

＜全国＞

82%【R 6】 → 100%【R17】

(ii) 用地不足等への対応【内閣府】

- ・企業等が所有する土地を災害時に一時的に使用するための地方公共団体による協定締結を促進する。

⑦ 生業の再建

地方公共団体は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制を整備しておく。また、被災した中小企業者等の事業の復旧促進や被災地域の復興のため、公的金融機関の融資等の支援を行えるようにしておく。

8 その他緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進に関し必要な事項

(1) 計画の効果的な推進

首都直下地震対策の推進に当たっては、防災対策を一次的に担う地方公共団体と、積極的に被災地方公共団体の支援に当たるべき国との総合的な連携が極めて重要である。基本計画に示された施策や課題については、国、地方公共団体等がそれぞれ取組を行う中で、相互に支援していくとともに、共同の取組や整合性の確保を図っていくこととする。

また、首都直下地震対策については、関係する機関が広域かつ多岐にわたることから、減災目標の達成に向けて、対策の進捗状況等について、国の各機関及び地方公共団体が認識を共有し、一体となって取り組んでいく必要がある。このため、「3 首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持に関する事項」及び「7 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進に関し政府が講ずべき措置」において、減災目標を達成するために必要な施策の具体目標又は定性的な目標を定めたところであり、国は、各分野の専門家の意見を聴きながら、これらの進捗の把握や課題の共有等のフォローアップを毎年実施するものとする。

災害応急対策については、迅速かつ的確な活動を確保するため、災害発生時における応急対策の活動方針を具体化しておくことが必要であり、別途定める具体計画によるものとする。

基本計画については、首都直下地震に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討等を踏まえ、必要な見直しを継続的に図っていくこととする。

(2) 災害対策基本法に規定する防災計画との関係

防災計画に関しては、災害対策基本法において、防災基本計画を基に、指定行政機関及び指定公共機関は防災業務計画を、地方公共団体は地域防災計画を作成することとしている。法に基づく基盤整備等計画、地方緊急対策実施計画又は特定緊急対策事業推進計画の作成に当たっては、関連する機関の防災業務計画及び地域防災計画と調和のとれたものとなるよう、必要に応じてこれらの計画を参照するなど、配慮することが必要である。

なお、前述のように、地方緊急対策実施計画については、関係都県における地域防災計画のうち、地震防災対策に係る部分と内容の多くが重複する場合が考えられるため、地方緊急対策実施計画を作成する地方公共団体の地域防災計画のうち、該当する部分を引用して地方緊急対策実施計画として定める

など、地域防災計画の内容を活用して定めることで差し支えない。

また、地方緊急対策実施計画は、関係都県が作成するものであるが、緊急対策区域の市町村や指定行政機関、指定公共機関等においても、基本計画の趣旨を踏まえ、必要に応じ、地域防災計画や防災業務計画の見直し等に取り組むことが望まれる。